

令和 4 年

# 小樽市議会第 1 回定例会

令和 4 年 2 月 22 日開会

令和 4 年 3 月 17 日閉会



令和4年第1回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 2月22日～3月17日（24日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月 22日（火）	提案説明	
23日（水）	休 会	
24日（木）	〃	
25日（金）	〃	
26日（土）	〃	
27日（日）	〃	
28日（月）	会派代表質問 〔中村（吉宏）・高橋（克幸） 両議員〕	議会運営委員会
3月 1日（火）	会派代表質問 〔佐々木・川畑 両議員〕 質疑及び一般質問 〔前田・中村（岩雄） 両議員〕	議会運営委員会
2日（水）	一般質問 〔面野・高木・酒井・松田・小貫 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
3日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
4日（金）	〃	予算特別委員会（総務所管）
5日（土）	〃	
6日（日）	〃	
7日（月）	〃	予算特別委員会（経済所管）
8日（火）	〃	予算特別委員会（厚生所管）
9日（水）	〃	予算特別委員会（建設所管）
10日（木）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
11日（金）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
15日（火）	〃	
16日（水）	〃	
17日（木）	討論・採決等	議会運営委員会



令和4年  
第1回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 2月22日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号	3
	○提案説明 市長（議1～議34、報1、報2）	3
	○教育行政執行方針 教育長	14
	○提案説明 高野議員（議35）	17
1	日程第3 休会の決定	18
1	散 会	18

○ 2月28日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号	21
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	21
	○会派代表質問 高橋（克幸）議員	39
1	散 会	56

○ 3月1日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	日程第1 議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号	59
	○説明員から発言の申出	59
	○会派代表質問 佐々木議員	59
	○会派代表質問 川畑議員	79
	○質疑及び一般質問 前田議員	94
	○議事進行について 前田議員	98
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	99
	採 決（議13）	101
1	散 会	101

○ 3月2日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	103
1	欠席議員	103
1	出席説明員	103
1	議事参与事務局職員	104
1	開 議	105
1	会議録署名議員の指名	105
1	日程第1 議案第1号ないし議案第12号及び議案第14号ないし議案第35号並びに 報告第1号及び報告第2号	105
	○一般質問 面野議員	105
	○一般質問 高木議員	116
	○一般質問 酒井議員	125
	○一般質問 松田議員	131
	○一般質問 小貫議員	142
	予算特別委員会設置・付託	150
	常任委員会付託	150
1	日程第2 議案第36号	150
	○提案説明 市長（議36）	150
	採 決（議36）	150

1	日程第3	決議案第1号	150
	○提案説明	濱本議員(決1)	150
	採決(決1)		151
1	日程第4	休会の決定	151
1	散会		151

○ 3月17日(木曜日) 第5日目

1	出席議員	153	
1	欠席議員	153	
1	出席説明員	153	
1	議事参与事務局職員	154	
1	開議	155	
1	会議録署名議員の指名	155	
1	日程第1	議案第1号ないし議案第12号及び議案第14号ないし議案第35号並びに 報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査	155
	予算特別委員長報告	155	
	○議案第1号修正案の趣旨説明	小貫議員	155
	○討論	丸山議員	156
	採決	157	
	総務常任委員長報告	158	
	○討論	酒井議員	159
	○討論	中村(誠吾)議員	159
	○討論	高木議員	159
	採決	160	
	経済常任委員長報告	161	
	○討論	高野議員	161
	採決	161	
	厚生常任委員長報告	161	
	○討論	丸山議員	162
	○討論	山田議員	163
	○討論	高橋(克幸)議員	163
	採決	163	
	建設常任委員長報告	164	
	○討論	小貫議員	164
	採決	164	
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	165	

○討 論	高木議員	165
○討 論	高橋（龍）議員	166
○討 論	丸山議員	166
採 決		167
1 日程第2	意見書案第1号ないし意見書案第4号	167
○提案説明	高野議員（意1）	167
○提案説明	松田議員（意2、意3）	167
○提案説明を省略することについて諮る（意4）		168
○討 論	酒井議員	168
○討 論	横尾議員	169
採 決		170
1 日程第3	陳情	170
	常任委員会付託	170
	閉会中継続審査	170
1 閉 会		170



第1回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和4年度小樽市一般会計予算
1号修正案	令和4年度小樽市一般会計予算に対する修正案（丸山議員 外4名提出）
2	令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
3	令和4年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
4	令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
5	令和4年度小樽市住宅事業特別会計予算
6	令和4年度小樽市介護保険事業特別会計予算
7	令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
8	令和4年度小樽市病院事業会計予算
9	令和4年度小樽市水道事業会計予算
10	令和4年度小樽市下水道事業会計予算
11	令和4年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
12	令和4年度小樽市簡易水道事業会計予算
13	令和3年度小樽市一般会計補正予算
14	令和3年度小樽市一般会計補正予算
15	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
16	令和3年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
17	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
18	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
19	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算
20	令和3年度小樽市水道事業会計補正予算
21	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
22	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案
23	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案
24	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
25	小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案
26	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案
27	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
28	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
29	工事請負変更契約について[重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事]
30	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
31	市道路線の認定について[朝里東46号線、朝里東46号分線、樽川西循環連絡線]
32	市道路線の変更について [樽川西循環線]
33	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
34	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
35	小樽市非核港湾条例案
36	令和3年度小樽市一般会計補正予算
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算）]
報告2	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（除排雪関係経費に係る予算）]

○意見書案

1	ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書（案）
2	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）
3	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）
4	介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

○決議案

1	「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議（案）
---	--

○陳情

29	J R小樽駅前広場再整備の中止方について
30	小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（２月２８日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
  - (1) 公約実現に関するこれまでの成果と検証について
  - (2) 今後について
- 2 市政執行方針と令和４年度の予算案について
  - (1) 市政執行方針について
  - (2) 令和４年度の予算案について
- 3 まちづくりについて
  - (1) 中心市街地活性化について
  - (2) 築港地区と周辺整備について
  - (3) 観光に関連して
  - (4) 港とまちづくりについて
- 4 市民の安心安全について
  - (1) 今冬の除排雪について
  - (2) ふれあいパスについて
  - (3) 新型コロナウイルス感染症対策について
  - (4) 高島観光船訴訟に関する求償について
- 5 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（２月２８日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政問題について
  - (1) 収支改善プランの中間点について
  - (2) 歳入、歳出について
  - (3) 財源対策、基金について
  - (4) 令和３年度の決算の見通しについて
- 2 予算案に関連して
  - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
  - (2) ゼロカーボン推進事業について
  - (3) 宅地耐震化推進事業について
- 3 D X 推進に関連して
  - (1) 認識共有と機運醸成（ステップ０）について
  - (2) 全庁業務量調査について
  - (3) D X 推進関連予算について（キャッシュレス決済、外部人材、R P A の導入、行政手続オンライン化）
- 4 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（3月1日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 迫市政と2022年度当初予算について
  - (1) 迫市長再選出馬表明との関係
  - (2) 「令和4年度予算編成方針」について
  - (3) 新年度予算案の中から
  - (4) 民間からの人材公募について
- 2 連携によるまちづくりについて
  - (1) 他の自治体との連携について
  - (2) 事業者との連携について
  - (3) 大学との連携について
  - (4) 連携によるまちづくり全体として
- 3 新型コロナウイルス感染症対応について
  - (1) 第6波への保健所の対応について
  - (2) 感染症拡大の影響について
  - (3) 小・中学校の対応について
  - (4) 5～11歳のワクチン接種について
- 4 歴史文化関係について
  - (1) 国の制度活用について
  - (2) 地域遺産に関わって
- 5 その他

川畑議員（日本共産党）（3月1日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症に関して
- 2 市長の政治姿勢について
  - (1) JR函館本線並行在来線について
  - (2) 室内水泳プールの建設について
  - (3) ふれあいパスについて
- 3 除排雪に関連して
  - (1) 除雪費の補正について
  - (2) 除排雪の苦情について
  - (3) 指定避難所の市立忍路中学校入り口の除雪について
- 4 国民健康保険について
- 5 議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案について
- 6 その他

○質疑及び一般質問

前田議員（無所属）（3月1日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 おたるプレミアム付商品券事業について
- 2 小樽市鳥獣被害防止計画について
- 3 小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱について
- 4 カラスによる農業被害防止等について
- 5 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（3月1日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 余市・小樽間鉄道の存廃について
- 2 その他

○一般質問

面野議員（立憲・市民連合）（3月2日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 情報発信・情報収集について
- 2 行政のデジタル化について
- 3 第3号ふ頭及び周辺再開発について
- 4 コロナ禍における児童・生徒の体力・運動能力の低下について
- 5 その他

高木議員（自由民主党）（3月2日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 都市計画マスタープランについて
- 2 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について
- 3 空き家対策について
- 4 職員配置適正化計画について
- 5 並行在来線について
- 6 人口減少が将来に与える影響について
- 7 その他

酒井議員（日本共産党）（3月2日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市民生活について
  - （1）道路台帳図の電子化及びインターネット上での公開について
  - （2）「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定とそれに伴う警戒避難体制の整備等について
  - （3）保育について
- 2 その他

**松田議員（公明党）（3月2日4番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 消費者教育の推進について
- 2 ケアラー支援について
  - （1）高齢者、障がい者のケアラー等について
  - （2）ヤングケアラーについて
- 3 子宮頸がん予防ワクチン接種について
  - （1）無料接種の対象者について
  - （2）キャッチアップ事業について
- 4 その他

**小貫議員（日本共産党）（3月2日5番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 マンホール蓋の断熱について
- 2 市民税申告について
- 3 バス停の上屋について
- 4 その他





令和4年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

令和4年2月22日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

3番 小池二郎

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	佐藤靖久
財政部長	上石明	教育部長	中島正人
総務部総務課長	中村弘二	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

事務局 次長	佐藤 典孝
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

**開会 午前10時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、令和4年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月17日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第34号並びに報告第1号及び報告第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

**○市長（迫 俊哉）** 令和4年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

私が平成30年8月に市長に就任させていただいてから4年目を迎えています。市長任期のうち、大半を新型コロナウイルス感染症と向き合い、市民の皆さんの健康維持、安全・安心な生活の確保のため、感染防止対策に努めたほか、その影響を受けた地域経済の維持に力を注いでまいりました。

市民の皆さんの御理解と御協力により、マスクの着用、三密の回避、消毒、換気など感染を防ぐ基本対策の定着のほか、ワクチン接種が功を奏し、昨年10月以降は感染症の流行が比較的落ち着いた時期もありましたが、年末年始を過ぎた頃から、従来よりも感染力が強い新たな変異株であるオミクロン株が全国で急拡大しました。現在は感染第6波に見舞われ、日別の新規感染者数が過去最多を更新するなど収束はいまだ見通せない状況で、引き続き感染防止と社会経済活動の維持という難題に直面しております。

危機は、必ずその内部に未来への希望を宿しています。新型コロナウイルス感染症の拡大という危機をきっかけとした課題やリスクに対処していくことで、現在、本市が直面している課題解決への手がかりになる可能性があります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の渦中にあっても常に前を向き、将来につなげる強い地域社会を築いていくため、一步一步着実に行政を前へ進めていこうと、思いを新たにしたところです。

これまで積み重ねてきたキャリアを糧に、次に申し上げる3点の視点で、私が掲げた公約の実現や時代の要請への対応に向け、全力で取り組んでまいります。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に対応した政策への取組です。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進めることで、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現といった基本的な考え方が示されています。

本市においてもこの方針に基づき、様々な手段を用いて、市民の皆さんへ感染状況に応じたメッセージを通じて注意喚起を行うとともに、12月中旬に医療従事者向けから開始したワクチンの3回目接種につい

ては、高齢者向け接種、一般向け接種へと円滑かつ効率的に進めてまいります。

また、人口減少などによる市場規模の縮小や、長らく続いているコロナ禍に起因した消費者の行動変容などにより市内経済は大きなダメージを受けており、中小企業が多い本市の経済は立ち直りに時間を要するものと予想されます。このため、中小企業をしっかりと下支えし、感染状況を考慮しながら経済活動の回復を目指した施策を推進することで、市民の皆さんや事業者の方々の不安を少しでも取り除き、再び経済を軌道に乗せる政策に取り組んでまいります。

基幹産業である観光に関しては、国内誘客をターゲットに、潜在する観光需要の掘り起こしやリピーターの増加を目指し、パーソナル化やマイクロツーリズムを意識した情報発信をするとともに、各種商談会への出展など国内需要獲得に向けた取組を行います。

一方、海外誘客は、まずは来訪が多い中国、香港、台湾など熟成市場を念頭に、今後の渡航緩和なども見据え、海外市場を取り込んでいけるよう情報発信をするほか、歴史、文化、自然といった本市ならではの観光資源を活かした体験・体感型旅行、いわゆるアドベンチャーツーリズムの動画コンテンツの充実などに努めてまいります。

2点目は、人口減少・少子化対策への取組です。

令和2年に実施した国勢調査の確定値が昨年11月に公表され、本市の人口減少が一層進んでいる状況が明らかになりました。人口減少は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下を引き起こし、それがさらに連鎖することが懸念されます。

これまで本市が実施してきた人口減少対策は、子育て支援の充実、企業誘致や地場産業の振興による働く場の確保など、個別の課題ごとに関連部局が連携し事業を実施してきたところです。

今後は、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」をスローガンに掲げ、各分野を横断する共通の政策課題として、関連部局の職員が有機的につながるプロジェクトチームを設置し、施策を推進してまいります。加えて、効果的な情報発信に努め、本市への移住を検討される方々への相談体制を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、出産・育児に対する不安や孤独感をお持ちの方も増えておりますので、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない施策を進めることで、子育て世代の不安解消や子育てをサポートする体制の充実などに努めてまいります。

未来を担う子供たちには可能性があふれています。ボランティアとの協働による教育活動やふるさとキャリア教育などを通じ、子供たちを地域社会全体で支援し、育む取組を推進いたします。

子供たちがふるさと小樽を誇りに思い、またその子供たちも同様に誇れるような、次世代育成の観点で、子供たちの将来の姿を思い描きながら力を注いでまいります。

3点目は、将来を意識した施策への取組です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまで当然と考えられていた認識や社会全体の価値観に大きな変化をもたらしましたが、とりわけデジタル化への対応が急務です。国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画では、自治体が進めるべき取組のほか、地域社会のデジタル化について集中的に推進するとの方針が示されていることを踏まえ、本市においても、まずは自治体DX実現に向けた取組を行い、その後、地域社会のデジタル化の推進を段階的かつ着実に進め、市民生活におけるデジタル化の定着や利便性の向上を図ることで、地域の活性化に努める必要があります。

また、デジタル化と同様に、脱炭素社会の実現により持続性を持った社会像の設計・推進にも目が向けられています。本市も昨年5月に「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、脱炭素社会の実現に向け歩み始めたところであり、再生可能エネルギー導入の方向性や基本方針の策定を進め、将来を見据え、生活環

境及び自然環境の保全との調和を図り、豊かな自然と共生するまちづくりを目指すこととしております。

この二つの課題に取り組んでいくことは、地域の発展を考える上で必要不可欠なものであり、本市の未来を志向しながら、着実に前に進めてまいります。

このほか、現在進めている小樽港第3号ふ頭及び周辺地域の再開発に関しては、令和4年度において埠頭内の大型バス駐車場やクルーズターミナルの整備完了を目指しており、今後は、緑地など埠頭基部の整備が中心となります。また、北海道新幹線新駅周辺まちづくりの戦略的な議論を進めるとともに、JR小樽駅前広場の再整備に関しては目指すべき方向性を示すなど、交流の要所となる大型プロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

加えて、昨年12月に北海製罐株式会社から無償譲渡を受けた北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格活用に向けた検討や、歴史文化資源を基盤としたまちづくりを推進するための歴史的風致維持向上計画の策定に取り組み、歴史的な町並みを活かした個性あるまちづくりを進め、地域の活性化や市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成してまいりたいと考えております。

令和4年は、市制施行100周年を迎える記念すべき年です。豊かな発展を遂げた本市には、先人の方々の熱意や努力、創意工夫により、地域社会が築き上げてこられた歴史があります。節目となる本年は、素晴らしいまちの歴史を次の世代に責任を持って引き継いでいけるよう、その節目をお祝いすることで先人の方々への感謝を表するとともに、改めて本市が誇る魅力をたくさんの方々へ広く知っていただく契機となるよう努めてまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

本市はこれまで、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた歳入確保や歳出削減に取り組んでまいりました。

とりわけ、市税などの歳入動向がコロナ禍により予測しにくい現状においては、今後の不測の財政需要に備えるため、これまで以上に財政調整基金の確保に努めてきたところであります。

これらを踏まえ、令和4年度の当初予算編成に当たっては、初めに、歳入につきましては、令和3年度と比べ、市税では新型コロナウイルス感染症の税収に与える影響などは限定的であったことから増額が見込まれるものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は減少となるほか、譲与税・交付金についても新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減などにより、歳入総額は一般財源ベースで減額となる見込みであります。

一方、歳出においては、新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、自治体DXの推進や脱炭素社会の実現に向けた取組を新たに進めるとともに、これまで進めてきた財政健全化への取組についても手を緩めることなく、人口減少、少子化対策や地域経済の活性化など喫緊の課題を解決することにも心がけてまいりました。

その結果、行政経費は自治体DXの推進に係る経費などで増加しましたが、人件費や公債費などの減少により、歳出総額は、令和3年度予算編成時に比べ一般財源ベースで大きく減額したものの、なお財源不足が生じたことから、財政調整基金の取崩しなどによる財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

なお、令和4年度は、市長選挙が8月に予定されていることから、政策的予算を年度当初から着実に執行するためにも、通常予算としております。

また、本年は、市制施行100周年を迎える節目の年で、先人から受け継いだ様々な財産を次の世代に引き継いでいく決意と、これまで積み重ねてきた取組を着実に前へ進めるとともに、時代の要請に応える取組を推進していくことを新年度予算全体のテーマとし、「～「つなぐ」100年の歴史、次世代へ～」と掲

げたところです。

それでは、当初予算案に計上した主な事業の概要に関して、第7次小樽市総合計画のまちづくり6つのテーマに沿い、加えて、市制施行100周年に関連する事業の概要を御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、第1のテーマ「安心して子どもを生み育てることのできるまち」についてであります。

まず、子育て支援に関して申し上げます。新年度から、新生児聴覚検査の初回検査費用について公費による助成を開始します。また、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する母子訪問指導で、出産間もない母子の心身状態の把握に加え、育児不安や悩みなどがいないか確認させていただき、必要に応じ母子の育児相談、産婦同士の交流に資する取組を進めることで、情報交換や育児の仲間づくりを促し、安心して子育てが続けられるよう、バックアップ体制を整備してまいります。

医療扶助に関しては、範囲を拡大し、本年8月診療分から課税世帯の小学生の通院の際の自己負担額を初診時の一部負担金に限る、医療費の実質無料化を実施します。

市内の二つの認定こども園が実施する園舎の改修経費に関しては、一部補助を実施することで、保育環境の改善に努めてまいります。

また、ひとり親家庭の自立促進を図る観点から、職業能力開発のための資格取得に要する経費を助成することで経済的負担を軽減し、生活の安定と経済的自立を支援してまいります。

現在、小樽市勤労女性センター内に開設している放課後児童クラブを稲穂小学校内に移転するため、必要となる室内改修を実施し、子供たちが快適な環境で過ごせるよう、整備します。

学習環境の整備に関しては、一人一台端末の授業に適した新JIS規格の机に更新を行い、今後、順次更新を進めてまいります。

また、小学校における教育相談の件数及び不登校児童数の増加を考慮し、スクールカウンセラーの派遣回数の見直し等を図ってまいります。

加えて、スクールライブラリー便で学校に巡回・配本する図書を充実することで、子供たちの読書習慣の定着や意欲喚起に努めてまいります。

学校施設に関しては、現忍路中央小学校の耐震補強及びトイレ改修等を実施するとともに、桂岡小学校の耐震補強工事で朝里中学校校舎の長寿命化改修を進めるための実施設計を行います。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、民間保育所等に対し必要な経費を補助するとともに、公立保育所や小・中学校等においては、衛生用品の追加購入や衛生環境の向上に必要な備品等を整備いたします。

次に、第2のテーマ「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しては、試薬や消耗品等の確保といった検査体制の整備はもちろんのこと、感染症患者に係る医療費の公費負担、医療機関や宿泊療養施設への移送及び自宅療養者への支援など、引き続き、市民の皆さんの健康を守る体制を構築してまいります。

また、引き続きワクチンの確保に努め、新年度においても3回目接種や5歳から11歳までの子供たちへの接種が円滑に進められるよう、体制を整備してまいります。加えて、年中無休、24時間対応の受診・相談センターを引き続き設置し、発熱患者の受診・相談体制を整備することで、受診促進や感染症の拡大防止に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況を見通すことは難しいため、今後、予算に不足が生じた際には、必要に応じ適切に対応してまいります。

健康づくり施策の推進については、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、引き続き、10月までの早期受診者全員にクオカードを贈呈するほか、早期受診者及び未受診者に対してアンケートを実施し、今後の対象者に対する周知方法やニーズ分析を行います。

また、後期高齢者医療制度に加入されている市民の皆さんの健康寿命の延伸に向けた取組として、健康診査や歯科健康診査の受診率の向上を図ることを目的に、未受診者に対して、個別勧奨等を実施いたします。

このほか、令和4年度末をもって第2次小樽市男女共同参画基本計画の計画期間が終了することから、これまでの取組に加え、新たな課題を踏まえた新しい男女共同参画基本計画を令和4年度中に策定します。

次に、第3のテーマ「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」についてであります。

初めに、森林整備に関しましては、森林環境譲与税を活用し、未整備民有林の所有者へ経営管理権の意向調査を実施するほか、旭展望台周辺の環境整備やおたる自然の村に設置している老朽化した木製アスレチック遊具を更新いたします。

地場産業の活性化や地場産品の販路拡大に関しましては、小樽の地魚や水産加工品の知名度アップと消費拡大のほか、ブランド化を進める取組に対して支援することで、地元水産業や水産加工業の活性化を図ってまいります。

また、国内市場は縮小傾向にあるため、海外市場に目を向けていく必要があることから、海外販路拡大の支援として、独立行政法人日本貿易振興機構、ジェットロが運営する海外ECサイト、JAPAN MALLに商品登録を行った市内事業者に対し、登録に係る費用の一部を補助いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市内経済の低迷が続いていることに鑑み、昨年実施したおたるプレミアム付商品券を再度販売し、市民の皆さんの消費を喚起し、市内経済の活性化を推進してまいります。

中小企業に対する支援や創業促進への取組といたしましては、条例に基づき設置した小樽市中小企業振興会議からの提言を踏まえ、女性復職の制度化と商品パッケージの作成に関する支援を実施し、経営力の強化を図ります。また、まちのにぎわいづくりや先ほど申し上げた人口減少対策の一環として、移住者の創業に対する支援を強化するとともに、既存事業者が商店街や市場に空き店舗を賃借し新たな店舗開設や増設・拡張を行う際の家賃の一部を支援するほか、中心4商店街に店舗を開設する場合には内外装工事に対する補助も行うことで、事業者の経営安定や中心市街地の活性化を図ってまいります。

企業誘致に関しましては、市内への本社機能の移転やサテライトオフィス等の開設を検討していただくため、市内に事業拠点を持たない事業者に対し、本市への視察費用の一部を補助いたします。

観光に関しましては、昨年7月に「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が日本遺産候補地域として選定されましたが、3年後の日本遺産認定に向け、地域活性化準備計画に基づいた地域活性化、観光振興のための人材育成や普及啓発などの事業を進め、本市の強みである歴史・文化を生かしたまちづくりに向けた機運醸成に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育旅行に関するニーズが変化している状況があることから、誘致活動として、道外の学校や旅行代理店へ働き掛けるとともに、教育旅行の説明会や相談会へ出席し、本市の魅力のPRを積極的に進めてまいります。このほか、篤志者から寄せられたふるさと納税を活用し、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のライトアップを行い、北運河エリアへの回遊性を高める取組を実施することで、滞在時間の延長を促し、本市の新たな魅力を発信してまいります。

小樽港につきましては、第3号ふ頭において、クルーズ船受入環境の充実を図るため、大型客船の接岸

を可能とする岸壁改良工事の継続、上屋跡地の駐車場整備や33号上屋の一部を改良してクルーズターミナルを整備するとともに、埠頭基部のにぎわい空間の創出を図るため、緑地や小型船だまりの整備を進めます。

また、港湾機能の保全を図るため、老朽化した北防波堤や色内ふ頭護岸の改良工事を継続します。

次に、第4のテーマ「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」についてであります。

移住促進への取組といたしましては、移住支援や移住・定住を促進するための住宅取得費等に対する補助金について、国の交付金の拡充や移住相談でのニーズなどを反映して、所要の見直しを行います。また、起業者向けにオンラインによる移住体験ツアーの実施やテレワークモニターへの宿泊費用の補助など、新型コロナウイルス感染症による時代の変化にも対応した移住政策に取り組みます。

急坂、狭隘道路が多い本市において除排雪は、市民の皆さんに最も密着した課題であり、必要性、緊急性が高い事業となっています。冬期間の市民生活と経済活動を支えるため、これまで同様、効率的な雪対策を推進することはもとより、バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪を重視し、予防保全的に早めに作業を行うとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪車両を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

新幹線を活用したまちづくりに関しましては、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会において、開業効果を高めるため、新駅利用者の増加戦略の検討等を行うほか、新駅を中心とした周辺まちづくりに焦点を当てた、都市・地域総合交通戦略の策定及び新駅周辺地域の測量調査を実施いたします。

効率的なまちづくりに向けましては、当初、令和3年度から4年度の2か年で策定を計画していた立地適正化計画が新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により策定は約半年程度先送りとはなりますが、策定委員会の開催回数を増やすとともに、若い世代の意見を反映するためのワークショップの開催などで策定作業を充実し、市民意見を反映した、より本市にふさわしい計画の策定に努めてまいります。

災害への備えといたしましては、高齢や障害により、災害時に自力での避難が困難な方の避難を支援するための避難行動要支援者個別避難計画作成に向けた準備を進めるとともに、現在、避難所施設として指定されている教育委員会庁舎及び附属屋内小運動場のトイレについて、様々な避難者が安心して利用できるよう、多目的トイレや車いすが利用可能なトイレへ改修します。

消防力の充実強化といたしましては、老朽化した消防ポンプ自動車と高規格救急自動車、それぞれ1台を更新します。

次に、第5のテーマ「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

本市が表明した、ゼロカーボンシティ小樽市への取組として、2050年を見据え、どの再生可能エネルギーを導入するか、またその有効活用の手法といった方針を定めるに当たり、将来ビジョンや再生可能エネルギーの導入目標の設定ほか、脱炭素社会の実現に向けたシナリオの作成や実現のために必要な政策等を検討し、地域再エネ導入の方向性や基本方針を策定します。

また、市有施設10施設において省エネ最適化診断を実施することで、具体的な二酸化炭素削減効果や投資額、経費削減効果を可視化し、今後のさらなる省エネ改修や取組を推進してまいります。

食べ残し、売れ残りや賞味期限など様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは、大量の食品が無駄に廃棄され、環境にも悪影響を与えます。

今後の食品ロス削減を含めた、ごみのさらなる資源化、減量化の検討や令和6年度に計画期間の満了を迎える一般廃棄物処理基本計画の次期計画策定に係る策定資料とするため、家庭系一般廃棄物の組成分析調査を実施します。

公園整備については、市民の皆さんから多くの御意見が寄せられていることから、安全で快適な利用環



境を確保するため、施設管理体制を一部見直すとともに、市内各公園の除草や冬囲い、老朽化が著しい施設の更新、トイレの洋式化など適切な維持管理や改修を行います。また、旧国鉄手宮線の腐食が著しい枕木や花壇を更新し、修景の向上を図ってまいります。

このほか、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の屋外階段の修繕等を行い、歴史的建造物としての必要な保全に努めてまいります。

次に、第6のテーマ「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」についてであります。

本市を代表する国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店に関しましては、保存・活用を図るため、引き続き耐震補強工事及び保存修理工事を継続します。

同じく国指定の重要文化財である旧手宮鉄道施設に関し、文化財の適切な保存と来館者の安全を確保するため、必要な維持修理を実施します。

また、スポーツの振興に関しましては、日本陸上競技連盟の第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の付帯設備を更新いたします。

その他主要事業といたしましては、ふるさと納税制度に関しては、さらなる返礼品の拡充、磨き上げ等を行うことで、寄附受入額の増加はもとより、地元特産品等のPRや販路拡大による地域経済の活性化に取り組んでまいります。

時代の要請に対応する事業の一つとして、新年度も引き続き自治体DXの推進に取り組んでまいります。総務部情報システム課を（仮称）デジタル推進室として体制を強化し、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組を促進してまいります。

基幹業務システムの標準化に向けた検討を加速させるほか、本市への各種申請などの行政手続がオンラインにより可能となるシステムの導入、及び一部の窓口でのキャッシュレス決済や住民票等のコンビニ交付の導入に向けた準備を早急に進めてまいります。

加えて、民間の知見を活かした自治体DXの推進のため、外部人材を招へいするほか、RPAなどのデジタル技術を活用し、職員が繰り返し行っている業務システムへの入力などの事務軽減を図ってまいります。

公共施設の老朽化対策といたしましては、昨年度から施設維持のために実施している市民会館の大規模改修事業は、外壁改修工事を中心に、必要最低限の改修工事を行います。

また、現在、天神2丁目で行っている清掃事業所と旧堺小学校に設置している小樽市事業内職業訓練センターにつきましては、令和5年度から旧天神小学校へ移転することとしておりますが、移転後の業務が円滑に進められるよう、必要な施設改修を行います。

市民の皆さんのマイナンバーカードの保有率を高めるため、休日・夜間交付窓口設置のほか、臨時出張申請受付窓口を開設し、申請の促進や交付体制の充実を図ります。

このほか、本年執行予定の参議院議員通常選挙及び市長選挙に要する経費を計上しております。

主要事業の最後に、市制施行100周年記念事業に関して申し上げます。

市制施行100周年を記念し、全市を挙げて祝う記念式典を開催するとともに、市制発展の歴史を記録した記念誌を発行いたします。

また、本市とともに産業の振興と発展に向け歩んできた老舗企業に対しこれまでの功績を讃える100年企業表彰式の開催に当たり、主催する実行委員会に対して必要経費を補助いたします。

児童・生徒が主体となる取組として、各小・中学校区内にあるお勧めポイントを選び、その内容を基に市内散策マップとして作成し、観光客や教育旅行の誘致に活用するなど、子供たちの感性の育成に資する事業を実施いたします。

昨年11月に決まった北海道日本ハムファイターズの北海道179市町村応援大使プロジェクトとして、スポーツ交流事業の開催やトークイベントの実施を予定しています。

このほか、培われてきた小樽の歴史や文化に触れていただく事業を実施することで、市民はもとより未来を担う子供たち一人一人の心に刻まれ、また、その一つ一つが長く記憶に残るような取組を進めてまいります。

最後になりますが、私は本年8月に行われる市長選挙に2期目の立候補をさせていただくことといたしました。

市長就任以降、政治姿勢に備え、対話、経済と生活の好循環を掲げ、その時々々の課題に真摯に向き合ってきたと思っております。

しかし、将来に向けたまちづくりはいまだ道半ばでありますし、国勢調査の結果を見ましても、本市の最大の課題である人口減少に歯止めをかけるまでには至っておりません。

さらに新型コロナウイルス感染症と向き合うようになってから2年がたち、この間、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいりましたが、一方では、誘客の機会を失い、宿泊、交通、飲食などの業種を中心に地域経済は大きなダメージを受けております。

このような状況の中、感染拡大の防止とともに地域経済を回復軌道に乗せることが求められております。

こうしたことから、2期目の市政として、これらの課題を着実に解決に導き、小樽を活力あるまちとして、次の世代に引き継ぐ取組を進めてまいりたいと考えております。

まずは、残された半年の任期に全力を傾けてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第12号までの令和4年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和4年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、令和3年度当初予算では新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込んでおりましたが、実際の税収に与える影響は限定的であったことから、令和4年度については、固定資産税で減収が見込まれるものの、個人市民税、法人市民税などで増収を見込み、2.3%、3億1,410万円増の138億1,530万円を見込みました。

地方譲与税及び交付金につきましては、令和3年度のみ措置された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が皆減しましたが、法人事業税交付金、地方消費税交付金などの増収により減収幅が圧縮され、3.3%、1億2,571万円減の37億3,579万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、2.4%、3億9,600万円減の159億2,200万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費及び扶助費がそれぞれ1.4%の減となったほか、公債費において、地方税の徴収猶予の特例制度による一時的な減収を埋めるための特例債の償還終了などにより、11.4%の減となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を3.5ポイント下回る52.6%となりました。

行政経費につきましては、基幹システムの更新に係る費用や、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、本市のDXを推進するため、行政手続のオンライン化、RPAの導入、外部人材の招へいなどを実施する事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費や接種事業費の増に伴い、27.1%の増となりました。

建設事業費につきましては、クルーズターミナルの整備、清掃事業所及び小樽市事業内職業訓練センターの移転に伴う旧天神小学校の改修、忍路中央小学校の耐震補強等の事業の増などにより、31.5%の増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、民間保育施設等整備支援事業費補助金の皆増などにより、12.3%の増となりました。維持補修費につきましては、旧緑小学校解体事業費や清掃事業所第2事務所解体事業費が事業の終了に伴い皆減したことなどにより、2.0%の減となりました。

繰出金につきましては、青果物卸売市場事業への繰出金が特別会計の廃止に伴い皆減したほか、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、下水道事業分が減となりましたが、港湾整備事業が皆増したほか、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業、水道事業、簡易水道事業分で増となり、全体では0.6%の増となりました。

また、国の令和3年度補正予算において増額補正された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の消費喚起、経済の活性化を目的としたおたるプレミアム付商品券事業費を計上したほか、マイナンバーカードにより全国のコンビニエンスストアにおいて住民票や印鑑証明を取得できるサービスの導入、市民会館や市民センターの大ホールにオンライン配信のための回線を整備する事業など、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した事業を計上いたしました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動などを見込み、保険給付費が2.5%増の105億6,655万円となりました。

歳入では、保険給付費の増に伴う道支出金の増が見込まれるほか、保険料賦課割合変更による保険料激変緩和などのため、基金繰入金を1億4,340万円計上し、保険料の総額は0.3%減の16億7,556万円と見込みました。

住宅事業につきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行うほか、塩谷地区の市営住宅の集約建替えに向け、入居世帯の移転等を開始いたします。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は3.9%増の144億3,361万円、介護予防推進のための地域支援事業費は0.3%減の7億3,668万円となりました。

また、保険料は0.3%増の26億5,874万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料15億4,435万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億8,920万円及び事務費4,573万円を、事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ4,559万円の減となりました。これは主に、令和4年度及び5年度における保険料率の改定に伴い、減となったものであります。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う患者数の減少等により医業収益が伸び悩んでいる中、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、予断を許さない状況にあります。

このため、不安定な経営を余儀なくされているところではありますが、令和4年度におきましても、職員一丸となって、新型コロナウイルス感染症に対応し、質の高い医療サービスの提供に努めるとともに、より一層の経営改善を図りながら、地域の基幹病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するため、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新、耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和4年度末においても資金余剰となる見込みですが、令和3年度に引き続き、

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、給水収益は厳しい状況が予想されるため、今後ともさらなる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、処理場、ポンプ場における機械・電気設備や汚水管などの老朽化した施設を更新するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和4年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に下水道使用料は厳しい状況が予想されるため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量は減少いたしますが、このほかの廃棄物は一定程度見込めることから、資金収支の見通しは、令和4年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、令和2年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業の工事が着手され、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和4年度末においても過不足は生じない見込みとなっております。

以上の結果、令和4年度の財政規模は、一般会計では581億5,195万9,000円、特別会計では327億5,526万5,000円、企業会計では268億9,419万円、全会計では1,178億141万4,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で3.4%の増、特別会計で2.2%の増、企業会計で4.1%の増となり、全会計では3.2%の増となりました。

次に、議案第13号から議案第20号までの令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第13号につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症の変異株の影響による医療費の増加や、無症状濃厚接触者等の行政検査の増加に伴い、外部委託先を追加するなど、検査委託料の増加が見込まれるため、新型コロナウイルス感染症対策事業費を増額いたしました。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、第2次スクリーニング計画を作成する宅地耐震化推進事業費を計上し、本事業につきましては、令和4年度に繰り越した上で事業を実施する必要があることから、繰越明許費を計上いたしました。

これらについて、新型コロナウイルス感染症対策事業費は3月分の請求に早急に対応する必要があること、宅地耐震化推進事業費は年度内に契約手続を行う必要があることから先議をお願いしたいと考えております。

議案第14号の一般会計の主なものにつきましては、歳出では、国の補正予算を活用し、民間保育施設等に勤務する保育士等の賃金改善を行うことを目的とした保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費や、令和4年度への繰越明許費として、朝里小学校のトイレ改修事業費を計上したほか、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、拡大する感染やクラスター発生等に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策事業費やクラスター対策事業費などを計上いたしました。

また、市債元金償還金及び市債利子を減額したほか、将来の公債費負担に備えて減債基金積立金を計上いたしました。

さらに、決算見込みの精査により、歳出では、扶助費や今後の執行見込みがない建設事業費などを精査して減額いたしました。

歳入では、市税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金及び普通

交付税を増額したほか、減収補填債を計上し、財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1億7,764万2,000円の増となり、財政規模は、692億5,232万8,000円となりました。

次に、議案第15号から議案第18号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第19号及び議案第20号の企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少していることから、入院収益及び外来収益を減額するとともに、新型コロナウイルス感染症対応に係る国や北海道からの補助金を増額するため、所要の補正を計上いたしました。

水道事業につきましては、浄水場の電気設備更新において、半導体や電子部品などの工事材料が不足し、工事が完了できないことから、建設改良費を減額し、債務負担行為の額を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第21号から議案第34号までについて説明申し上げます。議案第21号個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、医療従事者の業務負担の軽減を図る目的で、病院局職員の定数を増員するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第23号小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金活用事業に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全及び活用事業を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正による北海道からの権限移譲に伴い、建築物における清掃等を行う事業者の登録事務に係る手数料を新設するものであります。

議案第25号公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案につきましては、公設青果地方卸売市場を廃止するとともに、関係条例の廃止及び改正を行うものであります。

議案第26号バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、住宅改造資金の融資対象者の年齢を引き下げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員の報酬の適正化を図る目的で、年額報酬を引き上げるとともに、出勤報酬等を業務の負荷及び活動時間に応じた金額に改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正により、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、傷病補償年金等を受ける権利を担保に供する特例規定を削除するものであります。

議案第29号 工事請負変更契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第30号過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきましては、「地域における情報化」に事業計画を新設し、過疎地域持続的発展特別事業について規定するとともに、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の事業計画の対象となる施設として認定こども園を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第31号市道路線の認定につきましては、朝里東46号線ほか2路線を認定するものであります。

議案第32号市道路線の変更につきましては、樽川西循環線の終点を変更するものであります。

議案第33号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるものであります。

議案第34号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を改定するとともに、段階的に全道統一的な保険料に近づける目的で、保険料の賦課割合を改定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、本市を含む北海道全域が、まん延防止等重点措置の措置区域の対象となったことに伴い、1月27日から2月20日までの期間において、北海道が市内飲食店等に対して行う営業時間短縮等の要請に応じていただいた事業者へ協力支援金を支給するため、一般会計の補正予算について、令和4年1月31日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、市内の降雪量が平年よりも多いことから、除排雪関係経費に不足が生じる見込みとなり、引き続き市民の皆さんの生活道路をはじめ、安全な通学路の確保など、きめ細やかな除排雪対応が必要であることから、一般会計の補正予算について、令和4年2月9日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

（演壇の消毒）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、令和4年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

（林 秀樹教育長登壇）

**○教育長（林 秀樹）** 令和4年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、さらには高度情報化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験だけでは、答えを見いだすことが難しい時代となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として大きく、子供たちの健康と安全を守りながら、確かな学びを保障していく適切な教育環境の確保が求められています。

こうした先行き不透明で予測が困難な時代背景の中で、市民一人一人が時代の変化を前向きに受け止めながら、郷土に誇りと愛着を持ち、主体的、協働的に社会と関わりながら学び続けていく環境を整えていくことが重要です。

また、市制施行100周年という節目の年を迎えた本市においては、先人たちが築いてきた教育の良き伝統

の継承を図るとともに、これからの小樽の未来を築いていく人材の育成に努めていく必要があります。

このような状況の中、教育委員会としては、小樽市教育推進計画に掲げる「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」という基本理念の具現化を目指し、様々な施策を通して教育行政を推進してまいります。

それでは、教育委員会が令和4年度に重点的に取り組む施策について、御説明いたします。

初めに、コロナ禍における学びの保障についてですが、学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、必要な保健衛生用品等を充実し、児童・生徒の安全・安心な学習環境の確保に努めるほか、臨時休業におけるオンライン学習や日常の授業等で活用する1人1台端末を効果的に活用するため、ICT支援員やヘルプデスクを配置するとともに、道の事業を活用し、学習指導員やスクール・サポート・スタッフを全校に配置するなど、サポート体制の充実を図ります。

また、端末整備による児童・生徒の机の広さを確保するため、計画的に新JIS規格の机に更新するほか、端末の破損を防ぐためのソフトケースなど、附属品を整備します。

次に、小樽市教育推進計画に示した、8つの目標に沿って、御説明いたします。

まず、目標1「未来を創る力の育成」に向けた取組についてですが、確かな学力の育成については、国や道の事業を活用し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や指導方法の工夫改善、小学校高学年における教科担任制など、指定校における包括的な学校改善を行うとともに、新たに授業改善推進チームを小学校に3名、加配で配置し、1人1台端末を活用した授業改善や、学習者用デジタル教科書を全小・中学校へ配備するなど、各種施策に取り組みます。

特別支援教育については、現在、通級指導教室を4校に開設しておりますが、新たに長橋小学校にも開設し、特別に支援が必要な児童・生徒を支援してまいります。

続いて目標2「豊かな心の育成」に向けた取組についてであります。ふるさと教育については、教材「小樽の歴史」を活用した学習を充実し、ふるさと小樽の歴史や文化、産業等についての理解を深めます。

読書活動の推進については、学校司書の配置を7名から8名に増員し、学校図書館の環境整備を充実することで、児童・生徒の読書習慣の確立に努めます。

いじめの防止や不登校児童・生徒の支援については、登校支援室における指導のほか、コーディネーターを中心とした訪問型支援やICTを活用した支援を継続するとともに、コロナ禍における児童・生徒の心のケアにも対応するため、スクールカウンセラーの派遣回数を拡充し、教育相談体制の強化を図ります。

続いて目標3「健やかな体の育成」に向けた取組についてであります。

体力・運動能力の向上及び食育の推進については、児童・生徒の健やかな体の育成を図るため、体育専科教員による体育の授業改善と栄養教諭を中心とした食に関する指導を両輪として取り組む実践校を指定し、公開研究会等を通して、その取組の成果を広く普及してまいります。

また、コロナ禍の影響で、児童・生徒の運動時間の増加や体力の向上に、より一層取り組む必要があることから、小樽市小中学校体力向上検討委員会において、教員向け指導資料を作成するとともに、各種スポーツ教室やスポーツイベント等への一層の参加促進を通して、健康の保持増進及び体力・運動能力の向上に努めます。

続いて目標4「家庭・地域との連携・協働の推進」に向けた取組についてであります。

家庭教育支援については、引き続き、児童・生徒に対し、生活習慣スケジュール表の活用やおたるスマート7ルールの徹底を促すほか、子供が自ら読書に親しめる環境整備のため、新たに、市立小樽図書館が選定した分かりやすく親近感が湧くテーマの図書等を小・中学校へ巡回、配本し、読書の楽しさを伝えることで生活習慣の改善を目指します。

また、放課後などに地域の人材を小・中学校に派遣し学習支援を行う樽っ子学校サポート事業や、地域住民等と連携し、子供の安全・安心な居場所を提供するおたる地域子ども教室のほか、プログラミング教室やジュニア科学講座など、各種体験教室を長期休業中などに開催し、児童・生徒の望ましい生活や学習習慣の確立に努めます。

コミュニティ・スクールについては、環境が整った小・中学校9校を新たに指定し、市内19校の小・中学校において、地域住民との連携・協働による学校づくりを進めます。

続いて目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組についてであります。

学校段階間の連携・接続については、幼児教育施設と小学校との連携強化を図るとともに、市内全中学校区において、義務教育9年間を見通した学力や体力の向上、中1ギャップの解消等に向けた小中一貫教育の取組に加え、小樽市小中高連携協議会を新たに設置し、本市の学校教育の諸課題の解決に向けて取り組んでまいります。

また、令和4年度から、忍路中央小学校と忍路中学校が小中併置校となることを契機に、文部科学省の授業時数特例校制度を活用して、総合的な学習の時間を増やし、忍路鯨漁撈の行事や忍路環状列石などの地域資源を生かしたふるさと学習を行うなど、体験的な学びの充実を図ります。

学校施設の整備については、昨年策定の小樽市学校施設長寿命化計画に基づき、忍路中学校を併置する現忍路中央小学校の校舎、屋内運動場の耐震補強工事とともに、校舎の屋上防水やトイレ洋式化などの改修を行うほか、市内で唯一、未耐震施設となっている桂岡小学校の耐震補強や、朝里中学校校舎の長寿命化改修に向けた実施設計を行います。

また、望洋台小学校と桜町中学校の屋内運動場に設置している暖房設備を更新し、教育環境の改善を図ります。

教職員の働き方改革については、小樽市立学校における働き方改革行動計画に基づき、部活動指導員の配置時間数を拡充するほか、成績処理や出席管理などの学校業務を統合的に管理するため、小・中学校各3校へ先行して導入した校務支援システムの効果的な活用について検証してまいります。

続いて目標6「生涯各期における学習機会の充実」に向けた取組についてであります。

まず、市民の多様な学習ニーズに応えるため、道内外から講師を招き、第50回目を迎える小樽市民大学講座の開講や、市民の学習要望を取り入れ、趣味や教養などの学びを提供するはつらつ講座の内容の見直しを図りながら、学習機会の充実に努めます。

文学館、美術館では、特別展や企画展の開催により広く学習機会の提供に努めてまいりますが、特に、日本を代表する洋画家である岸田劉生とともに、いち早く洋画が定着した小樽の大正、昭和初期の画家たちの作品を展示する特別展を開催し、近代洋画の魅力を伝えてまいります。

図書館では、コロナ禍における利用者の利便性を高めるため、多くの利用希望がある学習室の内窓を改修し、室内の換気を改善します。

総合博物館では、本市が日本遺産候補地域に指定されたことを受け、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財と背景を紹介する企画展を開催するほか、当館が所有する鉄道車両のうち、老朽化が進む除雪車両キ752の塗装補修を行います。

続いて目標7「文化芸術の振興と文化遺産の保存活用」に向けた取組についてであります。

北運河地区のランドマークである重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店については、平成30年度から取り組んでいる保存修理工事を引き続き進めるとともに、重要文化財旧手宮鉄道施設については、枕木更新や機関車庫の大扉の修繕を行います。

また、歴史文化基本構想の調査において、本市には多様な文化遺産があることが確認されていることか



ら、令和3年度に指定した、西川家文書、稲垣益穂日誌、花園公園設計図に続く小樽市指定文化財の指定に向け、調査を進めます。

文化芸術の振興については、子供たちが地域の伝統芸能や無形文化財に触れる機会の提供や、親子で日本の伝統文化を体験する伝統文化親子教室の開催を支援するほか、文学館、美術館での特別展や、小樽市文化祭、学校における芸術鑑賞事業の実施などを通じ、引き続き取り組んでまいります。

続いて目標8「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」に向けた取組についてであります。

まず、体育施設については、第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の計画的な施設整備を進めるなど、適切な維持管理に努めてまいります。

子供たちのスポーツに対する取組では、地域の社会教育団体やスポーツ団体の協力をいただきながら、未就学児や小学校低学年児童を対象に体を動かすことの楽しさを伝えるため、スポーツとの出会いの場を提供するなど、子供の体力向上への支援に努めてまいります。

また、新総合体育館の機能については、御議論をいただきながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、市制施行100周年記念事業については、ふるさと教育の充実を図るため、児童・生徒が校区のお勧めの場所を掲載した散策マップを作成し、観光客等へ広く紹介する「子どもたちが選ぶ『ふるさと100選』事業」を実施するほか、記念大会としてゲストラランナーを招致するおたる運河ロードレースの開催や、北海道179市町村応援大使によるスポーツ交流事業を実施します。

また、文学館では、特別展「100年前の青春群像」と題し、小樽で刊行された文芸同人誌「群像」の生原稿などを展示することにより、小樽の文芸文化を紹介するとともに、旧小樽地方貯金局竣工70年を機に通信・郵政建築展を開催し、建築家が追及した公共の場の形を紹介します。

図書館では、海の学び事業として、小樽発展の礎となった海との関わりを、過去、現在、未来をテーマに、展示や講演、ワークショップなどを通じて広く発信します。

総合博物館では、鉄道歴史体感プログラムとして、令和3年度に文化庁のLiving History（生きた歴史体感プログラム）促進事業を活用し整備した客車や貨車を、蒸気機関車アイアンホース号が牽引し運行するとともに、明治期の駅長制服の整備や、発車の合図として鳴らす100年前の鐘を配置します。また、本年は、幌内鉄道全通140周年に当たることから、JR北海道などとも協議を行いながら、連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、令和4年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明いたしました。現在のコロナ禍の状況でも子供たちの学びの保障や市民の皆様の学習・運動機会の提供などに努めてまいりますので、市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、議案第35号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○19番（高野さくら議員）** 提出者を代表して、議案第35号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

小樽市議会は、広島県や長崎県のように原子爆弾が投下され人々が苦しむようなことを繰り返しては行けないと、核兵器の廃絶、使用禁止を願い1982年6月28日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。この宣言から39年を経過した今も、核兵器は存在し、脅威となっています。

こうした脅威に対して、被爆者をはじめ核兵器のない世界を求める世界の各国の運動が広がって、2017

年7月に核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連会議で多数の賛成を受けて採択され、2021年1月22日には核兵器禁止条約が発効されました。そして、発行されてから1年を迎えたわけです。唯一の被爆国である日本は批准してはいませんが、現在までに、同条約を批准した国は59か国に達しており、核兵器のない世界を目指す流れは大きく発展しています。

しかし、その一方で、核保有国は核戦力の増強を進め、禁止条約への敵対姿勢を強めており、逆流を打ち破る世論と運動が求められています。核兵器搭載可能船の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下で、小樽港への米艦船の寄港はこれまで80隻以上になります。昨年12月には、アメリカ海軍のミサイル駆逐艦ストックデールが2月6日から11日にかけて小樽港に寄港したいと通知がありました。今回は入港にはなりませんでしたが、このような、相次ぐ米国艦船の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めることが懸念されます。

小樽市の平和の営みが世界の平和に通じる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるために非核港湾行政の推進が必要です。

以上、各会派、各議員の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月27日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前11時25分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 丸 山 晴 美

議 員 中 村 吉 宏

令和4年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

令和4年2月28日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

3番 小池二郎

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	佐藤靖久
財政部長	上石明	産業港湾部長	徳満康浩
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	松井宏幸
福祉保険部長	勝山貴之	保健所長	田中宏之
建設部長	松浦裕仁	教育部長	中島正人
総務部総務課長	中村弘二	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	松木道人

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	阿部久美子
書記	中村知奈津

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、須貝修行議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○15番（中村吉宏議員）** 令和4年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

迫市長には、平成30年7月に、前市長の突然の辞職により実施された小樽市長選挙において当選を果たされて以降、前市長により混乱をした市政の正常化という課題を背負いながら、北海道胆振東部地震により誘発された全道停電への対応や、全世界的に未曾有の状況をもたらした新型コロナウイルス感染症の蔓延への対応など、我々がこれまで経験したことのない幾多の状況にも市民の安全をおもひやり、国や道との連携も行いながら、これまでしっかりと対策を講じてこられたことに敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、現在、全国的にも深刻な感染状況が続いている最中ではありますが、このような状況下でも、まちづくりに向けた幾多の施策が展開されていることは、我々議員も把握しているところであります。

さて、本年8月に現任期が満了となる迫市長におかれましては、「対話の重視」、「経済と生活の好循環」、「備え」という三つの政治姿勢を基本とし、人口減少や経済の活性化など様々な公約を掲げられて、これまで市政運営に臨んでこられました。しかし、先述のとおり、予期せぬ異常な事態への対応もあり、なかなか想定どおりに進められなかったこともあるものと推察いたします。

そこで伺いますが、これまで進めてこられた市政運営における政策や市長公約の実現について、市長御自身の検証を踏まえ、これまでの成果をお示しください。

ところで、先日の記者会見において、迫市長は、次期小樽市長選挙に立候補する御意向を表明されました。さきに述べたとおり、これまでの任期は大変な状況下での市政運営でした。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが発令される中で、市民はもちろん行政の活動も大きく制限されてきたこれまでの状況であります。その中で実現させたい、あるいは実現に向けてもっと取り組みたかったけれども、なかなか前に進められないとお考えのことも多々あったことでしょうか。

そこで伺いますが、市として次期4年間に実現させるべき政策は何か、そして、これまで思うように進められなかった施策で今後進めていかなければならない課題をお示しください。

また、これからの小樽のまちづくりに向けたビジョンについて、市長のお考えをお示しください。

以上、第1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、公約の実現に関するこれまでの成果と検証についてですが、市政運営における政策や公約の実現に関する検証につきましては、私は、これまで市民の皆さんとの対話や日々寄せられる御意見などを通じ、市民ニーズや姿勢を進める上での課題を把握しながら、その政策の実現に向け真摯に取り組んでまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症と向き合うようになってからの2年間は、感染拡大の防止に全力を傾けてきましたが、一方で、観光客誘致などの機会を失い、宿泊、交通、飲食業を中心に地域経済は大変大きなダメージを受けました。

公約の実現については、この間、本市の最重要課題である人口減少に歯止めをかけるまでには至っておらず、また、財政状況は、引き続き財政調整基金に依存する厳しい財政状況が続いていることを考慮すると、これまでの成果といたしましては道半ばであると考える一方で、おたる子ども未来塾の開校やFMおたる難聴地域の解消に取り組むなど、子育て支援や防災対策において実現した施策もあり、公約として掲げた4つの分野の施策や事業は、いずれも着手はできているものと考えております。

次に、今後についてですが、実現させるべき政策及び今後進めていかなければならない課題につきましては、まずは、新型コロナウイルス感染症の影響で大変大きなダメージを受けた市内経済を回復軌道に乗せるための政策を推進する必要があります。

また、今後進めなければならない大きな課題といたしましては、人口減少問題が挙げられますが、来年度からは各部局が有機的につながり、分野を横断して、人口減少問題に関連する様々な政策課題を検討する組織を立ち上げ、人口減少を抑制し、活力とにぎわいの創出に向けた検討を進めてまいります。

これからの小樽のまちづくりに向けたビジョンについては、昨年11月に国勢調査の確定値が公表され、本市の人口減少や少子高齢化が一層進んでいることに加え、社会情勢の変化による市民ニーズを踏まえ、人口減少の抑制を図る一方で、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指す必要があると考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

**○15番（中村吉宏議員）** 第2項目め、市政執行方針と令和4年度の予算案について伺います。

まず、市政執行方針について伺います。

市長が掲げられた3点の視点の中で、その2点目に人口減少対策を挙げられ、子育て支援の充実、企業誘致、地場産業の振興による働く場の確保などを挙げられながら、これまでの個別の課題は関連部署が連携をし事業を実施してきたが、今後は、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」というスローガンを掲げ、各分野を横断的に捉え、関連部局の職員が有機的につながるプロジェクトチームを設置し、施策を推進するとのことでした。

複数所管を横断的に対応する組織の設置は他都市でも多く取り組まれており、今後の活発な事業運営に期待ができますが、私が見るに、本市行政はとにかく縦割りの発想で統一されており、それぞれの所管を超えての対応を行わない、あるいは、必要性を認めながらも踏み出さずに諦めるという思考に支配されているように映ります。これが様々な発展を妨げている要因であると思っており、まずは、本市行政全体がこの考え方から脱却しなければ、このプロジェクトが実現し難いのではないかと考えます。この点、市長はどのように取り組まれるお考えか、お示してください。

次に、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」というスローガンについてです。

ニシン漁が盛んだった時代や港湾を中心に経済発展を遂げた本市の歴史の中で、まさしく多くの方がこ

のまちで一旗あげてられました。その歴史を受けて、未来に向けての成功、達成の呼びかけになるこのスローガンは、まさしく本市にふさわしいものであると思います。

まず伺いますが、このスローガンが生まれた過程をお示しください。そして、今後このスローガンをどのように発信し、利用するお考えか、お示しください。

次に、予算案について伺います。

次年度の予算編成に当たり、対昨年度比、一般財源ベースで歳入が減額見込みであることで歳出も大きく減額したが、財源不足のため財政調整基金の取崩しにより収支均衡を図った旨、報告されました。市税収入に関し、新型コロナウイルス感染症の影響が限定的であったとのことですが、市内の経済状況は依然として厳しいものがあり、今後も同様のことが続くという保障はどこにもないのが実情であります。迫市長も大変苦慮された上での次年度予算編成であったとお察しいたします。

この財政調整基金について、市長は不測の事態に対応するため、これまで以上に確保に努めてきたと言及されておりますが、この状況は今後も続くものと思われま。収支改善プランの遂行に加え、今後も歳入確保や歳出削減を続けなければならないものと考えます。今後の財政調整基金確保について、目指すべき金額など具体的にどのようにお考えか、市長の御見解を伺います。

今年市制施行100周年を迎える年であり、また、新型コロナウイルス対策の課題や、本市の将来を見据え、市長が重視する行政のデジタル化やゼロカーボンシティ実現に向けた事業実施に向けての予算措置など、年度当初から実行しなければならない課題が多いため、本年8月が市長改選期とはいえ、通常予算の編成を行われたことは納得を申し上げるところです。

この予算案のうち、市政執行方針に関連する事業について伺います。

まず、市制施行100周年記念事業について伺います。

この件については13件の事業が予算案とともに示されており、式典も予定されております。子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」事業などは、未来の小樽を担う子供たちに郷土愛を深めてもらう貴重な機会になるものと思います。この事業はどのような内容となる予定か、お示しください。

さらに、オタルサマーフェスティバル開催事業費補助金が計上されております。オタルサマーフェスティバルという懐かしい響きに私も胸を躍らせました。かつてのにぎやかな催しを思い出しますが、この事業の事業主体と、どのような内容で実施する計画なのか、お示しください。

市制施行100周年の翌年は、小樽運河完成から100年を迎えます。来年も記念の年となる本市ですが、市制施行100周年を迎える今年のうちから、小樽を象徴する小樽運河完成100年に向けたPRを行うことも、次年度への備えとして必要かと考えます。見解をお示しください。

次に、行政のデジタル化について伺います。

我が国は自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の遂行をはじめ、本市でもDX化に向けた取組を行うことが予算案にも示されているところです。新型コロナウイルス感染症防止や、さらには今後、人口減少が見込まれる地方都市の行政運営について必要な事業であると考えますが、本市がDXを推進するに当たり、各事業がそれぞれどのような目的を有し、どのような結果を期待しているのか、具体的にお示しください。

DX事業のうち、コンビニ交付サービスについて伺います。

このサービスは市民の利便性向上が期待できる事業ですが、本市のコンビニエンスストアの出店状況を見るに、地域間での偏在が懸念されます。高齢化率の高い本市にとってコンビニエンスストアだけではなく、さらに地域を網羅する郵便局でも同様のサービスが受けられると高齢者の利便性向上が期待できると考えます。ぜひ検討いただきたいと思いますが、本市の見解をお示しください。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市政執行方針と令和4年度の予算案について御質問がありました。

初めに、市政執行方針についてですが、まず、関連部局の職員が有機的につながるプロジェクトチームによる施策の実現につきましては、市役所で行われている日々の業務のうち、人口減少対策につながるものは多岐にわたっておりますが、自らの仕事が人口減少対策の一つと認識している職員は多くないと感じております。今回のチームの設置により、職員一人一人が本市の人口減少対策の一翼を担っているという意識を持つ契機になるよう、私がリーダーシップを発揮しながら施策や事業が包括的、有機的につながる取組を実行していきたいと考えております。

次に、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」というスローガンが生まれた過程につきましては、本年1月にオンライン移住体験ツアーを開催いたしました。その委託業者と事前打合せを行っている段階で、少子化対策や子育て施策のみでは他市町村の取組と差別化を図ることが難しいことから、小樽ならではの魅力や歴史に訴求したスローガンを掲げ、本市への移住促進を目指すことといたしました。

スローガンの作成に当たっては、委託業者が依頼したコピーライターと打合せを行った結果、小樽の自然環境や観光都市としての魅力を背景に、店舗経営など起業されている移住者が多いことから、起業を目指す移住者をターゲットにすることといたしました。

次に、スローガンをどのように発信し利用するかにつきましては、このスローガンを掲げて進めるプロジェクトの第一弾として、起業を目指す移住者をターゲットにした移住の促進。第二弾として、既に市内で事業を営む方々をターゲットにした事業の継続支援による定住の促進にポイントを絞って取り組んでまいります。これにより、仕事という観点から人口減少が抑制され、まちに活力とにぎわいを創出することを目指しております。

このスローガンは、移住に特化した新たなホームページで積極的に情報発信するほか、移住体験ツアーやテレワークモニター事業のPRにも活用することを考えております。

次に、令和4年度の予算案についてですが、まず、今後の財政調整基金の確保につきましては、令和4年度当初予算編成では、前年度と比べて同基金からの取崩し額は圧縮できたものの、財源対策として同基金から約4億8,000万円を取り崩して収支均衡を図っていることから、まずは当初予算編成において、同基金に頼らない財政構造を目指し、増収傾向にある、ふるさと納税のさらなる推進による自主財源の確保や事業の厳選に努めるなど、着実に収支改善を図る必要があるものと考えております。

次に、オタルサマーフェスティバルの事業主体とその内容につきましては、まず、この事業主体は、小樽青年会議所や小樽商工会議所青年部、小樽堺町通り商店街振興組合などで構成するオタルサマーフェス実行委員会であり、市も実行委員会として参画をしております。

また、事業内容につきましては、「これまでの100年 これからの100年」をスローガンに、昭和61年から平成6年まで開催されたサマーフェスティバルの現代版として復活をさせ、小樽のまちとまちづくりへの思いを伝承し、未来につなげていく取組として、本年7月30、31日に、日銀通り、運河散策路、北運河、旧国鉄手宮線などを会場として、ステージ企画やライトアップなどの事業を展開する予定となっております。

次に、小樽運河完成100周年に向けたPRにつきましては、小樽運河は、本市の歴史と文化を象徴する重要な観光資源であることから、来年の記念すべき年に向け、今年のうちから、広報おたるや市のホームペ



ージなど様々な媒体を通じ情報発信を行うとともに、各種イベントなどの機会を通じてPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、自治体DXに関連した事業につきましては、私が提案説明で申し上げた項目でお答えをいたしますと、まず、行政手続オンライン化経費については、来庁せずとも手続ができるように、マイナポータルを活用したオンライン化や、より簡易なオンライン申請ができる仕組みを導入することで、いつでもどこでも申請できるような市民サービスを目指していきます。

次に、窓口キャッシュレス決済導入事業費につきましては、現金の受渡しの機会を減らし、また、支払い方法の多様性を持たせるため、戸籍住民課及び3サービスセンター、市民税課、総合博物館の窓口においてキャッシュレス決済を導入いたします。

また、コンビニ交付サービス事業費については、身近なコンビニなどで住民票の写しなどを発行できるコンビニ交付サービスを実施することで、オンライン化やキャッシュレス化とともに、新型コロナウイルス感染予防や市民の利便性向上を図ります。

次に、デジタル外部人材関係経費については、地域活性化起業人制度を活用し、デジタル化に向けた事業推進のサポートや、現場からのDXに係る各種相談などに対応いただく人材派遣の委託を行うほか、最高情報統括責任者である副市長を補佐し、DXに関する支援や助言をいただく行政情報アドバイザーとして委託することで、民間の知見を本市のデジタル化推進に生かしていきたいと考えております。

最後に、AI・RPA関係経費については、繰り返し行うような業務を代行させるため、会議録作成システムやコンピューター上の操作を自動化するRPAを導入することで、職員の事務軽減を図り、人的資源を本来注入すべき業務に振り向けるものであります。

次に、郵便局でのコンビニ交付サービスにつきましては、郵便局で実施する場合は、新たにサービスを提供するためのキオスク端末を市の負担で設置する必要があることから、まずは、既に端末が設置されているコンビニエンスストアで実施するものであります。今後、コンビニエンスストアでの利用状況を踏まえ、サービスの拡大の必要性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市政執行方針と令和4年度の予算案について御質問がありました。

初めに、令和4年度の予算案についてですが、子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」の事業内容につきましては、全小・中学校の児童・生徒の参加の下、校区のお勧めの場所などを各学校で5か所程度選定した上で、写真や紹介文を掲載した散策マップを製作し、観光客へのPRなどに活用するとともに、冬季休業中に各学校の代表者がプレゼンテーションを行う発表会を開催するものです。

本事業の実施を通して、ふるさと小樽の良さに気付き、郷土愛を深めることにより、本市の未来を担う人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇)

**○15番(中村吉宏議員)** 3項目め、まず、中心市街地活性化について伺います。

これまでも議会の場で議論させていただきました。以前より訴え続けてきたことではありますが、小樽市の顔である小樽駅前周辺の整備について、市長以下、本市関係各所に積極的な取組を改めて望むもので

あります。

先日、J R小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会が開催されたと伺っております。そこでは、J R小樽駅前広場再整備基本計画（素案）が示されております。その素案では、本市が策定した上位関連計画との整合性が示されております。その中で幾つか気になる点がありましたので伺います。

まず、第7次小樽市総合計画、小樽市人口ビジョンに関連させ、子育てしやすい環境づくりや産業振興、安定した雇用づくりなどを受けて、交通アクセス改善等による住みよいまちづくりをうたっております。その趣旨は、快適な歩行動線の確保の必要性にとどめられております。

子育てのしやすさや雇用安定に向けた利便性を確保するならば、J R小樽駅前広場における幼稚園等の通園バスや各社、団体が従業員の通勤送迎に利用するバスの発着場を駅前広場に設ける等の工夫が必要と考えます。子育て支援策を充実させ、人口増加を続けている千葉県流山市では、送迎バスで主要駅前に設置した送迎保育ステーションと保育所を結んでおり、大変好評を得ているとのこと。こうした他都市の状況も踏まえ、見解をお示してください。

また、以前、小樽駅前周辺整備について、まちづくりシンポジウムで、小樽商科大学の学生が、小樽駅前をどのように整備するべきかというアンケートの取りまとめ結果を報告しました。そこで伺いますが、その取りまとめ結果は、今回、何か生かされているのか、お示してください。

さらに、小樽駅前では、小樽駅前第1ビルの再開発に向けた取組が行われております。本市もその計画策定に参画し、主体である小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合と連携する旨、以前の質疑において答弁されておりました。

今回示された駅前広場の再整備イメージ図についてですが、今、再開発の計画が進んでいる駅前第1ビルの敷地に、駅前広場の再整備区画が及んでいる状況です。

これについて伺いますが、この再整備では、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合と調整ができているのでしょうか、お答えください。

また、どのような設計になる予定か、お示してください。

次に、小樽駅前周辺の再々開発について伺います。

本市では、今後、旧色内小学校跡地に道営住宅が建設され、いわゆる、稲北地区の活性化が見込まれます。さらに、小樽駅前では、駅前第1ビル再開発のほか、その周辺もいろいろ動きがあると伺っております。土地の権利関係など様々な事情はあるにせよ、この中心市街地をどのように今後活用すべきか、いよいよしっかりとしたビジョンを描く必要があると考えます。見解をお聞かせください。

次に、築港地区と周辺整備について伺います。

築港地区では、ウイングベイ小樽を所有する株式会社小樽ベイシティ開発が、済生会小樽病院と連携し、ウエルネスタウン計画を進めています。このウエルネスタウン計画ですが、医療、介護、健康増進を目指した各種施設を運営し、さらに関連する教育機関も包含し、さらには、その枠組みの中に、観光的要素も組み込む構想を実現に向けて進められているものです。この構想が具体的に実現していく過程の中で、築港地区の再生はもとより、市内全体の活力向上にもつながるものと考えます。先日は、市民や関係する業界、多くの方が集まった小樽築港ウエルネスプロジェクト委員会がオンラインで開催され、多方面から注目が集まっております。

これについて伺いますが、今聞いているところでは、この構想に関連して築港周辺地区の地区計画変更が進められているということですが、どのような内容で進められているのか、変更後、この地区がどのように変わるのか、お示してください。

また、地区変更に当たり課題等があれば、併せてお示してください。

本市としても、小樽市の重要な地区であるウイングベイ小樽を中心とした築港地区のにぎわい再創出に向けて、絶好の機会と捉えて積極的に取り組んでいただきたいと思います。本市として、この地区における北海道済生会ウェルネスタウン計画に協働して取り組む考えがあるのか。そして、取り組むとすれば、具体的にどのように関わるのか、お示してください。

具体的話になりますが、この施設は医療、介護、保険等について様々な施設を誘導し、市民の健康に寄与することを目的としております。本市としては、公共施設の再編や長寿命化の計画で課題となる保健所の庁舎について、この中に統合させることも有効かと考えます。見解を伺います。

次に、観光に関連して伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響で、観光の関連では全国と同様に本市も大きく影響を受け、非常に厳しい状況です。現在、まん延防止等重点措置実施期間中ではありますが、こうした状況が丸2年断続的に続く状況で、市内経済も疲弊し切っております。

飲食店の一部では、時短営業の要請に対する協力金が給付されておりますが、外出自粛が呼びかけられているさなか、観光客の出足が全く期待できない状況で、本市の観光事業者の方々は、事業継続について日に日に厳しさが増す状態に置かれております。

今回示された予算案で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、観光関連の対策事業として幾つかの事業案が用意されております。その内容を見るに、総じて言えることは、感染拡大が一定程度収まり、人流が回復した際に効果が期待できる施策ですが、影響を受けた事業者への直接的支援を行う内容ではないと考えます。

新型コロナウイルス感染症により、国内外の観光客が激減している本市ですが、現状、この感染症蔓延前の状況と比較してどのくらいの減少なのか、入込数や経済的数値などあれば、お示してください。

年明け以降の感染拡大により影響を受けた観光事業者に対し、直接的支援を行う施策は実施されないのか、伺います。

以前、議論されていた観光税導入に向けた議論の再開について伺います。

宿泊事業者の方々も依然として厳しい状況下ではありますが、必ず訪れる感染収束後に向けて、少しでも前進させていただきたいと考えます。この観光税に関する議論経過についてどのような状況なのか、お示してください。

次に、港とまちづくりについて伺います。

本市では、今年度、小樽港港湾計画改訂を終えました。港湾に関しては、ただいま色内ふ頭が改修作業中であり、さらに、第3号ふ頭の再開発に向けて計画が進行しております。

今回は、第3号ふ頭に関連して幾つか伺います。

小樽港第3号ふ頭は、今後、埠頭基部の整備に取りかかるとのことです。基部では、マリン広場の場所に観光・商業施設が建設されるということで、当初、説明を受けた際には、地上4階建ての建物に観光案内所の機能や物販、飲食等の店舗、多目的ホールや小樽観光協会、市観光振興室の執務室が入る予定とのことでした。

しかし、今定例会の直前で、その建物は平家または一部二階建てに変更し、施設も観光案内所機能と物販・トイレなどに限定するということでした。このような施設の規模縮小を行うに至った理由をお示してください。

この建物は、小樽観光振興公社が運営するということですが、市長が取締役会長に就任されておりますが、規模を縮小することにより、開業後、経営に支障を来すことはないのか、お示してください。

建物の規模を縮小するに当たり、建物に隣接する駐車場の広さなど変更はあるのか、お示してください。

次に、34号上屋についてです。

既存の上屋は解体し、新たに観光船ターミナルや多目的ホール建設の検討が行われているとのことであり、当初、マリン広場に新設する予定の観光・商業施設に入る予定であった多目的ホールが、34号上屋跡地に新設する建物に入ることです。そもそも、このホールの運営は、当初は観光振興公社が行う予定であり、その収益も観光振興公社が期待していたと思います。

そこで伺いますが、34号上屋跡地に建設予定の観光船ターミナルと多目的ホールの複合施設について、建設と管理運営は誰が行うのか、お示してください。

もう1点気がかりなことは、マリン広場に建設予定の観光・商業施設の当初予定の建物に入居するはずであった観光協会、市観光振興室からの賃料が、変更後の計画では、経営主体の小樽観光振興公社の売上げとして計上できなくなります。多目的ホールについても、その事業収益が得られない状況となりますが、この変更で観光振興公社が事業継続していくに当たり、事業計画に影響はないのか、お示してください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、中心市街地活性化についてですが、まず、通園バス等の発着場をJR小樽駅前広場等に設けることにつきましては、駅前広場のスペースには限りがあることや、周辺道路は既にバス停が集中していることから、通園バス等のバス発着場を追加で設けることは、現状では難しいものと考えております。

次に、小樽駅前周辺整備に関する小樽商科大学のアンケート結果につきましては、JR小樽駅前広場再整備基本計画の策定段階において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後の影響による駅前広場利用の変化等を含め、改めて市民アンケート調査を実施したことから、直接的な活用はできておりません。

次に、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合との調整等につきましては、計画策定に当たり協議調整を図りながら進めております。現在、駅前広場の整備案は3案とし、今後1案に絞り込むこととしておりますので、現時点では、再開発ビルと駅前広場を組み合わせた詳細な施設設計には至っておりません。

次に、中心市街地の活用に関するビジョンにつきましては、まちづくりの総合的な指針等は総合計画や都市計画マスタープランで示されていることから、現時点では新たなビジョンを策定する考えはありません。

次に、築港地区と周辺整備についてですが、まず、地区計画の変更がどのような内容で進められているのかにつきましては、地区計画区域内の土地所有者から、ウエルネスタウン計画の実現に向け、令和3年9月に地区計画の変更が提案されたものであります。

現在、都市計画変更手続に向け市の原案を作成したところであり、現行の地区計画では建築することができない医療、福祉などの教育、居住機能の用途について、一部規制を緩和する内容であります。

また、変更後、この地区がどのように変わるのかにつきましては、現在の基本方針である広域からの集客に対応した商業、娯楽及び宿泊機能を中心とした土地利用に加えて、高齢化社会に対応した医療、福祉などの教育、居住機能を誘導し、隣接地区と連携した交流、生活サービス機能などが充実した複合的な土地利用を図ることにより、にぎわいと活力ある市街地が形成されるものと考えております。

次に、地区計画変更の課題等につきましては、手続面で支障となる課題は特にないものと考えておりますが、変更に当たってはその地区の土地所有者や住民等との合意形成を図ることが重要であると考えております。

次に、ウェルネスタウン計画に協働して取り組む考えにつきましては、同計画はあくまでも民間の計画ではありますが、市民の健康づくりに資するものであること、また、まちづくりの観点も含まれていることから、本市は同計画の推進委員会にオブザーバーとして参加をしており、これまでも計画の内容や地域の健康課題等について意見交換をしているところであります。

同計画は、令和4年度から6年度までを計画期間として、本年3月末までに策定され、その後、計画に基づき、築港地区でウェルネスに関する様々なモデル事業を行うと聞いておりますが、今後、高齢化社会における健康寿命の延伸など、本市においても様々な課題がありますので、同計画に基づき具体化される保健事業や介護予防事業など、協働のできる部分は積極的に参画していきたいと考えております。

次に、保健所庁舎をウイングベイ小樽へ移転させることにつきましては、このたび策定した小樽市本庁舎長寿命化計画における本庁舎の整備方針は、保健所庁舎と統合せず、本庁舎別館のみで建て替える方針といたしましたので、保健所庁舎につきましては、改めて整備方針や整備時期などの検討を行ってまいります。現時点では、ウイングベイ小樽への移転は考えておりません。

次に、観光に関連してですが、まず、感染症蔓延前の令和元年度との比較につきましては、令和3年度上期観光入込客数は136万2,100人であり、元年度同期と比べ260万7,600人減少し、34.3%の水準となっております。

また、平成30年度に行った観光客動態調査における観光客1人当たりの平均消費金額は、1万1,695円であり、これは海水浴客数を除いた金額となりますので、それに対応する推定観光客数を基に算定した結果、上期だけで観光消費が約315億円減少したものと推計されます。

次に、観光事業者に対する直接的支援につきましては、全国知事会において、本年2月に全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言を取りまとめており、その中で中小企業に対する支援に関して、事業復活支援金の増額などを盛り込み、国に要望しておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

このため、今定例会に提案しております令和4年度予算に直接的支援は盛り込んでおりませんが、今後においても、市内観光事業者の状況把握に努めるとともに、財源を確保した上で必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、観光税に関する議論経過につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を理由に、小樽市観光税導入に係る有識者会議での議論は中断されておりましたが、第3回有識者会議が昨年12月に再開され、宿泊税導入に向けたスケジュールや制度概要案について議論されております。

また、本年2月に、観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言をまとめるため、第4回有識者会議が開催される予定でありましたが、北海道全域がまん延防止等重点措置の実施区域となったことから、有識者会議の開催は延期をされております。

次に、港とまちづくりについてですが、まず、小樽観光振興公社による観光・商業施設の規模縮小に至った理由につきましては、これまで新施設に伴う事業計画等を市議会に説明をいたしました。しかしながら、初期投資の大きさや将来負担の重さなどの懸念が示され、議会全体の総意として、当該事業を推進すべきとの状況になく、これまでの事業計画のままでは、私の政治姿勢であり、また、金融機関からも融資の条件として求められている「オール小樽」で推進するには至っておらず、合意形成は難しいと判断したところであります。

これらの状況を打開するため、再開発エリアの機能を再編し、公社が整備する施設の規模を縮小する再検討が必要である旨を、本年1月19日開催の同社取締役会において提案し、了承されたものであります。

次に、規模縮小による開業後の経営への影響につきましては、このたびの規模縮小により、テナント料

の一部は減少いたしますが、建設費の圧縮により、現計画に比べ将来負担が軽減することから、開業後の経営に支障を来すことはないものと考えております。

また、建物に隣接する駐車場の広さについては、現時点では設計が完了しておりませんが、大きな変更は生じないものと聞いております。

次に、観光船ターミナルと多目的ホールの複合施設につきましては、建設については市が施工することを予定しております。

また、管理運営については、市が直接行う方法や施設の一部または全部を民間へ委託するなどが考えられますが、今後、係留施設などの管理運営方法なども含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、テナント料の減少等による公社の収支等への影響につきましては、公社の事業計画における主たる収入は、駐車場料金と1階物販エリアのテナント料であり、2階、3階のテナント料等は減少いたしますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、建設費の圧縮により、現計画に比べ将来負担が軽減することから、公社の新しい事業計画は改善するものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

**○15番（中村吉宏議員）** 第4項目め、市民の安心安全について伺います。

まず、今冬の除排雪について伺います。

昨年度、一昨年度は少雪で、当初予算に余裕があった状況であると認識しております。除排雪事業費の執行率が低く、除排雪事業を担う事業者に一定程度の補償を行うべきではないかという議論を行ったと記憶しております。

一転、今冬は昨年度と打って変わり、特に年明けから断続的な大雪により、道内全域で公共交通機関が麻痺して、住民の生活に多大な影響が及んでおります。本市では一部影響はありつつも、大部分の市内バス路線は運行されていたとのこと。しかし、順次除排雪作業が行われているといえども、市内の道路は悪路と化し、歩行者も車両も危険な状況での通行を余儀なくされているのが実情かと思えます。

まず、情報を整理するために伺います。

今冬、直近で把握している本市の降雪量、積雪深、累積積雪深を、昨年度と、例年の数値と比較してお示ください。

また、報道等によると、除排雪予算について、他都市では史上最高額の除排雪予算となっているところもあるようです。本市の今冬の除排雪予算額と直近までの執行率をお示ください。

本年2月9日、当初予算に不足が見込まれ、3億円の補正予算を組まれましたが、降雪が予想される期間がまだ一月残っております。十分な除排雪を行うために再度の増額補正は必要ないのか、お示ください。

また、必要である場合、財源に余裕はあるのか、お示ください。

本市の除排雪状況ですが、今年1月上旬から大雪による道路の状況悪化により、市民の方から除排雪依頼が多く寄せられていると伺っております。今冬、直近の除排雪の要望、苦情件数を昨年度と例年の件数と比較してお示ください。

置き雪の苦情も耳にします。この対策についてどうお考えなのか、お示ください。

今冬の除排雪事業が進められる中で、複数の事業者から様々な課題を耳にしております。一つは、除排雪事業者が作業を進める中で、排雪用ダンプトラックが十分に用意できないということでもあります。ダン

ブトラックの台数不足や、乗務する人員を確保できず、稼働できないダンプトラックがあるようです。以前は、重機オペレーターの高齢化や後継者育成が課題となりましたが、ダンプトラックの乗務員不足も深刻のようであります。

さらには、雪堆積場の減少により、排雪時に1か所の雪処理場にダンプトラックが集中し、雪処理場の処理能力を上回り、結果、遠方の雪堆積場まで排雪を運搬せざるを得なくなり、作業効率が著しく低下したということです。

そこで伺いますが、市の地域総合除雪事業に必要なダンプトラックが十分に確保できていない今冬の状況について、原因は何なのか。また、どのように対応するのか、市の見解をお示してください。

また、雪堆積場の数についてもお示してください。

この雪堆積場の確保が喫緊の課題と考えます。今期もそうですが、来期に向けて十分な雪堆積場の確保をお願いしたいと考えます。見解をお示してください。

通年で行われる複数の事業が、除排雪時期と競合し、人手不足、機材不足が除排雪事業の遂行に影響しているのではないかと危惧をしております。これらの課題について、市はどのような認識を持っているのか、お示してください。

また、これらの改善に市として対策できることもあると思いますが、見解を伺います。

次に、ふれあいパス事業について伺います。

ふれあいパス事業については、次年度も予算が計上され、実施が予定されていることに安堵しております。高齢市民の外出の機会を確保するという目的で実施されている本事業ですが、昨年度は1人当たり購入できる回数券冊数に上限を設け、限られた予算で効果が発揮されるようにとのことで実施されました。しかし、市民の方の中には、上限数以上に交通機関を利用するため、不足を訴える方もおられます。今後利用の少ない方と多い方について調整が必要なのではないかと考えます。

そこで伺いますが、まず、回数券購入について、市に寄せられた市民の声の件数をお示してください。

また、その主なものについて内容をお示してください。

そして、利用対象者の回数券購入状況と利用状況についての分析状況及び次年度に向けた改善点などがあれば、お示してください。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

本市で初めて新型コロナウイルス感染症の感染の方が確認されてから、丸2年を迎えようとしております。この間、数度にわたり感染拡大が発生し、多くの市民の方々が感染し、また、残念ながら多くの方が亡くなりました。お亡くなりになった皆様には、心より哀悼の意を表するとともに、今なお感染症により闘病中の皆様には、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

現在は感染力の強いオミクロン株が猛威を振るう中で、「感染第6波」と呼ばれる状況が発生し、今なお、我々市民は感染に対する不安の中での生活を強いられております。このような状況下で、市民への3回目の新型コロナワクチン接種が本市でも始まり、さらなる感染予防へ期待が高まっております。

しかし、本市のワクチン接種状況を見ると、2回目接種を終えている市民の方は、2月21日、23時現在、65歳以上で94.9%、ゼロ歳から64歳で73.6%という状況であります。64歳以下の接種率が70%台である状況は、高いのか否かは容易に判断できないものの、ワクチン接種で抗体ができるという効果を考えれば、接種率向上に向けて、市民への周知を再度しっかり行う必要もあるのではないかと考えます。市の見解をお示してください。

本市でも感染者数が増加し、2月15日には過去最高の87名の感染者が確認されました。報道等では、医療機関における感染症病床使用率が直近で50%を超えていると報じられております。年末までは落ち着いた

ていた感染状況が爆発的に上昇し、再び医療の逼迫が懸念される状況です。医療従事者の皆様には、日々不安の中で従事いただいていることに、改めて感謝を申し上げます。高い病床使用率の推移の中で、今後もしっかりと病床が確保されるのか、市の対応についてお示してください。

また、医療従事者の方々へのサポートも引き続き重要なことと考えます。この点、現状どのような対応がなされているのか、お示してください。

さらに気になることは、11歳以下の小児への新型コロナワクチン接種についてであります。メディアでも様々な議論がされているようですが、本市としてどのように捉えているのか、お示してください。

市内小・中学校で感染者が増加し、学級閉鎖が多く発生しております。直近での児童・生徒の感染者数と学級閉鎖件数をお示してください。

これまでの感染拡大で、子供たちも日々の学校での活動や日常の活動が大きく制限されております。タブレット端末配付により、自宅で授業を受けられるなどの機会は確保されましたが、十分機能しているのでしょうか。現在の状況をお示してください。

学習状況もそうですが、生活の中での心身のケアが十分に行われているのか不安です。特に学校での行事が制限を受ける状況が長く続いており、情操の発育に支障を来すことが特に心配されます。外に出ることがはばかれる中、書や絵画に自ら触れるなど、学級閉鎖の間、自宅で創作する活動等を浸透させることも有効かと思えます。おたるスマート7を浸透させつつ、こうしたリモート版の情操教育にも取り組んでほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、高島観光船訴訟に関する前市長への求償について伺います。

昨年、第4回定例会予算特別委員会で、森井前市長の下で、高島観光船事業への本市の違法な許認可等がなぜ行われるに至ったのかを調査させていただきました。その際、以前この許認可に携わった職員の方々に聞き取りを行った内容が、答弁の中で示されました。その中で判明したことは、通常ならば、同様の案件で市長への意見照会などは行わないが、当該事業者が森井前市長の後援会関係者だったため、当時の担当者は通常の判断経過と異なり、前市長へ報告、説明を行ったということ。高島漁港区内における観光船事業の許認可について、小樽港港湾計画や港湾法に基づいて策定した分区条例に照らし、許可に否定的な立場を示したところ、前市長からは一方的に駄目だというのではなく、反発を生まないよう事業者の話聞くことも必要。さらに、既存の不適合物件との整合性を図るべきという発言があったというものです。

常識的に考えて、いずれも行政の長たる者が発するものではありません。法令遵守と公正な事務執行が行政の使命だからであります。当時この許認可等を行う状況がゆがめられ、市が違法な判断を行うに至った原因は、当時の市長が後援者への付度を行ったからにはほかならないものと、これまでの調査から考えられます。このことから我々は、市に対し損害賠償の請求を検討してほしいと訴えておりました。その後、本市でも様々な検討が行われてきたところでもあります。これまでの議論で確認できたことは、この求償権行使に当たり、本市顧問弁護士は難色を示していること、それを受けて、市内弁護士にも求償権行使についての見解を求めるところである旨確認したのが、昨年第4回定例会までの状況でした。

そこで伺いますが、市内弁護士の見解はどのような内容だったのか、お示してください。

もし、その内容が本市顧問弁護士と類似の見解の場合、求償権行使についてどう考えるのか、お示してください。

また、我々は、行政事件に精通した積極的に取り組んでくれることが期待できる弁護士を探し、相談することも必要ではないかとお伝えしてきましたが、そのような行動は取られたのか、お示してください。

それから、さきの許認可について一連の状況を把握するため、市は森井前市長への聞き取りを行うと伺



いました。その後の進捗について、お示してください。

高島観光船訴訟の損害賠償判決から半年が経過しようとしております。迫市長は、求償権行使について前向きに検討されていると思いますが、その行使に向けて今後どのように進めるお考えか。

また、いつ求償権行使を判断するのか、お示してください。

市民の方々からも、この件について、市がしっかりと求償権を行使することを求める声も上げられており、中には、当然に求償するものと考えている方も多くおられます。求償権行使の時効消滅にはまだ時間的余裕はあるにせよ、早く取りかかっていたら、法廷の場で森井前市長の責任を明らかにすることを望みます。

最後になりますが、現在蔓延中の新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、市政発展のための行動を完全に再開し、様々な日常的环境を取り戻せることを強く願いながら、再質問を留保して、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、市民の安心安全について御質問がありました。

初めに、今冬の除排雪についてですが、まず、直近の降雪量などにつきましては、2月22日現在で、降雪量は459センチメートル、積雪深は127センチメートル、累積積雪深は6,038センチメートルとなっております。これに対し、昨年同日における降雪量は312センチメートル、積雪深は57センチメートル、累積積雪深は3,415センチメートル。また、同日における過去30年の平均値での降雪量は480センチメートル、積雪深は99センチメートル、累積積雪深は5,044センチメートルとなっております。

次に、除雪費の予算額につきましては、当初予算15億9,210万円に3億円の追加補正を行い、合計18億9,210万円となっております。

また、執行率につきましては、2月20日現在で約80%となっております。

次に、増額補正の必要性につきましては、現在の除雪費の執行状況は、2月下旬の大雪の影響もあり、今後の除排雪作業に必要な予算に2億円程度の不足が生じるため、再度の補正を行いたいと考えております。

また、財源については、5定補正後の財政調整基金残高を一定程度確保しておりますので、財政調整基金からの繰入れで措置したいと考えております。

次に、市民の声の件数につきましては、本年2月20日現在で3,036件となっており、主な内容といたしましては、除雪依頼が1,066件、除雪後苦情が463件、排雪依頼が780件となっております。昨年度の同時期では1,134件となっており、主な内容といたしましては、除雪依頼が268件、除雪後苦情が237件、排雪依頼が159件となっております。

また、平成28年度から令和2年度までの同時期における5年間の平均では1,561件となっており、主な内容といたしましては、除雪依頼が387件、除雪後苦情が303件、排雪依頼が341件となっております。

次に、置き雪の対策につきましては、空き地となっている民有地などを雪押し場として利用することにより、除雪作業で発生する置き雪の量の軽減が可能となることから、地域の皆さんと空き地の情報を共有しながら、雪押し場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、排雪作業に必要なダンプトラックの確保ができていない原因につきましては、例年は積雪の少ない地域から多い地域にダンプトラックを備車できていたものが、全道的な大雪により、困難となったことが原因であると事業者から聞いております。

ダンプトラックの確保に向けた対応につきましては、今冬状況では改善するのは困難ですが、今後、地域総合除雪の受託業者と意見の交換を行った上で、確保策について検討してまいりたいと考えております。

次に、雪堆積場の数につきましては、今年度は、市民の皆さんが利用できる雪堆積場等が6か所、道路管理者のみが利用できる雪堆積場が7か所の合計13か所となっております。

また、雪堆積場の確保につきましては、雪堆積場は一定規模の広さや周辺の住宅環境、搬入経路の幅員や勾配などの要因から確保が難しい状況ではありますが、喫緊の課題と認識しており、積極的に情報収集などを行い、その確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、人手不足などによる除排雪作業への影響につきましては、通年で行われている工事の影響は少なからずあると考えておりますが、将来的に安定的な除排雪体制を維持するために、今後ICTの導入などにより、人材不足や機材不足を改善する検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、回数券購入に対して、市に寄せられた市民の声の件数とその主な内容につきましては、具体的な件数は把握しておりませんが、多くの御意見をいただいております。その中でも特に多いものが、通院等による利用や目的地まで2路線使うことを理由に、回数券が足りないというものであります。

次に、利用者の回数券購入状況などの分析及び次年度に向けた改善点につきましては、まず、回数券購入状況は、12月末時点で、購入チケット交付者2万3,130人が購入することができる回数券の総数27万7,560冊のうち、約36%の約10万冊が購入されております。回数券を購入した方の状況は、同じく12月末での購入チケット交付者のうち、約1万4,800人、64%の方が回数券を実際に購入しております。また、既に12冊の上限に達している方が約3,700人、16%となっております。今後、今年度末まで集計したこれらのデータを踏まえ、分析を行いたいと考えております。

また、次年度の改善点につきましては、購入チケットにナンバリングを行うことで、チケットを紛失した場合の対応を可能とするほか、年齢や地域ごとに回数券購入冊数や利用状況を把握し、より詳細な分析を行うことができるようにいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、まず、新型コロナワクチンの接種率向上に向けた市民への周知につきましては、市内の感染状況を考慮いたしますと、より多くの方にワクチン接種をしていただきたいと考えており、未接種者に対して個別の御案内を行うなど、周知方法の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、病床確保につきましては、感染患者の発生状況に応じ、必要な病床が確保できるよう市内の新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関、小樽市医師会及び北海道と今後ともしっかりと協議をしております。

次に、医療従事者の方々へのサポートにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した支援事業として、医療従事者の業務が深夜に及んだ場合などに宿泊施設を利用できるようにするための新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業が北海道により設けられており、市内の医療機関においてもこの支援事業が利用されております。

次に、11歳以下の小児への新型コロナワクチン接種の考え方につきましては、小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い小児には、接種の機会を提供することが望ましいこと、また、今後様々な変異株が流行することも想定されることから、厚生労働省の審議会の議論を経て、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。

市といたしましても、こうした国の方針を踏まえ、小児へのワクチン接種の有効性と安全性に関する情

報の周知に努めるとともに、本人や保護者の意思を尊重しながらワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。

次に、高島観光船訴訟に関する求償についてですが、まず、業務委託をした市内の弁護士の見解等につきましては、概略的に申し上げますと、与えられた資料だけでは、前市長に対する求償権の行使は難しいとの見解でありました。しかしながら、求償権行使については、前市長に対する事情聴取を行った後、総合的な見地から最終的な判断をしてみたいと考えております。

次に、積極的に取り組んでくれることが期待できる他の弁護士への相談につきましては、本市の顧問弁護士からは、前市長に対して求償権を行使することとした場合には、求償権行使の実現に向けて尽力していただけると聞いておりますので、他の弁護士への相談は行っておりません。

次に、前市長に対する事情聴取につきましては、昨年末に、先ほど申しあげました市内の弁護士の見解をいただきましたので、それを踏まえ、年明け早々に前市長に対し事情聴取を実施する旨の文書を送付したところ、前市長から「法律の専門家を同席の上で説明したいので時間的猶予が欲しい」旨の書面が送達されました。その後、前市長の代理人から連絡が入り、本人同席の上、3月下旬に事情聴取を実施する運びとなりました。

次に、求償権行使に向けた今後の進め方につきましては、先ほど申しあげましたとおり、前市長に対する事情聴取を行った上で、できるだけ速やかに求償権行使について判断してみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** ただいま、市民の安心安全について御質問がございました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、まず、児童・生徒の感染者数と学校、学級閉鎖の件数につきましては、今年に入ってから昨日までの感染者数で申し上げますと、小学生253名、中学生73名となっており、中学校1校で学校閉鎖を実施したほか、小学校では16校で、延べ79学級、中学校では10校で、延べ18学級の閉鎖を実施しております。

次に、タブレット端末活用の現在の状況につきましては、臨時休業により登校できない児童・生徒には、同時双方向型のウェブ会議システムなどで担任や教科担任等と自宅をつないだ学習指導を実施したり、朝の会や健康観察で会話する機会を確保したりするとともに、感染の可能性のある児童・生徒や不安などで欠席している児童・生徒については、在席学級で行われている授業の配信や、放課後等に個別指導を実施するなど、児童・生徒とのコミュニケーションや学びを止めないよう効果的な活用を努めているところであります。

次に、端末を活用した情操教育の取組につきましては、外出など様々な活動が制限されるコロナ禍においては、芸術や文化に触れる機会が少なくなっておりますが、豊かな情操を育むことは大切であると考えておりますので、今後は、文部科学省が開設した学習支援のための子供の学び応援サイトで示されている国立美術館の絵画や東京国立博物館の所蔵品、雅楽や能楽などの伝統音楽を鑑賞するなど、学習支援コンテンツを積極的に活用するよう指導してまいります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 15番、中村吉宏議員。

**○15番(中村吉宏議員)** 何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、市政執行方針と令和4年度の予算案についての質問をさせていただき、これから縦割りのなところに横断的な発想をどう取り込んでいくのかという中で、市長の御答弁ですと、市

長がリーダーシップをお取りになって職員一人一人に、人口減少の対策のキーパーソンであることを浸透させるのだというお話でした。これについては、組織的な何か変更を加えたり、あるいは、他都市の事例なども少し参考にしながら、研修などを施していくなども必要なのではないかと、質問を作成する過程で私がイメージしながらつくったのです。体制的な問題もあると思うので、そういう進め方も一つ必要なのではないかと、ふと御答弁を聞いていて思ったのですが、そういった方向の取組はされないのかというのが1点であります。

そして、次の「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」の件ですけれども、今後どのようにスローガンを発信して、利用するのか伺った中で、移住促進というのが1点、市内で事業を営む方に対しての事業の支援というお話が上がりました。これも非常にいいお話だと思うのですが、具体的に今事業を営んでいる方にも、産業港湾部で所管している事業も様々あると思うのですが、そのほかに、何かこのスローガンとともにバックアップできるような支援策を御検討されているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

それから、まちづくりに関連してですけれども、この項目の答弁が、もう少し積極的なものもいただきたいなど思いながら、まだまだ計画等とも整合性を保たなければならないこともあるのかなと想像しながら伺っていました。

具体的話で、小樽駅前第1ビルの件ですけれども、JR小樽駅前広場再整備基本計画素案の図面では、第1ビルの建物のほうに整備の場所が及んでいるわけです。その整備を行っていくに当たって、その土地に食い込んでいるということは、駅前広場として第1ビルの敷地の部分が利用されるということ想定してこの質問を組んだのですけれども、そういった意味でどういった使い方をするのですとか、そこで設計というお話になるのですけれども、こういった観点から、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合との折り合い、あるいは調整がついているのかと質問をさせていただいたのですが、私が意図した質問の観点からの御答弁ではないという印象があったものですから、再度こちらをお聞かせいただきたいと思いません。

それから、3項目めは、また予算特別委員会で全体的なところを総括的に伺います。

4項目めのところで伺いますけれども、ふれあいパスに関して1点伺います。

いろいろな利用状況と分析の数値を含めてお示しをいただきましたが、こういう状況、多く利用されている方と、利用されていないという方の人数も12月末の数値を示していただいて浮き彫りになってきましたが、例えば、2路線を利用するのに不足が生じるのだという市民の方の声を受けた場合に、一定期間で締め切って、販売は必要ない方の分をある程度見据えたところで、追加販売の機会を設けたりなどそういったことも検討可能かと思うのです。ニーズ全体を満たしていく、公平公正のバランスのところから、全体のニーズを満たしていくのだという観点からすると、こういったこともあり得るのではないかと思います。少しその辺りはどのようにお考えか、お示してください。

それと、まちづくりのところ、一つ、除排雪に関してです。お示しいただいた数値からですと、今年に関しては、降雪量、積雪深ともにかつてないぐらいの量が降ったのだらうなというふうに思うのですが、今、再度2億円程度の補正を検討しているということでありました。

この状況ですと、小樽市で除排雪予算を編成した補正も加えると、多分最高額ぐらいになるのではないかと思います。これに対して間に合うのかということは、なかなか雪のお話ですから分からないのですが、実際にこの2億円程度の補正を予定された中で、やはり不安なのです、我々議員も市民の皆さんも思うのですけれども、足りるのでしょうかというところがあるのです。どういった見込みで見積もったのかを含めて、何とか足りるのだというところだと思うのですが、少しその辺りの御説明を加えていただければ

ばと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、教育長が御答弁していただきました情操教育の件であります。

文部科学省で取り組まれている事業です。美術鑑賞などのプログラムがあるのだということですが、もう一つ気になるのが、せっかく家に子供たちがいらっしやる中で、ウェブで授業を受けられる環境があるということは確認をさせていただきましたけれども、例えば家の中で毛筆の練習をしたり、絵を描いたり、いろいろな展覧会、作品展ですとか、そういったものを予定されている中で、ウェブでそれぞれ見せ合って、鑑賞会というか、自分たちが手がけたものの作品を評価し合うような機会も、学習の機会としては有効なのかと思うのです。こういった観点も取り入れていただけたらと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 中村吉宏議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の縦割りの解消に向けた組織の在り方について御質問がありましたけれども、中村吉宏議員の御質問にあるように、縦割りの問題というのは、私も日頃、仕事を進めていく上で常々感じている課題でありまして、その都度、職場には指示はするのですが、なかなか解消できていないのが現実であります。ただ、縦割りの弊害につきましては、やはり解消できるのは市長しかいないわけですので、そこところはしっかりとこれからもリーダーシップは発揮していきたいというふうに思っておりますし、今回の御答弁の中にある考え方につきましては、当面、組織そのものを変更するわけではなくて、プロジェクトチームの中で有機的、横断的に取り組んでいきたいという趣旨で御答弁をさせていただいたものでございます。

2点目の、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」というスローガンの今後の取組でありますけれども、第一弾としては起業を支援するものであります。御答弁さしあげたとおり、第二弾では、今お仕事をされている方の事業の継続を支援するものでありますので、このプロジェクトそのものは企画政策室が担当しておりますけれども、いずれも創業ですとか経営に関わる施策の充実が必要だというふうに思っております。これはまたやはり、総合的に産業港湾部としっかりと連携しながら、小樽市でお仕事をされたり、お仕事を続けていきたいという方をしっかりと市内連携を図りながら、あるいは商工会議所の御協力もいただけたというようなことも伺っておりますので、そういった意味では、「オール小樽」でお支えをしていきたいというつもりであります。

それから、3点目のJ R小樽駅前広場の考え方で、少し議員のイメージと違うようなお答えだったというような御指摘を受けたのですが、我々といたしましては、J R小樽駅前広場再整備基本計画素案というのは今3案を用意しております、いずれもが駅前広場の敷地には関わってまいります。最終的に1案に絞り込んでいきますけれども、いずれにいたしましても、小樽駅前第1ビルと詳細な協議をしなければならない前に進めることはできませんので、否定的な御答弁ではなくて、1案に絞った後に小樽駅前第1ビルとは詳細に協議をさせていただくということで御答弁をさせていただいたところでございます。

もし受け止め方が異なっているようでしたら、御指摘いただければというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長（勝山貴之）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ふれあいバスの件についてお答えさせていただきます。

先ほど、例えば2路線を使われているという方、一定期間を設けて追加販売してもいいのではないかと  
いう御提案をいただきましたけれども、ふれあいパスにつきましては、今までの制度、これは継続的に実  
施できるということで、今年度から制度に見直しさせていただきました。その中の一つとして、冊数の制  
限を今回設けさせてもらいました。

その中で、今、分析等のお話もありましたけれども、12冊まで使われている方はどれぐらいいるのか、  
1冊しか使われていない方はどれぐらいいるのか、その程度の分析しかできない状況であります。2路線  
を使われている方につきましては地域的なこともあると思いますので、来年度、チケットをナンバリング  
して、より詳しい分析をできるようにしたいと思います。例えば、塩谷・蘭島地域の方はどのくらい使わ  
れているのですとか、市内中心部の方はどのくらい使われているのですとか、そういう分析はできると思  
います。それを踏まえて、今後どのようにしていったらいいのか。それこそ議員の御提案のありました追  
加販売の件で、例えば、利用が少ない方については、12冊ではなくて6冊までにするとか、6冊を2回に  
分けて12冊分お渡しするなどあるかと思っておりますので、いろいろとこれについては、次年度以降これから分  
析して、考えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除排雪について、2億円程度の補正ということで、この額がどのような形で見積もったのか、  
また、これで間に合うのかといった質問かと思っております。

どのように見積もったのかにつきましては、2月の後半、大体18日から25日に大雪が降りましたけれど  
も、この雪に対応する除排雪に係る費用、これプラスそれ以降については、通常の降り方で収まった場合  
ということで、この3億円を計上させていただきました。

また、この3億円で足りるのかにつきましては、我々が想定した以上の雪がまた降ってくれば、またそ  
ういった補正をするかしないか、こういった検討が必要になってくるのかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 中村吉宏議員の再質問にお答えをさせていただきます。

情操教育に関わっての御質問でございますけれども、臨時休業中、家の中で絵であるとか、書である  
とか、そういう発表会というのか、コンクールも控えているということもあって、そういうような取組もし  
てみてはどうかという御質問だというふうに思います。先ほど御答弁させていただきました学習支援コン  
テンツの中にも、教師向けの資料として、例えば、教科書に載っている題材を家庭でできる範囲におい  
て表現してみたり、身近な人物や動植物、物などをじかに見詰めて、様々な視点から対象を捉えてスケッ  
チしてみるとか、描いてみる、そういうような取組も一つございます。

なかなか時間のかかる作業でございますので、技術的な面も含めまして、学校とどういうことが可能な  
のかということを協議してみたいというふうに思っております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 1点だけ、再々質問をさせていただきます。

JR小樽駅前広場の先ほどの件、市長の再質問に対する御答弁を頂戴しながら、一つ実は私は、どちら  
かということ心配しながら、市が進めていく計画がうまく進行していくのに少し心配だと思ってお伺い  
したのですけれども。先ほどは計画の中で3案ができてきて、それが1案に絞られた段階で小樽駅第1ピ

ル周辺地区再開発準備組合と交渉をというお話でしたけれども、私も言葉のやり取りでうまくイメージが伝わっているのか。

まず、再開発を目的としている小樽駅前第1ビルが利用しようとしている土地について、第1ビルは第1ビルなりの計画を今進行しているのだということも把握した中で、恐らくJR小樽駅前広場の広場が第1ビルの一部、あるいは大部分に土地が関わってくる、土地の利用の区域が関わってくる場合に、第1ビルが本来想定している利用の仕方と、後から市から駅前広場をこういう形で利用したいのだという計画を出してきた段階で、お互いにそこが事前に、駅前広場として利用していくのですということの認識がなければ、3案をつくってどれか1案に絞った段階で、駅前広場の整備がうまくいかないというか、第1ビル側からすると聞いていないというようなお話になるのではないかとすることを想定してお伺いしたのです。

ですから、案を絞る前に、事前にこちらのほうに食い込むのだというようなことが、第1ビルと計画の中で3案立案する前提の中で調整ができていくのかどうかというところが少し不安になったものですから、先ほど再質問の中でお伺いした趣旨ですけれども、その辺もう一度、御答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えします。

先ほど市長からも御答弁ありましたが、今3案に絞って、この3案についての可能性ということで、小樽駅前第1ビルのほうには打合せをさせていただいているところでございます。

当然ながら、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合の意向と市のほうとそういう障害ないように、きっちり進めてまいりたいと思いますので、まだまだこれから課題はありますけれども、話し合いをしながら進めていきたいということで考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時45分**

**再開 午後 3時15分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 11番、高橋克幸議員。

(11番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

**○11番（高橋克幸議員）** 令和4年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が発症して2年が経過いたしました。今年初頭からオミクロン株への変異により、爆発的な感染拡大が起こっており、経験したことのない状況にあります。この間、感染症でお亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げます。

また、これまで感染症対策に関わってこられた医療従事者の皆様、保健所や担当職員の皆様、そして、これまで長期間にわたり、直接現場で対応されている関係者の皆様に心から敬意を表するものであります。できる限り早期にこの危機を乗り越えられるよう、強く念願をいたします。

それでは、質問に入ります。

初めに、財政問題であります。

収支改善プランの中間点についてであります。

本市では、今後、人口減少が続くものと予想され、地方税や地方交付税など一般財源の収入の減少が見込まれており、さらに厳しい財政状況が続くと考えられます。これまで平成30年11月に収支改善プランの策定を行い、財源不足の解消や他会計や基金からの借入れに依存しない財政健全化を目指し、財政運営に取り組んでこられたと思いますが、令和4年度にプラン期間の中間点を迎えるに当たってどのように検証されたのか、これまでの効果額とその主な内容、そして、今後の課題や問題点も含め、見解を伺います。

次に、歳入、歳出について伺います。

歳入についてであります。

一般会計の中で一般財源の約9割近くを占めている市税と地方交付税の増減が、予算編成に大きな影響を与えます。市税全体では、対前年度比で約3億1,000万円の増額となっており、その内訳として、個人市民税では、約3億1,000万円の増、法人市民税では約5,000万円の増、固定資産税では約6,000万円の減、都市計画税では約150万円の減、たばこ税では約2,000万円の減であります。これらの増減の理由と市民税の直近5年間の推移で、平成30年度と令和4年度を比較し、傾向も含めお答えください。

次に、地方交付税の対前年度比では、普通交付税は約8億1,000万円の増であり、特別交付税は増減がなし、臨時財政対策債は約12億1,000万円の減となりました。普通交付税が大きく増となり、逆に臨時財政対策債が大幅な減となっているようですが、それぞれどのように算出されたのか、これらの増減の理由とともにお示しください。

地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額であり、いわゆる財源不足額と言われているものであります。また、基準財政需要額の算定方法は、国で定められた算定項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数を掛け算で算出されたものの合計であります。この中で、測定単位は自治体の人口とする項目が多くあり、人口減少が確実に基準財政需要額に反映されるため影響が大きく、結果、地方交付税の減少が続くものと思います。ここ数年は、財政調整基金を取り崩して予算編成を繰り返しており、本市の脆弱な財政構造を考えると、財政状況は厳しく、財政調整基金頼みでは限界であります。今後の財政の課題について、市長の見解を伺います。

次に、歳出であります。

経費別では、人件費が対前年度比で約1億3,000万円の減、扶助費が約2億4,000万円の減、公債費が約6億円の減、建設事業費が約9億6,000万円の増となっております。それぞれの主な要因についてお示しください。

公債費ですが、最近の傾向として減少傾向にあります。地方債は、ある程度の範囲内で活用すべきことは当然ですが、後年度の財政負担を生ずることから、その限度をどこに求めるかが問題であります。通常、健全性に影響を与えないためには、公債費比率は10%を超えないことが望ましいと言われております。今後、小樽市公共施設長寿命化計画等の実施により、公債費比率の増加が懸念されるところであります。公債費比率の上限設定について、どのように考えているのか見解を伺います。

次に、他会計借入金の償還であります。

平成23年度をピークに、毎年着実に償還が行われ、先が見える状態になってまいりました。他会計からのそれぞれの借入残高と今後の償還計画及び償還最終年度について、お示しください。

また、他会計借入金の償還終了による今後の財政の影響についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、財源対策基金であります。

他都市においても財源対策は重要課題の一つであり、様々な検討の上で対策を行っているようであります。特に最近顕著なのはふるさと納税であり、紋別市や根室市は、全国でも常に上位にランキングされて



おります。自治体ではいろいろな対策のために基金を創設し、政策を実行しているようであります。

本市においては、他都市を参考に対策を検討し、昨年度よりもさらに増額傾向と伺っておりますが、今年度の状況について、増収対策の内容及び対前年度比でお示しください。

また、今後のふるさと納税の対策について、見解を伺います。

今後の市税の増収対策として新たな市税の検討や企業誘致など、プラス要素の財源対策はどのように考えているのか、市長の見解を伺います。

次に、基金であります。

基金は地方自治法第241条で、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設ける財産であると規定をされております。

積立基金には、財政調整基金、減債基金、特定目的基金に区分されるようであります。

財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、近年の予算編成では必要な財源となっております。地方財政法第7条第1項では、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と定められております。厳しい財政状況にあつては、この基金の積立は重要であります。

財政調整基金の残高規模の考え方ですが、他都市では一定の割合を目標として設定しており、平均では、標準財政規模の10%程度が適正という考え方で進めているようであります。仮にこの考え方で行くと、本市の標準財政規模とその10%程度とはどのような数値になるのか、お示しください。

この残高規模の目標設定は必要と思いますが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

減債基金であります。

この基金は、市債の償還財産を確保し、将来の負担軽減と財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金であります。本市の状況では、小樽市の概況によりますと、平成16年度以降、残高はなく、現在まで積み立てておらず、ゼロのままです。補正予算では、減債基金積立金として約4億2,000万円が計上されております。これまで積立がなかった減債基金の経緯と、このたび積立金が計上された理由、そして、どのように算定されたのか、お示しください。

減債基金の考え方では、償還のための計画的な積立により、将来の負担軽減と世代間の負担の公平性や次の世代に負担を先送りすることを予防できると言われているようであります。法的に積立基準はないようですが、他都市でも行われている一定の基準が必要と思いますが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、令和3年度の決算の見通しについてであります。

除雪費の増額等で懸念されるところではありますが、現在の状況で決算の見通しを、分かる範囲でお示しください。

これからの市政運営を考えますと、財政上の観点から、これまで以上に選択と集中という政治的判断が求められると思いますが、今後の財政運営の考え方について、市長の見解を伺います。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、収支改善プランの中間点についてですが、これまでの効果額と主な内容につきましては、計画1年目であります令和元年度の効果額は約2億6,800万円で、プランの見込みよりも約5,700万円の減となりました。主な要因といたしましては、「資産の有効活用・遊休資産の売却」の取組において歳入増が図られた一方、歳出減の見込み効果額の大きな要素を占める「臨時費全般の削減」の取組においては、予算編成時の経費の精査による節減などにより、目標値を設定しておりましたが、達成に至りませんでした。

計画2年目であります令和2年度の効果額は約9,300万円で、プランの見込みよりも約3億3,300万円の減となりました。これは「ふるさと納税制度の更なる推進」の取組において、見込みより大きく増収が図られた一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や使用料・手数料などの歳入が大きく減少したことによるものであります。

また、「臨時費全般の削減」の取組については、前年度に引き続き目標値の達成には至りませんでした。

次に、今後の課題等につきましては、歳入増の取組においては、ふるさと納税の増収が図られましたが、歳出減の取組においては、プランの目標値に到達できていない状況であることから、今年度に外部の視点から業務の現状把握する業務量調査を実施したところであり、今後、本調査結果を参考に業務の効率化を推進し、将来的な経費の削減につなげる必要があるものと考えております。

次に、歳入、歳出についてですが、まず、市税の対前年比の増減理由につきましては、個人市民税の増収は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による影響を、リーマンショック時の減少幅を参考にして納税義務者の減や1人当たりの所得金額の減を見込みましたが、4年度は3年度の決算見込みなどを参考に積算したところであります。

法人市民税の増収は、新型コロナウイルス感染症による影響は限定的であったことによるものであります。

固定資産税及び都市計画税の減収は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症等に関わる軽減措置が終了したことによる増要素はあるものの、特例猶予の納期到来による収入増が3年度で終了したことなどにより減少したものであります。

たばこ税の減収は、健康志向の高まりや健康増進法の改正による喫煙可能場所の限定などにより消費量の減少が続いていることによるものであります。

また、市民税の推移につきましては、平成30年度と令和4年度の当初予算の比較でお答えいたしますが、個人市民税は約1億9,000万円の減、率にして約4.5%の減となっており、傾向としては2年度まではほぼ横ばいでしたが、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大きな減、4年度は3年度の決算見込みなどを参考に積算したことによる増となっております。法人市民税は約4億円の減、率にして約28.2%の減となっており減額傾向でしたが、3年度と比較して4年度は増となっております。

次に、普通交付税と臨時財政対策債の算出内容と増減理由につきましては、普通交付税においては、基準財政収入額は全国的な地方税の増減率を勘案して増と見込む一方で、基準財政需要額については人口減少や生活保護費が減となるものの、臨時財政対策債への振替額が少なくなったことにより大きく増加したことから、昨年度よりも増加するものと見込んでおります。一方で、臨時財政対策債については、国は地方の増収増を背景に臨時財政対策債の発行額を抑制しており、国から示された増減率を勘案すると令和3年度の決定額から大きく減少するものと見込んでおります。

次に、今後における財政の課題につきましては、令和4年度当初予算編成においては、財政調整基金からの取崩し額を令和3年度当初予算と比べて約3億円圧縮したところであります。しかしながら、財政調

整基金の取崩しによる収支均衡予算を編成する状況は変わっておらず、財政の健全化は道半ばであります。今後は財政調整基金に頼らない予算編成にしていくことが課題であるものと考えております。

次に、経費ごとの主な対前年度増減要因につきましては、人件費は定年退職予定者数の減などにより退職手当で約7,400万円、扶助費は医療扶助費における利用見込額の減などにより生活保護費で約4億800万円、交際費は徴収猶予特例債の皆減などにより約4億6,000万円、それぞれ減少いたしました。一方で、建設事業費は、忍路中央小学校の校舎等耐震補強等事業費で約5億800万円、(仮称)堺町駐車場整備事業費で約3億8,800万円、クルーズターミナル整備事業費で約2億7,400万円、それぞれ増加したものであります。

次に、公債費比率の上限設定につきましては、直近の令和2年度決算における公債費比率は5.3%であり、健全性の観点から一般的に望ましいとされる10%の半分程度であることから、現時点で設定を行う考えはありません。しかしながら、今後、事業規模が大きい建設事業が予定されており、主な財源として市債が想定されることから、公債費比率が高くなることも懸念されるため、今後においても後年度の負担が過度にならないよう、計画された事業の実施に当たっては、その優先度や事業費、財源の有無などを十分に検討し、将来の公債費負担に留意する必要があるものと考えております。

次に、他会計からの借入金につきましては、下水道事業会計の令和2年度末時点での借入残高は約10億6,900万円、償還最終年度は8年度、産業廃棄物等処分事業会計については同じく約8,000万円、6年度となっております。また、償還計画における元金償還額は、3年度が約2億7,200万円、4年度が約2億6,300万円、5年度が約2億6,400万円、6年度が約1億9,400万円、7年度が約1億1,400万円、8年度が約4,300万円となっております。

次に、他会計借入金の償還終了が本市財政へ与える影響につきましては、毎年度の償還財源は一般財源であることから、償還終了により財政負担が軽減され、収支改善につながるものと認識しております。

次に、財源対策、基金についてですが、まず、ふるさと納税の今年度の状況と今後の対策につきましては、今年度の増収対策として寄附金額の細分化や返礼品の掘り起こしを図ったことなどにより、寄附金額の増加につながったものと考えており、寄附件数は対前年度比、約55%増の4万件、寄附金額は約75%増の6億5,000万円を見込んでおります。

また、今後の対策といたしましては、引き続き魅力ある返礼品の掘り起こしに努めるとともに、寄附者の利便性の向上及び寄附金額の増加のため、寄附の受入れ窓口であるポータルサイトの増設に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の市税増収などの財源対策につきましては、新たな自主財源となり得る法定外目的税である観光税の導入に向けた検討については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら議論を進めたいと考えているほか、銭函工業団地や石狩湾新港地域への企業の立地は近年順調に進んでおり、今後、新たな設備投資や雇用の場の創出に伴う固定資産税や市民税の増収効果が期待されることから、産業展などへの出展や企業訪問など、引き続き企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の残高規模の目標設定につきましては、令和3年度における本市の標準財政規模は324億6,760万9,000円であり、仮にその10%が同基金残高の適正規模であると試算いたしますと約33億円となります。令和4年度当初予算編成では、財源対策として同基金から約4億8,000万円を取り崩して収支均衡を図っていることから、今すぐに残高の目標設定を行うことは難しいものと考えており、まずは当初予算編成において同基金に頼らない財政構造を目指し、着実に収支改善に取り組む必要があるものと考えております。

次に、減債基金の積立ての経緯及び算定につきましては、減債基金は平成16年度からの「三位一体の改

革」による地方交付税の削減により財源不足が生じたことから全額を取り崩し、その後22年度決算において累積赤字は解消するも、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である財政調整基金の確保を優先し、減債基金の積立は行わなかったところであります。

今回の補正予算による減債基金への積立は、昨年12月の普通交付税再算定において国が臨時費目として臨時財政対策債償還基金費を創設し、これにより交付される額は後年の普通交付税算定に用いる臨時財政対策債償還費に算入されないこととなるため、将来の公債費負担に備え補正予算にて積み立てるものであります。なお、算定方法は、令和3年度臨時財政対策債発行可能額の27.4%を基準財政需要額として算定を行うとされております。

次に、減債基金の積立基準の設定につきましては、同基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために積み立てることを目的として設置される基金であります。本市においても、今後予定される建設事業の市債償還に備え、同基金に積立を行うという考え方もありますが、一般財源を減債基金に積み立てられるまで財政状況が改善している状況にないことから、一定の基準を設けることは難しいものと考えております。

次に、令和3年度の決算の見通しについてですが、まず3年度決算の見通しにつきましては、現時点では事業執行中の段階ではありますが、例年、歳出においては一定程度の不用額が見込まれるほか、3年度最終補正予算後の財政調整基金取崩し額は約3,800万円と前年同時期よりも大きく減少していることから、今後の歳入動向にも左右されますが、実質単年度収支の黒字化が視野に入ってきているものと考えております。

次に、今後の財政運営につきましては、令和4年度の当初予算編成において事業の厳選に努めた結果、財源不足額を圧縮でき、当初予算編成後の財政調整基金を前年度より約11億円多い約20億円を確保することができました。一方で、想定を大きく上回る降雪による除雪費の増や、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず回復時期によってはさらなる歳入減が懸念されることから、決して気を緩めることなく、これまで以上に自主財源の確保や事業の厳選に努め、必要な施策に適切なタイミングで財政出動できるよう備えてまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

**○11番（高橋克幸議員）** 次に、予算案に関連して伺います。

新型コロナワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症がオミクロン株に変異し、全国的に大幅な感染拡大を受け、政府は新型コロナウイルス対策のまん延防止等重点措置について令和4年3月6日まで適用を延長いたしました。そのような中、対策の切り札と言われている3回目のワクチン接種の促進が求められています。本市では3回目のワクチン接種についてどのような状況なのか、接種券の配布や集団・個別の予約状況、ワクチン確保についてお示しください。

また、1回目、2回目がファイザー社製ワクチンを接種した方が、3回目モデルナ社製ワクチンを接種するという交互接種に対して不安を抱いている方が少なくないようであります。この交互接種について、有効性などの周知についてどのように実施されているのか、お示しください。

次に、小児への新型コロナワクチンについてであります。

2022年1月に日本小児科学会から、5歳から11歳小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方が発

表されました。また、厚生労働省の同年1月の自治体説明資料によりますと、市町村は小児5歳から11歳への新型コロナワクチン接種を小児ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月から開始できるよう引き続き接種会場の確保に取り組むこと、接種券は予約に要する時間も十分に考慮した上で早期に接種券を配送することという内容がありました。本市では小児への新型コロナワクチン接種はどのような体制で取り組むのか、安全性や有効性などの周知はどのように検討されるのか、また、今後のスケジュールについてお答えください。

次に、予防接種健康被害救済制度についてであります。

予防接種法第15条では、「市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う」と規定されております。つまり、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済するものであります。新型コロナワクチン接種については、他の予防接種と比較しても数量が桁違いの状況であり、ワクチン接種による重篤な副反応が心配されるところであります。この救済制度についてどのように周知されているのか、また、相談窓口はどこになるのか、お示しください。

次に、相談、申請から決定するまでの流れについてお答えください。

相談、申請については、かかりつけ医や接種を担当した病院医など医師の関わりが大きいと言われ、申請に必要なカルテや診断書等に影響が考えられるようであります。この件で、本市と小樽市医師会の連携はどのように進められてきたのか、お示しください。

次に、新型コロナワクチン接種の副反応で、国からの報告により健康被害が疑われた件数は現在まで何件あったのか、お示しください。

また、救済制度の申請数と決定数をお答えください。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の直近5年で、予防接種の救済制度について同様の件数をお示しください。

いずれにしても、「厚生労働大臣が認定したとき」とあるように、ハードルの高い制度と思われまので、丁寧な相談対応を要望いたしますが、見解を伺います。

次に、ゼロカーボン推進事業についてであります。

本市は、令和3年5月28日、ゼロカーボンシティ小樽市を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明いたしました。令和4年1月時点では、全国ではこのような表明をした自治体は534自治体であり、その中で319市が表明をしております。

さて、ゼロカーボンを実現するためには、再生可能エネルギーの拡充が課題とされておりますが、この点について見解を伺います。

環境省では、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業が実施されております。この事業の目的は、地域脱炭素ロードマップに基づき2030年度46%削減目標の達成と、2050年脱炭素社会の実現に貢献するため改正地球温暖化対策推進法と一体となって地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められており、地域に根差した再生可能エネルギーの導入には地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再生可能エネルギー設備導入の計画、住民との合意形成、再生可能エネルギー需要の確保、持続的な事業運営など、多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的、集中的に行う必要があるためとされております。

この事業は三つの柱があり、その一つが地域の再生可能エネルギーの導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援であります。また、この戦略策定支援の事業内容は3項目があり、「①2050年を見据えた地域

再エネ導入目標策定支援」「②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援」「③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援」であります。この戦略策定支援の事業の補助率と実施機関をお答えください。

また、この支援事業に対して、これまでどのように情報収集を行ってきたのか、お示してください。

当初予算で計上されている地域再エネ導入戦略策定事業費1,000万円ですが、主な内容と内訳をお示ください。

また、戦略策定支援の3項目について、それぞれどのように検討され予算化したのかお答えください。地域再エネ導入戦略策定事業の業者選定の考え方、事業スケジュール、課題についてお示ください。

次に、省エネ最適化診断であります。

世界的な脱炭素化の流れの中で、その第一歩として企業が先行して行っているものが省エネ最適化診断であります。省エネは脱炭素化に有効な手段ではありますが、さらに一歩進めて省エネ診断による使用エネルギーの削減とともに、再生可能エネルギー提案を組み合わせることでさらに加速化させるメリットがあるようであります。

まず、省エネ最適化診断を実施するに至った経過についてお示ください。

当初予算に計上されている省エネ最適化診断の事業費の主な内容と今後のスケジュールについてお答えください。

省エネ最適化診断については、エネルギーの無駄を見える化し、国の動向や補助金のアドバイスなどの内容もあるようですが、今回の事業の特徴的なものはどのようなものなのか。また、省エネ最適化診断後、次の段階では何をどのように検討され実施していくのか、今後の予定も含めお答えください。

次に、宅地耐震化推進事業についてであります。

国は、近年の大地震による大規模盛土造成地の宅地被害が拡大していることに対して被害を未然に防ぐために、あらかじめ安全性が懸念される箇所を調査し対策を促すため、平成18年度に宅地耐震化推進事業を創設いたしました。

初めに、この事業の大規模盛土造成地の定義について伺います。

対象となる造成地の面積、盛土する前の傾斜角度、盛土の高さの形状について谷埋め型、腹付け型の2種類がありますが、それぞれの特徴と、活動崩壊の違いについて、また、本市での各箇所数についてお答えください。

本市の進捗状況について説明を受けました。令和元年度に国が第一次スクリーニングを実施し、市内に47か所の大規模盛土造成地を選定し、市がマップを公表、2年度に47か所の造成年代調査を直営で実施し、4年度に現地調査と優先度評価を行う第二次スクリーニング計画の策定を予定し、国費要望を行ったということでありました。このマップの公表についてどのように周知されたのか、対象となった土地所有者等からの問合せはどのようなものがあつたのか、お示ください。

47か所の造成年代調査を直営で実施とありましたが、どのように調査されたのか、お示ください。

今回の補正予算であります第二次スクリーニング計画の策定経費、約1,820万円の主な内容と内訳についてお答えください。

今後、現地での地質調査や安定計算となる場合、土地所有者に対して大規模盛土造成地の宅地耐震化推進事業の説明と地盤調査等を行うための許可を受けなければなりません、誰が、どのように実施するのか、お示ください。

また、大規模盛土造成地ということで、全ての区画ではなく全体のポイント箇所の調査となると思いますが、どのように設定されているのか考え方をお示ください。

さらに、費用の負担割合ですが、国、市、土地所有者で、どのようになっているのかお答えください。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、予算案に関連して御質問がありました。

初めに、新型コロナワクチン接種についてですが、まず3回目の接種券につきましては、これまでに約5万7,000人に発送しており、今後も2回目接種から6か月を経過した方に順次発送することとしております。現時点の予約状況ですが、接種委託医療機関での個別接種につきましては、3月の予約枠は約半分が埋まっております。集団接種につきましては、教職員や保育士などのエッセンシャルワーカーへの声かけなども進めて6割程度の予約となっております。

また、ワクチンの確保につきましては、ファイザー社製とモデルナ社製を合わせ、これまでの配分量と今後の配分予定量を考慮すると十分な量のワクチンを確保しております。

次に、3回目接種に、1回目、2回目と異なる種類のワクチンを使用する交互接種の周知につきましては、交互接種であっても同じ種類のワクチン接種と安全性に大きな違いがないことや、抗体価が十分に上昇することなどが記載された国が作成したリーフレットを接種券に同封しております。

また、市のホームページに同様の内容を掲載するとともに、町内会を通じてリーフレットの回覧を行っております。さらに、市内医療機関、薬局、スーパー、公共施設などへ、市が作成したポスターの掲示をお願いし、周知を図っております。

次に、5歳から11歳のワクチン接種体制につきましては、市内の委託医療機関9か所で個別接種により実施をいたします。ワクチンの有効性・安全性に関する周知につきましては、市のホームページに掲載していることを接種券に同封する案内文書でお知らせするとともに、市内の接種委託医療機関9か所で国が作成したリーフレットを配布していただく予定としております。このほか、保育所、幼稚園、小学校など合わせて76か所に5歳から11歳のワクチン接種の開始に関するリーフレットやポスターの原稿をメールにより提供するとともに、国の作成したリーフレットの配布を依頼いたします。

また、今後のスケジュールにつきましては、2月28日までに対象者4,355人全員へ接種券を発送しており、3月14日の週から接種を開始する予定としております。

次に、予防接種健康被害救済制度の周知につきましては、市民の皆さんに接種券を送りする際に救済制度に関する案内を掲載したリーフレットを同封しております。

また、救済制度に関する相談窓口は、保健所保健総務課となっております。

次に、予防接種健康被害救済制度に関わる相談、申請から決定までの流れにつきましては、保健所において相談内容をお聞きした上で給付の種類に応じた申請書を受理した後、本市予防接種健康被害調査委員会による調査を得た上で、北海道を通じ厚生労働省へ進達いたします。厚生労働省においては、疾病・障害認定審査会への諮問、答申を得て、給付の可否を決定することとなります。

次に、予防接種健康被害救済制度の相談、申請に関わる医師会との連携につきましては、必要に応じ申請に必要な書類を発行した医療機関と個別に確認を行うため、特に医師会との連携を要するものではありません。

次に、国から通知のあった新型コロナウイルスワクチン接種に関わる予防接種後の副反応疑い報告の件数につきましては、現在35件となっております。

また、予防接種健康被害救済制度に基づく給付の申請及び認定の件数に関し、新型コロナワクチン接種

に関わるものにつきましては、これまで8件の申請があり、うち1件が認定されております。

なお、新型コロナワクチン以外の予防接種に関わるものにつきましては、直近5年間では申請及び認定とも事例はありません。

次に、予防接種健康被害救済制度に関わる相談対応につきましては、この救済制度を活用される方が適切に申請できるよう、丁寧な対応を行ってまいります。

次に、ゼロカーボン推進事業についてですが、まず再生可能エネルギーの拡充につきましては、市といたしましても2050年のゼロカーボン、いわゆる脱炭素社会の実現にとって再生可能エネルギーの導入は非常に有効な手段になるものと認識をしております。その一方で、導入に当たっては、本市の生活環境や自然環境に影響が生じる場合もあることから、これらをどう保全し、再生可能エネルギーとの調和を図るか、また、市民の理解が得られるかといったことが課題であります。

次に、環境省の戦略策定支援事業につきましては、補助率は事業費の4分の3で、補助を活用できる期間は令和3年度から5年度となっておりますが、一部4年度から始まる事業もあります。本市ではこの事業の活用にあたり、環境省の説明会やセミナーのほか、他市の実施状況の調査などにより、情報収集を行ってきたところであります。

次に、地域再エネ導入戦略策定事業費の内容につきましては、2050年を見据え、本市においてどの再生可能エネルギーをどれくらい導入するかや、脱炭素社会実現へのシナリオなどを検討し、再生可能エネルギーの導入の方向性や基本方針を策定するものであります。

また、予算の内訳は、策定に係る委託料980万円と、検討委員会関係経費などの事務費20万円であります。

次に、戦略策定支援の予算化につきましては、3項目の支援事業があることは認識しておりますが、まずは本市の再生可能エネルギーの導入に向けた方向性や考え方を定める必要があると判断をし、地域再エネ導入目標策定支援の実施を決め、予算化したものであります。

次に、地域再エネ導入戦略策定事業のスケジュール等につきましては、事業者の選定は策定の手法などを提案してもらい総合的に判断することが必要であるため、公募型プロポーザル方式で行いたいと考えております。

また、スケジュールは、国の補助採択決定後8月頃に事業者選定を行い、9月頃には委託契約の締結となる見込みであります。その後は、庁内会議、関係機関等で構成する検討委員会での協議を経て、事業の完了は令和5年1月を予定しております。

また、課題は、単年度で事業完了までの期間が短い中、検討を進めなければならないことであります。

なお、現在、国の令和3年度の追加募集に応募をしており、採択を受けた場合は前倒して実施できることとなります。

次に、省エネ最適化診断を実施する経緯につきましては、ゼロカーボンを推進するためには再生可能エネルギーの導入のほか省エネ化の取組も必要であり、市の事務事業に係る第4次小樽市温暖化対策推進実行計画を進める上でも、市有施設ごとの具体的な取組を可視化することで省エネ化の一層の推進を図ることが期待できることから、実施をすることにしたものであります。

次に、省エネ最適化診断事業費の主な内容につきましては、この事業は市有施設のうちエネルギー使用量の多い26施設において、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断を実施し、施設ごとに専門家から効果的な省エネ対策の提案を受けるというものであり、毎年10施設程度、3か年で実施したいと考えております。今後、実施予定の施設とセンターの都合を調整した上で、具体的な診断スケジュールを決めてまいります。



次に、省エネ最適化診断の特徴と結果の活用につきましては、この診断の特徴は、新たな省エネ設備の導入など初期費用に係る提案だけでなく費用をかけずに実行可能な提案もなされること、また、省エネ機器だけではなく太陽光発電などの再生可能エネルギー設備導入についても、費用対効果を含めた形で提案がなされることとあります。

また、診断後は、具体的な提案の中ですぐにできる改善については速やかに実行し、費用のかかる提案については二酸化炭素削減効果や施設の改修計画等も考慮しながら検討を行っていくこととなります。

次に、宅地耐震化推進事業についてですが、まず大規模盛土造成地の形状等につきましては、谷埋め型は谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000平方メートル以上の造成地であり、盛土内に水の侵入を受けやすく、形状的に盛土側面に谷部の斜面が存在することが多い特徴であります。腹付け型は造成前の勾配が20度以上の傾斜に高さが5メートル以上盛土した造成地であり、傾斜地盤上の高さが高い特徴があります。

滑動崩落が起きた際の違いについては、谷埋め型、腹付け型ともに大部分が崩落いたしますが、谷埋め型は特に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として滑動崩落するものであります。

また、本市における47か所の大規模盛土造成地は全て谷埋め型となっております。

次に、大規模盛土造成地のマップの公表等につきましては、市民の皆さんに広報おたるや市のホームページによりお知らせしております。

また、土地所有者等からは自己所有地が大規模盛土造成地に入っているかどうかを確認したいとの問合せが1件ありました。

次に、造成年代調査の方法につきましては、開発行為許可申請書や宅地造成に関する工事の許可申請書から、造成時期の調査を行ったものであります。

次に、第二次スクリーニング計画の策定につきましては、主な内容として現地調査や宅地カルテ等の作成、簡易地盤調査などを行い、これを基に第二次スクリーニングの優先度評価を行うものであります。

また、策定経費の財源内訳は、国からの交付金が900万円、一般財源が920万円となっております。

次に、計画策定後に行う第二次スクリーニングの土地所有者への説明と許可につきましては、第二次スクリーニング計画での優先度評価を基に、大規模盛土造成地の調査を行う区域を対象に本市が説明会を開催する予定です。

また、地盤調査を行うか、その土地所有者には、書面により市が許可を得た上で実施したいと考えております。

次に、計画策定後に行う第二次スクリーニングの地盤調査箇所につきましては、第二次スクリーニング計画策定の中で、現地調査や簡易地盤調査を基に、滑動崩落ラインを想定した上で設定するものであります。

次に、計画策定後に行う第二次スクリーニングの負担割合につきましては、国土交通省の宅地耐震化推進事業によると、国からの交付金が3分の1で、事業主体となる市または土地所有者の負担が3分の2となります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、高橋克幸議員。

**○11番（高橋克幸議員）** 次に、DX推進に関連して伺います。

まず、認識共有と機運醸成（ステップ0）についてであります。

私は昨年、第3回定例会の一般質問で自治体DXの全体手順書について質問をいたしました。その1番目がステップ0であります。ステップ0とは、自治体DXの認識共有と機運醸成であります。DXを推進

するに当たり、市長や幹部職員のリーダーシップや強いコミットメントが重要であり、その必要性を十分理解すること。また、DXという言葉聞いても具体的なイメージを抱きにくく、あるいは、単なる電子化との誤解がある場合が多くあるようです。組織を挙げてDXを推進するに当たって、市長や幹部職員から一般職員まで、DXとはどういうものなのか、なぜ今、DXに取り組む必要があるのかなど、基礎的な共通理解を初めに形成することが不可欠であります。

昨年、市長と幹部職員の研修が行われたようでありますが、その主な内容と、どのような認識共有がなされたのか、市長の見解を伺います。

また、約半年が経過しましたが、職員全体の認識共有と機運醸成はどのように推進しているのか、また、今後の予定や課題についてお示しください。

次に、全庁業務量調査についてであります。

自治体DXの基礎的調査のため、昨年10月、コニカミノルタ株式会社と全庁業務量調査に関する連携協定を締結いたしました。この調査により、業務量の定量化や業務の手順が可視化され、負荷の高い業務など改善検討業務の全庁的な把握や、他自治体との比較による業務改善ポイントの把握が進むことで、客観的な根拠に基づくデジタル化やアウトソーシングなど業務の最適化の検討につながるほか、職員配置の適正など、働き方改革を進める上での基礎資料としても役立つことが期待されております。

また、調査の実施により、職員が自らの業務を振り返ることになり、職員の業務に対する意識改革にもつながることが期待されます。

この協定期間は、令和3年10月22日から令和4年1月31日であり、協定内容は、「(1)業務の可視化による業務改善に向けた課題の抽出及び分析」「(2)分析結果を踏まえた委託化やデジタル化等の業務効率化に向けた方策の検討及び提案」「(3)その他、本協定の目的を達成するために必要な事項」となっております。

そこで伺いますが、この調査結果について協定内容に沿ってお答えください。

また、調査結果に対する感想について、市長の見解を伺います。

次に、DX関連予算について伺います。

DX推進のための予算案が示されました。いよいよ具体的な一歩が開始されることに期待をしております。そこで、関連予算で何点か伺います。

窓口キャッシュレス決済導入事業であります。この点については、以前から質問と提案をしております。また、会派としても予算要望も行ってまいりました。全ての窓口とはならないものの、導入に向けての推進は評価をするものであります。今回予定されている窓口は、どのように検討されたのか、お示しください。

また、決済方法と市民への周知や開始時期など、今後の予定についてお答えください。

さらにキャッシュレス導入のさらなる推進の検討と課題について、どのように考えられているのか見解を伺います。

DX推進担当部門の設置とデジタル外部人材についてであります。

昨年の第3回定例会の一般質問で、DX推進関連質問の中で、この問題も質問、提案をさせていただきました。市長の御答弁では、「DX推進担当部門の設置についてですが、具体的な取組を推進するためには、担当部門の拡充が必要と認識しておりますので、次年度に向けた必要な体制を整えてまいりたいと考えております」という内容でありました。

DX推進担当部門について、次年度どのような体制になるのかお答えください。

デジタル人材については、外部人材や業務委託の考え方の質問に対する御答弁では、外部人材について、

総務省の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から派遣していただけないか検討しているという内容でありました。

予算案でデジタル外部人材関係経費約1,200万円が計上されておりますが、これまでどのように検討されたのか、経緯と募集条件について、また、予算の主な内容と内訳についてお示してください。

さらに、担当業務や契約期間及び今後の外部人材確保の考え方についてもお答えください。

次に、RPAの導入についてであります。

昨年から、RPAの実証実験と効果検証を行っていると同っております。RPAの導入についてもこれまで質問してまいりましたが、市長の御答弁では、「RPAを使用することで職員の作業時間の短縮など、一定程度の効果は認められましたので、来年度の導入に向けて今年度中に範囲の拡大も含め、別なRPAソフトでの実証実験を行うことで、操作方法の確認や導入しやすい業務の洗い出しなどを行う予定であります」という内容でありました。

質問後、半年が経過しておりますので、これまでの経過と職員の意見などについてお答えください。

予算案でAI・RPA関係経費1,000万円が計上されております。予算の主な内容と内訳についてお示してください。

また、次年度予定されているRPA導入の業務はどのようなものなのか、また、今後の予定や課題についてもお答えください。

次に、行政手続オンライン化についてであります。

総務省の自治体の行政手続オンライン化について、令和3年3月の資料によりますと、取組方針として、「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。具体的には、以下の31手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める」とあります。

行政手続オンライン化経費約3,874万円が計上されておりますが、この予算の主な内容と内訳についてお示してください。

国の主な支援について5項目があり、その中で補助の内容がありました。マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うためマイナポータルへの接続に当たっての機器の設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対しての補助であります。これは、2022年度までの期限がある補助のようですが、この補助金の補助率及び金額についてお示してください。

本市の行政手続オンライン化について、対象である子育て関係や介護関係などの31手続全てについて実施する予定なのか、手続の主なものについてと市民への周知方法についてお示してください。

また、手続に必要なマイナンバーカードで、現在までの交付率と交付枚数についてお答えください。

この行政手続オンライン化の今後のスケジュールと、このほかの行政手続オンライン化の予定や課題についてお答えください。

以上、再質問を留保して、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、DX推進に関連して御質問がありました。

初めに、認識共有と機運醸成についてですが、まず、昨年行った幹部職員の研修会につきましては、本市の情報システムの調達支援を委託している方を講師に、「小樽市の自治体DXにむけて」と題して、他

市の事例も交え講演をいただいたほか、担当者から自治体DX推進計画の概要について説明を受けたところでもあります。今後対応すべき大きな課題であるとの認識は共有できたと思っており、職員に対して伝えられるよう、私も含めしっかりと対応していかなければならないと考えております。

次に、職員全体の認識共有と機運醸成につきましては、基幹システム標準化や行政手続オンライン化に関係する部署を対象とした説明会を開催したほか、全庁的に自治体DX推進計画の説明会を5回開催し、情報共有を図ってきたところでもあります。今後につきましても、引き続き説明会を開催するほか、手続のオンライン化やRPAの導入を通じて機運醸成につなげていきたいと考えております。

次に、全庁業務量調査についてですが、調査結果につきましては、本市の行政事務全般について、それぞれの業務に費やす時間や作業手順、専門性の有無などのほか、職員でなければならない仕事なのか、定型的であり職員でなくともできる仕事なのか、作業の性質に着目し分類するなど、一定の調査ルールに基づいて網羅的に業務量や業務構造の可視化を図ったものであり、令和4年2月17日に事業者から各職場が記入した調査シートの集計結果についての概要報告を受けたところでもあります。

このたびの報告を受け、私といたしましては、今後における業務の効率化や改善を図るべきポイントの基礎データを集めることができたものと考えており、行政に対するニーズの多様化や複雑化が進む中、限られた職員で効率的、効果的に業務を行うためには、業務フローの見直しやデジタル技術の活用などが必要であることから、職員の協力の下、業務改善を前に進めていかなければならないという思いを新たにいたしましたところでもあります。

次に、DX推進関連予算についてですが、まず令和4年度のキャッシュレス決済導入予定につきましては、他自治体の先行事例でも市民が証明書を受け取る窓口から段階的に導入を始めていることから、戸籍住民課及び3サービスセンターと市民税課を対象としたほか、外国人観光客等からのキャッシュレス決済のニーズがある総合博物館を初回の導入対象としたところでもあります。

次に、キャッシュレスの決済方法につきましては、来庁者のキャッシュレス決済の利用促進が図られるよう、クレジットカード、電子マネーのほかQRコード決済にも対応する予定であります。

また、導入時期につきましては、円滑な窓口業務を維持するため、人事異動や繁忙期を避けることや、決済端末等の整備や操作習熟に一定期間を要することから本年10月頃の稼働を予定しており、広報おたるや市のホームページなどにより周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、キャッシュレスのさらなる推進につきましては、導入当初は窓口職員も従来と異なる手順や端末機器操作に不慣れの中でトラブル等に時間を要することも想定されることから、初回となる令和4年度は一部の窓口から導入をし、ノウハウを積み上げながら、導入対象を増やしていきたいと考えております。

一方で、課題といたしましては、キャッシュレス決済の利用拡大に係る決済手数料や決済端末機器の導入、維持費用の負担が挙げられます。

次に、DX推進担当部門の体制につきましては、新年度より現在の情報システム課をデジタル推進室とし、次長職である室長と主幹職、主査職ポストを新設、増員をし、現在の7名の体制から室長以下10名の体制にしたいと考えております。

次に、外部人材につきましては、自治体DX推進計画でも推進体制の構築に当たり活用を検討することとされており、また、本市職員のみでデジタル化を推進することは難しい面もあると考え、招聘を検討したものであります。

地域活性化起業人については、デジタル化に向けた事業推進のサポートや、現場からのDXに関わる各種相談などへの対応を想定しており、6月から派遣いただける企業をプロポーザル方式で選定する予定で、委託料として46万6,000円を計上しております。

なお、最大3年間の派遣を受けることができるため、効果が見込める場合には令和6年度まで継続することを検討いたします。

また、現在、各種システム導入に関わる支援や助言業務を委託しておりますが、この内容に加え、最高情報統括責任者である副市長を補佐し、DXに関する支援や助言をいただく行政情報アドバイザーとしての経費を742万5,000円計上しており、少なくとも国からの財政措置が見込まれる令和7年度までは継続することを考えております。

次に、別なソフトでのRPA実証実験につきましては、昨年10月から本年1月末まで実証実験を行った結果、導入による効果があると答えた7部署、13業務で、1,363時間の削減効果と試算しております。

また、職員からは、繁忙期における大量の入力処理を行わないため、精神的、肉体的な負担が軽減されたほか、正確に入力ができるとの声もあった一方、RPAのロボットの作成やメンテナンスなどを不安に思う意見もありました。

次に、AI・RPA関連経費の内容などにつきましては、会議録作成システムの導入及び保守に367万4,000円を、RPAや紙資料をテキスト化するAI-OCRのシステム使用料に462万円を計上しております。

また、先ほど御答弁したとおり、RPAのロボット作成に不安感を持っている職員もいるため、その作成委託料として170万6,000円を計上しております。

今後については、行政手続オンライン化に係る申請データのシステム連携にも使用する予定ですが、対象業務を拡大していくことや、操作法などの知見を蓄積し、職員が広く活用できるようにしていくことが課題だと認識をしております。

次に、行政手続オンライン化経費の内容などにつきましては、自治体DX推進計画で重点事項とされた、特に国民の利便性向上に資するとされた手続のマイナポータルからのオンライン化に関わる情報連携サーバー等の構築や申請データの業務システムへの連携に係る経費で3,785万1,000円を計上しております。また、マイナポータルを経由しない手続などを行えるシステムの使用料として89万8,000円を計上しております。

次に、行政手続オンライン化に係る補助につきましては、原則全ての手続のオンライン化を要件に受けられるものですが、本市の人口規模から補助対象事業費の上限は3,560万円とされ、補助率は2分の1となっております。

次に、行政手続オンライン化を行うものなどにつきましては、特に国民の利便性向上に資するとされた31手続のうち、本市が対応すべき児童手当などの子育て関係や、介護認定など介護関係の24手続について実施予定です。

また、市民への周知につきましては、準備ができましたら、広報おたるや市のホームページで行う予定であります。

次に、本市のマイナンバーカードの交付率と枚数につきましては、国が公表をしている令和4年2月1日現在で申しますと、交付率が36.5%、交付枚数が4万1,019枚となっております。

次に、行政手続オンライン化の今後のスケジュールにつきましては、ただいま申しあげました24の手続については、令和5年1月から申請を受けられるようにシステムを構築したいと考えております。また、その他については、申請時に厳密な本人確認を要さない届出や申込みなどからオンライン化を検討したいと考えており、どのような手続が適するのかの判断や分かりやすい申請画面の作成、周知の方法が課題だと認識をしております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） DXに関連してだけ再質問をさせていただきます。

今、御答弁をいただきまして、まず認識共有と機運醸成ということでお聞きをしました。昨年の第3回定例会でも私が申し上げましたけれども、ステップ0が、この取っかかりが一番大事なのだというお話をさせていただきました。なおかつ、市長はじめ幹部職員の皆さんがしっかりそこを共有できる、そして、先頭になって走っていただけるということが非常に大事なのだというお話もさせていただきました。

先ほど市長から研修の様態をお伝えいただきましたけれども、何とか手応えはあったように市長からの御答弁では伺いましたが、実際に昨年から半年が経過しています。市長の実感として、この認識共有がどこまで、幹部職員の皆さん、そして一般職員の皆さんまで広まっているのかということ、どの程度、具体的にはつかめないかもしれませんが、市長の感覚としてどういうふうを受け止められているのか、それをぜひともお聞かせいただきたいと思えます。

次に、全庁業務量調査に関連してですけれども、先ほど財政の質問の中で、収支改善プランの答弁でもいただきましたが、実はそのDXというのは組織も含めて全庁的な改革に全部つながっているのだという認識が改めて思い起こされたわけです。この全庁業務量調査、概要報告しか受けていないということでしたけれども、市長の感想として前に進めていかなければならないのだという、そういう御答弁でした。一定程度その概要報告の結果の説明を受けて、市長としてある程度、先が見えてきたのか、もしくは一定程度、市長としてこれはこういうふうにやっていけるのだという、市長なりの道筋が少しでも見えているのかどうかを少しお伺いしたいと思います。

それから、DX推進担当部門とデジタル外部人材について伺いましたけれども、今、国では全自治体に対して、国全体でDXを中心にしてデジタル化を進めるのだという、そういう体制で今進んでいます。そして、補助金も出ています。前にもお話ししたように、令和7年度までと決まっていますから、その先以降は恐らく財政面でも具体的なものは一切まだ示されていないので、7年度を目標にしっかりと市でも体制を組み、そして、外部人材だけに頼ってはいは、それから先に続きませんので、いかに今、外部人材から内部人材へ、そういう資源の動向と申しますか、情報の動向と申しますか、スキルの情報と申しますか、移り進んでいかなければ先行きが見通せないだろうなど。要するに外部人材がいたときはよかったですけれども、外部人材の人がいなくなったら結局元に戻ってしまったら全く意味がありません。ですから、この外部人材から内部人材へというその流れをやはりしっかり見据えて、これに取り組まないと将来に禍根を残すのだろうと心配しています。その辺の考え方、先ほど御答弁いただきました続きになるかもしれませんが、今答えられる範囲でお答えいただきたいと思っております。

最後に、RPAの関係ですけれども、実際に使った方、携わった職員の方は、やはり便利だと実感すると思えます。その業務の在り方も変えられるかもしれない、もしくは違うやり方もあるかもしれないというような発想になったかと思うのです。後ほど、またこれは具体的にお聞きしたいと思いますけれども、関わっている職員の方はそうやって実感できるからいいのですが、なかなか説明だけを聞いている、講演だけ聞いていて、実感が伴わないと、最初にあったこのステップ0の認識共有がなかなか広まっていけないし、深まっていけないと思うのです。どうしてもこの最初に立ち戻るわけですけれども、ここの基本ベースがしっかりしていないと、やはりRPAを導入しても長続きしないのだろうと思っています。その携わっている方は、いかに深く、長くやっていただけるのか、直接関わっていない方々にもこれをどうやって広めていくというか、認識していただくのか、実感をしていただくのか、DXというのはこういうものなのだと申すことを分かっていただくのかというのが非常に大事なことです。どうしてもこの最初の問いに帰ってしまうわけですけれども、その基本ベースがしっかりしていないと、いろいろな政策を打っ

でもなかなかつながっていかないと心配していましたので、そのRPAの導入についても、その辺をよく検討していただいた上で、その部署の人が例えば異動になってしまった、もしくは課長や係長が違うところに行ってしまった、あの人でないと分からないということにならないように、導入に向けて十分準備を進めていただきたいと思いますので、何か長々申し上げましたが、懸念な点がありましたので、ぜひともその辺を留意していただいておりますので、何か長々申し上げましたが、懸念な点がありましたので、ぜひともその辺を留意していただいておりますので、何か長々申し上げましたが、懸念な点がありましたので、ぜひともその辺を留意していただいております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

職員の共通認識がどのくらい広がっているのかということの私の感覚ではございますけれども、議員もお話されていたように、なかなか実際、具体的にどのくらいかということについては、私もお答えすることはできないのですが、担当から話を聞く限りで申し上げますと、この間も勉強会なり、説明会を繰り返し行ってきているので、なかなか一気にとはいかないと思いますが、少しずつ職員全員の共通認識というものを広げていきたいというふうに思っているところでございます。

関連いたしますけれども、私自身もそもそもいろいろ学ばなければリーダーシップは取れないというふうに思っております。先日ではあります、江別市の三好市長から御紹介いただきまして、「未来型政策協議会というのがあるよ」と、「市長、ぜひ参加したらどうだ」ということで、これは群馬県の前橋市長が会長を務めている組織ではあるのですけれども、正式に申し上げますと、デジタル&ファイナンス活用による未来型政策協議会という新しい組織で、2月1日に設立総会が行われまして、私もほかの23の自治体の皆さんとともに参加をさせていただきました。こういった協議会に参加する中で、各自自治体の取組なども参考にさせていただけるというふうに思っていますし、この会議の中でテーマになったのですけれども、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金というものがあって、これは非常にいい交付金であるということがテーマになりました。そのお話を聞いて、私どもも、この交付金を何とか活用できないかと、小樽市の行政窓口電子化事業として国のほうに、結果はまだですが、実施計画も提出させていただいたところでもあります。私も含めていろいろな形でこのデジタル化についての認識を深めていければというふうに思っているところでございます。

それから、全庁業務量調査についての、これも感想でありますけれども、本市の課題が示されたというように感じているところでございます。ここに報告書がありますけれども、議員も御覧になったのかもしれませんが、例えば資料の中で申し上げますと、正職員がどれだけコア業務に当たっているかどうかということなどが基本的に数字で示されておりますし、紙を使っている業務ほど多忙化しているというようなことが数字で表されて、見える形で報告書が出されております。私も含めて職員もそうですけれども、数字でこう示されることによって動機づけが進んでいくような感じがいたしました。令和4年度にこの全庁業務量調査は次のステップに進んでいくこととなりますが、効率化のために職員がコア業務に集中できる、その体制をいかにつくっていくかということが課題だろうと思っておりますし、そのための取組を着実に前に進めていければという思いで、この前の報告会はお話を伺わせていただいたというところでございます。私の感触としては非常にいい受け止め方をしております。これをきっちりできれば業務改善につながるのではないかと感じたところであります。

それから、デジタル人材についてですが、今回お二方を外部人材としてお迎えすることになっております。これはまさにデジタル化のDX推進の課題の中、幾つか課題はあると思うのですけれども、その大きな一つがやはり人材の育成だというふうに思っております。国の支援期間が切れますとなかなか外部人材

を採用することは財政的にも厳しくなるでしょうし、いろいろなものを拝見させていただきますと、自治体に知見を持っている外部人材はそれほどいるわけでありませぬので、やはり自前で人材を育てていくことの大切さは感じております。様々な取組を通じて、産みの苦しみというはあるだろうというふうに思いますが、このデジタル化の目指すところをやはり一人一人にまず感じてもらうという取組は進めていかなければいけないのだろうというふうに思っているところでございます。

最後は、RPAについて、担当している職員だけが実感するのではなくて、全職員が必要だというような認識が必要ではないかという御質問だったかと思っておりますけれども、そもそもやはり、職員に対しては、このデジタル化というのが目的ではなくてあくまでも手段だということをしっかり理解してもらう必要があると思います。そのデジタル化によって何を達成するのかということ、つまり行政サービスの利便性向上ですとか、あるいは行政へのニーズが複雑化・多様化していく中で、効率的で持続可能な自治体経営がこれによってできるのだという根本的な部分をしっかりと理解してもらうことが必要だというふうに思っております。デジタル人材の育成と併せて、全ての職員が、みんながこのデジタル化について理解を深めていけるような取組を何とか着実に前に進めていきたいと考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時57分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 須貝修行

議員 中村誠吾



令和4年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

令和4年3月1日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

3番 小池二郎

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	生活環境部長	松井宏幸
福祉保険部長	勝山貴之	こども未来部長	小野寺正裕
保健所長	田中宏之	建設部長	松浦裕仁
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院	佐々木真一
教育部長	中島正人	総務部総務課長	中村弘二
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正樹  
庶務係 長 加藤 佳子  
調査係 長 柴田 真紀  
書 記 相馬 音佳  
書 記 松木 道人

事務局 次長 佐藤 典孝  
議事係 長 深田 友和  
書 記 阿部 久美子  
書 記 中村 知奈津  
書 記 三上 恭平

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 福祉保険部長。

**○福祉保険部長（勝山貴之）** 昨日の自民党、中村吉宏議員の代表質問の、ふれあいパスに関する再質問に対する私の答弁につきまして、補足をさせていただきます。

昨日の私の答弁を、あたかも、ふれあいパス制度を次年度にも見直すかのように受け取られた議員の方もいらっしゃるのではないかと感じておりますが、現状のふれあいパス制度は持続可能な制度に見直すことを念頭に、この2年間、議会とも十分な議論を重ねてきた中で構築したものであります。

今後、ナンバーリングをしたチケットを活用し、利用状況の分析、検証を行ってまいります。現状におきましては、直ちに直しを行うことは考えていないということで、改めまして御理解をいただきたいと思っております。

誤解を生むような発言をいたしましたことにおわび申し上げますとともに、補足をさせていただきます。

**○議長（鈴木喜明）** これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○17番（佐々木 秩議員）** 立憲・市民連合を代表し、会派代表質問を行います。

1件目は、迫市政と2022年度当初予算について伺います。

先日、迫俊哉市長は再選を目指し立候補する意向を示されました。迫市長は森井秀明前市長の市政運営を批判して4年前の市長選に立候補し、当選、その後は混乱した市政の回復を図りながら堅実に進められ、就任直後の2018年9月、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトや、このたびの新型コロナウイルス感染症対応などで、市民の安全・安心な生活を第一に確かなリーダーシップを示したところで、そのほか例えば教育予算について、まだまだ少ないとはいえ、子供1人当たりの教育費は他市に劣らぬだけの実質増額をするなど、着実に公約を実現しており、私たちの会派も、その手腕を高く評価しているところで、その迫市長による4回目の当初予算案が提案されました。この予算案が選挙時期の骨格予算ではなく通年予算として編成するように指示されたのも、単に選挙の時期的な問題だけではなく、この新年度予算には迫市長の思いが形や数字になっているのではないかと拝察します。

そこで、この新年度予算に込められた市長の目指すものや思いについてと、それらが具体的に現れた取組について御説明ください。

一方で、小樽には人口減少問題、厳しい財政、その中での市役所や体育館の建て替えなど、未解決の課題が山積しています。市として、こうした課題の解決に向けた方針をお聞かせください。

続いて、令和4年度予算編成方針について伺います。

さて、そのような市長の政策実現という視点から今回の予算編成を見てみると、改善の余地があるように思いますので、何点か指摘をさせていただきます。

令和3年10月25日付、財政部長名で出された、令和4年度予算編成方針についてを見ると、前段で国の状況、続いて本市の厳しい財政状況、新型コロナウイルス感染症の影響、そうした中で予算編成に取り組む姿勢について述べられ、以下、7点の方針が示されています。

まず、お聞きしたいのは、以前から財政部長名で出していますが、前段で述べたように、予算編成は市長の政策実現のために市長が各部長等に要請をするものと考え、市長名で出してもよいのではないのでしょうか。

次に、全体として趣旨はそのとおりで反論の余地がないものです。その一方で、どうもマンネリになっていないか、各部長、現場の職員に響く、伝わる内容になっているのかと感じました。また、時代の変化のスピードを考えても、各課で全て考えて、財政部や市長が審査をするという手法が限界を迎えているのではないかとも思います。

そこで、予算編成方針で示された指示はどのような効果があるのか、お示してください。

次に、各項目について方針の中から抜粋してお聞きます。

②「第7次小樽市総合計画」や「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、人口対策も十分意識して事業の効果が最大限発揮できるよう創意工夫すること。④新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会の仕組みそのものが大きく変わる転換期にある。本市においては「ポストコロナ」を見据えたまちづくりを着実に推進するための取組について検討すること。

②、④ともに内容はそのとおりですが、具体性に乏しく、これをベースに予算を立てるのは難しいのではありませんか。市長の意思を明確で具体的に表現し伝えるべきです。この方針を職員はどう捉え、結果として予算に表れているのか、お示してください。

市役所の機能は、端的に言うと、市長の示すグランドデザインやビジョンを職員一人一人までが理解して動き、それらを実現させていくということ。市長のガバナンスが広く及んでいることが肝要ですし、そのためにも、まずは予算編成方針から明快で具体的な手法、意思決定機能が構築されるべきです。それにより、お金をかけていくべきところにしっかりかけていける仕組みができ、市政における施策実現度は上昇していくと考えます。この予算案に総花的で迫カラー薄くという評価が報道にありましたが、今回指摘させていただいた部分がこのような評価につながる主な原因ではないでしょうか。来年度以降の予算編成方針について、これらの指摘を受けて改善のお考えをお示してください。

次に、新年度予算案の中から具体的に伺います。

市制施行100周年記念関連事業についてですが、小樽市は大正11年、1922年に市政を施行、その後、市制施行50周年記念式典挙行、その中で小樽市民の歌を制定しています。続いて、70周年、90周年と記念式典を挙行してきました。そして2022年には、この予算案のテーマにも、「～「つなぐ」100年の歴史、次世代へ～」とあるように100周年を意識したものとなっており、それに関連した記念事業が14件企画されています。コロナ禍の中で迎える市制施行100周年、イベント一つの実施でも大変な状況ですが、コロナ禍は逆にチャンスでもあります。ネットやSNSの活用など、これまでにないやり方も視野に、これからも職員や市民の知恵、アイデアを集約して100周年をきっかけに小樽を再起動すべきです。

まず、市制施行100周年記念関連事業実施の意義、基本理念について改めてお示してください。

その主要事業が示されていますが、この中にあるオタルサマーフェスティバルのような市民参加型、市民がつくる活動のような市民活動や、企業や商店街等のイベントを100周年協賛事業として盛り上げていくような取組を企画し、コロナ後の復興の起爆剤とすべきです。そうしたことを含めて、当初予算後の展開についてお聞かせください。

以前にもお聞きしましたが、肝腎なのは次の小樽100年のビジョン、イメージを市民や内外に示す、アピ

ールすること、市長を中心にこの広い層から意見を集約し、そうしたビジョンを作成し記念式等で示して  
いってほしいのですが、どうでしょうか。

4点目、民間からの人材公募について伺います。

私たちの会派から提案があります。それは、政策の意思決定に関わる職への民間活力の導入です。

迫市政1期目で副市長の役割は前市長が市政や市役所機能に残した傷跡の復旧にいや応なく費やされましたが、元市職員であった小山副市長はその手腕を大いに発揮され、そうした言わば内側の立て直し作業を一段落され、土台を固めることができたと認識しています。そして、いよいよ今年度からは、小樽再起動のために攻めに転ずるターニングポイントになります。

かつて我々立憲・市民連合は、副市長を2人体制にしてはいかがかと提案した経緯があります。それに対して、本市の財政状況に鑑みて、副市長を2人にするのは難しいという見解の事情はもちろん理解しているつもりです。しかし、その質問以降も、全国の自治体でも副市長を公募し1,000人を超える方から選ぶ事例が増えてきています。それは、優秀な人材を迎えることにより、むしろ報酬以上に大きなものを得られるという多くの事例に基づく判断があるからです。特に、民間との連携がこれからの行政には求められています。その接点として、副市長や部長などが大きな役割を担うとも考えます。そうした複数の課や室に対して権限を持つ要職に民間からの人材を迎えてはいかがかと御提案いたします。例えば、自治体DXを推進していくためには、これまでの行政のシステムをICTやAIを用いて改革していかなければならない。大なたを振るわなければDX推進は形骸化してしまいます。

この件で伺うのは、副市長の公募ということについて、行うとした場合に本市にとってのメリット、デメリットは。

また、市役所の業務の中でどの分野が民間からの人材と親和性があるのか。どの分野が現在の市の職員では補い切れないと考えますか。

副市長のみならず、特に民間の手法や取組を生かせる分野で幹部職員を公募するということも考えられます。幹部職員の民間人材登用について、改めて御検討いただきたいのですが、いかがですか。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま私の市政と2022年度当初予算について御質問がありました。

初めに、私の市長選挙への再選出馬表明との関係についてですが、まず新年度予算に込められた私の目指すものや思いと、それらが具体的に表れた取組につきましては、市制施行100周年の節目を迎える令和4年度は、先人から受け継いできた様々な財産を次の世代へ引き継いでいく、本市101年目の新たな一步を踏み出す年であり、これまで積み重ねてきた取組を着実に前へ進めるとともに、時代の要請に応える取組を推進していくことをテーマとし、予算編成に臨んできたところであります。

具体的な取組を三つの視点で申し上げますと、1点目として、新型コロナウイルス感染症に対応した政策への取組については、ワクチン接種体制の整備や市内経済の活性化を図るためのおたるプレミアム付商品券の再販売、ポストコロナに向けた教育旅行をはじめとする誘致促進事業が挙げられます。

2点目として、人口減少・少子化対策への取組については、新年度から所要の見直しを行う移住・定住を促進するための移住定住促進住宅取得費等補助金やウィズコロナ移住促進事業のほか子育て支援として実施する産後ケア事業や産後サポート事業、小学生の通院医療費自己負担額の実質無償化が挙げられます。

3点目として、将来を意識した施策への取組については、自治体DXの推進として行政手続のオンライン化や窓口キャッシュレス決済の導入、脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー導入の方向性や基本方針の策定は着実に前へ進める必要がある事業であります。

そのほか、市制施行100周年記念に関連し実施する、子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」事業は、子供たちの豊かな感性を育む取組として期待をしている事業でもあります。

次に、課題解決に向けた方針につきましては、市長就任以来、最重要課題として人口減少対策に取り組んでまいりましたが、国勢調査の結果を見ましても、人口減に歯止めをかけるには至っておらず、加えてこの間の財政状況は引き続き財政調整基金に依存する厳しい状態が続いているなど、道半ばであります。

また、新型コロナウイルス感染症と向き合い、2年が経過し、この間、感染拡大の防止に全力を傾けてきましたが、一方では、観光客誘致などの機会を失い、宿泊、交通、飲食業を中心に地域経済は大変大きなダメージを受けており、感染拡大の防止とともに地域経済を回復軌道に乗せなければなりません。このことから、これらの課題を着実に解決に導き、活力あるまちとして次の世代に引き継ぐ取組を進める必要があると考えております。

次に、令和4年度予算編成方針についてですが、まず予算編成方針を市長名で通知することにつきましては、予算編成方針は小樽市財務会計規則第5条の規定により、「財政部長は、市長の命を受けて、会計年度ごとに予算の編成方針を定め、部長等に通知するものとする」と規定されており、現在の財政部長名による通知を継続してまいりたいと考えております。

次に、予算編成方針による効果につきましては、予算編成方針では本市の財政状況や時代の要請に応える施策として、人口減少、少子化対策のほか、ポストコロナやデジタル社会、脱炭素化社会の実現への取組を示したところであり、それを踏まえ、各部局からは、限られた財源の中で、これらの実現に向けた新規・拡充事業を新年度予算案として要求があったところであります。

次に、予算編成方針の職員の捉え方とその反映につきましては、具体的な私の考えは、日頃から各部に直接伝えており、政策検討会議や関係部長会議においても指示をしているところであります。各部局においては、これらに基づいて部長職がマネジメント能力を発揮して予算要求をしており、私がヒアリングをした上で最終的に決定しているものであります。

次に、予算編成方針の改善につきましては、予算編成に当たっては厳しい財政状況であっても将来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を図ることが求められており、そのためには職員一人一人が同じ考え方に基いて事業の整理、合理化を図るように工夫していくべきものと考えておりますので、令和5年度当初予算編成までには改善に向けて検討をしてみたいと考えております。

次に、新年度予算案の中からについてですが、まず、市制施行100周年記念関連事業実施の意義、基本理念につきましては、市制施行以来、豊かな発展を遂げた本市には、先人の熱意や努力、創意工夫により築き上げられた歴史があり、市制施行100周年という記念すべき年を全市を挙げて祝うことで、先人の偉業に感謝を表すとともに、改めて本市の魅力を多くの方に知ってもらう機会とすることに事業実施の意義があるものと思っております。そして、先人から受け継がれてきた様々な財産を次世代に引き継ぎ、新たな100年に向け、市民の皆さんとともに魅力あるまちづくりを進めていくことを基本理念として実施をしてみたいと考えております。

次に、当初予算後の事業展開につきましては、このたびの当初予算では、市が記念事業として行うものをお示しいたしましたが、先ほど申しあげました市制施行100周年という記念すべき年を、全市を挙げて祝うという趣旨からも、市だけではなく、広く市民の皆さんとともに取り組んでいくことは必要な視点であると思っております。そのため、市民団体や企業が行う行事、イベントにおいて、市制施行100周年記念協

賛事業の名称を使用するためのガイドラインを策定するなど、民間との連携について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、次の小樽100年のビジョンにつきましては、現時点で、今後100年のビジョンを示すことは難しいものと考えますが、これまでお聞きした市民の皆さんの声も踏まえ、私としても将来のまちの在り方に思いをはせているところであります。本市は、民の力で創り上げられてきたまちと認識しており、これからもその機運を高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めることが重要と考えておりますので、このことを基本に記念式典の中で改めて、将来のまちの在り方に対する私の考えをお示ししたいと思っております。

次に、民間からの人材公募についてですが、まず副市長の公募についてのメリット、デメリットにつきましては、メリットとしては全国各地から広く応募が期待でき、また、いわゆる外部の風を入れることにより職員の意識改革が図られることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、公募ではその経歴や面接だけで組織にふさわしい人物と判断することは難しいことなどが考えられます。

また、市役所の業務の中で、民間からの人材にとって親和性のある分野と、現在の市職員では補い切れない分野につきましては、新しいプロジェクトなどで特定の資格や経験が必要な分野については、一定期間は民間人材の活用が有効なものと考えられます。

次に、幹部職員の民間人材登用につきましては、私としても専門的分野での民間の知見の活用は重要と考えており、特にデジタル化の推進に向け、令和4年度からは自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画にも掲げられております最高情報統括責任者、いわゆるCIOとなる副市長を補佐する体制を強化するため、委託により外部専門人材の活用を図ることなどを予定しております。民間人材の幹部職員への登用は、人選方法や給与面などでハードルが高いものと考えておりますが、現在、実施している業務量調査も民間の知見を活用しているものであり、今後とも専門的分野への民間知見の活用に向け、その方策を検討してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

**○17番（佐々木 秩議員）** 2項目め、連携によるまちづくりについて伺います。

小樽市では、小樽市自治基本条例に基づく基本原則の一つである協働によるまちづくりを推進するため、近隣の自治体や大学、事業者などと協定等を締結し連携、協力して取り組んでいます。そして、こうした取組が市政や市民生活に大きな好影響をもたらしていることは様々な場面に表れていますし、今後、万が一の災害等の際には大きく貢献していただけることと思います。

そこで、本市の連携先とその内容、これら様々な連携策が本市の施策に具体的にどのように関わっているのかなどについて、連携先ごとにお聞きしていきたいと思っております。

まず、ほかの自治体との連携についてお聞きします。

北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて、小樽市と積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村は2010年、北しりべし定住自立圏形成協定を締結し、小樽市はその中心市の役割を担っています。人口減少、少子高齢化が進展する中、近隣地域を一つの圏域と捉え、地域の活性化を図るのがこの定住自立圏共生ビジョンです。まさに、その懸念が現実になってきている現状で、そうしたマイナス要因対応だけでなく、北後志圏広域観光の拠点としての本市の強みを生かすプラスの側面や、公共交通機関の維持など新し

い問題も出てきて、その役割は重要になっています。現在は、第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョンに沿って取組中だと思いますが、開始から12年になる北しりべし定住自立圏共生ビジョンの果たしてきた役割、とりわけ中心市としての小樽市の役割や成果、今後のビジョンについてお考えをお聞かせください。

続いて、さっぽろ連携中枢都市圏構想について。

小樽市は、札幌市を中枢都市としてその近隣自治体とともに、さっぽろ連携中枢都市圏を形成しています。その目的は、地域において圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することと説明されています。そのために、様々な資源を活用した連携の強化や、行政のコスト削減、運営の効率化が必要とされ、具体的な連携事業が提示されていました。取組の期間は2019年から2024年まで。5年のうち3年を経過しています。そこで、本市が参加している事業の主なものについての進捗状況や、その中で特徴的な事業がありましたらお聞かせください。

以前の質問で、デメリットとして結果的に中核的な自治体である札幌市にかえて人口が流出してしまうのではないかと心配を指摘しましたが、この点については現段階ではどのように判断されますか。

2点目、事業者との連携について。

事業者との連携には、ホームページによると、連携協定、パートナーシップ協定、包括連携協定など何種類かあるようです。まず、連携協定の名称の違いについての説明と、それぞれの締結件数、連携分野の傾向はどのようになっていますか。

こうした協定では、市と事業者が対等なパートナーとしてお互いの強みを生かしていくことが基本でしょう。市から見ると、行政だけでは難しい最先端の市民サービスの提供や行政コストの見直し、少子高齢化による人材不足の解消など、行政課題の解決に様々なメリットがあります。その一方で、対等な関係というのであれば、連携における事業者側のメリットは何があると考えていますか。

また、これまでに本市が事業者と結んだ連携協定は、災害など万が一の際や今後何かあった場合というものが多いのですが、これまでの協定締結によって可能になったことなどをお示しください。

一般的に課題として、包括連携協定の効果は自治体、事業者とも実感できていないことが挙げられていますが、本市においては、課題とすればどのような点が挙げられますか。

事業者との連携について、今後の可能性についても伺います。

こうした本市が結んだ連携協定先の一覧、全体像がなかなか市民に伝わっていないのは、事業者にとっても残念なのではないでしょうか。何か方策をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

3点目、大学との連携について。

大学、研究機関との連携は、市が進める事業に対して、大学における治験や研究成果を基に、科学的根拠を付与する上で重要な役目を果たしていますし、何より学生の皆さん、若い世代の発想や活動がまちを活性化してくれていると感じます。連携を結んでいるのは小樽商科大学、北海道科学大学、北海道職業能力開発大学校となっていますが、例えば、小樽商科大学との連携については2008年に包括連携協定を締結し、それぞれが有する資源を有効に活用し、地域が抱える諸課題の解決に努めてきているとのこと。そうした中で、商大生が小樽の活性化について本気で考えるプロジェクト、通称、本気プロは、小樽商科大学の特徴的な授業の一つとなっており、現在も学生の皆さんが小樽の活性化をテーマとして具体的なアイデアを企画し、学生の皆さんが自ら実施すべく取り組んでいて、今ではその活躍が市民にも広く知られているところです。参加した学生に伺うと、商大生というネームバリューもあって市民の方が温かく迎えてくれた。その一方で、半年という限られた時間の中で町の活性化アイデアを提案や実施しても、結局市民の方に継承されるに至らない、継続性に課題があると感じているようで、結果、自らが大学を休学してその



事業を継続している方もいるそうです。

例えば、こうした連携活動の成果や課題把握、学生へのフォローなどについて、大学側との協議などはどのようになっていますか。これまでの大学と連携した主な取組、今後の展開について御説明ください。

連携によるまちづくり全体として、今後、中長期的にこうした連携を持続させていくためには、連携先の小樽市への思いや善意に期待して、本市がしてもらえばかりではなく、本市が連携先に貢献していくことも考え、フィフティー・フィフティーの関係となるよう配慮すべきです。こうした事業を進める際、危惧される点として、それぞれの思惑や目指すゴールの不一致などが解消されず、結果、成果が得られない例があるそうです。よって、市のまちづくりの方向性をしっかりと理解していただき、同じ方向性を持って連携事業を進めるべきです。それらの点について、市のお考えをお示しください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、連携によるまちづくりについて御質問がありました。

初めに、他の自治体との連携についてですが、まず北しりべし定住自立圏の果たしてきた役割などにつきましては、北しりべし定住自立圏は、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化及び圏域マネジメント能力の強化、これら三つの分野で取組を行い、圏域の活性化のため、自治体間の連携を促す役割を担っております。

中心市として本市は、都市機能を生かし、小児科及び周産期医療体制や、成年後見センターと消費者センターを圏域全体として維持しているとともに、小樽港クルーズ推進協議会が実施するポートセールスの取組に圏域自治体の観光協会にも御参加をいただき、広域観光の推進を行っております。

また、今後の共生ビジョンにつきましては、デジタル社会や脱炭素化に向けた課題についても連携を模索していきたいと考えております。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏構想に参加をしている事業についての進捗状況などにつきましては、まず主な事業と進捗状況といたしましては、経済に関する分野では、「販路拡大に向けた支援」において、札幌食と観光国際実行委員会が主催する海外展示会や商談会に参加をしているほか、「共同プロモーションや観光資源の活用等の推進」において、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会に参画し、ウェブによる魅力発信を行っております。

また、生活関連の分野では、「消防の連携・協力の推進において、札幌市が設置した実火災訓練装置を用いた研修に参加しているほか、「圏域外からの移住促進」において、北海道さっぽろ圏移住フェアに参加しております。

特徴的な事業としては、「公立夜間中学校の共同活用に向けた取組の推進」において、令和4年4月、札幌市が道内で初めて開校する公立夜間中学校である札幌市立星友館中学校で小樽市に住所を有する方も入学の対象となり、事情により中学校に進学できなかった小樽市民にも学びの機会を確保することができたところであります。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏での取組による札幌市への人口流出につきましては、これまで本市が参画してきた連携中枢都市圏の事業は本市の人口が札幌市へ流出する要因となるものではなく、連携事業のうち「企業によるまちづくり活動の促進」において、圏域自治体とともに13の企業とパートナー協定を締結することができ、それらの企業と連携してまちづくりを進めることは、むしろメリットであると考えております。

次に、事業者との連携についてですが、まず連携協定の名称の違いなどにつきましては、協定の名称は

連携項目が様々な分野の取組を想定する場合は包括連携協定とし、一定の分野のみを想定する場合は連携協定としております。また、協定締結による対等な関係性を強調する場合は、パートナーシップ協定としておりますが、いずれも協定の締結する事業者との協議により名称を決定しております。

また、本市が事業者と協定を締結している件数につきましては、包括連携協定が10件、連携協定が40件、パートナーシップ協定が15件となっております。

連携分野の傾向につきましては、防災に関する分野が最も多く、続いて経済、健康、市民の安全・安心の分野が多くなっております。

次に、連携による事業者側のメリットにつきましては、自治体とともに地域の活性化や住民サービスの向上などの社会貢献に取り組むことで、事業者のイメージや取り扱う商品などのブランド価値の向上につながるほか、社会に貢献しているという自覚が従業員に芽生えることにより、仕事へのモチベーションの向上につながるなどであると聞いております。

次に、協定締結により可能となったことにつきましては、災害時における資材や広報などの協力をいただけるほか、がん対策や認知症予防、食育、熱中症などをテーマにした市民講座やイベント等の啓発事業の実施、高齢者の見守りへの協力や小学生などを対象にした工場見学と出前授業の開催などが挙げられます。

次に、事業者との連携に当たっての課題につきましては、協定締結後、具体的な取組に至らない場合があることが課題となっておりますので、協定の実効性を担保するため、連携方策の検討が行われる必要があることから、協定の締結先やその内容について、広く職員に周知するよう担当する企画政策室に指示をしております。

また、連携した具体の取組について、継続性が図られるためには、市と事業者双方にメリットが感じられることが重要であると考えております。

次に、事業者との連携における今後の可能性につきましては、一例として、市では特定健診の受診率の増加を目指すための取組を行っておりますが、協定を締結した事業者による民間の知見を生かしたセミナーなどの啓発事業を併せて実施することにより、市が実施している取組の効果をより上げることができるとともに、目指す目標に効率的に到達できることが考えられますので、連携した取組が具体的かつ継続的なものとなるよう事業者と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、事業者との協定締結の全体像を市民の皆さんにお伝えすることにつきましては、本市が締結している協定の締結先や内容等について、市のホームページなどで全てをお知らせできておりませんので、全てを掲載した一覧によって市民の皆さんに本市の協定締結の状況が理解いただけるよう、情報発信をしてまいりたいと考えております。

次に、大学との連携についてですが、まず大学と連携した活動の協議等につきましては、小樽商科大学とは、大学が開催する小樽商科大学地域連携会議において、実施した事業の報告、協議などを行っているほか、必要に応じて北海道科学大学、北海道職業能力開発大学校を含め、各校の地域連携担当と適宜意見交換を行っております。

次に、大学と連携した主な取組につきましては、大学も地方への貢献が求められている中で、協定を締結した各大学からは、本市が審議会等を設置する場合に教員の方に委員として参画していただき、専門的な見地から御意見をいただいております。また、北海道科学大学とは講師派遣による小学生を対象にしたジュニアスポーツ講座の開催、小樽商科大学とは本市の人口減少の要因を調査・分析し、その歯止めをかける効果的な施策を研究するための共同研究を行っております。

今後の展開につきましては、大学の持つ専門的な知見により、市政の推進に御協力をいただきながら、

先ほど申しあげました共同研究のように本市の課題解決に向けた具体的なテーマについて、より深い連携を図る必要があると考えております。

次に、連携によるまちづくり全体としてについてですが、連携する相手方に市のまちづくりの方向性を理解していただくことにつきましては、連携協定締結に当たって事前に本市の課題や施策の実施状況などを相手方にお伝えしながら、その意向も伺い連携事項を決定させていただいております。

また、締結後に行う取組の協議や実施に当たっては、十分に意見交換を行いながら、相手方にもメリットが感じられるよう配慮しながら進める必要があると考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

**○17番（佐々木 秩議員）** 3項目め、新型コロナウイルス感染症対応について伺います。

現在、オミクロン株による第6波が猛威を振るっている現状で、その対応に当たる保健所をはじめ、市内医療機関、ワクチン接種に関わる諸機関や各学校、保育施設の関係者の皆さんにおかれましては、度重なる感染者の増大で心身ともに疲労の極にあるとお聞きしています。そうした中で、議会において、その方々に質問をすることでさらなる負担をおかけするのは忍びないのですが、広く市民の皆さんにその御尽力の様子を伝え、一層の御協力をお願いするためにも答弁をよろしく願いいたします。

1点目、第6波への保健所の対応について。

小樽市保健所は、新型コロナウイルスオミクロン株の感染者急増を受けて、逼迫する保健所業務の負担軽減を図る措置として、これまで保健所が担ってきた様々な業務を感染者自らや各施設が行うことで、積極的疫学調査の重点化が図られるよう変更をされています。従来の対策は、新変異株オミクロン株の猛威によって継続断念に追い込まれたということになりますが、保健所の機能を維持し、感染者を必要な医療につなぐには、今回の処置変更はやむを得ないと思います。しかし、その影響が市民の皆さんに及んでいないかが心配されます。そこでお聞きします。

積極的疫学調査の重点化が図られるよう変更されたことによる、重点化の対象とならない施設、一般事業所への影響はどのようなことになっていますか。

また、この変更による保健所の業務量の変化についてと患者への支援が効果的に行われているのかをお聞きします。

次に、いわゆる、みなし陽性の市内実態についてお聞きしますが、これまでみなし陽性と診断された人数は発表されている集計数に含まれていますか。

また、みなし陽性の方のその後の病状の把握は確実にされていますか。

2点目、感染症拡大の影響についてお伺いします。

小・中学校や保育所、幼稚園などでの感染も広がっています。全国的に休園する保育所などが急増、自治体から保護者に登園自粛のお願いがなされる場合もあり、結果、子供の預け先がなくなった保護者が困惑しているそうです。市内の認可保育所と認定こども園及び幼稚園における休園の状況とその影響についてお聞きします。

また、保育所などにおける2歳以上の子供に対するマスクの着用について、報道では国の推奨方針への対応に苦慮されている事例も目にしますけれども、入所児童のマスクの着用についての対応はどのようにされていますか。

消防本部に関わってお聞きします。

救急搬送困難事案とは、救急隊による医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案のこと。総務省消防庁は2月15日、その救急搬送困難事案が7日から13日までの1週間に全国52の消防で計5,740件あったと発表しました。本市での救急搬送困難事案の実態について伺いますが、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった2019年と比較して2020年以降の救急搬送困難事案の状況はどうなっていますか。

また、新型コロナウイルス感染症の影響についてもお答えください。

小樽市立病院では、新型コロナウイルス感染症に対する臨戦態勢の中、緊張感の持続を強いられ、さらにスタッフの方々からも感染者が出ている状況での勤務は本当に大変なこととお察しいたします。そうした中でも感染者の受入れは続いており、病院の状況の一端は病床使用率で表されています。ただ、全国的にスタッフ御自身や家族の感染によりスタッフが足りず、実態として空床はあっても稼働させられない場合が増えていると聞きます。コロナ病棟の実態は市立病院ではどうなっていますか。

また、そこから波及して一般病床の不足や新型コロナウイルス感染症感染者以外の一般患者の受入れに影響は出ていませんか。今後、感染がさらに拡大した場合の対応策についてお考えをお聞かせください。

3点目、小・中学校の対応について。

第6波では、多くの小・中学校で3学期が始まって以降、学級閉鎖等が相次ぎ、学校や若年層への対応が鍵とされていますが、教育現場では学びの保障と感染拡大防止の両立に苦慮している状況です。さらに、学校で感染者発生の際、業務の逼迫する保健所の代わりに感染の可能性のある方を調べる新たな業務で、管理職をはじめ相当の負担がかかっています。発生した学校での様々な困難な状況を市教委は把握されていると思いますが、第6波による市内小・中学校の感染状況とその対応概要と、濃厚接触者となった教職員が自宅待機となり、結果、教職員が不足し授業等に影響した事例はありませんでしたか。

保健所からの業務移管による学校での対応の変化についてと、市教委のサポート体制についてお聞かせください。

また、新年度予算で新型コロナウイルス感染症対策としての事業はどのようなことを予定していますか。

一番心配なのは、既に始まっている中学校3年生の高校入試です。既に私立高校の入学試験が始まっていますが、各中学校での入学試験に向けた学習面でのフォローはどうなっているのでしょうか。

4点目、5歳～11歳のワクチン接種について伺います。

厚生労働省は5歳から11歳までの子供に使うワクチンを特例承認、接種の準備を進め、それを受け2月3日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、5歳から11歳向けのワクチンが2月下旬から3月中旬にかけて順次、各市町村に届くことが報告され、既に各市町村に配分量と日程が通知されているとのことです。その情報と本市での5歳から11歳までの子供へのワクチン接種の対象者数、日程や接種体制についてお示しください。

5歳から11歳までの子供へのワクチン接種により、基礎疾患のある子供の重症化を防ぐ効果も期待される一方で、健康な子は感染しても重症化しにくいとされ、専門家には慎重な意見もあり、さらに国内でのこの年齢層への接種が認められたのは初めてで、成長途上にある子供への接種は副反応や長期的な健康への影響を懸念する保護者も少なくありません。あくまでも接種するか、しないかは個人の選択の自由であり、その判断は尊重されるべきで、実質的な強制にならないよう配慮が必要ですし、判断するための感染予防の利点と副作用のリスクなどの情報提供は国や自治体の役目です。ワクチンについての保護者への事前の情報提供や説明についての予定はどうなっていますか。

また、接種開始後の副反応等の情報開示も速やかにされるべきと考えますが、いかがですか。

ワクチンの有効成分の量は12歳以上の3分の1で、子供用の別製品になるとのことです。接種会場が大人と同じ場合は打ち間違え等は許されません。細心の準備が必要だと思いますが、接種準備等についての医療機関での留意点などについて御説明ください。

5歳から11歳までの子供のワクチン接種に関わり、学校、保健所の対応についてもお聞きます。

学校や保育所などで接種した子としない子が共に感染対策をしながら、ふだんどおりに過ごしていける取組が求められます。既に小学校6年生や中学校での取組があると思いますが、小学校、保育所などでの接種、未接種の差による差別、いじめへの対応や未然防止対策等、心の負担へのケアなどについてお聞かせください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、新型コロナウイルス感染症対応について御質問がありました。

初めに、第6波への保健所の対応についてですが、まず積極的疫学調査の重点化により、重点化の対象とならない施設や一般事業所への影響につきましては、これまで保健所が実施していた濃厚接触者の特定を陽性者本人または各施設や事業所が市ホームページに掲載した資料などを参考に自ら行っていたこととしており、施設などの負担は増えているものと考えております。

この重点化は、医療機関や高齢者施設などで陽性者が発生した場合の感染対策に適時的確に取り組むためのものであり、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方への効果的な支援につながっていると考えております。

なお、保健所の業務量につきましては、日々の新規感染者がこれまでにない規模で発生しており、自宅療養者の健康観察業務も増加していることから、業務量総体は著しく増加をしております。

次に、みなし陽性の公表と病状把握につきましては、みなし陽性と診断された場合でも陽性者に含めて集計、公表しております。これらの方にも陽性者と同様に健康観察を実施して健康状態を把握し、病状が悪化したときには必要な支援を行っております。

次に、感染症拡大の影響についてですが、まず市内の認可保育所等における休園状況と影響につきましては、今年の1月から2月25日までの休園延べ件数で申し上げますと、全部休園が16件、一部休園が11件となっております。

休園となった場合には、保護者は急に仕事を休まなければならないこともあり、職場との調整など就業に影響が出るほか、場合によっては収入源が懸念されるなど影響があるものと認識しております。

次に、2歳以上のマスク着用への対応につきましては、国からは無理なく可能と判断される子供に限り着用を進め、子供や保護者の意向に反して無理強いすることのないよう通知が来ております。

本市では、施設によって対応は様々ですが、公立保育所におきましては、昨年1月から3歳以上の子供には可能な限り着用することとし、保護者の御理解もあって定着している状況であります。子供の発達や安全な保育をする上で、本来マスクを着用しないことが一番ですが、市内の各施設に対しては、国からの通知内容や公立保育所の事例も参考にしながら対応していただくよう周知をしております。

次に、本市における救急搬送困難事案の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年が38件、影響の出始めた令和2年が47件、令和3年が97件、令和4年は2月末現在で23件となっており、年々増加傾向となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、陽性者及びその疑いのある方の搬送が救急搬送困難事案の約半数となっていることから、少なからず影響があるものと考えております。

次に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種についてですが、まず本市へのワクチン配分量と配送日程につきましては、2月3日付の北海道からの事務連絡によりますと、2月28日から3月6日までの間に500回分、3月7日から3月20日までの間に1,300回分の、合わせて1,800回分の配分が確定しております。4月4日の週からは週単位で配送される予定ですが、配分量はまだ決まっておりません。

また、接種対象者数は4,355名であり、接種券の送付は2月21日に先行して身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方、自立支援医療の精神通院医療受給者、小児慢性特定疾病の該当者148名と、3月から4月までに12歳に到達する方107名の合わせて255名に送付をいたしました。2月28日にはそのほかの対象者4,100名に一斉に送付をしております。

なお、接種開始日程及び接種体制につきましては、小樽市医師会と相談の上3月14日の週から接種を開始する予定としており、接種体制は市内の委託医療機関9か所で個別接種により実施してまいります。

次に、ワクチン接種に関する保護者への事前の情報提供や説明の予定につきましては、国が示している小児へのワクチン接種の考え方やワクチンの有効性、安全性に関する情報について、市のホームページに掲載していることを接種券に同封する案内文書でお知らせをいたします。

また、市内の接種委託医療機関9か所で、国が作成したリーフレットを配付していただく予定としております。このほか、保育所、幼稚園、小学校など、合わせて76か所に5歳から11歳までの子供のワクチン接種の開始に関するリーフレットやポスターの原稿をメールにより提供するとともに、国の作成したリーフレットの配布を依頼いたしました。

また、副反応等の情報開示につきましては、現行のワクチンと同様に副反応疑いの報告は国の審議会において評価されるもので、市といたしましては、こうした情報を市のホームページに掲載していきたいと考えております。

次に、接種準備等についての委託医療機関における留意点などにつきましては、12歳以上と5歳から11歳までの子供では、ワクチンの種類が異なることから、複数のワクチンを扱う場合には接種間違いを防止するため、市が送付した接種券つき予診票を持っているかどうかの確認や、母子健康手帳によるワクチン接種歴と接種間隔の確認に加え、接種量の確認などを確実に行うことが必要であると考えております。このため、接種委託医療機関には、国が作成した予防接種を適切に実施するための間違い防止チェックリストを2月16日に送付し、改めて注意喚起を促したところであります。

次に、保育所などにおけるワクチン未接種による差別などへの対応につきましては、保育所などにおいても接種を受けていないことを理由にした不当な差別や偏見がないよう、厚生労働省が作成したリーフレットを対象世帯に配布し、周知、啓発してまいりたいと考えております。また、差別があった場合の相談窓口についても、市のホームページで周知をしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 佐々木議員から新型コロナウイルス感染症対応についての御質問がありました。

当院における感染症拡大の影響についてですが、市内の感染患者拡大に伴い、当院においても職員自身や家族の感染などにより、看護師、看護助手21名を含む最大で37名の職員が出勤できない日がありました。依然として人員に余裕がない状態が続いておりますが、看護師が不足している病棟については、他病棟からの応援などで人員を確保し、北海道から要請に基づくコロナ患者受入れ病床23床は全て受け入れる体制をとっております。

また、一般患者の受入れへの影響につきましては、これらの状況に加え、当院でしか対応できない脳神経疾患の患者や救急患者の入院需要にも対応していかなければならないため、緊急を要しない入院や手術

が延期になるなどの影響が出ているところであります。

今後、さらに感染が拡大した際には、さらなる予定入院の延期や外来診療の一部縮小などの対応も想定されますが、コロナ禍における緊急対応であることを市民の皆様にご理解いただきながら、引き続き地域の基幹病院としての責務を最大限果たしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対応について御質問がありました。

初めに、小・中学校の対応についてですが、まず小・中学校での感染状況とその対応につきましては、今年に入ってから昨日までの感染者数で申し上げますと、小学生257名、中学生73名、教職員27名となっており、そのうち学校において感染の拡大が懸念される場合には、国や北海道の通知に基づき臨時休業を実施することとし、本市におきましては中学校1校で学校閉鎖を実施したほか、小学校では16校で延べ82学級、中学校では10校で延べ18学級の閉鎖を実施しております。

また、教職員が自宅待機になったことによる授業等への影響につきましては、時間割の変更や管理職などが学級に入り授業を進めるなど、影響を最小限に抑えるよう全教職員で対応しているところであります。

次に、保健所からの業務移管による学校の対応の変化につきましては、これまでは保健所が疫学調査を行い、濃厚接触者等を特定しておりましたが、現在は保健所が作成した接触者のリストアップと対応方法【学校編】に基づき、学校が感染の可能性のある方の特定作業を行っております。

また、市教委のサポート体制につきましては、児童・生徒及び教職員の感染が確認された場合の対応を適切に行うための実施手順を示したほか、夜間・休日にも学校が保護者からの連絡を受け、速やかに市教委へ報告や相談ができるよう、緊急用携帯電話を配備するとともに、必要に応じて保健所からの助言を提供するなど、体制強化を図っているところであります。

次に、新年度予算における新型コロナウイルス感染症対策の事業につきましては、児童・生徒の安全・安心な学習環境の確保を図るため、学校が必要な保健衛生用品等を充実するほか、臨時休業期間のオンライン学習に向けた対策としては、端末を効果的に活用するためのICT支援員やヘルプデスクを配置するとともに、端末持ち帰り時の破損を防ぐためのソフトケースなど、附属品を整備いたします。

また、コロナ禍における児童・生徒の心のケアにも対応するため、スクールカウンセラーの時間数を拡充しサポート体制を充実するなど、学びの保障と感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各中学校での入学試験に向けた学習面でのフォローにつきましては、中学校3年生においては受験の対象となっている教科について1月中のできるだけ早い時期までに学習を終えられるよう、余裕を持って指導計画を作成しております。また、臨時休業となった学校においては、学校再開後、学習できなかった内容について受験までに確実に指導することとしております。

なお、臨時休業中には1人1台端末を活用し、受験対策に必要な課題を提示したり、同学年の授業を配信したりするとともに、学習に不安がある生徒の相談に応じるなど、きめ細かな対応に努めているところであります。

次に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種についてであります。小学校での接種、未接種の差による心のケアなどにつきましては、本年2月24日に道教委を通じて国の事務連絡があり、保健所から協力の要請を受け、小学校と保護者に対して厚生労働省が作成したリーフレットを配布するとともに、接種の

有無によって差別やいじめなどが起きることのないよう、ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチン接種をすることができない人や、接種を望まない人もいることなどについて、児童の発達段階に応じたきめ細かな指導を行い、保護者に対しましても理解を求めているところでございます。

なお、児童・生徒に心の負担や不安があった場合には、担任や養護教諭などによる心のケアに努めてまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

**○17番（佐々木 秩議員）** 4項目め、歴史文化関係について伺います。

1件目、国の制度活用について伺います。

昨年第1回定例会の一般質問で、国の制度である、歴史まちづくり法伝統的建造物群保存地区制度の活用に関わる庁内作業の進展について伺った際の答弁では、歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議において、国の制度の活用に向けて取り組んでいる。歴史まちづくり法については、国土交通省から助言をいただきながら、法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に必要な諸条件の整理を進め、伝統的建造物群保存地区制度の活用については、核となる建造物の国の指定や登録について文化庁と協議中とのことでした。1年が経過し進捗状況についてお知らせください。

市制施行100周年、来年には全国町並みゼミが本市で開催されるという予定の中で、何らかの動きを示してほしいところですが、いかがでしょうか。

2点目、地域遺産に関わってお聞きします。

去る2月9日、旧三井銀行小樽支店が国の重要文化財に正式に指定されました。また、昨年9月には花園公園設計図など新しく3件の文化財が小樽市指定文化財に指定されています。国及び市文化財の指定追加は喜ばしいこと、改めて小樽市文化財審議会メンバーの皆さんをはじめ関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。これで、本市に所在する国指定重要文化財の建造物は3件、小樽市指定文化財は有形文化財5件、無形文化財1件、無形民俗文化財2件、史跡1件の計9件となりました。日本遺産認定時に指摘された文化財の少なさ克服のためにも、今後につながる成果と考えます。本来、歴史と文化のまち小樽には有形無形の文化財に相当する価値ある事物はまだ潜在しています。そこでお聞きします。

昨年第1回定例会一般質問で、国の登録有形文化財制度の活用についてお聞きした中で、所有者との事前協議を進めている建造物があり、今後、市から文化庁に調査を依頼する予定とのことでしたが、この件は現在どうなっていますか。

今後の文化財指定と今回指定した3件の指定後の保存活用策についての展望を伺います。

そうした地域に潜在する歴史遺産の一つの例として、住ノ江の火の見やぐらについて伺います。

近年、明治期以降の日本の近代化を支えた工場などの設備や機械、鉄道、港湾、発電所などの建造物をはじめとする遺構を近代化遺産として評価、保存する動きが強まっています。その中で、近代防災体制の一翼を担ってきた火の見やぐらも単なる邪魔者として撤去されるのではなく、文化財としてその意義を評価し未永く保存されるようになってきました。現在、全国に残る火の見やぐらのうち、登録有形文化財（建造物）に指定されているのは、文化庁のデータベースによると、建物に附属するものも含めて11件あります。住ノ江の火の見やぐらは1927年、昭和2年、住ノ江町会事務所建設に併せて建設され、1986年、昭和61年、会館建て直しの際に現在地に移設されています。その直線と曲線の組合せによるデザイン性や



時を経ているにもかかわらず堅牢性を維持していることなど、全国的にもその存在価値が改めて評価されています。火の見やぐらは火事や災害の際、いち早く発見、半鐘を鳴らしてその危険を地域に知らせる役目を担ってきましたが、現在はその役目を終えています。しかし、火の見やぐらは消防団の地道な日常活動のシンボル、地域を守るのは地域住民自らでという心意気の象徴にもなっています。

また、大火の続いた小樽において、長く住民の安全・安心を守ってきたという歴史的価値、地域の景観になじんだランドマーク的価値を再認識し、地域遺産として私たちも大事にしていきたいものです。ただ、所有、維持管理を含め、この火の見やぐらを取り巻く課題が多いとお聞きしていますので、それらを誠意解決するためと、広く市民にその存在と遺産としての価値を知り、協力を求めるために時間が欲しいところです。何とか北運河のはしけの二の舞にならないようにしたいとの思いで、有志の方も維持、保存を関係各所に働きかけていこうとしています。

先ほどの11件のうち、住ノ江の火の見やぐらと同時期に建てられた大型鉄骨造のやぐらは、石川県金沢市の浅野川大橋詰火の見櫓など3件、文化庁が示す登録基準は「国土の歴史的景観に寄与しているもの」などを満たしていることとのことですが、住ノ江の火の見やぐらも決して見劣りするものではないと思います。そこでお聞きします。

市として把握されている住ノ江の火の見やぐらの現状について伺います。

この火の見やぐらの評価についての市教委の考えをお聞かせください。

この件に関わり、もう一つ伺います。

火の見やぐら1基だけを何の背景も予備知識もなく国登録有形文化財にと言われたら、市としても唐突感が否めないではありませんか。それもそのはずで、本市においては、さきに述べたこうした建物以外の明治期以降の近代化遺産については、体系的調査がされておらず、例えば橋、郵便ポスト、水道局の和田式耐寒共用栓、消防の消火栓など面白いもの、観光的にも生かせそうなものが見過ごされているのです。現に、この質問作成中に消防本部の調査で、市内ではほかに4基の火の見やぐら、もしくはそれに類するものが現存していることが分かりました。歴史文化のまちを標榜する本市としては、こうした近代化遺産や1992年の調査では行われなかった戦後の建物も含めて、体系的な歴史遺産調査を行い、その結果をバックデータとして集積し、次世代に渡していくことが大切ではないでしょうか。市のお考えをお聞きします。

体系的な調査の重要性は1992年の歴史的建造物実態調査が現在の歴史文化を活用した観光やまちづくりの基礎となっていることから明らかです。今の私たちが過去の遺産を食い潰すだけに終わることは許されないのではないのでしょうか。

市内では、歴史文化的価値が見過ごされている事物を地元の皆さんが主体になってその価値を捉え直し保存活用の動きをつくっていく活動が動き始めています。現在のこうした地域の活動の動き、それに対する市教委の協力の様子についてお聞かせください。

また、今後のこうした市民活動への市教委の協力についてのお考えをお聞かせください。

こうした地域での活動のモチベーション喚起のためにも、活動団体の交流会、発表会の開催や、研究の対象となった地域遺産の文化財としての価値を認めていくことなどについて提案しますが、いかがですか。

最後に、ここまで歴史文化に関わる質問をしてきて気づいたことは、その仕事が多岐にわたり、質、量ともに相当なものだということです。これを担う職員、とりわけ学芸員の方は大変な負担になるのではありませんか。歴史文化を市の一つの柱とするからには、来年度の人事等で配慮が必要と考えますが、いかがでしょう。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、歴史文化関係について御質問がありました。

初めに、国の制度活用についてですが、歴史まちづくり法の進捗状況につきましては、昨年の第3回定例会において令和6年度までに歴史的風致維持向上計画を策定することを報告し、現在は、これまでに受けた国土交通省の助言に基づき、今後の進め方や計画策定上の課題を整理するとともに、基礎となる区域の設定や計画策定に向けた庁内の体制づくりを準備しているところであります。

また、伝統的建造物群保存地区制度の進捗状況につきましては、具体的な進展はありませんが、文化庁の担当調査官からは、現在検討している枠組みでは保存地区にはなじまないとの見解が示されておりますことから、まずは実現性の高い歴史的風致維持向上計画の策定を優先することとしたものであります。

次に、地域遺産に関わってですが、住ノ江の火の見やぐらの現状につきましては、関係者の話によりますと、この火の見やぐらは消防団第6分団が所有をしており、現在は使用していないとのことであります。

また、建設から約95年が経過し、全体的に老朽化が進んでおり、補修には多額の費用が必要なこと、さらには地震や台風などの自然災害による倒壊のおそれもあることから、解体する方向で検討していると伺っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、歴史文化関係について御質問がありました。

初めに、地域遺産に関わってについてですが、まず国の登録有形文化財制度活用の進捗状況につきましては、昨年11月に文化庁の担当調査官に調査を依頼し、建造物1件の現地調査が完了しております。今後、所有者側の準備が整いましたら、市教委から図面や写真などの説明資料を文化庁へ提出する予定となっております。

次に、今後の文化財指定につきましては、歴史文化基本構想の策定過程で調査した文化遺産の中から、特に小樽市文化財審議会において評価を受けたものについて、市指定文化財の指定に向けた調査を引き続き行ってまいります。

また、今年度指定した3件の保存活用策については、いずれも総合博物館で収蔵しているものであります。花園公園設計図については、現在、特別公開を行い多くの方々に御覧いただいております。

稲垣益穂日記及び西川家文書については、常設展において公開するほか、市民の皆さんに当時の生活の様子を紹介する講座を行うなど、できるだけ多くの方々に指定文化財の魅力を知っていただけるよう努めていきたいと考えております。

次に、住ノ江にある火の見やぐらの評価につきましては、市教委として物件の詳細を承知しておりませんので、所有者側から評価の依頼がありましたらどのような方法で評価できるのか、まずは小樽市文化財審議会委員の皆さんに御相談してまいりたいと考えております。

次に、戦後の建物も含めた体系的な歴史遺産調査につきましては、平成31年度に策定をいたしました歴史文化基本構想において、戦後の建物なども含めた体系的な調査を行いましたので、現時点では改めて調査を行うことは考えておりません。

次に、地域の活動に対する市教委の協力につきましては、これまで朝里地域のまちづくり団体から、朝里神社で発見された松前神楽の猿田彦面や、朝里川の川岸にある奥の院と呼ばれる盤石の価値について相談を受けた際に、民俗学を専門とする小樽市文化財審議会委員や地質学を専門とする学識経験者を紹介

し、市教委の学芸員とともに助言を行っております。

また、塩谷地域の住民から船絵馬の由来や歴史的価値について相談を受けた際には、学識経験者を紹介するなどの協力を行っており、今後もこうした相談があった場合にはニーズに即した協力をしてまいりたいと考えております。

次に、地域での活動の喚起につきましては、身の回りにある遺産を資源として捉え、町内会活動やまちづくりの魅力として生かしていくためには、地域のことを最もよく知っている住民が主体となって活動することに大きな意義があるものと考えておりますので、今後も愛着あふれる地域づくりに取り組む皆さんと連携を図りながら、地域での活動をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、文化財を担当する学芸員の配置につきましては、これまでの文化財の保存業務に加えて、今後は活用に関する取組や市民へのレファレンス業務の増加が見込まれますので、状況を見ながら総務部に相談してまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

**○17番（佐々木 秩議員）** それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、副市長の公募提案をさせていただきました。そのところで一つ誤解をしないでいただきたいと思うのですが、私は決して現在の市職員の皆さんの能力や努力が不足しているから外部から人材を求めようと言っているわけではないということはきちんと抑えていただきたいと思うのです。むしろ、やはり現在の市の職員の皆様方には、それぞれの分野、担当での長年培ってきたプロフェッショナルとしてのその職務の様子を見て尊敬の念を持っています。

ただ、やはりそういう中であっても現在、社会の変化、激しさの中でいち早くスピーディーに変革を進めるというようなことで、特にお話のあったデジタル分野やマーケティングなど、そういう専門の分野等では、やはり民間の知識、経験、そうしたものが必要になると。その中でやはりそういう人から吸収していくというのも職員の皆さんの人材育成につながっていくのではないかとこのように考えてこうした質問をさせていただいております。

そこで、先ほどお話のあった民間からの人材登用ということで、先ほど副市長を補佐するC I Oという役職、立場の方を民間から登用するというようなお話がありました。それで、先ほどの本質問の中でも話しましたように、私たちとしては、ある程度、複数の、例えば課や部に対してそれなりの権限を持った、そういう人をお願いしたいというお話の中でこの話を提案をさせていただいているのですが、このC I Oの方はどの程度の権限を市の中でお持ちになる予定なのか。それから、職務の内容とか、例えば出席できる会議だとか、そういう権能みたいなところはどこら辺になるのか少し具体的にその方の説明をお願いしたいと思います。

2件目です。連携によるまちづくりの中で、北しりべし定住自立圏共生ビジョン、それから、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて伺いました。その中でいろいろな実績があるということもお聞きしましたが、一つ気になるのは、こうした中で新型コロナウイルス感染症の広域的な対応というのは話題にはならないのでしょうか。例えば、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種、北後志等では、たしか連携してやることによって非常に効率的に、早期にワクチン接種を終えたというようなお話がありましたけれども、そういうようなことも含めて、小樽市が北後志や、札幌のところでもそういう広域的な経済対策もそうでしょうし、それから、ワクチン接種や、患者の対応等を含めた連携の中でこういうことが扱われるという。また、話題になるようなことはなかったのかどうかお聞きします。

それから、新型コロナウイルス感染症対応の中で、保健所が業務を移管したところで業務量の変化につ

いて伺って、少し業務量が減って、少し効率的に動けるようになったのかと思ったらどんどん患者の感染が増えてかえって著しく増えているというようなお答えだったと思います。

新聞等で報道されていたのは、自宅療養者のためのセット、日用品とか食料だとか、そういうものを箱でお届けするというものがなかなか届かない、遅れているというようなお話がありました。それについては、少しはこの業務移管によって改善されたのかどうか、その辺のところについてお答えください。

それから、地域遺産に関わってお聞きをします。

先ほどの住ノ江の火の見やぐらの件です。

新聞でも報道されました。その記事では、どうも7月にも、もう解体の見通しだと。保存はもう困難だというようなニュアンスの記事になっていました。何というか解体は決定しているのだというような感じの記事ではありましたが、私は直接この消防団の第6分団長とお会いしてお話をお聞きしました。そうしたところ、その分団長もしくは分団の皆さんの真意というのは、これ以上、消防団で所有、維持管理していくのは難しい、それは確かだと。しかし、所有や維持管理を引き受ける方がどなたかいるのであればお渡しをして引き受けてもらいたい。だから、そうであれば、また状況も違ってくるので7月まで何らかのお話があるのであればお聞きしていくということなのです。さらにそのときにおっしゃっていたのは、もしそういう所有についての話や何かが進む中で、例えばお祭りや何かのときにイベント等をやる、例えば火の見やぐらを使ってライトアップ等をするというようなことを企画されるようであれば、私たち消防団もぜひ協力していきたいというようなことまで言っていただいております。

そういう意味からは、まだ完全に解体と決まったお話ではなく、まだ可能性を残した話になっています。こうしたお話というのは把握されているのかどうかお聞きしたいと思います。

その上で、先ほどかなり老朽化も進んでというお話が現状のところでありましたが、一方で、火の見やぐらについての専門家の方が過去に、2年ほど前になりますけれども、現状を確認したときには、まだまだこの火の見やぐらについては堅牢性を維持しているのだというようなお話もありました。いろいろな見方がきつとあるのでしょうかけれども、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫もそうでしたが、きちんとした調査をして、それがどういう状況にあるのかという確認も必要だと思うのです。その上でどうこうという話にきつとなるでしょうから、そのための、例えば調査だとか、それから、管理をしていくためにも所有権の問題だとか、その他も含めて様々な情報がこれから必要になります。何とかこの限られた時間の中でそうしたことをやった、最大限手を尽くした上で解体となればそれはしょうがないですけれども、それまでの間に可能性があるのであれば様々なことをしていきたいというふうに市民団体の方々はおっしゃっています。まだ市民団体を発足していないのですけれども、これからになるのですが、そういうための情報提供や協力について、なかなか専門家でなければ分からないところもありますので、市でしていただけるのかどうか、それについてお知らせください。

最後の再質問です。

先ほど教育長から評価が定まっていないと。所有者から評価の申出があった場合はどう評価できるのか、小樽市文化財審議会委員等と相談をしていくというお話がありました。これは前にも質問をしたときにそういうお答えだったと思うのですけれども、これは素朴な疑問なのですが、小樽市内の文化遺産の評価というのは、所有者からの評価の申出がなければ動けないものなのでしょうか。行政側から結果的に何もしない、できないまま、そのことが文化財を失っていくことにつながってしまわないかという心配があります。小樽市歴史文化基本構想の第5章の中にこういうふうに出ています。「小樽の多様な文化遺産の価値を見出すためには、地域に存在する小樽文化遺産の定期的、継続的な調査と研究に取り組む必要がある。」「これにより、地域の中に新たな視点が生まれることが期待され、潜在する小樽文化遺産の掘り起

こしや、新たな価値の発見につなげることが可能となる。」

この新たな価値発見とか、それから、小樽文化遺産の新たな発見というのは、何というか、このままただ所有者の意向を待っていたのではいたずらに失われていく、朽ち果てていってしまう、そのようなことになりかねないと私は思うのですけれども、あなたの所有する文献にはこんな歴史的文化的価値があるかもしれないよ、調べてみませんかというようなちょっとした働きかけ、お知らせすることというのは小樽文化遺産の掘り起こしに必要ではないかと思しますので、最初のところに戻りますけれども、評価の申出がなければ動けないものなのではないでしょうかということについてお聞かせください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私から1点だけお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ワクチンの接種ですとか、陽性患者等の受入れに関して、北しりべし定住自立圏共生ビジョン、あるいは、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの中で話題にならなかったのかという御質問でございますが、この二つの連携の枠組みの中ではこういったことが話題になったことはございません。実際に患者の受入れ等は行われておりますけれども、これとは別の枠外で行われるというふうには私は認識をしているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長。

**○保健所長（田中宏之）** 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、自宅療養セットの配送に関わることについてお答えをいたしますが、この自宅療養セットの配送が遅れているということで、自宅療養をされている方々には大変御迷惑をおかけしているということ、この場をお借りしておわび申し上げたいと思っております。

なぜ遅れているかということですが、保健所の業務が大変逼迫しているということと、あと、このセットの配送を委託をしている業者が大変莫大な取扱い量になったということで、どうしてもその段階でも配送が遅れてしまうということが現時点でも起こっているということで、申込みを受けてから二、三日かかってお届けをするという状況が続いているところでございます。

保健所も様々な形で業務の効率化を図ってまいりまして、そのことで自宅療養セットを配送する担当者を現在は置きまして、その者らが中心となって配送の手続を行っておりますが、今後ともできるだけ速やかにこのセットが送れるように努めていきたいというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 消防長。

**○消防長（土田和豊）** 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、住ノ江の火の見やぐらについて2点お答えをいたします。

まず、消防団第6分団の考え方につきましては、御質問にございましたとおり、第6分団といたしましては、もし新たに所有や維持管理を希望される方がおられましたらお渡しをしたいということが一つ。それから、その期限は7月を目途として考えているということでございます。

また、火の見やぐらを活用したイベント等の協力の依頼があれば、できる限り対応をさせていただきたいということをお話を伺っております。

2点目でございますが、市としての情報提供等に対する協力でございますが、今後、御質問にあった趣旨で私どもに御相談があった場合につきましては、お話を十分伺った上で、消防団第6分団、関係部局等

と協議をいたしまして可能な範囲で御協力をさせていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 総務部長。

**○総務部長(佐藤靖久)** 佐々木議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、外部人材の活用ということで、C I O補佐官の御質問にお答えさせていただきたいと思いません。

権限と職務の内容ということで御質問があったかと思いますが、このC I O補佐官については委託ということで来ていただくこととなりますので、権限というのは、基本的には有しないという形になるかと思えます。

それと職務の内容でございますが、この方につきましては、現時点でもI Tアーキテクト業務委託料ということで実際にいろいろシステム課の助言等をいただいている状況になってございまして、この方についてD Xの助言業務を追加させていただくということで今回C I O補佐官委託経費ということでつけさせていただいたということになってございます。

このことから、基本的にはC I Oであります副市長を補佐するということではございますけれども、主には情報システム部門への助言支援が中心になるということで、各部横断してということにはならないかというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

文化遺産の評価について、所有者からの申出を待つのではなくて、市自らが動いてそういうものを評価していくということだというふうに理解しておりますけれども、市内にある、特に個人とか民間の方が所有しているものを実際に詳細に調査もせずには価値があるかもしれないというような形で声をかけていくということは、文化財行政をする担当として、その責任を考えますと現実的には難しいのではないかというふうに考えております。

先ほど議員からお話あったように、御答弁でもさせていただきましたが、住ノ江の火の見やぐらも含めまして、現時点で文化遺産に挙げられていないものについては、朝里地域だとか塩谷地域から御相談を受けた際にいろいろな対応をさせていただいていますけれども、そういうことで所有者などから評価などの相談がございましたら、個別に御協力をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、佐々木秩議員。

**○17番(佐々木 秩議員)** 1件だけ再々質問をさせていただきます。

副市長の公募のところで、C I Oの権限や仕事の内容について御説明をいただきました。お聞きしたところによると、委託でやると、助言支援にとどまるので権限等はないのだというお話でした。だとすると、私がこの本質問でいろいろと副市長を民間から公募をというところと言った役割とは異なるものだということが分かりました。という部分については、引き続き、やはり民間からそのような権限を持った人を登用してほしいという部分については変わりありませんので、こうした方の必要性が今後出てくると私たちは思っています。情報収集やそうしたことについての情報提供などができるように、そういう部分については進めておいていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○**総務部長（佐藤靖久）** 佐々木議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、委託でということ、権限はないということでお話はさせていただいたのですが、情報システム課への必要な支援、助言を行うことで、少し組織は変わりますけれども、その職員の人材育成にはいろいろ御支援をいただきたいというふうに思っているところでございます。実際にデジタル化の方を民間から登用するとなりますと、やはり、給与面とかでいろいろ制約があるということもございまして、今回組織を変革するということもございまして、その中で人材の活用というのを最大限図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 17番、佐々木秩議員。

○**17番（佐々木 秩議員）** 今の質問は、そういう民間登用の情報等を集めておいていただきたいという意図だったのですが、今の答弁とは少し意図が違うかと思うのですが、いかがでしょう。

○**議長（鈴木喜明）** そうですね。少し補足が必要かと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 市長。

○**市長（迫 俊哉）** 佐々木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

本答弁の中でも少し触れさせていただいているのですけれども、私どもは、決して民間人の登用を否定しているものではありませんで、特に副市長の場合、公募という御質問だったものですから、公募となるとなかなかやはり、いろいろな課題もあるということで御答弁をさせていただいたわけでありまして。民間人の登用そのものを私ども否定するものではありませんので、今、御提言がありましたような情報収集などについては、これからもやっていきたいというふうに思っておりますし、必要な箇所に適切な人材がいればそれはそれで検討していく価値もあるのかというふうに思っております。

今、明言はできませんけれども、そういった心がけだけはしておきたいというふうには思っているところでございます。

○**議長（鈴木喜明）** 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時53分**

**再開 午後 3時20分**

○**議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○**21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して質問します。

岸田首相は本年1月の施政方針演説で、強力な変異株の出現という最悪の事態を想定して万全の体制を整えると強調しましたが、第6波が起き、政府の取決めの不足も露呈してしまいました。政府は医学的根拠もなく接種間隔を8か月以上としたことが響き、3回目のワクチン接種率は11%程度にとどまり、先進国の中で最下位です。感染が急拡大したため医療が急速に逼迫し、自宅療養を余儀なくされる感染者が増えています。自宅に放置されて命が失われる事態を起こさない体制づくりが必要です。ワクチン接種、検査態勢の確保、医療、保健所の体制強化を示し自治体を最大限支援するのが政府の責務であります。しかし、ワクチン接種数や検査数の引上げなど、遅れを打開することに後ろ向きです。市長は政府の対応につ

いてどのように受け止めていますか。

厚生労働省は保健所の業務の重点化を推し進める通達を都道府県、保健所設置市へ発しました。これを受けて本市の保健所は積極的疫学調査の重点化として、濃厚接触者の検査は同居者に限定し、職場や学校、一緒に食事した友人などは対象外、所属先調査も病院や特定の施設以外は保健所が調査しないとしました。疫学調査や自宅療養者の健康観察などは保健所の本来業務であります。昨年の第4回定例会で市長は、庁内の他部局から一時的に保健所に配置して業務に従事させるよう対応してきたと答弁していましたが、保健所の業務の重点化が国の方針とはいえ、積極的疫学調査の重点化をすることは市長答弁を覆すこととなります。市長の見解を求めます。

保健所の文書では、この対応は1月21日から北海道内全ての地域で実施されていますとありました。しかし、旭川市では濃厚接触者を特定する疫学調査について、保健所が感染者の接触者に連絡する方式を続けていく方針を取り、保健所の人員を約40人体制から段階的に80人に倍加するなど、体制強化を図っています。オミクロン株の感染者は、今年に入り小樽市内では2月24日現在で10人死亡しており、全国的にも高齢者を中心に死亡者が続いています。第6波におけるオミクロン株は重症者が少ないとの報道がありますが、急速な感染拡大に比例して重症者も増えているのが実態です。政府が進めている積極的疫学調査の重点化の名の下に、全ての濃厚接触者を追わず新型コロナウイルス感染症の急拡大で死者を増え続けさせるのではなく、旭川市のように全ての濃厚接触者を特定する積極的疫学調査方式を取るべきです。市長の見解をお示してください。

保健所が全ての業務を行うことは困難性があります。例えば、東京都国立市では新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養をサポートするため、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を設置しています。自宅療養や自宅待機されている方に、本来、保健所が実施する健康観察など補助的に支援し、自宅療養を安心して送れるようにするため、パルスオキシメーターの貸出し、生活物資の申込み、受付及び給付、電話やタブレットを利用したオンライン相談、保健所との連絡調整、かかりつけ医による診察の調整、看護ステーションや薬局との連絡、調整などを行っています。保健所の逼迫した業務を緩和するために、保健師でなくても可能な業務を外部委託するなど、具体的な対策はしないのですか。

経済活動への打撃も深刻になっています。飲食店をはじめ各業種で業績不振が長期化しています。しかし、岸田政権は、以前より縮小させた事業者支援策を拡充しようとはしていません。例えば、事業復活支援金給付額が一昨年の持続化給付金の半分です。当時は家賃支援給付金もありました。事業復活支援金は少なくとも持続化給付金並みに増額することが必要です。中小企業の営業を守る施策が必要です。国に対して施策を求めるべきではありませんか。

また、本市が独自に支援する施策も検討すべきではないでしょうか。

本市の成人式について、教育委員会は11月8日、感染防止のため参加者に抗原検査キットを送り、成人式の前に検査をして陰性を確認の上参加してもらおうと、そのように伝えてきました。我が党は抗原検査で陰性証明とすることは誤ったメッセージの発信となると強く忠告しました。しかし、教育委員会は、忠告を聞き入れることなく、多くの人が集まる場合の感染防止策として一定の効果があると主張していました。感染は成人式自体で起きていませんが、成人式の前後に、大人数での飲食が要因でクラスターが発生しました。抗原検査の間違ったメッセージによって逆に安心感を与え、成人式前後の大人数による複数店舗のはしご飲み会を行う要因となったのではありませんか。教育委員会が行った抗原検査キット検査において、陽性者は存在しなかったのでしょうか。成人式に参加された方は全員陰性でしたか、お答えください。

新成人クラスターの発生によって家族内での感染につながり、学校や保育所、医療機関などに急速に感



染者をつくった大きな要因となったではありませんか。要因に対する見解を示してください。

抗原検査で逆に安心感を与えたことについて、教育長は真摯に反省すべきです。いかがですか。

我が党は12月23日、迫市長へ、コロナ禍における米国艦船の小樽港入港拒否を求める申入れを行いました。米国艦船の寄港目的が親善とはいえ、沖縄県、山口県、広島県でのオミクロン株の感染拡大は米軍基地からの感染拡大が要因であること、そしてまた、軍港化に反対し、平和な小樽港を守ることが申入れの趣旨であります。

迫市長は米国艦船の寄港に対し、感染予防の観点から再考を求める意向を示し、札幌市と連携して要請することになっていました。当初は適切に対応と言っていた鈴木道知事も再考を求めたいと姿勢を変え、道、札幌市、小樽市が足並みそろえて米国領事館へ要請の予定でした。市長は米国艦船が小樽港寄港を強行した場合、新型コロナウイルス感染症の感染が危機的な状況になっていたとは思いませんか。市長はどのように捉えていますか、お聞かせください。

1 項目目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症に関する御質問がありました。

初めに、感染が急拡大する中でのワクチン接種や検査に関する政府の対応につきましては、本年1月19日付の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、政府はワクチン追加接種の促進に取り組むとともに、無症状者に対する検査について本年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援するとしており、全国知事会など地方との協議を重ねながら必要な対策に取り組んでいるものと認識しております。

次に、保健所における積極的疫学調査の重点化につきましては、今年1月から、オミクロン株による感染拡大に伴い、陽性者が急増する中でのこのたびの重点化の措置は潜伏期間が短縮しているオミクロン株の特性を考慮した、国の通知に基づき実施をしているものであります。重症化リスクの高い陽性者に対する対応を確実にするため、保健所における積極的疫学調査の対象を同居の家族や、高齢者施設などに重点化いたしました。健康観察等の一部の業務については、庁内他部局から配置された職員が担うなど、市役所総体で保健所業務の執行体制をしいており、以前の答弁にそごが生じたとは考えておりません。

次に、全ての濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に取り組むことにつきましては、感染者の増加が続く中で、保健所がまず第一に行わなければならないことは、多くの重症化リスクのある方が入院や入所している医療機関や高齢者施設などへの調査に速やかに着手し、施設内での感染拡大を防止する対策を講じるとともに、症状の重い方や基礎疾患のある方などを速やかに必要な医療につなぐこととあります。このことが市民の命を守る観点で何より優先されることと考えており、現状におきましては全ての濃厚接触者を特定するための調査に取り組むことは困難であると考えております。

次に、保健所業務の外部への委託につきましては、既に発熱者などの電話相談や患者の搬送業務、自宅療養セットの配送は外部へ業務委託をしており、保健師が行う積極的疫学調査や健康観察以外の業務は、保健所内他課や庁内他部局からの応援職員が担う体制を取っておりますが、今後さらに感染が拡大する場合には、必要な対応を行ってまいります。

次に、中小企業の営業を守る施策につきましては、全国知事会において本年2月に全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言を取りまとめており、その中で中小企業に対する支援に関して、事業復活支援

金の増額や事業再構築補助金の要件緩和などを盛り込み、国に要望しておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、本市の施策につきましては、今定例会において、消費喚起策としてのおたるプレミアム付商品券事業をはじめとする経済対策を予算計上させていただいているところですが、今後においても市内企業の状況把握に努めるとともに財源を確保した上で、必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新成人クラスターの発生が急速に感染者をつくった要因ではないかということにつきましては、新成人関係で陽性となった方の同居の御家族の中で感染が広がったケースが積極的疫学調査により多数把握されていることから、このことが1月中旬の感染者数増加の一つの要因になっていると推測されますが、今回の第6波のこれまでにない感染者数の増加は、オミクロン株の特徴である感染スピードの速さと感染力の強さによるものと考えております。

次に、米国艦船が寄港を強行していた場合の感染状況に対する私の捉えにつきましては、結果として寄港が見送られたため、感染状況がどうなっていたかは判断することはできません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症に関して御質問がありました。

初めに、成人式で行った抗原検査の結果につきましては、令和3年12月12日に行った令和3年成人式及び令和4年1月9日に行った令和4年成人式、どちらの式典に参加された方も陽性者はなく、全員陰性であることを確認しております。

次に、抗原検査の実施につきましては、この検査は安心して生活や業務を継続することができるよう、社会機能維持者の待機期間短縮の判断材料の一つとされるなど、感染拡大防止の観点から積極的な活用がなされているところであります。成人式を開催するに当たり、参加する方全員に検査を実施してもらうとともに、当日の対応として保健所に協力を依頼したほか、検査が陰性の結果であったとしても、感染リスクの高い大人数での同窓会や会食などの開催は自粛するよう繰り返し呼びかけを行ったところであり、マスクの着用や検温、消毒などの取組と併せ、できる限りの感染対策として実施したものでございます。

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

**○21番(川畑正美議員)** 2項目め、市長の政治姿勢について伺います。

最初に、JR函館本線並行在来線についてです。

本年2月3日に開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、北海道と沿線9自治体の長は、長万部-余市間の鉄道を廃止し、バス転換の姿勢を示しました。しかし余市-小樽間の鉄道の存続について市長は態度を保留しています。住民説明会は蘭島、塩谷、中心部と2巡が終了しました。沿線住民からは鉄路廃止に反対が根強く、中心部においても鉄路維持を求める声が多く占めました。また、7町はバス転換を決めたとはいえ、JR北海道からの経営分離によって巨額の負担を押しつけられ、首長としてはバス転換を余儀なくされましたが、住民は納得できず、バス転換反対は根強くあります。民営化の時点でJR北海道は赤字が明らかでした。政府はそのために財政支援を続けてきました。JR北海道はその財政支援を鉄道よりも不動産のために使ってきました。道はJR北海道が身軽になるために第三セクターに転換しても、バス転換にしても、初期投資をはじめ30年後の累積赤字まで、沿線自治体負担の

方針を押しつけてきました。

そもそも、JR北海道を身軽にするために自治体に負担させるということは筋の通らないことであります。全市民が理解できるように説明してください。

札幌間の鉄道は維持されると楽観的な見方をされる方もいらっしゃいますが、果たしてそうでしょうか。2月初旬の豪雪でJR小樽－札幌間は運休が続きました。かつては、冬こそJRと大宣伝し鉄道の安全性を強調していました。このたびの大雪で長期運休する事態となったのは、民営化後、保線区も機関区も廃止、合理化され、除排雪体制が決定的に弱体化し、運行の安全が軽視されてきました。札幌間は銭函から小樽への列車はがら空き状態です。将来は、JRほしめ駅止まりにされ、札幌間はバスが主流となり、1日数本の新幹線が停車するだけとなるのが目に見えています。寂しい公共交通の実態を心配しています。市長は心配していないのですか。

余市－小樽間の鉄道を維持する場合の財政負担について、道は全線バス転換の3.7倍の赤字額になると試算を示し、余市－小樽間のバス転換を視野に入れて進めたいとしています。塩谷地区での説明会では、道道小樽環状線を利用して、国道5号からJR塩谷駅を經由して高校への通学や、南小樽、築港地区の病院等はバス1本で行けると説明しています。

しかし、バス転換の実態は例えばJR札幌線では、北竜町はバス転換しましたが、利用者が少ないと便数が減らされ、自家用車がなければ暮らしは成り立たなくなっているのです。最近の中央バスの小樽市内運行は、運転手の不足、利用者の減少を理由に大幅減便しています。バス転換にした場合でも、将来的に利用客数減少に歯止めがかからず、路線の減便、統廃合、廃止が予測されます。バス転換することでバス路線が継続して維持される保証はありますか。市長の見解を示してください。

私はかつて余市町で開催された並行在来線を守る会主催の関西大学の宇都宮浄人教授の講演に参加しました。北海道新聞の報道では、「鉄道事業が赤字になるのは普通のことだと捉えるべきです。黒字路線は、東京など大都市圏の一部と新幹線くらいしかありません。欧州では赤字だけを理由に廃止することはなく、国や州がしっかりと支援しています。」「日本では、道路整備や維持費に国の予算が潤沢に注ぎ込まれています。」このように同教授の公演が紹介されています。

道路や鉄道は公共性の高い社会インフラです。道路整備や維持費に国の予算が潤沢にそそぎ込まれているわけです。しかし、鉄道を維持するために初期投資や30年間の累積赤字額を沿線自治体に負担させるとしています。宇都宮教授は根本的に筋違いだと指摘しています。市長は宇都宮教授の意見が間違いだと思いますか、見解をお聞かせください。

ブロック会議では長万部－余市間については、沿線自治体がバス転換を表明しましたが、地域住民にとって、筋の通らない負担の転嫁には納得できていません。鉄道の存続と住民への負担をさせないことを国や道に直接要請していただくように求めます。市長の御奮闘に期待しております。

次に、室内水泳プールの建設についてです。

2021年12月の公共施設の再編に関する調査特別委員会で総合体育館は、室内水泳プールを併設する提案が示され、旧緑小学校跡地に建設し、2027年度竣工の見込みとなりました。その計画をさらに早めるよう努力すべきです。歴代の市長が先送りにしてきたプール建設にやっと着手した市長へ感謝の声が寄せられています。

今後、室内水泳プールについては建設に向けて大まかな機能、規模などは基本構想で決定することになります。市民から今後の要望が寄せられています。建設を待ちわびた方々は、今度は引き延ばしされることなく計画が進めてもらえるでしょうかと不安を持っています。市長は、予定どおり2022年度に必ず基本構想を策定されますよう御尽力願います。市長、いかがでしょうか。

建設を願う市民からは7レーンの公認プールでさすが小樽のプールと言われるものが欲しい、公認大会を開催できる施設でなければ、スポーツ施設とは言えないなどの意見が寄せられています。公認プールによって大きな費用が膨らむものではありません。日本水泳連盟のプール公認規則では25メートルプールで水深1メートルから1.35メートルが公認基準であります。新規公認料は30万円、審査料も3万円とありました。公認プールでは短水路の大会が開催できます。観光都市の小樽市で行うことで選手やその関係者が観光も兼ねて来られ、宿泊者も増え、まちもにぎわい、経済効果が生まれます。25メートルの公認プールは身の丈に合った要望ではないでしょうか。市長はどう考えますか。

また、児童、障害者、高齢者にとって水泳や水中ウォークは機能回復、健康増進の効果が大きいと言えます。スロープや車椅子対応も必要です。7レーンとすることで1レーンはスロープや車椅子、児童用に取り外しが可能なものを設置すべきと思います。市長、いかがでしょうか。

次に、ふれあいパスについてです。

ふれあいパスの事業が見直しされました。週1回程度の外出に助成を行うとして、回数券購入冊数は年間12冊120回にされ、対キロ運賃は利用者負担となりました。利用者からの声が届いています。高齢のためか病院通いをしています。一度の通院に4枚の回数券が必要です。毎月、市立病院の四つの診療科に受診し月に16枚が必要です。同じ日に受診できるようにとお願いしていますが、ほかの病院も加えるともっと必要になり、そのほかに対キロ運賃も負担しています。市長への手紙にもありました。近くのスーパーがなくなり、高齢者が長崎屋もしくは長橋のスーパーアークスにバスで出かけます。車を持たない高齢者はこれまで使用しなかった回数券を使用することになり、既に使い果たしています。通院、近くの店やスーパーがなくなった場合、公共交通を利用するの買物も生活の大切な行事です。高齢者を大切にす立場からも必要とする高齢者に必要なだけ回数券を購入できるように変えるべきではないでしょうか。市長、いかがですか。

以上、2項目めを終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、JR函館本線並行在来線についてですが、まず自治体が負担することにつきましては、国の整備新幹線の整備に関する基本方針において、並行在来線は新幹線との二重経営によるJRの過重な負担を回避するために経営分離されること、経営分離後の並行在来線は地域の力で維持することが定められております。この方針に従って、現在北海道新幹線並行在来線対策協議会において議論を行っているものであります。

次に、将来の札幌間の公共交通につきましては、沿線人口の減少による影響を懸念している一方、北海道新幹線の札幌延伸による交流人口の増加が札幌間の在来線など、既存の公共交通の利用促進にもつながるものと期待をしております。

次に、バス転換した場合の路線の維持につきましては、できる限りバス路線の維持に努めますが、仮に、将来利用者が極端に減少し路線バスが適さなくなった場合は適切な代替交通手段の確保に努めたいと考えております。

次に、鉄道の自治体負担は筋違いとの意見につきましては、鉄道の費用負担の在り方についての、様々な御意見を否定するものではありませんが、先ほど申し上げましたとおり、経営分離後の並行在来線は地域の力で維持することとされており、本市といたしましては、この枠組みの中で判断せざるを得ないもの

と考えております。

次に、国や北海道への要請につきましては、これまでも北海道市長会などを通じて赤字補填や、運営費の支援制度の拡充などを求めてきたほか、協議会としても国の支援の可能性を探ってきましたが、国からは経営分離後の地域交通は、地域の力で維持すること、鉄道の運行経費への支援制度はないことなどが示されたことから、鉄道を維持する場合は収支不足の多くを沿線自治体で負担せざるを得ないものと考えております。

次に、室内水泳プールの建設についてですが、まず令和4年度に新総合体育館の基本構想を策定することにつきましては、今定例会の公共施設の再編に関する調査特別委員会において、プールを併設する総合体育館の長寿命化計画について報告を行うこととしておりますが、現総合体育館は、新耐震基準を満たしておらず、早期の建て替えが必要であることから、令和4年度に基本構想を策定するスケジュール案をお示ししているところであります。

次に、プールの公認取得につきましては、一般利用の利便性も考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、スロープなどの設備等につきましては、非公認プールは設計の自由度は高くなりますが、公認プールは設備等に関する様々な制約がありますので、今後、基本構想の策定段階から検討をしてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、必要としている高齢者に、必要な回数券を購入できるように変えるべきにつきましては、ふれあいパスは高齢者の新たな外出機会の後押しをし、生きがいづくりへつなげることを目的としており、利用者一人一人の全てのバス利用に対して助成するものではありません。利用者の方々から回数券の購入冊数増加の要望があることは承知をいたしておりますが、様々な議論や検討を経て持続可能な事業となるよう制度改正をしたものであり、現状では見直す考えはありません。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

**○21番（川畑正美議員）** 3項目め、除排雪に関連して伺います。

最初に、除雪費の補正についてです。

本年2月初旬の豪雪でJR小樽一札幌間では運休が相次ぎ、通勤・通学などに重大な支障を来し、市民の暮らしに影響が出ました。小樽市内では幹線道路や補助幹線が豪雪の中でも何とか除雪されました。しかし、生活道路はタンクローリー、各種配達便などが困難を極め、自家用車も出せない事態も起きました。

日本共産党小樽市議会議員団は1月の時点で今後の降雪を予測して、現在の除排雪予算15億9,210万円では不足が生じることになりかねないとして補正予算要求を検討していました。その直後、市からは、9日に、降雪量、累積積雪深の増加によって2月中旬には除排雪業務委託料が除雪費予算を超過する見込みだと、そのようにして3億円の補正を組むことが伝えられました。今年の降雪量、累積積雪深から一時しのぎでなく、しっかりした補正が必要です。2013年は6.2億円、2015年には5億円の補正をしています。今後の対応に3億円の補正で本当に足りるとお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

生活道路は暮らしを守る道路です。今後、例年実施している雪割作業なども必要です。融雪を持って補正予算の範囲内に抑え込むことをしてはなりません。補正予算の不足見込みを予測された場合、直ちに補正を組むべきです。いかがですか。

次に、除排雪の苦情についてです。

市民から、除雪後の苦情も昨年度の2倍になっています。業者も市民の安全な暮らしを守ることを基本に事業を進めていると思いますが、ステーションで除雪の質に差があります。中にはダンプが足りないと言っている、オペレーターが変わったのか、もう少し丁寧な除雪をしてほしいなどの声があります。ダンプ不足と言いますが、新幹線トンネル残土を運ぶトラックは走行しています。豪雪の中ではトンネル工事を中止してでも市民の暮らしを守るために排雪に回すべきだと思いますか。除雪ステーションでは苦情件数に開きがあります。その要因について把握していますでしょうか。委託事業者にお任せでなく、市として除排雪事業がスムーズに進められるように、対策を講じるべきです。お考えを聞かせてください。

次に、指定避難所である忍路中学校の入り口の除雪についてです。

忍路中学校への国道からの入り口は2か所あります。札幌側の入り口については生徒の登下校、給食搬入、燃料搬入などに利用することで除雪されています。市内の小・中学校で登下校の通路が二つ以上ある学校は19校あると伺いました。市民の指定避難所として、住民からの要望で2通路を除雪している学校は幾つありますか。

忍路中学校は一方の余市側入り口は冬期間除雪されず閉鎖されています。忍路中学校は災害避難所となっており、災害等で避難するとき、冬期間は国道を大回りして忍路中学校へ避難することになります。避難時は登下校の道路を利用すると約300メートル遠回りになります。住民は高齢化もあって、避難時の距離は大きな負担となります。住民から冬期間閉鎖された道路はせめて歩道除雪のように高齢者の通れる程度の道を開けてもらいたいとの要望があります。現在、忍路中学校は地域の指定避難所となっています。地域住民の皆さんからの、避難所に至る道路に対する要望に応えるべきではないでしょうか。

指定避難所の場合はどこの部署との相談事になるのですか。

除雪希望する距離は100メートル程度です。除雪する場合、どれだけの費用の負担となるのでしょうか。

忍路中学校と忍路中央小学校は4月から併置校となり現在の忍路中央小学校が使用されます。しかし、忍路中央小学校は耐震工事をする予定であり、工事中は中学校の体育館を利用すると伺っています。また、併置校に移行する住民との話し合いの中で、住民からは、併置校として小学校に移転した後も、忍路中学校を避難所として残してほしいとの要望がありました。小学校の耐震工事計画はどのくらいの期間を予定していますか。

また、耐震工事中は、中学校の体育館を利用すると伺いました。その場合に教育委員会の管理になるのでしょうか。

また、その後の担当部署はどこになりますか。

併置校となった後、避難場所の変更があり得るのでしょうか。変更にあたっては、地域住民としっかり話し合いの上に進めてもらいたいと思います。どちらにせよ高齢者の避難通路を確保するようにお願いしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、除排雪に関連して御質問がありました。

初めに、除雪費の補正についてですが、まず今後の対応に3億円の補正で足りるのかにつきましては、現在の除雪費の執行状況は、2月下旬の大雪の影響もあり、今後の除排雪作業に必要な予算に2億円程度の不足が生じるため再度の補正を行いたいと考えております。

次に、除雪予算につきましては、ただいま申し上げましたとおり、再度の補正を行いたいと考えております。

次に、除排雪の苦情についてですが、まず新幹線トンネル工事よりも排雪作業を優先すべきではないかにつきましては、新幹線トンネル工事だけではなく、公共工事は決められた工期の中で工程管理され、進められていることから、中止することは困難だと考えております。

次に、除雪ステーションごとの苦情件数の開きにつきましては、それぞれの地域における地形的な条件など様々な要因があると考えております。また、地域総合除雪の除排雪作業がスムーズに進められるように、受託業者任せにせず、市と受託業者との協議を綿密に行っておりますが、今冬においては、度重なる大雪の影響により、除排雪作業がスムーズにいかなかった場面も見受けられたことから、その改善に向けて、受託業者との協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、指定避難所の忍路中学校入り口の除雪についてですが、まず登下校で使用している通路が二つ以上ある小・中学校のうち、住民からの要望によって指定避難所であることを理由として2通路を除雪するようになった小・中学校につきましては、これまで一つもない状況にあります。

次に、地域住民の2通路除雪の要望につきましては、地域住民の声があることは受け止めさせていただきますが、現行で少なくとも1通路は確保されており、避難所の機能は保たれているものと考えております。

また、指定避難所の除雪に関する要望がある場合の相談部署は、総務部災害対策室となります。

次に、当該通路の除雪費用につきましては、その年々の降雪状況や委託契約方法などの諸条件により、一概には言えませんが、仮に試算するとすれば、主に除雪機械のタイヤドーザーで一定の降雪があるたびに除雪を実施して恒常的に通路を確保した場合、1シーズン当たりで30万円程度の負担になるものと想定されます。

次に、今回の忍路地区のように併置校となり学校施設として校舎を使用しなくなった場合につきましては、今後、地域住民の声をしっかりと確認するとともに、地域の特性や課題も考慮した上で指定避難所の変更の可否を判断してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高齢者の避難通路の確保につきましては、十分に留意してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、除排雪に関連して御質問がございました。

初めに、指定避難所の忍路中学校入り口の除雪についてですが、まず忍路中央小学校の耐震工事期間につきましては、令和4年7月から令和5年3月を予定しており、耐震工事中及び工事後における現忍路中学校の屋内運動場を管理する担当部署につきましては、教育部教育総務課でございます。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

○21番(川畑正美議員) 4項目め、国民健康保険について伺います。

北海道は、国民健康保険料を同一とするために、保険料率の負荷割合の見直しを進めています。小樽市は2019年ベースで全国市町村で7番目に所得割の率が高く、均等割や平等割が低いことから、他都市と比べ低所得者の保険料は安く、中高所得者の保険料が高くなっています。今年度は応能割47を45に、応益割を53から55に変更しています。

我が党は、国保料の全道統一化に反対です。2022年度の国民健康保険料の試算では、1人世帯の保険料

は給与収入450万円以上、2人世帯では給与収入600万円以上の一部では保険料が引き下げられますが、それ以外は全て、保険料の引上げであります。被保険者が2万2,391人と試算されておりますが、そのほとんどの方が引上げされることとなります。試算では、4人世帯の7割軽減者が4,280円、5割軽減者は8,030円、2割負担では1万3,360円の引上げのケースを示されています。保険料が負担となって受診を控える人が増え、重症化し、より一層、医療費負担が大きくなることが予想されます。市長はこれでもいいとお考えですか、お答えください。

保険料の激変緩和対策として、2021年度は基金から1億円を繰り入れました。それによって1人当たり保険料は8万3,478円と前年度比で約1万2,000円減額されました。2022年度は、5,000万円を繰り入れますが、それでも1人当たり保険料が8万7,986円に引上げされます。1人当たりの保険料を前年並みに抑えるためには、どの程度の繰り入れが必要になりますか。2022年度は保険料激変緩和として国民健康保険事業運営基金から5,000万円を繰り入れる計画です。基金から5,000万円拠出して2023年3月末残高の想定では、約2億1,534万円の残高を想定しています。高齢者が多くを占める本市の国保加入者の暮らしは苦しい状況です。前年度同様に1億円の繰り入れをすべきではないでしょうか。市長の決断を求めます、お答えください。

日本共産党は、公費を1兆円投入して国保料を協会けんぽ並みに引き下げる政策を発表しています。この政策は全国知事会、全国市長会などの公費投入をして構造問題を解決するという要望とも一致しております。我が党は、国保料を協会けんぽ並みに引き下げる方法として、事実上の人頭税である均等割、平等割をなくすことも提案しています。国保財政への公費負担は国と都道府県で4.6兆円であります。これを1兆円増やすことで、協会けんぽ並みに引き下げることができます。国保会計が不足となるのであれば、一般会計から繰り入れすべきです。また国や道に働きかけて、国保財政のさらなる公費負担を求めるべきです。市長はそうは思いませんか。

子供に対する均等割の減額については、これまで我が党が減免を要求してきましたが、本市は子供がいることをもって画一的に減免することは適当ではないとして応じてきませんでした。しかし、国は来年度から未就学児童を対象とした子供の均等割を半額軽減する制度をスタートさせることにしました。未就学児童を持つ国保加入世帯にとってありがたいことです。この制度によって本市での21年度時点では、未就学児童半額軽減となる対象は330人とのことですが、同様に市独自に小学校在学まで半額減免とした場合439人、費用は約363万円、中学校まででは691人、約571万円、18歳まででは909人、約754万円と伺いました。寄せられた要望は18歳までです。このたび未就学児童が対象ですが、小学生を持つ親からはせめて小学校在学中まで減免してほしいと強い要望です。小学校在学中まで半額減免できませんか。市長の見解を求めて項目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、国民健康保険について御質問がありました。

初めに、保険料負担の増により受診を控える人が増え、重症化し、より一層、医療費負担が大きくなるのではないかと御指摘につきましては、保険料負担の増は可処分所得の減の要因にはなるものと考えますが、そのことが直ちに医療機関の受診抑制につながるものではなく、医療費負担が大きくなるものとは考えておりません。

次に、1人当たりの保険料を前年並みにするのに必要な繰り入れにつきましては、現在予算計上しております5,000万円に加え、さらに約1億円の繰り入れが必要となります。



次に、前年度同様、基金から1億円繰り入れることにつきましては、現状、予算計上している5,000万円の基金繰入でも、令和5年度末には約1億6,000万円の基金残高となり、今後の国保会計の安定的な運営を行うには不十分な額となってしまうこと、また、仮に令和4年度に1億円の基金を投入し激変緩和を図ったとしても、その翌年度の保険料は大きく上がってしまうことから1億円の基金投入は難しいものと考えております。

次に、国保会計の不足分を一般会計から繰り入れることにつきましては、北海道国民健康保険運営方針において決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入は解消・削減すべきとされており、保険者努力支援制度においても交付金が減額になる可能性があることから、一般会計からの繰入れは考えておりません。

また、国保財政へのさらなる公費負担を国や北海道に求めることにつきましては、国保制度を安定的かつ持続的に運営するためには、国保財政基盤の強化、拡充は不可欠なことでありますので、引き続き全国市長会などを通じて、国に公費負担の増額について要請をしております。

次に、小学校在学中まで子供の均等割を市独自に半額減免することにつきましては、これまでも答弁させていただいているとおり、減免は個々の被保険者の負担能力に応じて個別になされるものであり、子供がいることをもって画一的に減免することは適当ではないと考えております。

しかしながら、子育て世帯の負担軽減は非常に重要なことでありますので、全国市長会などを通じて、引き続き、国に対し、子供の均等割軽減の対象拡大について要望をしております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

**○21番（川畑正美議員）** 5項目め、議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案についてです。

本年3月末で、小樽市公設青果地方卸売市場条例の廃止、青果物卸売市場事業特別会計を削除する小樽市特別会計設置条例の一部改正が提案されています。我が党は、小樽市公設青果地方卸売市場運営委員会の開催を求めていましたが、今定例会で公設市場廃止の提案をされ、事前に委員会が開催されず、問題視しておりました。

その後、25日に運営委員会開催の案内がありました。公設青果地方卸売市場運営委員会は、事前に開催し協議するのが正常な手順です。今回は委員会を開催せずに、条例廃止の議案を提出し、後日アリアバイブルのように運営委員会を開催するのは問題と思いませんか、市長の見解を求めます。

樽一小樽中央青果株式会社の廃業によって、4月以降公設市場が廃止され、札幌市中央卸売市場の青果部門卸売業者である、札幌みらい中央青果株式会社が小樽営業所を開設し、販売を担い、発注できる仲卸業者は札幌市中央卸売市場の売買参加者の許可を持つ、株式会社大果大共青果、株式会社九十道央青果フジタ、株式会社青山青果の3社となり、それ以外の仲卸業者、小売業者は3社に発注し、また、市内生産者の青果物は札幌みらい中央青果株式会社が引き取るとのことです。

これまで公設市場では、卸売業者と、仲卸業者が競りを通じて公正な価格形成が行われてきましたが、今後、公正な価格形成は確立されますか。

札幌みらい中央青果株式会社や仲卸業者で、引き続き青果物の取引は継続されるとのことですが、1年程度で変更や廃止されることはありませんか。

4月以降の市場運営については、廃止した市場施設普通財産とされ、卸売市場、倉庫、冷蔵庫は札幌み

らい中央青果株式会社及び仲卸事業者などに賃貸するとされています。賃貸となると使用料負担は大きなものとなります。仲卸事業者等は負担によって休業、廃業に追い込まれないのか心配です。見解を示してください。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** ただいま、議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案について御質問がありました。

まず小樽市公設青果地方卸売市場運営委員会を開催せず、条例廃止の提案をしたことにつきましては、小樽市公設青果地方卸売市場条例では、卸売業者、仲卸業者などの商人のほか、市場運営について必要と認める事項を運営委員会に諮ることとなっております。昨年10月に卸売業者の営業停止が決定したことを受け、仲卸業者などの市場関係者と協議しながら、市場継続のため新たな卸売業者を探すとともに、今後の青果物の流通形態を、検討してまいりましたが、新たな卸売業者を見つけることはできず、やむを得ず、卸売市場を廃止し、今後、市場施設を成果物の流通拠点として活用することを決定したものであります。市場の存廃そのものについては、運営委員会に諮る事項ではありませんが、この間、運営委員の皆様には個別に経過報告をさせていただき、2月25日に開催した運営委員会で、改めて御報告をさせていただいたものであります。

次に、今後の公正な価格形成につきましては、本市場は公設市場ではなくなりますが、札幌みらい中央青果株式会社小樽営業所の販売価格は、札幌市中央卸売市場の公正な卸売価格を基に決定され、また、仲卸業者は、生産者などからの直接購入も可能となることから、需給に応じた適正な価格での売買がなされるものと考えております。

次に、取引が1年程度で変更や廃止される可能性につきましては、卸売業者が営業停止となることを受け、札幌みらい中央青果株式会社や仲卸業者などと協議を重ねてきた結果、青果物の流通拠点として施設を活用すると決定したものであり、本市としては青果物の流通に支障がないよう、今後も関係者と連携してまいりたいと考えております。

次に、使用料負担による、事業者への影響につきましては、現在も使用料を負担いただいておりますが、普通財産になり算定基準が変更になったことで、面積当たりの使用料は減額となります。しかしながら、賃借する面積や冷蔵庫が増え使用料総額が上がる仲卸業者もありますが、各事業者の収支計画に見合った賃借を検討することになると思われまますので、休業や廃業に追い込まれることはないものと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

**○21番（川畑正美議員）** それでは、再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係であります。

自宅療養者の健康観察は保健所で行っていると伺っておりました。療養者支援のためのパルスオキシメーターの貸与だとか、自宅療養セットの申込み、受付及び給付などは新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に変更したと伺いました。HER-SYSを利用できない方はどのようなサポートをしているのか聞かせてほしいと思います。

また、自宅療養者の健康観察は、人員の不足はないのかどうなのか、その辺も聞かせてください。

2点目に、小樽市内の感染状況を確認したいのですが、私の調べた中では1月以降のクラスター発生は、新成人による大人数での飲食、これにまず始まりました。そして、小・中学校、市内医療機関やグループホーム、介護事業所、高齢者施設などに広まって、1月は6か所、2月は13か所の計19か所でクラスターが発生しているわけであります。そして、小・中学校の学級閉鎖をはじめ市役所だとか消防などにも感染者が発生しました。陽性者は2月25日の77人をピークに今なお高止まりの状態であります。自宅療養者は2月25日には536人に達していました。感染による死亡者は、今年以降2月段階で11人に達しています。この後もまた出る見込みです。高齢者が中心で、新型コロナウイルス感染症によって体力を失い、死に至りましたということですが、救える命であったと思うのです。1月以降の検査数は1万件を超えていますけれども、保健所が行っている件数は2,000件程度、全体件数の2割程度です。これが小樽市内の実態なのです。旭川市は保健所が全ての濃厚接触者へのPCR検査や健康観察は従来どおり実施して、行動自粛も保健所が濃厚接触者に依頼するとしているわけです。これは市民の命と暮らしを守ることを前提にしていると思います。小樽市にもできることだと思のです。また、東京都国立市は、本来、保健所が行う健康観察など、補助的に支援する体制を確立しているわけです。

旭川市や国立市の事例を挙げて質問してきたわけですが、保健所の本来の仕事である積極的疫学調査を強化することができるかと考えての質問でありました。小樽市の感染状況を打開していくためにも、保健所本来の業務をより一層、推進することが必要ではないでしょうか。改めて見解を聞かせてください。

それから、成人式の抗原検査の対応です。

教育長は、成人式の抗原検査のメッセージは間違っていないと受け止めているようですが、成人式を境に、新型コロナウイルス感染症が爆発的に広まった結果からも、成人式の抗原検査対応の間違ったメッセージが逆に安心感を与えてしまった、そして、それがクラスターの発生要因になっていたのではないかと私は思っています。ですから反省すべきではないかと伺っているわけです。もう一度、答弁願いたいと思います。

次に、JR函館本線並行在来線についてです。

私は、JR函館本線並行在来線はJR北海道から経営分離するという閣議決定には道理がないと受け止めています。ですから、JR北海道の軽減のために沿線自治体に負担を押しつけること自体が、筋の通らないことだと申し上げてきました。市長の御答弁では私だけでなく、市民も納得できないだろうと思います。市長にとっては重荷かもしれませんが、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議だけでなく、北海道や政府へ切々申し上げてほしい、住民の願いを代弁していただきたいと、このようをお願いしているわけです。それが本当に無理なのかどうなのか、もう一度回答いただければ助かります。

それから、バス転換した後のバス運行が継続されるか不安に思っています。当初はそれなりの便数を走行させたとしても乗客の減少だとか、運転手不足、収支悪化などを理由に減便や廃止され、それを補うために市の財政からも補助金を拠出することになるのではないのでしょうか。その負担額も薄まっているのではないかと思います。

次に、水泳プールの関係です。

公共施設の再編に関する調査特別委員会では、公認プールが問題になっています。建設に当たって、後で後悔することのないようにすることが必要だと思っています。そのためには公認プールがあったほうが私は後で後悔することがないと思います。短水路プールで公認プールとなれば大会も開催されます。改めてこの後検討していただきたい、そのように思います。

あとの項目については予算特別委員会等でもまた質問させていただきますので、よろしく御回答ください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の並行在来線への考え方でありますけれども、北海道にしっかりと物を申していけという御質問だったかと思っておりますけれども、この間の北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議を経まして、並行在来線を存続した場合についての鉄道の運行経費への支援制度がないことですか、JR北海道が上下分離には応じないということですか、あるいは貨物を通すことはできませんので、貨物調整金が見込めないということが明らかになったわけです。同時に、鉄路を残した場合の収支不足の多くは、沿線自治体で負担せざるを得ないという状況が明らかになっているわけであります。

そうした状況も踏まえまして、今後私どもといたしましては、鉄路を残した場合のメリット、デメリットあるいはバス転換の場合の、メリット、デメリットを客観的に考えていき、またお示しをしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、最終的に方向性が決まった段階では、北海道を通じてJR北海道に対し、沿線自治体に対してどういった支援が可能となるのか、こういったことを対策協議会の中で議論していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、バス転換について御質問がございました。御質問の趣旨といたしましては、バス転換した場合であっても、利用者が今後減っていった場合に減便、統廃合もあるのではないかと懸念されての御質問だったというふうに思っておりますけれども、沿線の将来人口というのは今後も減少していくわけでありますので、利用者が減少していくことにつきましては鉄道であっても、バスであっても同じ状況ではないかと、そういうふうに考えているわけであります。そういった中で、我々としては、将来負担がどうなるのかということをしかりと考えていかなければならないというふうに考えております。

バス転換になった場合については、地方自治体といいますのは、今、交通政策基本法など、こういった法律の中で、地方公共団体として交通施策を実施する責務というものが、条文上明記されておりますし、私どもも現在、市内のバス路線を維持するための補助事業を実際やっているわけでありますので、地方自治体としてはできる限りバス路線の維持に努めていかなければいけないと考えておりますし、本答弁の中にもありましたけれども、仮に路線バスが適さなくなった場合については、適切な代替交通手段の確保、こういったものも考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それから、プールの公認化について御質問がございました。今後このプールの公認化については考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、本答弁の中でも一部お答えさせていただきましたけれども、公認プールの場合ですと、設備等に関して、制約があるというふうに考えておりますので、子供たちですとか、あるいは高齢の方々また障害をお持ちの方々など、プールを利用されるの方々にとって、ストレスを感じることはないような環境なり設計にすべきであるというふうに今考えておりますので、様々な角度からこの公認化については考えていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

自宅療養者の健康観察につきまして、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）が利用できない方はどうしているのかというお尋ねでございましたけれども、まず、発生届が保健所に出された段階で保健所から自宅療養者に電話で一報を入れまして、HER-SYSの利用が可能かどうかということを確認をしております。利用の可能な方は、御自分のスマートフォン等で毎日の健

康状態を入力していただくということをやっておりますし、HER-SYSの利用ができない方には電話かけを行っているということでございます。

それから、少し重複もございますけれども、健康観察につきましては保健所で一時的に全自宅療養者に対して行っているということでございます。その手法は、HER-SYSを用いる場合、また自動架電という、自動的に電話がいて、それにプッシュボタンを押してもらって応答してもらうという方式。それから、そういったことになじまない、特に高齢の方であるとか、基礎疾患を有する方には電話かけを行うということで、この三つの方法で保健所が健康観察を行っております。

それから、大きく二つ目の御質問、積極的疫学調査を全数行うべきではないかということでもありますけれども、議員から現在の感染状況を御紹介いただきましたが、本年になりまして1月で600名弱、そして2月で1,600名弱の感染者が確認されております。昨年までで最も感染者数が多かった月が今年の1月なのですが、1月で400名弱ということでございますので、そのときと比べても約4倍の感染者が確認されている状況でございます。そうした非常に数多くの感染者の方々の全数に対して積極的疫学調査を行うということは、仮に今の人員を大幅に増強したとしても極めて困難であると考えております。

また、国からも、今回のオミクロン株の流行前の時点から、その感染状況に応じた最適な対策を行うようにということが繰り返し保健所にも事務連絡等で通知が来ておりまして、そういった最も効率、効果的な対策というのは、リスクのある方、高齢の方、そういった方々がやはり重症化をすとか、命を落とす危険も大きいので、そこにできるだけ保健所の中で、特に経験のある専門職を重点的にそこに振り当てていくということが最も今行うべき対策であるということで、少し長くなりましたけれども、全数に対して積極的疫学調査を行うということは困難と考えております。

なお、旭川市におきましても、全数の積極的疫学調査は取りやめるとということが公表されたということも報道等で承知をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

抗原検査を実施したことが、新成人に安心感を与えたのではないかとということでございますけれども、このたびの成人式の実施に当たりましては、昨年12月、それから今年の1月に両成人式とも感染拡大防止のため可能な限りの感染対策を検討し、実施をしてきたものと考えているところです。その対策の柱が、安心・安全な式典を実施するための対策でございますが、式典会場に極力ウイルスを持ち込ませないことを目的に実施した抗原検査でございます。結果としてでございますけれども、新成人にとって、一生に一度ある成人式を無事実施してあげられたというふうに思っております。

したがいまして、そのことが大勢での会食の開催を誘発をしたということについては考えておりません。式典前後の大人数での会食の自粛につきましては、ここまでやるかというくらいやったつもりでございます。成人式の案内状を送付するときにも自粛のペーパーを渡しましたし、抗原検査キットの送付時にも同様にしてあります。さらには、成人式当日には、一人一人に渡す成人式のしおり、それから、式の前後に何度も放送を行いました。それから、繰り返し呼びかけるということもやっておりますし、市長の御挨拶においても、自粛を呼びかけていただくなど、できる限りの取組を行ったところでございます。私としては、新成人に対して、大変失礼かと思うぐらいの注意喚起をしたつもりでございます。

そうは言いましても、参加していない方も多くいたとは思いますが、結果として式の前後に行われた同窓会等において、式に参加していない成人も含めて大人数で長時間に及ぶ会食が行われたというふう聞いておりまして、我々の思いが伝わらなかったということについては大変残念なことだと思ってお

ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) あとは予算特別委員会でまた質問したいと思いますので、これで終わります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)

○25番(前田清貴議員) おたるプレミアム付商品券事業について質問します。

まず、令和3年度に実施されたコロナ禍の消費喚起策として10月から12月までの期間、1万円で1万3,000円の買物などができる、割増率3割のおたるプレミアム付商品券事業について質問します。

まず事業の予算額、商品券が使用できない業種・業態、商品券の取扱店舗数についてお聞かせください。

次に、商品券の販売実績と、使用された枚数、金額について数値でお示しください。

また、商品券を2回に分けて販売しているようですが、理由をお聞かせください。

令和3年度に実施したおたるプレミアム付商品券事業の商品券の額面は、1,000円でしたが、使用実績について業種、業態に分けて分析されていますか。分析しているのであれば、特に1人当たりの使用額について、1,000円以下が多いと推測される個人商店や、コンビニ、食堂まで満遍なく使用されたかどうかについて分析結果をお聞かせください。

また、使用されなかった商品券があればその実績についてお答えください。

そこで提案です。新年度予算の説明の中で、「Ⅲ次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」、「(1)地域経済の活性化 6事業」の③に、「感染症拡大による経済への影響を緩和し、市民の消費を喚起するため、市内全業種を対象としたプレミアム付き商品券(額面1.3万円を1万円で販売)を6.5万冊発行」の費用として2億5,000万円が予算計上されています。同予算の説明の中には、市内全業種を対象とするとありますが、客単価は1,000円未満が多いと推測される業種・業態にまで経済効果が及ぶよう本市においても額面を500円とするよう切望いたします。市長の御見解をお示しください。

次に、小樽市鳥獣被害防止計画に関連して質問します。

令和3年4月1日、新たに施行された小樽市鳥獣被害防止計画は施行後1年を迎えます。まず、新たな小樽市鳥獣被害防止計画施行後の被害の現状について、鳥獣の種類ごとに直近の捕獲数と被害金額をお示しください。

被害の軽減目標は計画どおりに進んでいますか。鳥獣の種類ごとに、捕獲計画数と現状値に分けてそれぞれお示しください。

次に、小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に関連して質問します。

小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の構成等に関する第2条について説明してください。

また、第2条第2項の制定に関わる特に第3号について当時現職の漁業者が、北海道猟友会小樽支部に入会していなくても手続を踏み直接トドの駆除を行うことができたことから、小樽市漁業協同組合とは、当時、他都市の実施隊要綱にはない、曖昧な表現を設けて決着したとお聞きしています。当時の小樽市と

北海道猟友会小樽支部との協議、審議、実態と背景について詳細に御説明してください。

仄聞するところ第3号について近々変更されるやにもお聞きしています。現状を変更する場合はあらかじめ市事務担当者と北海道猟友会小樽支部との間で協議して両者納得、理解の上決める必要があると思いますが、このことについて、本市のお考えをお聞かせください。

次に、カラスによる農業被害防止等に関連して質問します。

令和3年度、カラスに関わる市内全域からの通報件数と被害件数についてお示してください。

あわせて、家庭菜園などからの予防も含めて被害の通報はありましたか。件数と被害状況をお示ください。

これまでにカラスからの被害を防止するため、北海道猟友会小樽支部に依頼して、市内全域でのカラスの駆除と埋立処分場のある桃内地域のパトロールを実施し、一定の成果と効果を上げ、市民はもとより、桃内地域住民からも高評価を得ていると認識しています。令和4年度も同様に北海道猟友会小樽支部の会員で組織する、小樽市鳥獣被害対策実施隊員による桃内地域のカラスパトロールは実施するのですか。

実施隊員は小樽市が作成した小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により会員の行動と身分は定められています。令和4年度のカラスパトロール実施に向けた要綱の見直し改正はお考えですか、お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 前田議員の御質問にお答えします。

初めに、令和3年度のおたるプレミアム付商品券事業について御質問がありました。

まず事業の予算額、商品券の使用ができない業種、業態、商品券の取扱店舗数につきましては、事業の予算額は2億3,500万円。また、商品券の使用は全業種を対象としていることから、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団関係者などを除き市内全ての業種が取扱店として登録可能であり、最終的な取扱店舗数は、1,171店舗となりました。

次に、商品券の販売と使用実績につきましては、販売実績は令和3年10月8日から販売を開始し、12月16日に6万冊が完売しております。

また、使用実績は、77万7,505枚、7億7,750万5,000円であり、全体の、約99.7%が使用されております。

次に、商品券を2回に分けて販売した理由につきましては、当初令和3年10月8日から10月29日までの期間、市内14か所の郵便局にて販売をいたしました。1,136冊が売れ残ったことから、11月16日より追加販売を行ったものであります。

次に、商品券の使用実績の分析につきましては、業種、業態による分析を行っており、地域応援券を導入した令和2年度と同様に、特定の業種に偏ることなく、幅広い業種で使用されたものと考えております。

なお、個人商店や食堂の使用状況は分析しておりませんが、コンビニエンスストアについては令和2年度の使用実績が2万5,190枚であったのに対し、令和3年度は3万3,953枚となり、対前年比で約34.8%の増加となっております。

次に、使用されなかった商品券の実績につきましては、使用されなかった商品券のみの数は把握しておりませんので、市民の皆さんが使用しなかった商品券と取扱店が換金申請をしなかった商品券の合計である換金されなかった商品券の実績でお答えいたしますと、2,495枚が換金をされております。

次に、新年度事業の商品券の額面を500円としてはどうかとの提案につきましては、これまでも説明して

きましたが、額面を500円とすると、商品券の印刷費用などの事務費が増加することとなります。

また、令和3年度事業の取扱店へのアンケートでは、500円券を少しはつけてほしいとの意見があったものの、1,000円未満の端数が出るため、追加した買物が増えた、ワンランク上の商品の購入があったなどの声が寄せられているほか、回答した取扱店のうち約48.9%で売上げが増加し、約30.6%で客単価が増加したとの結果があったことから、本事業の目的である市民の消費喚起や市内経済の活性化が図られたと考えておりますので、令和3年度と同様に商品券の額面は1,000円として予算計上をしたところであります。

次に、小樽市鳥獣被害防止計画について御質問がありました。

まず、昨年12月までの捕獲数につきましては、エゾシカ107頭、ヒグマ2頭、キツネ30頭、タヌキ48頭、アライグマ40頭、カラス63羽となっております。

なお、被害金額については、現在駆除依頼のあった農家等から集計中であるためお示しをすることはできません。

次に、捕獲計画数と現状値につきましては、現状値に関してはただいま答弁したとおりであり、捕獲計画数に関してはエゾシカ180頭、キツネ52頭、タヌキ89頭、アライグマ28頭、カラス240羽となっております。

また、現状値との増減につきましては、エゾシカはマイナス73頭、キツネがマイナス22頭、タヌキがマイナス41頭、アライグマはプラス12頭、カラスはマイナス177羽となっております。

現状値が捕獲計画数を下回っている要因につきましては、エゾシカを例にいたしますと、管内の個体数増加に伴い、捕獲計画数を改訂時に増やしておりますが、熟練捕獲者やわな数量の不足、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一斉捕獲の中止、生息地域での工事等による出没箇所の広域化などが考えられます。

次に、小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱について御質問がありました。

まず、第2条の説明につきましては、第1項では実施隊に実施隊員を置くことを規定しており、第2項では、市長が任命する隊員の対象者を規定しております。第1号は、被害防止施策に関する業務を担当する市の職員、第2号は、北海道猟友会小樽支部の会員で、市から依頼された推薦者名簿に記載のある、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる方、第3号は、前2号に掲げる者のほか、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者となっております。

次に、設置要綱第2条第2項第3号の制定に関わる経過につきましては当時の背景として、トド被害防止に関わる駆除を平成27年度から、小樽市鳥獣被害防止対策協議会の構成員である小樽市漁業協同組合が実施主体となり、国の補助事業を活用して行うこととなったことから、北海道猟友会小樽支部の会員のほか漁業者ハンターについても実施隊の隊員とする必要があったため、改正をしたものであります。

次に、現状変更時の協議につきましては、本市の有害鳥獣対策に協力いただいている北海道猟友会小樽支部や関係者とは密に連携する必要があると考えておりますので、設置要項や事務処理に関わる変更事項があれば、事前に協議した上で進めていく必要があると考えております。

次に、カラスによる農業被害防止等について御質問がありました。

まず、令和3年度のカラスによる農業被害の通報件数などにつきましては、通報は令和3年12月末現在で、農家からの2件のみであり、被害件数もこの2件であります。

次に、桃内地域のカラスパトロールにつきましては、令和4年度においても状況が変わらない限りは同様に実施をしてみたいと考えております。

次に、令和4年度のカラスパトロール実施に向けた要綱の見直しにつきましては、現在予定をしております。



(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、前田清貴議員。

○25番(前田清貴議員) 再質問させていただきます。

まずは、おたるプレミアム付商品券の分析結果をお聞きしました。私の想定していた、分析、思いからはいい方向に分析されているのかという市長の御答弁をいただきました。ただ、予算の説明の中にもありましたように、市内全域に経済波及効果が及ぶようにということでございますので、私が心配しているのはくどうですけれども、客単価が1,000円未満の、そういう業種、業態の方というところはあるわけがありますから、今後それに向けて、やはりどういうことができるのか、どういう経済波及効果を及ぼすことができるのかについて調査研究して、よりよい方向に進めていただきたいと思います。

それと、小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に関連して、説明はいただきました。答弁もいただきました。それで、第2条第2項の制定に関わる、特に第3号についてということでお聞きをしております。

そこで答弁はありましたけれども、具体的というか見込まれる者とはどういう方なのか、その辺を少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それと、この項の仄聞するところというところで、第3号について近々変更がされるやにもと聞いているのですけれども、関係者という表現をされていました。関係者とはどのような方を指して関係者と言っておられるのか、このことについても具体的にお答えをいただきたいと思います。

最後にもう一つ、小樽市鳥獣被害防止計画に関連して質問しました。

それで、シカからカラスまでいろいろと実績について数値をお聞かせをいただきました。それで令和3年4月1日から、向こう3年間の新しい鳥獣被害防止対策の計画が示されているわけでありましてけれども、この計画の中では、シカの150頭を180頭、プラス30頭にしたいわけでありまして、現在これできているわけでありましてけれども、直近の数値では、実績が107頭で73頭と不足している、理由はいろいろ述べられておりましたけれども、その理由のほかに窓口の担当者のそういう意向等々も踏まえて、何か変更された部分があったやにも聞いております。そのことが、捕獲数の減少にもつながっているのではないのかという指摘も私は聞いておりますので、実際にそういうことがあるのであれば、その辺のことについて、そういう条項を設けた理由と、原因、結果、そのことについてお聞かせをください。

同様に、令和4年度のカラスパトロールの実施に向けた見直し、改正はお考えですかと、こういう質問をしているのですけれども、考えはないと、令和3年度と同じというふうには私は聞き取ったのでありますが、それでよろしいですかということで再質問をさせていただきます。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 前田議員の再質問にお答えをします。

私からは、おたるプレミアム付商品券について御答弁させていただきたいと思いますが、令和3年度の調査結果を見ますと、私どももいたしましても消費誘発効果といえますか、こういったものが一定程度あったという判断の下で、現行の考え方で進めさせていただきたいというふうに思っております。

500円券の発行についての御提言でございますけれども、道内のほかの自治体でも1,000円券と500円券を併用している事例もあるように伺っておりますので、そういったものの効果なども調査をした上で、できるだけ広く、このプレミアム付商品券事業の効果が行き渡るように研究はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

今回につきましては、現行のとおり進めさせていただきたいというふうに思っておりますので御理解い

ただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(徳満康浩)** 私からは小樽市鳥獣被害防止計画のことでお答えさせていただきます。

まず、2番目の質問ですが、第3号で見込まれる者というのは、過去のことで言えば、市長答弁にあったようにトドを対象にして、当時それをできるように改正した、当時、国のお金を有効に導入できるように改正したところがございますけれども、今後、何らかの動きがあるとすれば、今の条文自体がトドを明記しているわけでもございませんので、この記載の「前2号に掲げる者のほか、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者」、この要綱の文言の中で対応していきたいというふうに考えてございます。

次の質問で、関係者とは誰でございますかということでの質問でございます。

小樽市鳥獣被害防止計画にもあるように、北海道猟友会小樽支部のみが関係者ではございませんので、今計画上で言えば、新おたる農業協同組合なり、小樽市漁業協同組合なり、鳥獣保護監視員なりというのは記載されてございますので、そのほか関係者の役割として警察等も記載されておりますので、そういう大きい意味での関係者としてお答えさせていただいたところでございます。

計画の細かい変更事情というのですか、そういった質問もございましたけれども、そこまで前の計画と今回、令和3年度から5年度までの計画の中身を熟知しておりませんので、それについて私からお答えできませんので、後ほど勉強して前田議員にお答えしたいと思います。

5点目は、改正の予定、要綱の見直しの予定はないのかという確認でございますけれども、市長答弁にあったとおり予定はしておりません。

(「議長、25番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 25番、前田清貴議員。

**○25番(前田清貴議員)** シカの頭数が73頭マイナス云々とかということについてお聞きしているのですけれども。条項変更等含めて、そういったことが原因ではなかったのかという。

**○議長(鈴木喜明)** それは、今、分からないというお答えということになりますけれども。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 25番、前田清貴議員。

**○25番(前田清貴議員)** 再々質問させていただきます。

小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の関係で見込まれる者とは具体的に云々と私は聞いたのでありますけれども、当時トドの関係でそういう表現をしたのではないかという御答弁であったかと思っております。それで、この本文の中で曖昧な表現を設けて決着したって部分でそういう話になったのですが。この再々質問でお聞きしますけれども、この辺は具体的に文言を訂正するのであれば誰が見てもすぐ分かるようなそういう表現にしたらいかがかと思っておりますが、この辺について1点。

それと第2条第2項第3号について近々変更云々と私は聞いているのですけれども、関係者とは誰なのかということで、何か少しかみ合わないような答弁だったなど。産業港湾部長の答弁と私の思いは違っているのです。それで関係者という答弁をされているのですけれども、関係者とは、どういう方を言っているのか。それで、再質問のときの答弁で参加されるということも今言われているのですけれども、その関係者というのを具体的に言ういただければ、この第3号についてのこの曖昧でどうとでも取れる表現、その当時はこうであったから、こういうことではないかとかこういうことではなくて、やはりこれからのいろいろとこの行政を施行していく上で、やはり何か差し障りとかいろいろ問題が生じることもある

とも分かりません。だとするならば、この辺はきちんと誰が読んでも分かるように表現するべきではないかと思うのですが、再度御答弁願います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 前田議員の再々質問にお答えします。

まず1点、小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱第2条第2項第3号で誰からも分かる表現にすべきではないのかと、当時たしか平成27年だったと思いますけれども、トドの関係があつてこういう条文の変更になったわけですが、これはよく市の条例なり、要綱なりで何号に掲げる者のほか云々かんぬんなどという表現はよくやることでございますので、現時点でこれを改正するという動機にはなっていないので、その第3号を変えるという予定はございません。

もう1点、明確に答えたつもりでございますが、関係者を一つずつお答えしたと思いますけれども、いろいろなことが想定されますので、その事案によっては関係者と協議するという部分は広がると思いますので、決して北海道猟友会小樽支部だけではないというふうに考えてございます。再度お答えしますけれども、新おたる農業協同組合なり、小樽市漁業協同組合、鳥獣保護監視員、警察、道なり、いろいろな方とその事案によっては協議するという事は想定していることでございます。

○議長（鈴木喜明） 前田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、余市—小樽間鉄道の存廃について伺います。

まちづくりは何十年も先を見越してするように、交通の問題も何十年も先を見越して判断をしなければなりません。その判断をするとき、今は最悪な状況であると思います。新型コロナウイルス感染症の拡大で人流は抑えられ、海外からのインバウンドも来ない状況であり、今時点をベースにして議論し、判断を急ぐのは間違いではないかと思えます。新型コロナウイルス感染症が明け、人流も戻り、海外からもインバウンドが来て、国内からの観光客も訪れる、そんな将来を想定して、そのときに必要な交通の在り方を考えなければなりません。

小樽も日本遺産や歴史的建造物が見直され、お隣の余市町ではウイスキーに加えて、ワインの愛好家たちが訪れるワインツーリズムが盛んになり、夏ともなれば積丹半島にウニや魚介、積丹ブルーを求めて人が訪れます。また、倶知安・ニセコエリアには冬場を中心に世界屈指のスキーリゾートとして世界中から人が集まります。また北海道新幹線の札幌開業の時期と前後して、札幌で冬季オリンピックが行われる可能性があり、高規格道路が倶知安まで延長されます。その頃には交通も多様化し、札幌間や小樽—後志間の交通は今まで以上にバスや様々な車が小樽インターチェンジや小樽塩谷インターチェンジで降りて、小樽駅に立ち寄るというシステムになっているかもしれません。

また、現在の余市—小樽間のJRの輸送人員を全て中央バスに担っていただけるのか。バスの運転士が不足している今、余市—小樽間に人員を割けば、そこにゆがみが生じて小樽市内の違うところに影響が出るかもしれません。利用しないからと他人ごとにはせず、利用しやすくするにはどうするかを、自治体とし

でも考えていただければと思います。

廃止前提の北海道やJR北海道の数字をうのみにすることなく、民営化で鉄路を残せると活動をしている有識者の方の意見も聞いてみる価値はあると思います。例えば本年1月22日付、北海道新聞の記事、交通計画コンサルタント会社株式会社ライトレールの阿部等社長の寄稿です。御意見を伺います。

沿線住民はもとより、市民要望の多い鉄路存続を考えたときなすべきことはいろいろあります。2月22日付、北海道新聞の記事で、中村裕之衆議院議員が「余市一小樽間はJRが運行を」というものですが賛成です。「道内の特性を踏まえた支援策を国土交通省の政務三役に要請するなど、本気で国と交渉した上で鉄路を存続できるかできないかを考えるという姿勢が道や沿線自治体には著しく欠けていた」という有識者の指摘があります。余市町としっかり連携し、しかるべき人を介してでも国に全力で当たっていただきたいと思います。また、「余市町、小樽市、道だけで第三セクターとして残すのが難しければ、民間資本の活用を含め、鉄路維持の可能性をぜひ追求してほしい」というものです。

市民が並行在来線の存廃について、市からの説明を受けたのは今年の11月であり、僅か3か月前のことです。十分な議論、算定がされない中でバス転換ありきの結論を出すのは危険だと考えます。これらの記事についての市長の御所見を伺います。

再質問を留保して、終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

余市一小樽間の鉄道の存廃について御質問がありました。

まず、有識者の意見につきましては、並行在来線問題については様々な御意見があると認識をしており、耳を傾けていくことは必要なことと考えております。

次に、新聞記事についての所見につきましては、JR北海道による運営や国の支援の可能性について協議会としても探ってきましたが、JR北海道からは経営分離を見直す考えはないこと、国からは経営分離後の地域交通は地域の力で維持すること、鉄道の運行経費への支援制度はないことなどが示されたことから、鉄道を維持する場合は収支不足の多くを沿線自治体で負担せざるを得ないものと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、中村岩雄議員。

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、再質問させていただきます。

まず、新聞記事の引用をさせていただいたわけですが、1月22日付北海道新聞、阿部等社長の寄稿です。その新聞記事をきつと確認されていると思うのですが、この内容だけではまだまだ分からないところがあります。今後具体的に、そういうさらに詳しいお話を聞くような機会を設けられるようなお考えがあるのかどうか、その辺を確認させていただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 中村岩雄議員の再質問にお答えさせていただきます。

有識者の方の御意見を伺うことができるのかというお尋ねだと思いますけれども、本答弁でも申し上げましたが、この並行在来線問題につきましては、私としては様々な御意見があるというふうには思っておりますし、これまでもいろいろな方々の御意見は承ってきたつもりではおりますので、機会があれば御意

見を伺ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 5時37分**

---

**再開 午後 6時00分**

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、上程中の案件のうち、議案第13号について先議いたします。本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時00分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 高野さくら



令和4年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

令和4年3月2日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

3番 小池二郎

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	水道局長	加賀英幸
総務部長	佐藤靖久	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	産業港湾部長	佐藤文俊
生活環境部長	松井宏幸	港湾担当部長	勝山貴之
こども未来部長	小野寺正裕	福祉保険部長	田中宏之
建設部長	松浦裕仁	保健所長	土田和豊
教育部長	中島正人	消防長	中村弘二
財政部財政課長	笹田泰生	総務部総務課長	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正樹  
庶務係 長 加藤 佳子  
調査係 長 柴田 真紀  
書 記 相馬 音佳  
書 記 松木 道人

事務局 次長 佐藤 典孝  
議事係 長 深田 友和  
書 記 阿部 久美子  
書 記 中村 知奈津  
書 記 三上 恭平



**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号及び議案第14号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

**○5番（面野大輔議員）** 一般質問を行います。

初めに、情報発信・情報収集について伺います。

現在、小樽市では様々な媒体を介して、市民や事業者をはじめ通勤・通学、観光などで本市を訪れる方へ幅広く広報活動を行っています。地方自治体の広報では、技術革新、IT技術の進歩によって広報誌などの紙媒体から、テレビ、ラジオ、新聞といったマスメディアが加わり、現在ではホームページ、そしてSNSと多岐にわたる媒体が利用されています。生活環境や人々が使用するアイテムに沿った形へ柔軟に対応してきたわけです。

近年の本市の動きとしては、公式Instagramでの魅力発信、スマートフォンに対応したホームページの更新、公式LINEの開設を展開してきました。各媒体によっても一長一短がありますし、各種SNSの中にもユーザー層や特徴に差があり、一つのツールで効果的な広報活動を行っていくことはできないものと考えられます。

その中で、新たに運用を開始した公式LINEについて、現在の状況、今後の展開について伺います。

初めに、公式LINEの運用開始日と導入目的について御説明ください。

次に、LINEアカウントにかかる経費について御説明ください。

次に、2月末時点の利用者数と利用者数拡大に向けた周知方法についてお示しください。

次に、公式LINEとほかのSNSで発信する情報に違いがあれば御説明ください。

昨年3月、LINEの情報が一部中国の委託業者で扱われたことによる波紋が広がりました。総務省では、LINEを行政サービスに利用している全ての地方自治体に対し、緊急的に利用状況を調査、報告するよう依頼がありました。こういった事案がありましたが、本市では公式LINEの運用に当たり、セキュリティについてどのように考慮しているか御説明ください。

次に、今後の展開について伺います。

LINEの国内アクティブユーザーは月間8,900万人以上で、人口のおおよそ70%が利用していると公開されています。現に、日々のメッセージのやり取りやグループ内での情報共有、企業のお勧め情報など、日常的に使用する頻度は多く、ほかのSNSを大きく上回る利用時間であると統計でも示されています。しかし、多くのアクティブユーザーがいる一方で、本市公式LINEの内容が充実していなければ利用者の増加は限定的だと考えます。先進自治体の運用を調べてみると、様々な機能を提供していることが分かります。住民票の写し・除票の請求、課税証明書、所得証明書、納税証明書の各種請求、道路・橋・公園の遊具などの破損や不具合等の通報、落書きの情報提供、市民相談や窓口等の各種予約、パブリックコメントや新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者健康観察報告など、これらは一つの自治体で提供している機能です。このように自治体の特徴や希望に添って、様々な機能を提供できるアプリケーションとな

っているようです。LINEで手続が済むのであれば時間帯や場所を問わないという強みがあるので、行政を身近に感じるきっかけになると思います。今後、公式LINEを通じた情報発信、情報収集の幅を広げていただきたいと思います。御見解をお示してください。

担当部署だけではコンテンツの充実を図ることは困難です。各部署でどのような情報発信を心がければよいのか、市民が何を望んでいるのか把握することは大切です。また、情報を受け取るためのフォーマットやセキュリティーに関しても研究を進める必要があります。うまく運用することができれば業務の軽減や市民ニーズの把握、サービス向上などにも寄与するものだと考えます。広報とは情報を発信するだけではないと感じます。住民の声、訪れてくださった方、小樽に興味のある方など幅広い方々とのコミュニケーションを通して情報収集を行っていくことでどのような広報が求められているのかを把握し、情報発信する内容や媒体を考えていかなければならないと思います。そのためには、情報収集という点も重要な取組だと考えます。市長への手紙、パブリックコメント、電話対応など、様々な媒体を通して御意見を寄せていただいておりますが、公式LINEをはじめ各SNSなども活用して新たな情報収集の方法も検討していただきたいと思います。

次に、人口減少対策のスローガンとした「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」、キャッチフレーズは「ひと旗プロジェクト、はじまる。」、こちらは個人的な第一印象として行政らしくないメッセージ、抽象的な表現方法、これまでにない新しい印象を感じるその一方で、小樽の歴史も感じられる面白い戦略だと思います。この戦略をどのように生かしていくのか質問させていただきます。

このスローガンに込められた意図、思いのようなものをお示してください。

次に、これから進めるひと旗プロジェクトはどのような方々へお届けしたいと考えていますか。そのターゲットについて御説明ください。

民間企業の業績とは異なり、行政が進める人口減少対策、移住政策などの効果の検証は難しいことだと思います。幾つかの組織が示す人口統計や前年度の人口増減など、比較する指標が少ないことに加え、事業を実施した場合としない場合の比較はできません。したがって、根気強く施策を展開し検証を行っていかねばなりません。その上で移住を考えている方が何を求めているのか、どこへアプローチすべきかなどを勘案し、事業を継続しながら新たに施策を講じていく長期的に対応せざるを得ない課題となっています。今回掲げられたスローガンに関する新しい取組について、どのような事業の実施を考えているのか御説明ください。

次に、これまでの本市の移住政策に関する情報発信は弱かったように感じます。効果的な施策を講じてもターゲットの目に触れなければ残念な結果となることは明白です。まずはどこをターゲットとするか、例えば地域や年齢、性別、興味関心ごとなど。加えて、そのターゲットの目に留まるデザインや、どのような媒体を利用するか、例えば広報誌、マスメディア、ホームページ、SNS、SNS広告やバナー広告なども戦略的に考える必要があります。媒体によって費用や拡散力、アプローチできる属性は大きく変わってきます。そういったことを踏まえると、情報発信のやり方次第でも事業の効果に変化が起きてくるかもしれません。そこで、本市がこれまで移住促進に関する情報発信はどのように進めてきたのか、具体例を含めてお示してください。

次に、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」とスローガンを掲げひと旗プロジェクトを進めてもターゲットに届かなければ意味がありません。今後の情報発信の方法について御説明ください。

ひと旗プロジェクト同様、令和4年度の主要事業には、「「つなぐ」100年の歴史、次世代（みらい）へ」と掲げられており、人口減少や少子化、子育て支援などの事業に対し、新規に取り組むことや予算拡充を図っているようにお見受けいたしますが、自治体のメッセージやサービスをどのように届けるかは、それ

らの事業を効果的に進めるために必要な取組だと思っています。年代や職業、生活環境によって情報を受け取る方法が異なる時代ですが、様々な媒体を介して情報発信、情報収集に努めていただくようお願いいたします。

次に、行政のデジタル化について伺います。

小樽市議会でも度々自治体デジタル・トランスフォーメーション、自治体DXに関する質問が行われてきました。当初予算でもデジタル化に関する事業費が計上されていますが、政府では地方のデジタル化を進めることで地域課題を解決し、地方と都市の双方を豊かにするデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル田園都市国家構想推進交付金を創設しました。主な内容は、地方のデジタル化によってビジネスや教育、医療といった様々な課題を解決し、地方と都市の差を縮めようとする政策です。現在、日本の行政機関におけるデジタル化は、諸外国や民間企業に比べ後れを取っているとされています。現に、デジタル化先進国では、行政のデジタル推進によってコロナ禍で有用な業務を進めている実績などが紹介され、日本と比較される場面を散見します。今回示されているデジタル田園都市国家構想を進めても後れを取り戻すことはできないかもしれませんが、都道府県や市町村の新たな試みに寄与するのではないかと期待をしているところです。

コロナ禍の影響で自治体DXはさらに喫緊の課題となり、今回の交付金は自治体の負担を極力軽くするとても有利な制度だとお聞きしますが、一方で、申請に当たっては、スケジュールがタイトで対応が難しいとされていました。

また、市内のデジタル化、システムのDXなどの地方公共団体の職員のみが裨益する事業は該当せず、事業の成果が地域にまで及ぶものである場合に交付対象事業に該当するものです。例えば、商店街振興の活性化という地域の課題解決や、魅力向上に向けたWi-Fiスポットの整備といったデジタルを用いた環境整備を行うような取組、ワーケーションを通じたIT企業誘致、行政手続のデジタル化など、多岐にわたる事業へ交付されるものです。

デジタル田園都市国家構想を所管する内閣府が示している参考事例集の中では、本市が関係している事業も紹介されています。岩見沢市で2017年より開始している、住民の意識を変える母子健康調査は、北海道大学が中核となって母子健康調査等を通じて母子に最適なケアプラットフォームを構築することで、母子を中心に家族が健康で安心して暮らせる社会、母子健康を基盤とした健康経営都市、低出生体重児ゼロを目指し、妊産婦の便・血液、臍帯血、母乳、乳幼児の便などを試料とする母子健康調査等を実施し、母から子への影響を網羅的にデータ解析して、低出生体重児の予測に取り組んでいます。また、母子健康調査の知見に基づき自治体と企業が一体となり、個人に最適な食を届けるとともに、デジタルでケアを実施。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて日本初の遠隔妊婦健診、診療システムの開発・導入により、妊婦や御家族の負担軽減に貢献するという事業です。岩見沢市では、事業開始前の2015年の低出生体重児の割合が10.4%だったのに対して2019年には6.3%へと減少し一定の効果が得られています。

この事業は今後、小樽市、札幌市へ拡大すると示されておりますが、現在の状況についてお示しくささい。

次に、コロナ禍の状況にもかかわらず10の自治体が視察に訪れた、北見市が進める、「書かない窓口」という事例を御紹介いたします。

北見市では2021年1月から市役所本庁舎の供用が開始されました。「書かない窓口」は新庁舎の供用に併せ、利用者の利便性向上も視野に入れた取組だったのかもしれませんが、本市でも新庁舎の建設について議論が進んでいます。新庁舎が供用される前に窓口支援システムを活用した市民の利便性向上、業務の効率化などに取り組んでいく必要があると考えます。ただいま御紹介させていただいた北見市の例は、原

課とシステム部門など、関係課職員が集まった取組となっています。今後、DXを推進するためにはこのような取組が必要になると考えますが、窓口業務に限らず行政のデジタル化を推進するための体制をどのように構築していかれるのか、御見解をお示しください。

次に、当初予算案においても幾つかの業務のデジタル化に関する事業が計上されています。これらの事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として計上されています。デジタル田園都市国家構想推進交付金は事業費の半分が交付され、残り半分の地方負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能な制度となっており、仮に当初予算で計上されている事業が採択された場合、事業費の半分は別の事業に充てることが可能で、非常に有用な制度であると考えます。デジタル実装タイプTYPE1の実施計画提出の締切りは過ぎていますが、本市が申請した事業があれば御紹介ください。

これからは、コロナ禍、新庁舎の建設、行政改革を進める上で、行政のデジタル化について考えていく機会が増えてくるものだと考えます。今後、デジタル化を進めるに当たり、必要であれば外部からの専門家を任用し、効果的かつスピーディーに取り組むための人員配置を考える余地は十分にあると考えます。現状の課題抽出や推進体制、幅広い視野を持って取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発について伺います。

現在、第3号ふ頭及び周辺再開発計画が進められていますが、株式会社小樽観光振興公社で建設を計画している観光・商業施設の見直しによって各執務室の移転や、これまで示されていたスケジュールにも影響が生じることと考えます。港湾室が執務室を置く庁舎も再開発事業に伴い除却される計画となっていますが、庁舎内には観光振興公社を含む民間企業にも賃借いただいている状況です。

初めにお聞きいたしますが、庁舎除却の際には、現在入っている企業にも移転していただくほかありませんが、それぞれの企業の移転先と港湾室庁舎の除却費用についてお示しください。

次に、当初の予定では、港湾室は現在、観光振興室、小樽観光協会が入っている旧北海道農政事務所への移転が計画されていましたが、観光・商業施設のダウンサイジングによって観光振興室、小樽観光協会は現状の施設から移転しないこととなりました。つまり、再開発に伴う港湾室の移転先がペンディングされた状態となりましたが、港湾室の移転先にはどのようなことが求められますか。広さや立地条件などを含めて御説明ください。

次に、港湾室の庁舎には、現在、小樽観光振興公社が運営する観光船の乗り場、チケット販売所などを有していますが、庁舎除却と新たな観光船ターミナルの建設のタイミング、さらには観光船を発着させる係留施設の建設の時期をコントロールしなければ、観光船の運営が滞ることになりますが、運営に支障がないように進めるお考えなのか、お聞かせください。

次に、再開発に伴う事業費について、国費と市負担分として示されています。港湾室の移転先が変更になることによって事業費にも影響することと考えますが、再開発に伴う事業費についても見直しが必要だと考えますか。

これまでは小樽観光振興公社が計画する観光・商業施設に多目的ホールが設置される予定となっていました。この機能が削除されたとお聞きしました。今後、この機能はどのように考えていくのでしょうか。

また、将来は人の流れや必要なサービスを踏まえ、34号上屋跡地に建設する施設で、必要な機能を補完する旨の御説明をいただいておりますが、この考え方に変更はあるのでしょうか、お聞かせください。

第3号ふ頭は大型クルーズ船の寄港地へと改修工事が進められ、新たな人の流れが期待されます。観光の中心である小樽運河とも近接しています。玄関口であるJR小樽駅からも望める最高の立地条件であり、また、市が所有を決めた北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫とも近く、コンテンツ満載の一等地です。

よって、今回の再開発は、小樽の魅力を左右するとても重要な事業になることと思います。よりよい完成形のために計画が修正されることはやむを得ないことだと考えます。引き続き、にぎわいのある交流空間の創出に向けて進めていただくようお願いいたします。

次に、コロナ禍における児童・生徒の体力・運動能力の低下について伺います。

コロナ禍の影響が長引き、子供たちの体力や運動能力が低下し、体格にも変化が及んでいると聞きます。名古屋大学の研究では、運動不足になった子供が多く、転倒や肥満のリスクが増加していると発表がありました。こちらの研究結果を通して、学校への通学や体育の授業を制限された子供たちは精神面、健康問題だけでなく、身体機能が低下する可能性が高くなると考えられます。

本市でも定期的に実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査を今年度実施し、調査結果が発表されました。

初めに、本市の調査結果の傾向と課題について認識されている点を御説明ください。

次に、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大し、2020年2月末から北海道では小・中・高等学校及び特別支援学校の臨時休業が始まり、その後、分散登校や新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない期間が度々ありました。その期間に児童・生徒への運動不足を解消する取組はどのように実施していましたか。お示しください。

児童・生徒への体力、運動能力の低下に対して、スポーツ庁や各自治体において様々な取組が実施され、一定の成果を上げている例も見られます。このたび、市教育委員会が実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で明らかになった課題を解消するために、先進事例や効果的な取組を進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、今回取り上げた子供たちへの大きな悪影響のほか、高齢者、基礎疾患を持つ方への健康被害、経済活動の低下による貧困の拡大、生活環境の制限、イベント自粛など本当に苦しい時間を強いられてきました。私たちが悩ませるコロナ禍が一日も早く収束することを願います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、情報発信・情報収集について御質問がありました。

まず、小樽市公式LINEの運用開始日と導入目的につきましては、運用は令和3年11月5日から開始したところであります。LINEは性別や世代を問わず広く一般的に利用されており、情報発信ツールとして欠かせないものとなっていることから、緊急性のある情報や災害時の情報のほか、市民にとって有益な情報を発信する手段の充実を目的として導入したものであります。

次に、LINEアカウントに係る経費につきましては、本市の公式LINEは自治体が利用できる月額固定費が無料で、メッセージの数に制限のない地方公共団体プランの範囲内での運用であるため、導入時及び現在の運用に当たって費用負担は生じておりません。

次に、利用者数と周知方法につきましては、利用者数は2月末時点で1,560人の登録がありますが、情報伝達手段の一つとして拡大の必要性は感じており、その拡大に向けては広報おたるに「友だち」追加募集の記事を掲載しているほか、市のホームページやツイッターなどのSNSへの掲載、FMおたるの市民ニュースで周知を行っております。

次に、公式LINEと他のSNSで発信する情報との違いにつきましては、公式LINEは「友だち」

登録をしている利用者に対して市が直接メッセージを送信できるプッシュ型の情報発信ツールであるという特性を生かし、原則的に緊急性のある情報や災害情報等を発信いたします。緊急性を要しない情報や他のSNSで発信できるようなイベント周知などの情報は扱わないこととしております。

次に、本市におけるLINEのセキュリティーにつきましては、令和3年4月30日に国が示したガイドラインに基づいた適切な利用方法により運用をしており、本市の公式LINEでは機密性を有する情報や個人情報を取り扱わないこととしております。

次に、今後の公式LINEを通じた情報発信、情報収集の拡充につきましては、LINEは利便性が高く市民サービスを提供するアプリケーションの一つとして有用であると認識しておりますが、機能の充実に当たっては個人情報の取扱いに留意が必要であり、費用負担も発生することなどから、さらなる検討が必要であると考えております。

次に、人口減少対策のスローガン「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」に込められた意図につきましては、本市の人口減少対策は、少子化対策として若い世代の方々が小樽で安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進め、これを定住策として今後もしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

一方、移住施策を考えたときに、小樽の自然環境や観光都市としての魅力を背景に、店舗経営など起業される移住者が多いことから、ここに焦点を当て、併せて創業支援などをセットで展開することで起業を検討されている方、つまり、ひと旗あげようとチャレンジする方をお支えしたいという思いを込めたものであります。

次に、ひと旗プロジェクトのターゲットにつきましては、「ひと旗プロジェクト、はじまる。」をキャッチフレーズに、第一段階としては起業を目指す移住者をターゲットにした移住の促進、第二段階としては、既に市内で事業を営む方々をターゲットにした事業の継続支援による定住の促進、最終的にはこうした取組により人口減少が抑制され、まちに活力やにぎわいが生まれ、小樽市そのものがひと旗あげることを目指しております。

次に、スローガンに関する事業につきましては、創業や事業の継続に対する支援などのパッケージ化を行い、効果的な情報発信に取り組んでまいります。加えて、本市へ移住を検討される方々に対する相談や支援業務を行う移住コーディネーターを配置した体制を整備したいと考えております。

また、人口減少対策は、各分野を横断する共通の政策課題であるため、関連部局が有機的につながり効果的に施策を展開する組織づくりに取り組んでまいります。

次に、移住促進に関する情報発信につきましては、移住に関する情報をまとめた紙媒体の移住パンフレット「小樽暮らし」の配布や、市のホームページに「小樽市への移住を応援します！」と特設ページを開設しているほか、全国移住ナビにYouTubeのPR動画を掲載しております。

また、今年1月に開催したオンライン移住ツアーの参加者募集では、グーグルとヤフーに検索連動型広告とディスプレイ広告を掲載するなど、情報発信方法の多様化に努めております。

次に、今後の情報発信方法につきましては、情報提供内容の充実を検討し、移住に特化したホームページを市のホームページとは別に立ち上げることとしており、特にスマートフォンから使いやすいものの作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化について御質問がありました。

初めに、岩見沢市において平成29年から実施されている、住民の意識を変える母子健康調査の本市への拡大の状況につきましては、この事業は文部科学省が平成25年度に開始した革新的イノベーション創出プログラムにより実施されているものであり、令和3年度で終了予定でしたが4年度まで継続可能になった

として、本年1月にこの取組の拠点機関である北海道大学より本市への参画の要請があったものであります。本市としては、事業参画に同意をしたところであり、今後、この事業を本市においてどのように展開するか、拠点機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化を進める体制構築につきましては、来年度には情報システム課を（仮称）デジタル推進室と改組し、職員3名の増員によって計10名とするほか、外部人材を招聘し民間の知見を生かしていきたいと考えております。

また、令和7年度までに行う予定の基幹業務システムの標準化を含めてデジタル化を進めるに当たっては、特定の一部門だけが担当するものではないことから、原課と（仮称）デジタル推進室が連携して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、本市がデジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプのTYPE1に実施計画を提出した事業につきましては、住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスのほか、今年度試行した職員採用試験の申込受付の本格実施など、対象業務の拡充を行いながら進める窓口のオンライン化について提出しております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発について御質問がありました。

まず、港湾室庁舎に入居している事業所の移転先と、庁舎の除却費につきましては、入居者のうち小樽観光振興公社につきましては、新たな観光船ターミナルへ移転していただくことで計画をしておりますが、同公社以外の事業所の移転先については、港湾室も含め現時点では決まっておりません。また、庁舎の除却費につきましては、概算で3,000万円程度を見込んでおります。

次に、港湾室の移転先の条件などにつきましては、執務室等に必要な面積は現在と同規模の500平方メートル程度であるほか、公用車の車庫や来客用の駐車スペースなどを確保する必要があると考えております。また、立地については、効率性や港湾室を訪れる機会の多い港湾関連企業の利便性などに配慮することが必要と考えており、さらにコスト面なども勘案して検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎除却と新たな観光船ターミナルの建設のタイミングなどにつきましては、その時期について関連性が高いことから、観光船事業の運営に支障を来すことのないよう進めてまいりたいと考えております。

次に、港湾室の移転先の変更に伴う再開発の事業費につきましては、今回の見直しにより34号上屋跡地に計画している観光船ターミナルの整備方法も含めて変更となることから、今後精査をしてまいりたいと考えております。

次に、多目的ホールにつきましては、再開発区域において多目的ホールは今後のにぎわい創出のために必要な機能の一つに位置づけていることから、本市が新たに建設を予定している観光船ターミナルに併設して整備することで、公社の将来負担の軽減にもつながるものと考えております。

次に、34号上屋跡地に建設する施設につきましては、当該エリアの利用方針としては、これまで御説明させていただいたとおり、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるように進めていく必要があると考えております。今回の見直しにより、当面は34号上屋跡地の一部を利用して多目的ホールを併設した観光船ターミナルを建設することとしておりますが、隣接する拡張スペースを確保することで将来ニーズにも対応できるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、コロナ禍における児童・生徒の体力・運動能力の低下について御質問がありました。

まず、本市の調査結果の傾向と課題につきましては、全体の傾向として体力合計点は小学校男子において全国平均を上回ったものの、小学校男女、中学校男女ともに前回調査の令和元年度と比べ、全国、全道の結果と同様に低下しております。また、「運動が好き」「体育（保健体育）の授業が楽しい」と回答した児童・生徒の割合が全国より高い傾向にあります。

課題といたしましては、上体起こしや20メートルシャトルランなど筋力や持久力が低いことのほか、全国、全道に比べて肥満傾向の児童・生徒が多いことから、食生活にも課題があるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない期間に児童・生徒の運動不足を解消する取組につきましては、昨年度の全国一斉の臨時休業の際に、文部科学省で作成した運動取組カードなどの活用を促すとともに、市教委及び市内教職員で構成する小樽市小中学校体力向上検討委員会において、自宅で行うことができるストレッチ運動や縄跳びなどの事例を示した体力アップメニューを作成し、家庭での運動を促すよう指導してきたところであります。

今年度はこれらのことに加え、1人1台端末を活用したオンラインによるラジオ体操やストレッチ運動を担当や教科担任とともにしている学校もありますことから、今後はスポーツ庁が示している外出自粛中でも家で楽しく行える効果的なスポーツや運動等を紹介するなど、各学校においても工夫して取り組めるよう指導してまいります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 5番、面野大輔議員。

**○5番（面野大輔議員）** 再質問をさせていただきます。

まず、情報発信の部分で一つ、二つ。

公式LINEについて、現状の進め方といいますか運用の仕方を御答弁いただきました。今、1,560人ということで、私としては少ないなという印象を受けたのです。今後、広報誌や各種SNSで展開されていくということなのですが、ほかのSNSのフォロワー数であったりとかフェイスブックであればいいねを押してくださっている数などと比べて、各種SNSが何件でとかということではなく、この1,560人というのは、ほかと比べてまだ少ないほうなのか始めて間もないのに割と多いのか、そういう少し印象的な部分があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、移住促進、ひと旗プロジェクトについてですけれども、以前は紙媒体で「小樽暮らし」の配布、それからホームページ、全国移住ナビというサイトから情報発信をしていたということなのですが、今までそういった情報を基に移住希望者から小樽市に問合せがあった場合、どのようなサポートが市でできていたのかという。以前の情報発信のやり方と、今答弁でもありましたけれども、ステップ1、2、3段階があって、まずは起業してくださる方に移住していただいて、それからその企業の経営を継続させていく、最終的には人口を増やしていくような施策を打っていくということで御紹介いただいたのですが、今までの移住希望者への行政が行えるサポートと、今回、ひと旗プロジェクトを進めていく上で何か小樽市がサポートできる事業というか提案の幅が広がるものなのか、それとも今までとサポートの部分では一緒なのか、その辺について御見解を伺えればと思います。

次に、デジタル化についてなのですが、デジタル田園都市国家構想推進交付金について、TYPE1について何点が申請しているということで御答弁いただきました。こちらは、たしかスケジュール的には4月頃、可否が判断されると伺っています。私もいろいろこのサイトを見てみるとまだTYPE2、TYPE3という事業の交付金の制度があるということなのですが、こちらに関して、例えば今小樽市で進めようとしているDX化に関する事業だったり、進めたいなというような事業がこのTYPE2、TYPE3の要件に合うものが今あるのかなのかということをお示しいただきたいと思います。



次に、第3号ふ頭及び周辺再開発についてですけれども、小樽観光振興公社が新しく建設を計画している観光・商業施設の計画が変更になって、いろいろと移転先が変わってしまったことによってこれから検討していかなければならないと思うのです。そもそも34号上屋は既存の建物を改修していくような考え方で報告いただいていたと思うのですけれども、今回、除却して柔軟に今後、必要な機能を取り込んでいかれる旨の御答弁をいただいていたのですが、除却するのであれば多分そこに何を入れるかという議論をまずしてもいいのかと思っています。今は観光船ターミナルと観光振興公社の執務室を入れていくということなのですが、今、配置計画では公社の観光・商業施設と34号上屋跡地は別々に配置されているわけなのです。34号上屋跡地の取扱いが変わったことによって、例えばですけれども、そこに公社が計画している観光・商業施設も一体的に整備しようかという、これは一つの例なのですが、配置計画自体も見直すことが可能な状況になったのではないのかと思います。一つの案としてなのですけれども。そういう34号上屋跡地の有効活用に関しても、ただ公社の計画する観光・商業施設で、なくなったものをではこちらに持ってこようという考えではなくて、1から34号上屋跡地の利活用の検討もされた上でこういった提案なのか。それとも、私としてはさらに違うというか、そういったような位置から検討されてもいいのかと思ったのですが、今までいろいろ関係各所と協議してこうなったと思うのですけれども、その辺の経緯みたいなものがあればお示ししていただきたいと思います。

それから最後に、教育長から御答弁をいただきました児童・生徒の体力についてなのですが、体力アップメニューですとかオンラインラジオ体操などをこれまでやられてきたということなのですけれども、例えば児童・生徒、それから保護者の方から、こういうことをやりたいのだよねみたいな要望ですとか、現場で児童・生徒に体育を教えられている体育の教員や専門家などの方から、こういったものはどうだという何か提案みたいなものがあつたのかということ、あつてこういうふうになっているのか、何かまだ実施していないけれどもこういう提案、要望もありましたというものがあれば御紹介していただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 面野議員の再質問にお答えをいたします。

1点目は、公式LINEの利用者数の1,560人が多いのか少ないのか、感想ということでありますけれども、今、資料がありませんので、ほかのSNSなどがどれくらい利用されているかということとの比較はできないのですが、一般的に申し上げますと昨年11月5日からスタートしてしまっていて、内容によってはぱっと広がっていくのかという思いも、先入観といいますか、そういったものからいたしますと、今の時点で少し物足りないかという感じはしております。ですから、そういったことも踏まえまして、本答弁の中にもありましたけれども、やはり情報伝達手段は何重に、重層的に幾らあつてもいいと思っていますので、そういった意味でもこの公式LINEを有効に活用していく、特に緊急時に使いたいというふうに思っていますので、できるだけ多くの方々に登録いただいて使っていただけるように、さらに拡充のためのPRといいますか、周知は進めていかなければいけないだろうなというふうに思っております。

それから、ひと旗プロジェクトを行うに当たりまして、従来からのサポートの違いということのお尋ねだったかと思うのですけれども、このひと旗プロジェクトを行うからということでは決してないのですが、これまでの人口対策あるいは移住対策も含めてなのですけれども、いわゆる縦割りでして、組織的に横の連携といいますか、連動といいますか、あるいは情報共有がなされていなくて、十分ではなかったという反省もありますので、今回、このひと旗プロジェクトをスタートさせるに当たりまして、組織的に情

報が共有できる、みんなが共通の認識を持った上で移住対策なり人口対策を進めていける、そういうプロジェクトをまず進めていきたいなというふうに思っております。

また、ひと旗プロジェクトだけに限ってのサポート体制で申し上げますと、サポートセンターみたいなものを立ち上げようということで今事務レベルで協議をさせていただいています。答弁の中でも触れておりますけれども、その中で移住コーディネーターを配置いたしまして、今、事務レベルでセンターの配置について検討しておりますけれども、センターが順調に設置できるようになりますと、ここに専任の移住コーディネーターを配置いたしまして、ワンストップで移住相談に応じられるような形、とりわけひと旗プロジェクトですから、相談業務、それから支援業務もともに充実していきたいなというふうには思っているところであります。

それから、3点目のデジタル田園都市国家構想推進交付金については、何とか締切りに間に合ったかかという形で提出をさせていただきまして、交付決定については4月1日と伺っております。今回はTYPE1の形で提出させていただきましたけれども、今、面野議員からお話がありましたTYPE2、TYPE3につきましては、ある程度、先進的な取組が対象になってくるということで伺っておりまして、我々が今回提出したTYPE1は、ほかの自治体でやってもいいということで、いわゆるデジタル化の裾野を広げるような趣旨の交付金ですから、この形で申請をさせていただきました。今の市のデジタル化の取組の中で、TYPE2なりTYPE3に該当する先進的な取組があるかどうかについては、これからの取組次第だなということで考えておりますので、現時点ではTYPE2、TYPE3に該当するような事業はないのかもしれませんが、引き続きこういった交付金の活用には努めながら本市のデジタル化は進めていきたいというふうに思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 港湾担当部長。

**○港湾担当部長（佐藤文俊）** 面野議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、第3号ふ頭の小樽観光振興公社が建てる観光・商業施設と観光船ターミナルの考え方について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この二つの施設を考えていくときに、これは今までの小樽観光協会とか小樽商工会議所の方々に参画いただいた第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議でずっと意見交換をしてきた中で、まずもってこの34号上屋跡地につきましては、将来新たに発生するニーズにもきちんと対応できるような柔軟な建設の仕方が重要だというような考え方が整理されております。そういったものを考えて、今回見直しの中で、どのような形で機能を再配分するかということにもなったのですが、基本的にはまず1点目としましては、やはり34号上屋跡地に全ての機能を持つてくるとした場合には、敷地の面積からいってもほぼコンプリートした建物になってしまうということもございまして、またおたるマリン広場に今計画を予定してございます（仮称）国際インフォメーションセンターですとか物販機能につきましては、この周辺に設けます観光駐車場の利用者ですとか、また運河方面から来られる方にとってもその利便性を考えたときに、おたるマリン広場に置いているほうが利便性が高いだろうということもございまして、今回の見直しの中でこれらを全て34号上屋跡地に集約するという議論は、特にその議論を案としては検討せず、当初の考え方に沿っておたるマリン広場に設ける機能、そして34号上屋跡地に新たにこのような観光船ターミナルを建設して多目的ホールを導入するというので整理してきたものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症によって子供たちの運動不足が出ていると、その解消に向けて学校現場であるとか、子供たちや保護者などから何か解消方法について提案があったのか、あったとすればどのようなことがあったのかという御質問だというふうに思います。先ほどの答弁でも少し触れさせていただいたのですが、市教委が事務局にはなっているのですけれども、市内の主に体育の教職員で構成する小樽市小中学校体力向上検討委員会を設けていまして、こういう状況の中でどのようなことができるのかということをお提案いただきまして、ストレッチ運動だとか家の中でできる縄跳びだとか、そういったような体力アップメニューを作ってそれぞれの学校に流して、そして取り組んでいただこうというような提案があつて取り組んだ事例もございますし、それらを各教員が指導できるように指導資料を提示するなどといったこともその中で出てきた発案でございますので、そういった取組が実際に提案として上がってきているところなんです。あと、保護者とか子供たちから提案があったかといったところなのではございますけれども、それについては伺っていないところであります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 2点、再々質問をさせていただきます。

まず、ひと旗プロジェクトについて、サポートセンターの設置を検討しているということだったので、イメージとして、これは庁内というか市内に設置なのか、それとも移住希望者の多いであろう関東圏というか、道外なものなのか、もし何かその辺のイメージがあれば、御紹介いただきたいと思います。

もう一つは、第3号ふ頭及び周辺再開発なのですが、今少し疑問に思ったのが、今は港湾室庁舎に公社の発着する観光船ターミナルがあつて、これから34号上屋跡地に、観光船ターミナルを市が建設するということなのですが、今回は新しくなるほうには34号上屋跡地には、市内に散らばっている観光船の事業者も多分何社か集めてというようなことだと思つてはいるのですが、観光船ターミナルの建設は、小樽市が行わなければならないものなのでしょうか。例えば、独自に公社が建てますとかということでも大丈夫な施設なのか、多分、古くから今の形になっているので、きっと今はそういうような状況だと思つてはいるのですが、新たにというふうに考えたときに、小樽市が建設しなければいけない何か理由だったり、規則、条例のようなもので決められているのか、少しその辺もお聞かせいただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 面野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

サポートセンターの場所についてのお尋ねですが、現在まだどこにするかは決めておりませんが、基本的には市内でということをお考えいただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 港湾担当部長。

○港湾担当部長(佐藤文俊) 面野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私からは、第3号ふ頭の観光船ターミナルの建設に当たつての考え方というところで御説明をさせていただきます。

観光船ターミナルにつきましては、全国的にも、要するに港湾管理者が設置している例、もしくは民間事業者が埠頭内の敷地の使用許可を得て設置している例などがございます。ですから、どちらがという決まりというか、義務と申すでしょうか、そういったものはございません。ただ、今回、市で考えていく上では、多目的ホールも併設するというのもございますし、例えば、事業手法上、港湾管理者がやれば国

費の対象になるというような制度もございます。もろもろその辺のことを考えまして、現段階では市で建設をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 面野議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）（拍手）

**○13番（高木紀和議員）** 令和4年第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず、第2次小樽市都市計画マスタープランについて伺います。

第7次小樽市総合計画の中で、土地利用の状況と、将来見通しを勘案しつつ適切に市街化区域、市街化調整区域の区域見直しの検討を進め、このことについて第2次小樽市都市計画マスタープランの原案策定に当たり、どのように検討がされたのかを令和元年第4回定例会の一般質問でお聞きしました。

市街化区域等の見直しについては、都市計画マスタープラン策定委員会において、人口や空き地面積の推移のほか、国立社会保障・人口問題研究所が公表している本市の将来人口推計などを基に、土地の利用の今後の方向性について協議を行い、第7次小樽市総合計画における将来人口への適応の方針に即し、区域の見直しの検討を進めるとのことでした。

そこで、令和2年2月の都市計画マスタープランの策定から2年が経過しましたが、市街化区域、市街化調整区域の検討は現在どのような状況であるのかお聞かせください。

また、その市街化区域、市街化調整区域ですが、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ、計画的に市街地を図るべき区域であり、一方、市街化調整区域は市街化を抑制する区域で、無秩序な市街化を防止する区域として定められております。小樽市においては、昭和45年7月に、市街化区域と市街化調整区域との区分が定められ、市街化調整区域での建築物の建築が厳しく制限されました。

そこで伺いますが、本市において昭和45年7月以降に市街化調整区域内で開発許可した事例はありますか。

また、開発許可を出した件数をお聞かせください。

そして、市街化調整区域について、今後は開発許可を出さない措置も必要と考えますが、本市はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、市街化区域の場合は用途地域が指定されており、建物の用途に制限がありますが、地域の利便性の向上などを図るために見直すべきと考えますが、本市はどのようにお考えですか。

また、都市計画マスタープランは令和2年度から21年度までの20年間の計画ですが、間違いなく社会情勢の変化は起きています。これから、5年後、10年後を見据えて考えていかなければならないと考えます。世帯数も減少する中、利便性の高い地域への移住の誘導を促進すべき時期に来ているのではないかと考えますが、都市計画マスタープランでは基本目標の一つとして、持続可能で効率的なまちづくりを掲げ、中心拠点と複数の地域拠点に公共施設などの都市機能を集約し、交通ネットワークで結ぶ効率的なまちづくりを目指すこと。住宅・住環境の方針として、公営住宅の建て替えの際に、子育て世帯向けの住宅を利便性の高い地域において確保することなどを位置づけています。これらにより、利便性の高い地域への移住の誘導を一定程度促進することが可能となります。

一方、移住の誘導に伴い、市街地の拡大・縮小の可能性についても考えなければなりません、人口、産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の見直し、空き地や空き家も含めた市街地内の土地の利用状況、既存インフラ活用の可能性等を総合的に勘案して検討していくことが必要です。

また、行政サービスの観点からは、今後必要とされる税収の減少が予測される中で、将来の除雪や下水道・上水道等の維持管理など、行政サービスの機能確保をするために、人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう必要なサービスを維持していくことを考えると、効率的なまちづくりが行える都市構造を目指していかなければ、その維持も困難となるおそれがあります。

そこで伺いますが、現在策定中の立地適正化計画において、市として具体的にどのように効率的なまちづくりが行える都市構造を目指すのか、現在の検討状況をお示しください。

次に、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について伺います。

平成21年度に策定した、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の計画期間が令和元年度に満了となり、令和2年度から11年度までの10年間を計画期間とし、小樽市公共施設等総合管理計画の計画に合わせて、40年度まで長期的な管理の見通しを立てました。

小樽市内の公営住宅は令和2年3月末現在で、市営住宅が35団地、134棟、3,066戸。道営住宅が15団地、43棟、1,184戸あり、合わせて177棟4,250戸が供給されています。その中で、市営住宅団地別入居率の状況は3,066戸に対し、募集停止戸数が322戸、募集停止を除く戸数が2,744戸、入居世帯数は2,479世帯と、入居率が80.9%、募集停止を除く入居率は86.1%の状況でしたが、その後の供給数、入居世帯数、募集停止戸数、入居率はどのようになっているのか、お聞かせください。

また、令和2年度から用途廃止、改善、建て替えの計画も進めていますが、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中の事業プログラムについて進捗状況をお聞かせください。

また、平成31年4月現在の世代別の入居者状況を確認すると、2,479世帯のうち、子育て世帯の世帯率は8.8%、218世帯。65歳以上がいる世帯が66.8%、1,657世帯。75歳以上がいる世帯が40.3%、998世帯ですが、その後の世代別の入居者状況をお聞かせください。

また、市営住宅の建て替えを各地域で計画しましたが、現在使用されていない住戸も含めて、市営住宅を建て替えることは、この先5年後、10年後、20年後を見据えると効果的、効率的な計画と言えるのか、以前伺いました。そこで、将来的な需要の見直しを踏まえた各団地の在り方を考慮した上で、用途廃止等の事業手法を選定し、それぞれの事業実施時期を決定するとのことですが、令和2年4月からこれまでの間で各団地の事業手法見直しについて改めて調査を行ったことはあるのか、お聞かせください。

また、今後の老朽化した市営住宅の用途廃止や、その市営住宅で生活している市民へ、その住宅の地域内や地域外の移住の促しについて伺います。

令和2年度から11年度までの事業実施時期の中で、用途廃止としている桂岡住宅118戸のうち、入居世帯数12世帯。花園共同住宅18戸のうち、入居世帯数9世帯。梅ヶ枝住宅16戸のうち、入居世帯数8世帯。オタモイC住宅6戸のうち、入居世帯数1世帯が入居されているわけですが、この入居世帯の皆様にはどのような説明をされているのか、お聞かせください。

また、用途廃止がされた場合、地域内・地域外、どこに移住していただくお考えなのか、お聞かせください。

再度申し上げますが、建て替えや改善、その地区に住む市民に安心して暮らしてもらうことは大切なことです。しかしながら、この人口減少が将来予想人数と合致した場合、今の子供たちに間違いなく負担がかかることも予測できます。市営住宅のみならず、公共施設も同様、慎重に計画し、将来の市民に過度な負担を残さないと、以前市長の答弁で伺っております。市内各地域の建て替えは、慎重にさせていただくことを

切にお願い申し上げます。

次に、空き家対策について伺います。

平成30年住宅・土地統計調査によると、全国で空き家の数は848万8,600戸です。空き家については、少子高齢化の進展や人口移動の変化などを背景に増加の一途をたどっており、管理が行き届いていない空き家が防災、衛生、景観等の面で市民の生活環境に影響を及ぼす問題が起きています。

現在、策定を進めている第2次空家等対策計画の案で示されている、令和2年度の空き家数は1,869件となっておりますが、現在の本市の空き家はどの程度あるのか、お聞かせください。

これまで、空き家バンクの活用や、町内会と連携して空き家の早期発見、活用など、空き家ができる市に連絡してもらい仕組みづくりや、所有者が不明にならないよう早い段階で活用方法などを相談するネットワークの構築などを議論してまいりましたが、現時点での空き家バンクの実績や、町内会との連携について進展があればお聞かせください。

今もなお、売れない空き家の処分について所有者はもちろんのこと、自治体や地域にとっても大きな課題となっている中、売れない不動産に悩む人と、活用したい人の橋渡しをするために、旭川市にある0円都市開発合同会社という企業が2019年に、みんなの0円物件というサイトを立ち上げ注目を集めています。無償譲渡される不動産物件のことを0円物件と呼び、0円物件が広く活用されることで空き家問題への対策として新たな選択肢となりえることを目指し、新たな挑戦をする人たちが0円物件等の活用により、可能な限り、お金をかけずに持続可能な社会を創造していくことを理念として掲げている会社です。

これまでに約400件の物件を掲載し、9割成約しているようです。しかしながら、0円物件を運営し、見えてきた課題が、人口減で空き家が増えているのに住居は建ち続け、需要のバランスが崩れていることを実感したといいます。空き家、空き地にとっては将来を見据え、人が住む場所、住まない場所を分け、地域を縮小していく取組が求められています。この企業はこれまでに地域における空き家等の流通促進に関して、道内の信用金庫や自治体と連携協定締結をしています。

一つ例を挙げると、本年1月25日に妹背牛町との連携協定です。妹背牛町については、現在ある空き家や、これから空き家等になり得る物件の流動化、また不動産会社では取扱いが困難な物件の流動化が期待されることや、今後も相続後の管理不全等により、空き家が増加することが想定されています。今後のまちづくり、移住・定住、空き地、空き家対策を進める上で連携が欠かせないと判断されたようです。

そこで、自治体でできることが限られているならば活用すべき手法の一つと考えますが、本市として見解を伺います。

このことで、自治体と空き家の情報を共有することができるようになり、市民も安心して相談できるようになりますし、もちろん有効活用でまちの活性化にもつながる期待が持てるのではないのでしょうか。

また、令和元年8月に、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会小樽支部、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部と本市が、空き家等の流通を促進することを目的とした、小樽市の空家等の利活用推進に係る協定を締結しました。今後、宅建業者が空き家の所有者調査に行き詰まったために売却等の可能性が止まっていた物件に対し、市が依頼を受け所有者調査を行い、宅建業者と所有者の橋渡しを行うことで、空き家の流通を促進する協定です。締結後、この事業を試行し、効果の検証と問題点の改善を図った上で、事業の本格実施に向けた検討を行うとしています。

そこで、一つ例を挙げると、市内のある地域で、隣接が空き家であり、雑草も生え猫のすみかになっている物件があります。所有者は亡くなり、相続人を追えない状況にあり、その空き家の隣接地の住人は解体費用を出す意向もありますが、解体できない状況です。このような場合、本市としてどのような対応をし、困っている市民に対して解決策があるのか、見解を伺います。

また、適正な管理を怠ると、管理不全な空き家は増えるばかりであります。市民が不快にならないように対策は必要と考えますがいかがでしょうか。

最後に、令和元年第4回定例会でお聞きしましたが、戸建て住宅を買い取り修繕して、市営住宅として活用することは、現時点においてもお考えはないのか、再度伺います。

空き地、空き家は非常に難しい問題と承知しています。個人情報との関係で、所有者から同意を得て物事を少しでも進めていかなければなりません。地域との連携や業者との連携は必要不可欠になるのではないのでしょうか。

次に、職員配置適正化計画について伺います。

令和3年第2回定例会総務常任委員会において、将来の市役所の在り方について質問をさせていただきました。

人口減少に見合った組織体制ということで、人口減少に伴い職員数の削減をしてきた経過があるが、業務量は、逆に増えてきている傾向があり、業務量をどのように整理していくのかを含め見直しを進める考えとお聞きしました。

そこで、伺いますが、業務量が増える要因とは何か、お聞かせください。

また、その見直しが10万人を切ることを想定している中で、10万人を切るというときに一つのタイミングとお聞きしました。その上で、今後必要とされるのが、職員配置適正化計画ではないかと考えます。このことについては、令和3年第4回定例会総務常任委員会で質問をさせていただきました。市職員、消防職員、教職員の地方公務員の定年延長と、職員配置適正化計画についてです。

定年延長については、市職員と消防職員については、基本的に国家公務員の制度に沿った導入を行い、教職員については、国家公務員法の趣旨に沿ったものになるが、道教育委員会の動向を注視していくとお聞きしています。

行政事務について、現状を把握するために業務量調査を、昨年10月22日に自治体の業務改革に関して、豊富な支援実績を持つコニカミノルタ株式会社と連携協定を締結し、令和3年11月から本年1月までの3か年にわたり、病院局、水道局、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部、消防署を除く部署を対象として、各所属が分掌する業務の作業手順や内容、担当職員や作業時間などについて、事業者が配布する調査シートに記入し集計しているとお聞きしましたが、この業務量調査は完了したのか、お聞かせください。

また、本市として、公共施設の再編、また人口減少等による職員数への影響があり、職員の適正な配置を考える必要があると感じていて、影響によって必要な職員数の変化や職員の必要数を把握するのが難しいと伺いましたが、その業務量調査の結果、今後につなげられる成果資料となったのか、お聞かせください。

次に、消防についてですが、昨年3か年度に起きた火災、救急、救助の出動件数について、平成30年度、火災241件、救急6,786件、救助151件、トータル7,178件。令和元年度、火災188件、救急6,452件、救助112件、トータル6,752件。2年度、火災182件、救急5,906件、救助113件、トータル6,201件とお聞きしました。その中で、人口減少と出動件数は比例しないと思っておりますが、市職員とは違い、人命に関わり、いつ、どこで、何が起きるか分からないことなので、業務量調査という考え方は難しいと理解はしております。

また、消防力の整備指針の考え方を基本としつつ、各市町村や地域の実情を考慮することも認められており、将来的な消防職員数を含む、消防組織の在り方を検討する場合においては人口のみならず、市民の安心・安全を守るという観点を念頭に置いて、適正に判断するとのことでした。しかしながら、消防職員数については、消防力の整備指針に基づき職員を配置しているので、人口が減少していくと職員数についても見直しをしなければならない場面があるとお聞きしていますが、その見直しの時期はいつなのか、お

聞かせください。

教職員については、任命権者が北海道教育委員会ということで、北海道教育委員会の基準でほぼ決定されるとお聞きしています。

この項目の最後になりますが、会社経営とは違い、歳入、歳出、人口など、先を見据えられる数値等があります。市職員、消防職員のみならず、水道局、病院局も含み、職員配置適正化計画は本庁舎建て替え等の公共施設再編を含め、この先の様々な検討を進めるためには間違いなく必要な計画と思いますが、市長の見解を伺います。

次に、並行在来線について伺います。

報道によると、並行在来線としてJ R北海道から経営分離される函館本線の長万部－小樽間の存廃をめぐり、余市町より南の沿線自治体は鉄路を維持した場合の多額の赤字などを懸念して、バス転換で一致し、隣町の余市町は余市－小樽間の鉄路の存続を主張しています。

そこで、判断が残された余市－小樽間について伺いますが、本市はバス転換を視野に入れた動きを進めたい考えと聞いておりますが、余市町と隣接する本市としてはどうお考えなのか、お聞かせください。

一方、長万部－小樽間の鉄道運営に、北海道新幹線札幌延伸までの9年間、年に約25億円の赤字が出るが、経営分離を前倒しし、その赤字回避分を新たな公共交通網を担う第三セクター鉄道会社とバス会社の運営資金にシフトする考えもあるようです。

そこで、今後の財政負担の問題なども含め、余市町とはどう協議していくのか見解を伺います。

また、鉄道の場合とバスの場合の本市の財政負担に対してそれぞれどのような支援があるのか、そして、赤字補填の持続可能性について見解を伺います。

最後に、並行在来線においては、公共交通が故に北海道やJ R北海道とも協議することは必要ですし、支援をしていただくことも視野に入れるべきだと考えますが、どのように関わっていくのか、お示ください。

最後に、人口減少が将来に与える影響についてお伺いします。

小樽市人口ビジョン令和2年改訂版には、出生・雇用・就労に対する人口動向分析、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度による将来人口推計、人口減少が将来に与える影響についてまとめています。その中で、歳入の状況では、本市の一般財源収入は直近10年で見ると350億円から360億円程度で推移し、歳入の大半を占める市税については、平成20年度の約153億円をピークに、29年度では約134億円となっているとお聞きしています。

一方で、普通交付税と普通交付税の一部が振り替えられた臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、平成20年度の約149億円から、24年度に約173億円まで増加していましたが、29年度では約160億円と微減傾向にあり、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が見込まれるほか、地方交付税の影響が懸念されるとまとめておりますが、その状況を本市としてどのように対応していくのか、御見解をお示ください。

また、歳出の状況は、直近で見ると、平成25年度の約599億円をピークに、その後は、560億円程度で推移し、29年度においては、義務的経費といわれる人件費・扶助費・公債費の割合が歳出全体の約57%を占めており、特に扶助費は20年度の約147億円から29年度には約173億円と約1.2倍に増え、今後も高齢化の進行等に伴う増加が見込まれるとしています。

そこで、今後も増え続けるとした場合、本市としてはどのように対応していくお考えなのか見解をお示ください。

さらには、公共施設の維持管理や更新等への影響もまとめておりますが、市が保有する施設、建物は、平成30年度財産内訳書によると692件、保有施設を築年度別に見ると1970年代後半から1990年代後半にか



けて建てられた施設が多く、市民サービスの向上を図るための学校教育施設や文化施設、体育施設など様々な公共施設の整備も進めてきておりますが、近年の人口減少、少子高齢化等の理由から、税収の減少と扶助費等の経常的経費の増加が見込まれ、今後の公共施設等の維持管理費、補修費、さらには更新費用の行政負担が重荷になることも懸念されています。

これは、上下水道の維持、除排雪の維持にも関わってくる問題で非常に心配であります。全体を通して、区域、用途変更、市営住宅の考え方及び空き家の活用、将来の市役所の在り方による職員適正化の計画、公共施設の再編。修繕、上下水道の維持、除雪路線の維持、市民サービスの維持、全てにおいて連鎖があると私は考えます。

最後に伺いますが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計のままでいくと2040年には約6万9,000人、2045年には約6万人。子供たちが成人したときには間違いなくこの人口になっていると推測します。

この小樽市の未来を担う子供たちのために、今、本市が抱えている問題を少しでも後世に残さないために、市長はどのようなビジョンをお考えなのか最後にお聞きし、再質問を留保して終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 高木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、都市計画マスタープランについて御質問がありました。

まず、市街化区域等の見直しにつきましては、第2次小樽市都市計画マスタープランでは、市街化区域の範囲は一定の人口減少は見込んでいるものの、おおむね現状維持を基本としておりますが、今後の土地利用などの動向や将来の見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めることとしております。このため、現段階においては、区域変更の必要性はないものと考えておりますが、今後策定する立地適正化計画との整合を図りながら変更の必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域内で開発許可をした事例等につきましては、本市の市街化調整区域は現在の都市計画法が昭和43年に公布された後、45年7月に9,600ヘクタールで当初決定され、現在は9,202ヘクタールとなっております。当初決定後から現在まで、市街化調整区域内で開発許可した件数は235件であります。

次に、市街化調整区域の開発許可につきましては、農林漁業の用に供する建築物やスキー場に関連する管理事務所など、都市計画法の許可基準に適合している開発行為については、許可しなければならないものと考えております。

次に、用途地域の見直しにつきましては、社会情勢の変化や土地利用の現状を踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行うべきと考えておりますが、見直しに当たっては土地所有者や地域の方々の御意見も伺いながら慎重に判断する必要があると考えております。

次に、立地適正化計画の現在の検討状況につきましては、学識経験者や市民の代表の方など16名で構成される、小樽市立地適正化計画策定委員会の中で、関連計画等の整理や都市の分析を行ったところであります。今後、どのような都市構造を目指すのかにつきましては、策定委員会の中でまちづくりの目標や方針を定め、検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について御質問がありました。

まず、現在の市営住宅の状況につきましては、令和4年2月20日現在、供給数3,068戸、入居世帯数2,276世帯、募集停止戸数322戸、入居率74.2%となっております。

次に、公共賃貸住宅長寿命化計画の進捗状況につきましては、事業プログラムでは、令和2年度に張碓住宅、潮見台A住宅及び祝津住宅11、12、13号棟。3年度に張碓住宅、桜東住宅54の2号棟、潮見台A住

宅、緑B住宅1、2号棟及び蘭島住宅について、それぞれ改修を実施する計画となっており、計画どおり完了をしております。

次に、世帯別の入居者状況につきましては、令和4年2月20日現在、入居世帯2,276世帯中、子育て世帯は6.5%、147世帯。65歳以上の方がいる世帯は68.2%、1,553世帯。75歳以上の方がいる世帯は39.8%、906世帯となっております。

次に、各団地の事業手法見直しの調査につきましては、公共賃貸住宅長寿命化計画策定後の令和2年4月から現在まで、計画実施に影響を与えるような大きな社会情勢の変化がなかったことから、事業手法の見直しについての調査は行っておりません。

次に、御指摘の市営住宅に居住している方々への説明につきましては、桂岡住宅、オタモイC住宅は令和9年度、花園共同住宅、梅ヶ枝住宅は10年度に用途廃止する予定であります。居住者の方々には一般的に用途廃止等の二、三年前をめどに説明等を行うこととしていることから、現段階では行っていませんが、その際には用途廃止の必要性や、その後の住み替え先等について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、用途廃止後の住み替え先につきましては、適切な時期に居住者の方々から住み替えなどの意向を確認する中で、希望する地域をお聞きして、できるだけ御要望に沿ってまいりたいと考えております。

次に、空き家対策について御質問がありました。

まず、現在の空き家数につきましては、令和4年2月20日現在、本市で把握しているものは1,916件であります。

次に、空き家バンクの実績につきましては、平成21年度から令和3年度までの13年間で、登録件数は18件。成約件数は16件であり、今年度の登録件数はゼロ件であります。

また、町内会との連携につきましては、令和元年度に空家実態調査の御協力をいただいたところですが、今後も引き続き空き家などの情報提供をお願いし、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、無償譲渡の不動産物件サイトの活用につきましては、他都市の状況を見極めた上で、本市における同サイトの活用について慎重に検討をしてみたいと考えております。

次に、相談者が空き家の相続人を追えない場合の対応につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が戸籍謄本や住民票などの調査を行い、特定した相続人に対し相談者の意向を伝えるなど、問題解決に向けて取り組んでいるところであります。

次に、管理不全な空き家の対策につきましては、管理不全な空き家を減少させるため、所有者等の適正な管理について広報おたるや市のホームページなど様々な機会を通して、周知・啓発を行ってきたところですが、今後はこれまでの周知・啓発に加え、より効果的な手法についても検討をしてみたいと考えております。

次に、戸建て住宅の市営住宅への活用につきましては、現時点でも戸建て住宅の買取りに対しては、国庫補助金が交付されないことや、その住宅の維持管理に要する費用が増大し、市の財政負担が大きくなることとなりますので、戸建て住宅を買い取って市営住宅として活用することは考えておりません。

次に、職員配置適正化計画について御質問がありました。

まず、業務量が増える要因につきましては、近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、度重なる法改正に伴う事務処理負担が増えているほか、行政ニーズが複雑、多様化していることがその要因と考えております。

次に、業務量調査の進捗につきましては、昨年12月中旬までに、各職場が調査シートへの記入を終え、その後事業者による集計作業が行われ、2月17日に事業者から集計結果の概要についての報告を受け、本

調査が完了したところであります。

次に、業務量調査の結果につきましては、本調査は本市の行政事務全般について、それぞれの業務に費やす時間や作業手順、専門性の有無などのほか、職員でなければできない仕事なのか、定型的であり職員でなくてもできる仕事なのか、作業の性質に着目し分類するなど、一定の調査ルールに基づいて網羅的に業務量や業務構造の可視化を図ったものであります。このことにより、今後における業務の効率化や改善を図るべきポイントの基礎データを集めることができたものと考えております。

次に、消防職員数とその見直しをする時期につきましては、本市を含む全国の消防本部は消防力の整備指針に基づく消防施設等の整備実態を把握するために、総務省消防庁が実施している消防施設整備計画実態調査に合わせて、消防職員数を含む消防力の見直しを行っております。この調査は3年に一度実施されており、次回調査予定の令和4年に見直すこととなります。

次に、職員配置適正化計画の必要性につきましては、市役所本庁舎の建て替えなどでは、そこで働く職員数によって建物の規模や財政的な負担についても影響が生じることになります。このことから、業務量調査の結果なども参考にしながら、まずは業務の効率化、スリム化を図った上で計画を策定する必要があるものと考えております。

次に、並行在来線について御質問がありました。

まず、余市一小樽間についての本市の考え方につきましては、鉄道運行に対する国等の支援が見込めない中で、第三セクターによる鉄道維持とバス転換のメリットとデメリットを比較検討した上で、どちらが持続可能な交通なのかを客観的に判断をし、お示ししていかなければならないと考えております。

次に、余市町との協議につきましては、本市としては将来にわたる財政負担や、鉄道施設としてのインフラ保有にかかる負担などを考えたときに、バス転換に優位性があるものと考えておりますが、大量輸送と迅速輸送を確保できるなら交通手段は問わないが、現状では鉄道に分があると余市町と一致点が見いだせるかどうか、北海道も交え引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政負担に対する支援につきましては、現行制度上、鉄道の場合は初期投資及び設備投資への補助に係る地方債の元利償還金に対して、普通交付税措置がありますが、運行赤字の補填に対する支援制度はありません。バスの場合は、車両購入費や運行赤字への補助に対して特別交付税措置があります。

次に、赤字補填の持続可能性につきましては、鉄道の場合はバスと比べて予想される補填額が大きく、運行赤字に対する交付税措置もないことから、赤字補填を続けるのは難しいものと考えております。

また、老朽化した橋梁やトンネルなどの鉄道施設を保有することによる改修費用などの追加的な負担も考慮しなければならない点だと考えております。

一方、バスの場合は、予想される補填額が鉄道と比べて大幅に小さく、運行赤字に対する交付税措置もあることから、鉄道に比べますと持続可能性は高いと考えております。

次に、北海道及び北海道旅客鉄道株式会社との今後の関わりにつきましては、北海道とは北海道新幹線並行在来線対策協議会において余市一小樽間の方向性決定に向けた協議をはじめ、支援策も含めて持続可能な地域交通の確保に向けた協議を継続していくほか、JR北海道とは北海道を通じて支援の可能性などについて協議をしていきたいと考えております。

次に、人口減少が将来に与える影響について御質問がありました。

まず、市税や地方交付税の減少傾向への対応につきましては、市税収入や地方交付税は毎年度の地方財政計画のほか、人口減少や少子高齢化の影響などにより、減少傾向にありますので、移住などの人口対策の充実や企業誘致の促進を図るとともに、ふるさと納税のさらなる推進による自主財源の確保などに努めてまいりたいと考えております。

次に、扶助費が今後も増え続けるとした場合の対応につきましては、近年、扶助費は障害者福祉費を中心として、サービスの利用が大きく伸びているほか、幼児教育・保育の無償化や少子高齢化の進展など、増え続ける扶助費を抑制することは難しいことから、国に対して地方の厳しい状況を踏まえて、地方交付税などの地方財政措置の拡充をするよう、北海道市長会などを通じて引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、今後も少子高齢化に伴い増え続ける財源を捻出するため、既存事務事業の見直しや、自主財源の確保に取り組む必要があるものと考えております。

次に、本市が抱えている問題を後世に残さないための私のビジョンにつきましては、昨年11月に国勢調査の確定値が公表され、本市の人口減少や少子高齢化が一層進んでいることや、社会情勢の変化による市民ニーズを踏まえると、人口減少の抑制を図る一方で、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指す必要があります。そのためには、引き続き財政規模に見合った、持続可能な行財政運営に努めることはもとより、人口減少下にあっても一定のエリア内の人口密度を維持できるよう、公共施設の再編や今後策定する立地適正化計画に基づく効率的なまちづくりを進めることで行政サービスを安定的に提供し、地域コミュニティが持続的に活動できるよう努めることが必要であると考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 13番、高木紀和議員。

**○13番（高木紀和議員）** 再質問を何点かささせていただきます。

都市計画マスタープランの中で、市街化調整区域内で235件、開発許可されたということです。市街化調整区域の中には、国有林だとか道有林、または民間、個人が所有している土地も含めてありますが、市有地としての整理というか管理はされているのか、もしお答えできればお願いします。

もう一つは、都市計画マスタープランの中で各エリアがこんなエリアになればという計画を今されているのですが、2月28日に更新されているホームページのオープンデータに小樽市の地域別の人口が細かく載せられています。住んでいない土地から多いところで1,500弱世帯の皆さんが住んでいるのですけれども、ある意味、用途地域の使い方だとか、地域のコミュニティを図っていく上で、人口推計を見ると必要でなくなるのではないかという土地も見えてきているわけです。そんな中で土地の有効活用の仕方もやはり用途変更も踏まえて、北海道の許可もいると思いますが、市の提案事項ということで小樽市の縮小化、またはネットワークを構築するためのエリアは少しでも考えていかなければならないのかと思います。ある意味、都市計画課だけではできない、建築指導課も入ってきますし、用地管理課も多分あると思います。横のつながりを持って、その計画も必要ではないのかと思いますけれども、以上3点だけお伺いします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（上石 明）** 高木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、市街化調整区域の市有地の管理についての御質問がありましたけれども、確かに市街化調整区域の中には市が管理している土地がございますが、管理状況については今は把握してございませんので、後ほど報告させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 高木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問の趣旨が、今、都市計画法の区域の市街化区域の中、もしくは市街化調整区域の中で使われていない土地があるのではないかと、そういった用途変更についての御質問だったと思います。用途変更につきましては、現存でたくさんの建築物も建っており、この建築物に対しまして、今すぐ用途変更をかけるというのは既存の不適合というのをございますので、なかなか今すぐにはできないのかと思っております。

ただ、こういった地域につきましては、現在策定しております立地適正化計画の中で居住誘導区域ですとか、都市機能誘導区域とか、そういった区域の設定をいたしますので市街化調整区域等につきましては、時期も含めまして適切な時期に判断して行って、用途変更や市街化調整区域につきましても判断していくべきなのかと思っております。

また、これらにつきましても、庁内での横の連携は欠かせないものでございますので、その見直しにつきましては、庁内での横の連携を密にしながら進めていきたいと思っております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。

○13番(高木紀和議員) 細かいことは予算特別委員会で質問させていただきます。

○議長(鈴木喜明) 高木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時00分**

**再開 午後 3時25分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 一般質問をいたします。

第一に、道路台帳図の電子化及びインターネット上での公開について伺います。

市道は道路台帳図によって管理されています。本市では、当該道路が市道かどうか知りたい場合には、市役所に問い合わせなければなりません。また、道路台帳図の写しが必要な場合も、市役所に来庁しなければなりません。全国、全道の各自治体では、こうした道路台帳図の電子化及びインターネット上での公開が進められております。日本共産党は、行政のデジタル化及びインターネット上での公開に幾つか疑問がありますが、今回の質問は、むしろ進めてくださいという質問です。

市長に伺います。道路台帳図の電子化について、本市の状況をお答えください。

道路台帳を管理するGIS、地理情報システムを導入し、電子データでの管理を行い、インターネット上での情報閲覧等利便性の向上を図り、行政の効率化を進めることについて、どのように考えているか、お答えください。

しかしながら、道路台帳図の電子化したものをインターネット上で公開するためには、問題点があると聞いております。私は、早期に道路台帳図を電子化したものをインターネット上で公開すべきだと考えていますが、これを行うための問題点をお答えください。

これを行うため活用できる補助金や交付金などがあればお答えください。

道内他市での取組についてつかんでいる情報があればお答えください。

他自治体では、インターネット上で市道かどうか、道路幅員はどれだけか分かるサイトの公開をしているところもあります。札幌市では、地図情報サービスとして、あくまでも証明ではなく参考ということになっていますが、それでも市民への利便性は高いと考えます。このような地図情報サービスについて、市

長の所感をお聞かせください。

第二に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定と、それに伴う警戒避難体制の整備等について質問します。

昨年、私が居住する新光東町会長から当該情報が寄せられ、住民説明会に出席して意見を述べてほしい旨のお話がありました。それを受け、基本的な情報を捉えた上で出席しようとしていましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、住民説明会は開催されないこととなり、北海道後志総合振興局長と小樽市長の連名での資料が住民に配布され、御不明な点がある場合は、2月21日までに御連絡いただきたいと記されていました。

まず、今回の資料配布に至った経緯をお示してください。

地域住民の中には、土砂災害警戒区域等については、今に始まったことではない。突然区域に指定されるといっても納得できない。なぜ、うちの地域が指定となって、隣がそうではないのか分からない。土地の資産的価値はどうなるのか。何かあったら北海道が補償するのか。指定に反対と言って覆るような問題なのか納得できない、など様々な疑問の声があります。

その一方で、納得しているとか、よい方策だと言っている方は誰もいません。突然区域が指定されようとしています。資料配布による説明で指定しようとする北海道のやり方は乱暴だと考えませんか。

また、本市としてなぜこのようになったと考えますか。また、突然区域に指定されるといっても納得できない。なぜ、うちの地域が指定となって隣がそうではないのか分からない。土地の資産的価値はどうなるのか何かあったら北海道が補償するのかといったこれらの住民の声にどう答えますか。指定に反対と言って覆るような問題なのですか。

配布された資料には、区域指定の目的として、土砂災害警戒区域等の指定は土砂災害から生命及び身体を守るため土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし警戒避難体制を整備することを目的として行うものであり、工事を行うものではありませんと記されています。工事を行うものではなく、災害が発生するおそれがあるということなら、住民にメリットはないではありませんか。区域指定の目的について、本市のお考えをお聞かせください。

いずれにしても、当該地域住民には丁寧に説明する必要があります。感染症防止という観点は理解できるものですが、資料配布、町内回覧で済ませる問題ではありません。当該期間にかかわらず、市民から問合せがあったならば、丁寧に対応することを求めます。

最後に、保育について伺います。

私は、昨年の第4回定例会の予算特別委員会で、新年度予算に向けた保育士直接支援について質問しました。その際に、10月22日に行われた子ども・子育て会議で議題となった保育士確保策がどのような報告だったのか。保育士確保策比較検討一覧がどのような内容だったのか。ある委員の方は、新年度に向け、何らかの処遇改善を行いたいという趣旨の報告がされたかについて質問し、何らかの処遇改善が行われるものと考えていました。しかし、新年度では、国が行う保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業にとどまりました。小樽市として何らかの処遇改善を行いたいとしたものは、国が行う処遇改善のことだったのですか。そうでなければ、担当部局でどのような直接支援について考えられていて、結果として国が行う処遇改善にとどまったのですか。

私が、これまで求めていた直接支援は、他自治体、特に札幌圏との保育士の奪い合いになっている現状を何とかしなければならぬというものです。全国、全道、どこでも同じものでしたら、本市で勤務することの金銭的メリットが少なくなってしまう。これまでも述べていたとおり、せめて札幌市で実施している事業は、実施していくのが最低ラインだと考えています。それ以外の石狩振興局管内で実施されて

いる先進的な事業も効果をしっかり見極めながら検討するべきです。市長は、札幌市より遅れている本市の保育士直接支援の現状をどのように考えていますか。

2月15日付の北海道新聞で、札幌市は来年度、「認可保育定員859人増」との報道がありました。保育士不足も大きな課題であるとしています。本市も例外ではありません。市長は本市の保育士の充足状況をどのように捉えられていますか。

以前にも市民から寄せられた手紙を基にした質問で、4月の入園に関する決定文書の通知時期が遅いことを問題に取り上げました。どのように改善するおつもりですか。

また、市長は、それは保護者が満足するような内容であると考えますか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、道路台帳図の電子化及びインターネット上での公開についてですが、まず道路台帳図の電子化につきましては、平成16年度に道路台帳図の電子化を行ったところであります。

次に、インターネット上での情報閲覧等による業務の効率化につきましては、平成16年度から道路台帳図の電子化とともに、GISを導入し、市内で路線名、道路幅員などの道路情報データと道路台帳図を閲覧できるようになりましたが、現在、インターネットでは公開しておりません。しかしながら、インターネットの公開は住民の利便性の向上や業務の効率化が図られることから、他都市の事例を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

次に、インターネットで公開するための問題点につきましては、現在、市が保有している道路台帳図は、地番が古く、利用者が求める道路情報が正確に確認できない場合があることが問題点であると考えております。

次に、活用できる補助金や交付金につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用ができる可能性はあります。

次に、道内他都市の取組につきましては、人口10万人以上の8市に確認したところ、道路台帳図を公開している都市はありませんが、GISを活用して、路線名や道路幅員などをインターネット上で公開しているのは、札幌市と旭川市であります。

次に、札幌市のような地図情報サービスにつきましては、インターネット上で公開されている内容が、路線名や道路幅員などの道路情報だけでなく、一つの地図上で、用途地域や防災情報なども閲覧でき、利用者にとって非常に利便性が高いものと認識しております。

次に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定と、それに伴う警戒避難体制の整備等についてですが、まず住民説明会を開催せず、資料配布とした経緯につきましては、本来であれば住民説明会を開催し、地域住民の方々に土砂災害の危険に対する理解を深めていただいた上で区域の指定を行います。昨今のコロナ禍による感染拡大を考慮し、北海道と市で協議した結果、資料配布による説明が妥当と判断したため、町内会長及び町内会役員の方々と打合せを行い、了承をいただいた上で、町内回覧による資料配布としたものであります。

次に、資料配布による説明での区域指定につきましては、ただいま申し上げましたとおり、住民説明会を開催せず、資料配布による説明とさせていただいたことは、昨今のコロナ禍による感染拡大の状況を鑑

みると、本市としてもやむを得ないものと考えております。

次に、区域指定に対する地域住民からの意見対応につきましては、土砂災害防止法の目的である土砂災害から生命や身体を守るという趣旨から区域指定に理解いただけるよう、地域住民の方々からの御意見に対しては、他の地域と同様に北海道が主体となって本市とともに丁寧な説明を行ってまいります。

次に、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、土砂災害防止法では、区域指定に当たり、地域住民の方々の同意を必要とするものではありませんが、法律の趣旨や土砂災害の危険性などについて、丁寧に説明をし理解を求めていきたいと考えております。

次に、区域指定の目的に対する本市の考え方につきましては、現在、優先度の高い箇所から北海道が対策工事を進めておりますが、全ての箇所です工事を実施することは、時間と費用の面から困難な状況にあります。このため、土砂災害警戒区域等の指定は、対策工事だけに頼るのではなく、市町村等が行う警戒避難体制の整備を目的としていることから、本市としても重要なことと考えております。

次に、市民からの問合せに対する対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、土砂災害防止法の目的である土砂災害から生命や身体を守るという趣旨を地域住民の方々に理解いただくよう、北海道が主体となって本市とともに丁寧な説明を行っていききたいと考えております。

次に、保育についてですが、まず、保育士等の処遇改善につきましては、令和3年10月の子ども・子育て会議の時点では、まだ、国から保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については示されておられませんでしたので、何らかの処遇改善とは、この事業を想定していたものではありません。

次に、保育士等への直接支援につきましては、他都市の事例なども参考にしながら、就業時の一時金や就業継続手当などの検討を行いました。来年度の実施については、国が行う処遇改善や他の子育て支援施策、財政面なども考慮して、総合的に判断をしたところであります。

次に、本市における直接支援の現状に対する考えにつきましては、本市では保育士への直接支援は実施できておりませんが、札幌市のような直接支援についても、保育士確保策の一つとして、一定程度有効であることは認識しております。

次に、保育士の充足状況につきましては、現状では入所待ち児童が発生していることから、完全に充足している状況ではないと認識しております。

次に、4月の入所に関する決定の通知時期につきましては、これまでは、一次募集、二次募集の保護者に対する結果通知書を、いずれも年度末近くの時期に送付していましたが、来年度の入所決定に当たっては、一次募集に係る結果通知書は3月10日頃、二次募集に係る結果通知書は、3月25日頃をめどに送付できるよう作業を進めているところであります。従来よりも通知時期を早めることで、保護者からも御理解を得られるものと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番（酒井隆裕議員）** 再質問を行います。

今回質問した道路台帳図の電子化及びインターネット上での公開についてということで、既に本市では、道路台帳図の電子化については行われているということが明らかになりました。その一方で、公開はしていないということであります。

私は、今回の質問をするに当たって、こうした道路台帳図の電子化されたものをそのまま市民に公開するということも、もちろん大切なことだと思うのだけれども、それよりもむしろ、そうしたのではなくて、札幌市が行っているような地図情報サービス、こうしたものをしっかり活用してほしいと思っております。



市長は、この道路台帳図のインターネット上での公開については、調査研究していきたいというお話がありました。それはそれですごく大事なことだと思うのですが、地番が乱れている、正確ではないというような感じだったかな、そういったものが問題点だというふうに言われておりますが、市長の感覚からいって、私が最初に述べた道路台帳図のインターネット上での公開のほうが、より簡単に費用も少なくできるのか、もしくは、後に述べた、札幌市がやっているような、地図情報サービス、こうしたもののほうがすぐに取り組めるのか。この辺について、どちらのほうがやりやすいのか、より現実的なのか。私は、後のほうの地図情報サービスのほうが現実的だと思うのですが、その辺について、まず一つお伺いいたします。

それから、この土砂災害についてであります。突然区域が指定されようとしているということで、コロナ禍もあって、町内会とも合意を得ているということで、やむを得ないものということでもありますけれども、一方で、一般の町内会の皆さんは、なかなかそういうことまで分かっていない方も中にはいらっしゃいました。今回の件はやむを得ないと言うのだけれども、こうしたコロナ禍がなければ、やはり当然説明会が行われるようなものだったと思うのですが、こうした理解でよろしいのかどうか、お伺いをいたします。

それから、生命と身体を守っていく、これはもう当然のことだと思います。そのために指定されることは、法律で決められてあるのだから仕方ないことで、それはもう当然のことだと思うのです。ただ、その一方で、今まで何も示されていなくて、それまでも兆候も何もなかったところの地域が、いや、実はここは土砂災害の区域ですというふうな形で言われたときは、やはりそこに住まわれている住民の方はショックだと思うのです。最後に、市民から問合せがあった場合には丁寧に説明し、理解を求めますといった話ですけれども、やはり、こうした市民にしっかり寄り添うというのか、通り一遍に、いやそれは北海道のことですから、北海道にどうぞというわけではなくて、市もしっかり中に入り、お話を聞いてあげることも必要だと思うのですが、この点についても、改めてお伺いいたします。

最後に、保育について伺います。

当時は、国が示していたものはないからこれではないということ、札幌市が行っているような一時金などを処遇改善として検討したけれども、結局総合的に判断して今回に至ったということについては分かりました。ということは、来年度に向けて、さらに行う可能性はゼロではないということで確認してよろしいのかどうか、お伺いをいたします。

それから、4月入園についての問題であります。

今回、早めることで御理解が得られるだろうということでもあります。私も期待しております。本当にこうした中で、少しでもこの4月入園ができないことによって大変な状況になるような御家庭を、やはり減らしていかなければならない。改めて、この早めることで御理解が得られるということについて、本市の手応えといいますか、そうしたものについて改めてお伺いをいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私から保育士の処遇改善についてお答えさせていただきたいと思っております。本答弁の中にもありましたけれども、こども未来部では、保育士の処遇改善に当たりまして、就業時の一時金ですとか、継続手当などのプランを出してもらい、私どもも含めて協議はさせていただいたところであります。いずれも保育士の定着につながるかどうかといった効果が、協議の中では判断することができず、予算計上できなかったと

いう経過があるわけでありまして、処遇改善につきましては、保育士の確保ということだけではなく、本市の子育て支援の面からも、非常に重要なテーマだというふうに認識はしておりますので、引き続き、庁内協議については継続をしていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 酒井議員の再質問にお答えいたします。

今の土砂災害の関係でございますけれども、今回、住民説明会がなされずに、町内回覧という形になったことです。これも当然コロナ禍ということで、町内会長、そして役員の方々に御説明してこういう形になったわけですが、本来であれば、こういった地域における危険性ですとか、法の趣旨、こういったものは説明会をきちんとして、住民の方々に説明すべきと考えておりますので、基本スタンスとしては、住民説明会を実施するということだと認識しております。

あともう1点、地域の指定で、地域の方々が突然、地域指定されて、唐突感があるということで、地域の方々にしっかり説明に入ってほしいということだったと思います。確かにこの土砂災害防止法が制定されて、平成13年度から510か所の基礎調査が終了して、指定に向けて取り組んでいるわけですが、確かに突然区域が指定になったということで、住民の方々の唐突感は否めないのかと思っております。しかしながら、やはり人の生命や身体を守るという趣旨が一番でございますので、これは北海道だけに任せることなく、市もしっかり入って、住民の方々、疑問の答えていくべきかと思っております。

電子化についてもお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、札幌市の地図情報サービスについては、こういった道路情報だけではなくて、例えば、立地適正化計画の区域、今の土砂災害警戒区域の話ですとか、屋外広告物許可規制区域など、いろいろなデータがこの地図情報サービスに盛り込まれているところでございます。本来であれば、こういったものを全て盛り込んで情報提供するのが一番利便性も高まると思っておりますけれども、これを全て網羅するというのは、なかなか時間もかかりますので、まずは今ある道路台帳図がインターネットで公開できないかというのは、引き続き検討したいと思っております。

**○議長（鈴木喜明）** こども未来部長。

**○こども未来部長（小野寺正裕）** 酒井議員の再質問にお答えします。

私からは、保育所の4月入園についての通知の改善ということでお答えいたします。

今回、結果通知書の送付時期を早めたことに関して、理解を得られるか、手応えはどうかという御質問だったかと思いますが、昨年度までは、文書通知が3月下旬になっていたということで、今回、その通知を早めることになりまして、それについての御理解は得られると思っております。

また、入所申込があった場合には、場合によっては4月入所ができないことがあり得るということも説明させていただいて、御理解はいただいているところでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番（酒井隆裕議員）** 再々質問いたします。

道路台帳図の問題についてであります。

私のイメージでは、道路台帳図をインターネット公開することのほうが難しく、そうではなくて、地図情報サービスでやっていくほうが私は簡単だろうと勝手に想像したのですが、今の御答弁の中では、まずは道路台帳図をインターネットで公開できないかということだったのです。実際のものも拝見させてもらったのですが、どんな感じになるかというのが、やはり、本当に必要なものしか書いて

ないような道路台帳図でしたから、どうなのか。先ほども質問したのが、道路台帳図の電子化されたものをインターネット上で公開するほうが簡単なのか、地図情報サービス方式を取るほうが簡単なのかということ で言ったのですけれども、どうもなかなか食い違いがあるのかなと。

改めてお伺いしたいのですけれども、電子化された道路台帳図をインターネット上で公開するやり方を進めて、その上に様々な情報を盛り込んでいくやり方をしていくのか、もしくは、先ほど言った札幌市のような様々な情報が網羅されている地図情報サービスを目指すのか、小樽市としてはどちらを目指すのかということについて、改めてお伺いして質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

道路台帳図の電子化が先か地図情報かどちらが簡単なのかという話でございますけれども、札幌市は先ほど申し上げたとおり、様々な情報が入っておりまして、これがどういう形で構成されているかというのが、まだまだ把握できていない状況でございます。

先ほど、道路台帳図のほうも早く進めたいというお話させていただいたのですけれども、道路台帳図のオープン化につきましても、先ほど市長が答弁したとおり、地番図がまだ正確ではない。なぜかといいますと、検索する方はやはり地番図で情報を得るところもあって、その地番図によって場所を特定するといったところもありますので、そういったところをどうするのかということも問題としてあります。我々としては、いろいろな情報を盛り込むよりも、道路台帳図をまず先にやりたい。それと合わせて、同時に札幌市で行っている総合型のGIS、こういったものの形を目指すのかということは検討したいと思っておりますけれども、その最終形は、やはり町内全域のその情報を網羅した総合型のGISといったところを目指すということと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 酒井議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

**○2番（松田優子議員）** 第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初の発症報告から足かけ3年、新型コロナウイルス感染症は何度か変異株に置き換わり、現在、日本国内では、オミクロン株が猛威を振るい、感染拡大により北海道は、まん延防止等重点措置区域の適用が延長されるなど、いまだ収束の気配すら見せていません。質問に先立ち、この間にお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、現在も入院治療や自宅療養中の方々の一日も早い回復を願い、御自身も感染の危険にさらされながら懸命に患者の治療に従事されている医療関係者、そして検査業務や相談窓口として、日夜奮闘されている保健所職員の方々に深く敬意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初は、消費者教育の推進についてです。

今、新聞を目にすると、詐欺まがいの悪質商法や振り込め詐欺などにより、金銭的被害に遭われた高齢者の記事が連日掲載されており、その被害金額も数十万円から百万円単位、中には数千万円という方もお

ります。また、同時に、来店した御高齢の方の様子に違和感を覚え、声がけするなど被害の未然防止に寄与された金融機関の職員や、コンビニの店員などが、管轄の警察署長より感謝状を授与されたという記事も時々目にいたします。こういった事例が起こる背景には、手口が巧妙になったことに加え、高齢者の独り暮らしが増えたことにより、相談する相手がいなかったこともあると考えますが、近年こういった事例が増加したことに対する市としての認識を伺います。

そして、先日は架空請求詐欺により、数度にわたって金銭をだまし取られていた道内在住の80歳代女性が、特殊詐欺を特集したテレビ番組を見て、もしかしたら自分もと不安を覚え、警察に相談し事件が発覚したという事例が報道されていました。このような被害に遭わせないためには、手口など具体的な事例を示すなど、高齢者をはじめとする消費者への啓発活動と、不審に思ったときの相談体制が大事だと思いますが、小樽市におけるこれまでの被害防止への取組をお聞かせください。

なお、現在、特殊詐欺の中でも還付金詐欺が急増し、警察庁の調べによると、2021年の還付金詐欺による被害は、前年の倍の4,000件を超え、その被害総額は約45億円にも上るといいます。その背景にはコロナ禍で医療費に関心が高まっていることがあり、感染防止のため対面を嫌う相手が多い中、電話だけで送金させることができる点も還付金詐欺が増えている一因であると分析されていますが、被害者のほとんどが65歳以上の高齢者であることを見過ごすことはできません。

そこで、警察庁では、被害に遭わないために、一人一人が強い警戒心を持ち、自宅の電話を常に留守番電話に設定しておくことや、迷惑電話防止機器の利用など、注意を呼びかけています。この迷惑電話防止機器とは、過去に詐欺などに使われた番号から電話があると自動的に切断する装置で、道外では高齢者に無償貸与や機器の購入に際し補助金制度を設けている自治体もあると聞いております。少子高齢化が進み、独居高齢世帯が他都市より多い小樽市として、このような制度を導入することも視野に入れ、防止策を検討していただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

なお、新聞記事に掲載されるのは、被害者が御高齢であることが多いと思いますが、被害に遭うのは高齢者とは限りません。

そこで伺いますが、小樽市における年齢層別の消費生活に関する相談件数と、10歳代、20歳代の若年層の主な相談内容をお聞かせください。

本年4月より、成年年齢が引き下げられ18歳となりますが、この成年年齢引下げで懸念されることの一つが、18歳になると未成年者取消権が適用されず、親の同意を得ないまま契約が成立してしまうことです。18歳といえば一般的にはまだ高校生の年代であり、社会生活全般に適応できていないのが現状で、今後、知識が乏しいまま、安易に契約するトラブルに巻き込まれたり、親の保護がなくなったばかりの社会経験の乏しい若年者を狙い撃ちする悪質な業者も出てくるのではないかという懸念があります。市として、このことに対する認識と、これらを踏まえ、成年年齢が18歳に引き下げられることを念頭に行ってきた消費者教育の取組があればお示しください。

なお、この4月から学習指導要領の改訂により、高校の家庭科の授業で、金融教育が導入され、ここで生活設計や金融、経済の仕組みを学び、お金に関する知識や判断力を身につけることで、トラブル回避に必要な知識や判断力を学ぶとのこと。東京都のある高校では、これに先立ち、金融庁の職員を講師に出張授業を行い、また、余市町の私立高校でも金融機関と連携し金融授業を行ったといいます。その講師の談話に、日本ではこれまでお金の話はタブー視されてきたが、知識を身につけ、金銭トラブルに巻き込まれないようにしてほしいとありました。こういった意味から、市でも今後、金融トラブルに特化した講座を開催してはどうかと思いますが、御見解をお聞かせください。

ただし、現在はコロナ禍であり、講座を開くにしても多数での開催は困難を来すと思いますので、動

画配信や具体的事例を記載した啓発チラシを作成し、学校に配布するなど、若者が被害に遭わないような工夫もしていただきたいと思いますが、市としての見解を伺います。

ともあれ、高齢者にしても、若年層にしても、相談により表面化した件数のほかに、相談できず、人知れず悩んでいる人がいるということも念頭に置かなければなりません。前段で述べました80歳代女性の例は、もう既に被害に遭われており、テレビ放送を見てだまされたことに自分で気づいたのですから、何といても重要なのは未然防止ということです。このことを念頭に、さらに消費者教育に力を注ぎ、被害に遭われる方が出ないようにしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、この点についての御認識を伺います。

2項目めのケアラー支援について伺います。

コロナ禍にあり、巣籠もり状態が続き、精神的に疲労こんぱいされている方が多くなってきています。それは一定の年代に偏ったものではなく、どの階層にも当てはまり、今は一人一人が我慢を強いられておりますが、中でも自宅で1人、もしくは、日中単独で家族を介護せざるを得ない方の孤立感をどう防ぐかが課題となっています。

私は、今まで介護問題について何度も質問させていただいていますが、北海道では、昨年7月末から8月末にかけて、支援を必要としているケアラーの早期発見や、適切な支援につなげるための方策を検討するため、地域包括支援センターなどの関係機関における取組状況などを把握することを目的に、「高齢者・障がい者を世話しているケアラー等」と「ヤングケアラー」に分けて、実態調査を行い、その調査結果が、北海道のホームページに公開されていまして、今回はそれに関連して質問いたします。

まず、高齢者・障害者のケアラーの状況を見ると、ケアラーの悩みとしては、高齢者・障害者への公的サービスよりも、自身の健康や介護疲れ、ストレスなどの自分自身の割合が最も多くなっており、また自分のための時間については、高齢者へのケアラーは、まあまあ取れているというのに対し、障害者へのケアラーの場合は、あまり取れていない人の割合が高く、全く取れていない人がどちらとも20人に1人いるとの調査結果が出ています。このことから、いかにケアラーに対する支援が必要か分かりますが、この点についての認識を伺います。

また、緊急時にケアラーの代わりに、ケアの代行をしてくれる人はいますかとの設問に対し、高齢者の場合は子、障害者の場合は配偶者の割合が多く、誰も変わってくれる人がいないケアラーは、高齢者の場合は約5人に1人、障害者の場合は約7人に1人となっています。このように、ケアラーは、自分にもしものことがあったら誰が代行してくれるのかという不安を常に抱えながらケアしていることになりませんが、このことについてどのような認識をお持ちか伺います。

また、今回の調査では、ケアラーだけでなく、その方々を支える地域包括支援センターなど、相談支援機関へも調査していますが、それによれば、必要と考えるケアラー支援の内容では、ケアラーの早期発見と相談支援の割合が高くなっています。つまり、ヤングケアラーと同様に、自分から発信しなければ悩みを抱えていることを知らせてもらえていない方がいるということです。そういった意味で、市として昨年末に、ケアラーが1人で悩まず、社会全体で支えることができるよう、相談窓口が表記されているリーフレットを作成したことは、大変有意義なことと思いますが、その後、相談件数等に変化はあったのでしょうか。その効果を伺います。

また同じく、相談支援機関が、道や市町村に求める取組について最も高いのが、相談窓口の設置や人材の要請、確保となっています。市では、昨年の機構改革で福祉相談窓口を充実しましたが、市の窓口には社会福祉士など、資格を持っている相談員はいるのか。また、相談員のレベルアップへの取組状況をお示しくください。

次に、ヤングケアラーについてですが、私は、令和3年第3回定例会の代表質問で、ヤングケアラー問題について種々質問させていただきました。質問の時点で、ヤングケアラーに対する小樽市における調査は、国が行った無作為に抽出された中学校1校だけとのことでしたが、国のアンケート調査結果を受け、問題の深刻さを認識した北海道でも、札幌市を除く全公立中学校及び公立高校の2年生、約5万人を対象に調査し、今回の調査結果となったわけですが、ここでもヤングケアラーという言葉の認知度は1割程度で、聞いたことがない、よく分からないという回答がほとんどでした。

また、今回は学校への調査も行いましたが、ここでも「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」という回答が、中学校も高校でも半数以上占めております。ある識者いわく、ヤングケアラーの認知度が低い理由として考えられるのは、ケアラー自身が家族の介護は家族でしなければならないと思っていること。また、ケアが日常になっているので、自身もヤングケアラーの自覚がない。いじめにあったり、レッテルを貼られたりすることを恐れて、障害や病気のある家族がいることを隠すのだと述べ、そのためにもヤングケアラーを見える化し、社会全体の認識を広め、深め、安心してSOSを出せるようにすることが大切だと述べていました。私もこれが今回、北海道でも調査を行った最大の意義だと思っています。まだ調査が終わったばかりで、市としても詳しい分析はまだかと思いますが、現時点でケアラー支援の課題であると感じたことがあればお聞かせください。

なお、ヤングケアラーを取り巻く環境は、複合的な要素が絡み合うことから、市独自でも調査を行い、本市の傾向性を把握してはどうかという質問をさせていただきましたが、そのときの市長の御答弁では、今後の北海道や札幌市の調査結果を注視し、その上で市独自の調査を実施して、本市の傾向を把握するか、関係者との協議等により個別案件を支援につなげていくのか、方向性について検討していきたいとのことでしたが、この調査を受けて方向性は決まったのでしょうか、伺います。

私は、前回、ヤングケアラーについては、本人がヤングケアラーだと自覚しているケースはまれなことから、周りが気づいてあげなければならないという趣旨の質問をしましたが、教育長からは、教職員は子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいということから気軽に相談できる体制づくりに努めていくとの答弁をいただきましたが、どのような体制づくりを始めたのか伺います。

また、ヤングケアラーについても、家族の介護が不登校の要因になっているという発言もさせていただきましたが、実は新型コロナウイルス感染症の影響も波及しており、持病を持った親がいるので、新型コロナウイルス感染症にかかりたくないから学校を休むことが多く授業についていけないという声もあると聞きました。北海道として改めて調査したことを踏まえて、小樽市ではケアをしていることを理由に不登校となっている児童・生徒はいないのか、再度伺います。

そして、北海道のヤングケアラーの調査では、児童・生徒のみならず、学校やスクールソーシャルワーカーにも調査を行い、それによると、必要と考えているケアラー支援の内容では、教員がヤングケアラーについて知ることが最も多かったようです。このことから、教育委員会として、教職員がヤングケアラーの認知度を高めるための方策として考えていることがあれば、お聞かせください。

なお、市の作成したリーフレットを拝見すると、ケアラーを支える地域ネットワークとしての児童相談所や、社会福祉協議会などが記載されていますが、連絡先が明記されていません。紙面の都合でできなかったと理解しますが、次に発行するときは明記していただきたいと考えますが、その点について伺います。

この項を最後に、前回の質問で、埼玉県ではもう既に日本初のケアラー支援条例が成立していることを紹介しましたが、北海道でも2月開会の北海道議会第1回定例会に、ケアラー支援の定義や、「北海道は市町村や関係団体と連携し、ケアラーの早期発見や相談の場の確保など、施策を計画的に実施する責務がある」と明記した、ケアラー支援条例案を提出したとのこと。このように、北海道では、さらなるケ

アラー支援に動き出しましたが、本市も北海道と連携し、ケアラー支援にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、子宮頸がん予防ワクチン接種について伺います。

かねてから我が党は、子宮頸がん予防ワクチンの対応について、各種の要望をしまいにしましたし、さきの定例会の予算特別委員会でも横尾議員がこれに関連して質問しましたが、大変重要なことですので私も再度質問させていただきます。

この子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日付で、厚生労働省の通知により積極的な勧奨は差し控えられ、以後、任意接種に切り替わっていましたが、令和3年11月26日付でその通知が廃止されたことに伴い、小樽市では今後、個別勧奨に向け準備を進めていくと保健所のホームページに掲載されていますが、どのように推進していくおつもりなのか、その周知方法なども含め、お考えをお聞きしたいと思います。

初めに、無料接種の対象者について伺います。

ホームページによれば、このワクチン接種は市内在住の小学校6年生から高校1年生相当の女子、平成17年4月2日から平成22年4月1日生まれは無料となっておりますが、参考までに、令和3年度で対象となるのはどのくらいいるのか、その人数を押えていたらお聞かせください。

次に、子宮頸がんワクチン接種の定期接種が始まってから、現在までの接種件数をお示ください。このワクチンは、3回の接種が必要ですが、1回目から3回目まで6か月の間を置かなければならないので、1回目を対象年齢中に接種しても、2回目、3回目が対象年齢から過ぎた場合は有料となってしまいます。このことについては、大変重要なことにもかかわらず、積極的な勧奨はしていなかったとはいえ、ホームページにはその点が明記されていなかったことから、我が党の千葉議員の指摘により、注意喚起の意味も含めて、朱書きで追加掲載されていますが、この注意喚起が追加される前の令和2年度中に、1回目の接種をし、2回目、3回目は年度を越え有料になった方がいます。また、現在高校1年生相当の女子が無料になるためには、令和3年10月1日までに1回目を接種しなければなりません。このような注意喚起が漏れていたのと併せ、そもそも積極的な勧奨を控えていた通知が廃止されたのは11月26日ですので、通知が廃止された後、すぐ接種したとしても3回目は有料期間になってしまう方が当然出てきます。

そこで伺いますが、これらの方々については、あくまでも有料とするのか、御見解をお聞かせください。

次に、キャッチアップ事業についてです。

また同時に、無料対象年齢に達していたのに、平成25年6月の厚生労働省の通知により、積極的な勧奨が廃止されたために、接種を受けずに今に至った方がおります。この期間に接種対象となっていた方はどのくらいいたのか、おおよそで結構ですので、その人数をお示くださるとともに、合わせてこの空白期間を過ごしたの方々に対するキャッチアップ事業についての考えをお聞かせください。

まだ国から詳細な情報が入っていないかもしれませんが、予防接種の勧奨再開や無料対象になる子への周知、1回目の接種時期によっては無料対象から外れる場合がある旨の周知など、今後の周知方法についてしっかり検討していただきたいと思いますが、この点についてもお考えをお聞かせください。

ともあれ、事は命に関わる問題です。子宮頸がん予防ワクチンは、新型コロナワクチンと同様に、早期の接種が重要であり、周知勧奨の遅れが地域の公衆衛生や女性の健康問題と直結してしまいますので、早急に準備を進めていただきたいと思います。

また、ワクチンを接種したとしても、二十歳になったら2年に1回の子宮頸がん検診も必要です。今後は、このことについても、さらなる周知啓発をしていただきたいと要望いたしますが、最後にこの点についても市長の考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、消費者教育の推進について御質問がありました。

まず、高齢者の振り込め詐欺などによる被害の増加につきましては、高齢化が進む本市においては、独り暮らしの高齢者も増えており、相談相手がおらず、だまされていることに気づかないケースも多くあると聞いておりますので、気づきと相談窓口の啓発が重要であるものと考えております。

次に、本市の被害防止への取組につきましては、市のホームページに被害事例を掲載して、注意喚起を行っているほか、消費生活情報誌「くらしのニュースおたる」を年4回発行し、不審電話や勧誘トラブルなどへの注意喚起情報について、町内会などへの配布により周知を行っております。

また、昨年11月には、北海道警察が発令した特殊詐欺警報を受け、小樽警察署との合同により、市役所に来庁した方々に啓発チラシを配布いたしました。さらに、小樽・北しりべし消費者センターでは、センターでの常設展示に加え、5月の消費者月間には、市役所渡り廊下において、契約トラブルや、悪質商法等の問題を解説したパネルを展示し、安全な暮らしのための知識の普及に努めております。

次に、迷惑電話防止機器導入の補助金制度につきましては、道内では北斗市、苫小牧市、石狩市などで、購入費用の一部助成や機器の無料貸出しを行っていると聞いております。機器の導入は、被害防止策の一助になるものでありますが、設置費用や維持費など、使用者負担が発生する場合もあることから、他都市の事例も参考に、本市における制度の導入の必要性を含め、研究してまいりたいと考えております。

次に、本市における年齢層別の相談件数等につきましては、直近2年間でお答えいたしますと、令和2年度は、10歳代が5件、20歳代が40件、30歳代が56件、40歳代が121件、50歳代が152件、60歳代が178件、70歳以上が224件、年齢不明の方が39件の計815件となっており、10歳代では化粧品の定期購入、20歳代では副業サイトのトラブルなどの相談が寄せられております。

令和3年度は、昨年12月末現在になりますが、10歳代が4件、20歳代が29件、30歳代が51件、40歳代が83件、50歳代が108件、60歳代が75件、70歳以上が161件、年齢不明の方が32件の計543件となっており、10歳代ではネットショッピングのトラブル、20歳代では住宅の賃貸契約に関するトラブルなどの相談が寄せられております。

次に、成年年齢引下げに伴う契約トラブルと消費者教育につきましては、民法改正による成年年齢引下げにより、成人と認められる一方で、社会における様々な知識が乏しく、消費者トラブルの被害に遭う危険性が高まることから、若年者を対象とした消費者教育と啓発の必要性が増しているものと認識しております。これまで、市といたしましては、希望する高校において、若年者向けの講座やリーフレットの配布を実施したほか、消費者庁からのポスター掲示や市のホームページでの啓発を行ってきたところであります。

次に、金融トラブルに特化した講座の開催につきましては、現在、市では小樽消費者協会に委託をし、暮らしに関わる身近な事柄や、多様化する消費者問題をテーマとした「くらしの講座」、さらには、町内会や学校などからの依頼に応じた「移動消費者教室」を開催しております。現在、金融トラブルに特化したテーマの講座はありませんが、全国的に金融トラブルの被害も増加しておりますことから、そのような講座の開催も検討してまいりたいと考えております。

次に、若者の被害防止に係る動画配信や啓発チラシの配布につきましては、新年度において、北海道の



消費者行政強化補助金を活用し、市内の高校3年生を対象に契約トラブルへの注意喚起などを掲載したチラシの配布を予定しておりますので、高校生の皆さんに、被害未然防止の一助にさせていただきたいと考えております。

また、金融庁などが中高生向けに動画やテキストをウェブ上で公開しているほか、小樽・北しりべし消費者センターにおいても、消費者被害防止等に関するDVDの貸出しも行っておりますので、これらのことも併せて周知してまいりたいと考えております。

次に、被害の未然防止につきましては、議員御指摘のとおり、被害の未然防止が何より重要でありますので、まずは多様化する消費者問題に対応できるよう、小樽・北しりべし消費者センターにおける相談員の知識と対応力を養い、相談窓口のさらなる強化を図るほか、引き続き、小樽消費者協会はもとより、警察などの関係機関と連携しながら、被害に遭わないための知識の普及に向けた市民の消費者教育と、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援について御質問がありました。

初めに、高齢者・障害者のケアラー等についてですが、まずケアラーへの支援の必要性につきましては、北海道の調査では、高齢者や障害者のケアラーは、介護を続けることで身体的な負担やストレスが増大していることが浮き彫りになっております。こうした負担やストレスを和らげるためにも、介護や障害等の福祉サービスの提供などの支援につなげていくことが必要であると認識しております。

次に、ケアラーが抱える緊急時のケアの代行に対する不安につきましては、緊急時などにケアラーの代替となる支援を円滑に受けられるよう、日頃からケアラーの声に耳を傾けることが重要であると認識していることから、地域包括支援センターなどの関係機関と連携の上、ケアラーの不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援のリーフレット作成後における相談件数等の効果につきましては、配布したリーフレットを見て相談に来られたというような具体的な事例は現時点ではありませんが、庁内関係部署や関係機関、学校等にリーフレットを配布したほか、市のホームページにも掲載して周知をしたところであり、ケアラーやヤングケアラーについて、さらに認識が広まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉総合相談室窓口における相談員の有資格者の配置とレベルアップにつきましては、福祉総合相談室には、社会福祉士や保健師など複数の専門職を配置しており、ケアラー支援に限らず、室内で幅広く相談を受け、連携して対応をしております。また、専門職に限らず、室内の職員においては、業務に関係する研修に積極的に参加しているほか、それぞれの相談事例に対応しながら、介護や障害、生活困窮など幅広い福祉制度を学ぶことで、相談業務全体のレベルアップを図っております。

次に、ヤングケアラーについてですが、まず、ヤングケアラー支援の課題につきましては、北海道の調査結果にもありますとおり、ヤングケアラーという言葉の認知度が低く、周囲がケアラーに気づかないこと、またケアラー自身にも自分がケアラーであるとの自覚がないため、相談につながりづらく、結果として対象者の把握が困難になっていることが課題であると考えております。

次に、ヤングケアラーに対する取組の方向性につきましては、本市では令和3年11月に、庁内関係部局で構成する小樽市ケアラー支援連絡会議を発足させており、ここで北海道及び札幌市の調査結果を踏まえ、今後、市が独自の調査を実施するかどうか、最終的な方向性を見いだしたいと考えております。

次に、リーフレットにおける地域のネットワークの連絡先につきましては、本リーフレットでは、ケアラーを地域社会全体で支えることを理解していただけるよう、地域のネットワークとして表記をしたものでありますが、連絡先につきましては、今後改訂する折には、紙面を工夫してまいりたいと考えております。

次に、ケアラー支援に対する北海道との連携につきましては、北海道の条例案の概要では、ケアラーの支援は、北海道、市町村、道民等が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう行うとされておりますので、本市といたしましても、北海道をはじめ、関係機関等と連携し、ケアラー支援に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種について御質問がありました。

初めに、無料接種の対象者についてですが、まず令和3年度の対象者数につきましては、2,230人であります。

次に、定期接種開始から現在までに、定期接種として接種した延べ回数につきましては、平成25年度が141回、26年度が3回、27年度が4回、28年度が1回、29年度が3回、30年度が2回、令和元年度が16回、2年度が31回、3年度は4年1月までに107回となっております。

次に、2回目または3回目の接種が定期接種の期間を過ぎた方への対応につきましては、令和4年4月から積極的勧奨中止により、接種機会を逃した平成9年度から17年度生まれの方々に対する救済措置が予定されておりますが、既に有料で接種した方への救済措置を含め、国から詳細が示されていないことから、詳細が分かり次第、国の方針に従い対応してまいります。

次に、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃したの方々に対する救済措置、いわゆるキャッチアップ接種についてですが、まず接種対象となる人数につきましては、現時点では約3,100人と想定をしているところであります。

キャッチアップ接種につきましては、国の方針に従って実施する必要がありますが、先ほど申し上げましたとおり、まだ国から詳細が示されておりませんので、詳細が分かり次第、速やかに事務を進めてまいります。

次に、積極的勧奨再開に伴う周知につきましては、対象者への予診票の個別送付を予定しておりますが、定期接種期間内に接種できるよう、通知文書や市のホームページなどにおいても丁寧な説明を行ってまいります。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る周知、勧奨につきましては、国から示された方針では、基本的に令和4年4月から順次実施することが示されていますが、準備が整い次第、その前から実施することも可能とされているため、接種業務を委託する医療機関との調整がつき次第、今年度中に開始することも想定しているところであります。

子宮頸がん検診の周知につきましては、健康増進法に基づくがん検診等の実施に当たり、広報おたるでの周知のほか、年間の検診日程等を示した冊子を、毎年5月に新聞折り込みで配布しております。

また二十歳になった方に、子宮頸がん検診を無料で受けられるクーポン券を個別にお送りしているほか、子宮頸がん検診を受けていない25歳の方を対象とした自己検査キットを利用した事業も実施しており、対象者には個別に案内をしております。これらのがん検診等の周知についても、引き続き行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、ケアラー支援について御質問がありました。

まず、ヤングケアラーについてですが、子供が気軽に相談できる体制づくりにつきましては、昨年10月の校長会議におきまして、学校はヤングケアラーと思われる児童・生徒を早期に発見しやすい環境であることから、教職員のヤングケアラーに対する理解を一層深め、具体的な取組を行うよう指導をしております。

す。各学校においては、これまでも定期的に行われている個人アンケートや面談等の教育相談において、家庭生活で困っていることに触れるなど、ヤングケアラーにも対応できる体制づくりに努めているところでもあります。

次に、ケアをしていることを理由に不登校となっている児童・生徒につきましては、学校では不登校傾向が見られる児童・生徒に対して、その要因や背景などを把握し、対応策を検討することとしており、現在、ケアをしていることを理由として不登校となっている児童・生徒の報告は受けておりません。

次に、教職員がヤングケアラーの認知度を高めるための方策につきましては、昨年9月に道が作成したケアラーの認知度向上に向けたリーフレットを、小学校においては教職員に、中学校においては教職員及び生徒や保護者に配布し、ケアラーに関する啓発を行っております。

また、本年4月に、北海道ケアラー支援条例が制定される予定であることを踏まえ開催された研修会に、小・中学校の校長会代表者が参加し、学校に求められる役割やヤングケアラーの支援の在り方について理解を深め、研修会終了後は校長会を通じて、市内全ての小・中学校に研修内容を周知したとの報告を受けているところであります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 2番、松田優子議員。

**○2番(松田優子議員)** それでは何点か、再質問させていただきます。

最初に、消費者教育の推進についてです。

先ほど、私から、迷惑電話防止機器の貸与とか、補助金について、そういうものも含めて検討してほしいという質問をさせていただきました。苫小牧市などやっているところもあるので。ただ、使用料がかかるという課題もあるからということで、これから検討していくということだったのですけれども、そういう迷惑電話防止機器があるということ自体も高齢者の方は知らない場合もあると思うのです。だから、そういった意味でこういう機器があるということをしっかりPRしてほしいなと思うのです。そういうお金がかかる場合は、例えば、遠く離れた家族の方が援助してくれるだとか、そういったことも必要ではないかと思うのです。というのは、先ほど言いましたとおり、被害に遭われている方が高齢者ということで、やはり家電を使う人のほうが多いわけです。それに付け込んで、悪質な方は、家に電話をかけてくるわけですから、やはりそういう未然防止ということから考えたときに、そういうお金もかかるけれども、そういうことで防止もできるのだよというPRも兼ねて、こういう機器があるということを再度、いろいろな啓発チラシの中に入れていただくだとか、そういったことを考えていただきたいに思いますので、それについてもう一度御答弁いただきたいと思います。

先ほど言いましたとおり、確かにいろいろな未然防止とかで、ホームページということもありませんけれども、やはり御高齢の方はなかなかホームページを見るということもしませんので、啓発チラシということも大事だと思うのです。やはり分かりやすいような啓発活動をもっとしていただければと思います。というのは、御高齢の方はいろいろなところに行きます。出前講座だとか、移動教室とか行ったときに、そのときは、なるほどこういうものがあるのだな、気をつけなければならないなど自分で思っている、やはり手口が巧妙になってくると、被害に遭ってしまう。そうして今度、それがどうなるかという、自分を責めてしまうということもあるわけです。御高齢の方は孤独ですし、こうやって気をつけなければならないと言われていたのに、そういう詐欺に遭ってしまったという方もいると聞いていますので、それについてもしっかりPRだとか、そういうことも考えていただければと思います。これは御答弁は要りませんけれども、そういった意味で啓発活動につなげていただきたいと思います。

また、若者に対する、これから、まだ自分で実感していない部分もあると思うのですけれども、悪徳悪

質な業者については、今までの御高齢の方もそうですが、若者に対するそういうことをターゲットにしていくことも考えられますので、先ほど、今後、金融トラブルの講座だとかを開くということは言っていましたけれども、そういった意味でもう一回、きちんと成年になったらこういうことも責任を負わなければならないのだよというようなことで、成年に対する責任も踏まえた上で、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、ケアラー支援について質問です。

ヤングケアラーについては、先ほど、市独自で調査するのか、協議会をつくって把握するのかということで、これから再度検討するという方向性が示されましたけれども、ヤングケアラーというのは、18歳で未満の子供、本当は小学生も入っているのですが、今回の調査は、中学生と高校生に限定されております。それだけではなくて、やはり小学生も悩んでいる人がいるのだよということで、もう一度、きちんと影響があることを踏まえて、独自の調査もして、ヤングケアラーについては複雑な要素があり、やはり時間がかかると思いますが、市独自でも調査をしていただきたいと要望いたします。それについてお聞かせください。

また、北海道ではケアラー支援条例ができることから、小樽市も北海道と連携し、ケアラー支援に取り組んでいくということ为先ほど市長から御答弁いただきましたけれども、埼玉県に限らず、空知管内の栗山町では、町でも独自のケアラー支援条例を成立させているということもあります。市町村で初めてです。先ほどは北海道は道、また埼玉県は県でしたけれども、市町村でも独自でケアラー支援条例を成立させているということもありますので、小樽市としても、そういう検討も含めていただければと思いますので、その点についてお聞かせください。

最後に、子宮頸がん予防ワクチン接種についてですけれども、有料になる要因は、周知が不徹底だったということもあると思いますので、これについては、しっかり市が責任を持って、有料から無料にしていきたい。やはりこちらの落ち度もあると思いますので、早くやっていただきたいと思います。

あとは、国からの指令待ちというか、国からの指示待ちというふうに先ほど何回も言っていましたけれども、そのためには、いつ指令があってもいいように、どのくらい人数がいるのかだとか、どういう人が漏れたのかということ、市としても把握していく必要があるのではないかと思いますので、その点についても、もう一度回答いただきたいと思います。

あと、キャッチアップ事業ですけれども、先ほど言いましたとおり、この空白期間の方は、先ほど三千何人とおっしゃいましたが、小樽市から既に離れた方もいらっしゃいますし、またこれは市だけではなくて全国的な問題ですけれども、やはりどのようにキャッチアップ事業について取り組んでいくかという方向性的なものをしっかり検討していただければと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（迫 俊哉）** 松田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、消費者教育の関係でありますけれども、高齢ですとか、独り暮らしという弱みに付け込んで、特殊詐欺が後を絶たないという状況につきましては、しばしば報道でも触れられますが、私としても本当に胸が痛む事案だと感じているわけでありまして。その中で迷惑電話防止機器に対する御提言がありましたけれども、迷惑電話防止機器の導入につきましては、引き続き、他都市の状況なども見ながら考えていくという御答弁をさせていただきました。今、機器そのものがこういった機器があるのだということをPRすることも必要だという御提言でしたので、それについては十分検討させていただきたいなというふ

うに思っております。

また、御答弁は不要だということではありましたが、こういった特殊詐欺は、どんどん手口が巧妙化しておりますので、啓発活動もそれに合わせて継続的にやっていくということも必要だというふうに思っております。また一方では、御提言にありましたように、高齢の方々が対象になりがちの中で、ホームページに頼って啓発を続けていくということもやはり考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、様々な手段を通じて、未然防止のための啓発活動については考えていかなければならないというふうに思っておりますし、心がけていきたいというふうに思っております。

ヤングケアラーの調査については、小樽市独自の調査をしてはどうかということでございますけれども、私がいつも考えさせられるデータがありまして、小樽市の特殊事情として、独り親世帯の割合が、全国に比べて非常に高く、2倍近くなっているということで、平成27年の国勢調査の結果で導き出されたものなのですが、令和2年の国勢調査の結果でも、独り親世帯になりますと、御両親がそろっている家庭に比べて、ヤングケアラーになる確率は当然高くなってくるわけです。そういった他都市と異なる特殊な事情がある中で、道なり札幌市の調査の結果を使うかどうかということは、やはり慎重に考えていかなければいけないのだろうなというふうに思っておりますので、これは担当部とも協議させていただきたいというふうに思っております。

独自の条例につきましては、今担当では、他の自治体での取組をいろいろ調べているところでございますので、それを踏まえて検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長。

**○保健所長（田中宏之）** 松田議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、子宮頸がん予防ワクチンの関係についてお答えをいたします。

間もなく、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開して、本格的な実施という時期を迎えているわけでありましてけれども、大きく2点。

市の広報が不十分だったために、本来、定期接種で受けられた方が自らお金を払って、その期間を外れてから接種を受けた方がいたのではないかと、こういった方に対する救済をどうするのかということと。あと積極的な勧奨を行わなかったがために、接種を受けられなかった方のキャッチアップをどういうふうにしていくのかという、この大きな2点について、今後、市としてどういうふうにしていくのかということですが、まず基本的な考え方として、市としては、そういった対象となるであろう方に、丁寧な周知を行っていくということが、まず何よりも必要だというふうに考えております。定期接種に該当する方には、今後は予診票を同封した接種券の送付を行っていきたいというふうに思っておりますし、それ以外の定期接種の期間を過ぎたような方に対する周知は市のホームページを通して、あるいは様々な媒体を通して周知をしていくということを心がけていくようにしていきたいというふうに思います。

なお、有料で実際、接種をされた方に対する救済であるとか、例えば3回接種しなければならないわけですが、1回しか打っていない方、2回しか打っていない方に残りの機会、3回に到達するまで打つべきかどうかという点については具体的な考え方が国からも示されていないということもございまして、国からのそういった部分についての考え方、具体的な方法等が示された段におきまして、保健所としては速やかに必要な対策を講じていく、措置を取っていくということを心がけていきたいというふうに思っております。

**○議長（鈴木喜明）** 保健所長に申し上げますけれども、松田議員の質問の中に子宮頸がん予防ワクチンの現状をもう一度しっかり把握する必要があるのではないかとという質問もあったと思うのですが、

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) すみません。答弁漏れがあったようでございます。実際概数としてはどのぐらいの方が漏れていたかということは推計はしているところですが、実態がどうなっているのかということについては、直ちに具体的方法をここでお話することまではできませんが、例えば、接種医療機関などを通して、そこで寄せられている声なども伺いながら、行政が十分にアプローチしてこなかった対象者がどういうところにいるのかということもつかみながら、対応を検討していきたいと思っております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) 再々質問ですが、どちらにしても子宮頸がん予防ワクチンについては市だけではなく、国の制度的なものもあると思っておりますので、市だけではないと思うのですが、やはり国の指示を待つだけではなく、こういった場合どうするのだとか、こういった疑問があるけれどということを国に積極的に話を聞いていくと。自治体によって扱いが違わないように市としてもいろいろと準備をしながら疑問に思うことは国にしっかり聞いていただきたい。とにかく命に関わる問題ですので、しっかり取り組んでいただきたい。それについてもう一回御答弁いただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 松田議員の再々質問にお答えをいたします。

議員の御指摘されましたとおり、保健所として特に有料で受けた方に対する救済措置、ここの部分については国の見解をきちんと求めていくように対応していきたいというふうに思います。

また、国からの対応方針が示される前にできることは最大限保健所としても行っていきたいというふうに思います。

○議長(鈴木喜明) 松田議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 一般質問をします。

最初に、マンホール蓋の断熱についてです。

雪が積もり、圧雪道路になると穴が現れます。路盤が熱くなればなるほど深い穴になります。この原因はマンホールです。下水の熱が蓋に伝わり、マンホールの上の部分だけ雪が解けるので穴になります。この穴がちょうど車のタイヤが落ちるサイズであり、車の走行中にくんとなった方も多いのではないのでしょうか。このように道路上にできるマンホールによる穴の危険性について市長はどのように認識していますか、お答えください。

私が市民の方からこのようなことを聞いた場合に、水道局に個別の箇所について断熱マンホールに切り替えるよう要望すると実施してくれますよと伝えると知らない方が多い状況です。このことは昨年度に市民からのマンホールによる穴の相談・苦情は、水道局にゼロ件、建設部に2件という数字にも表れていま

す。市民に対し、断熱内蓋の設置について現在どのようにして情報提供を呼びかけ、周知をしているのか、説明してください。知らない方がいることから、さらに市民向けの周知を進める必要があると考えませんか。お答えください。

水道局に資料を頂いたところ、1万4,552か所のマンホールに対し、1万775か所に断熱内蓋が設置され、設置率は約74%とのことでした。しかし、実際には約74%も設置されているように感じません。小型の鉄蓋やコンクリート蓋が含まれていないので、実際にはマンホールの箇所数はもっと多くなります。

下水道法第23条では、「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。」とあり、下水の処理開始の公示事項等に関する省令の第3条では、「公共下水道台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。」として、「管渠の延長並びにマンホール汚水ます及び雨水ますの数」と定めています。

1万4,552か所が省令上の台帳に記載されているマンホールの数なのでしょうか、お答えください。

水道局では過去5年間の年間平均で約200か所に断熱内蓋を設置しています。しかし、断熱内蓋を設置したことになっていても、古いものはウレタン吹きつけなどで剥がれている場合もあるといいます。年間200か所だと10年で2,000か所、15年で3,000か所です。マンホールの断熱内蓋の耐用年数が何年かにもよりますが、現状のペースでは断熱内蓋の劣化に設置が間に合わないことが想定されます。断熱内蓋の設置率の目標値について示してください。

また、市長は断熱内蓋の設置がこのペースで十分だとお考えですか。テンポを早める計画を持って進めることを求めます。お答えください。

次に、市民税申告についてです。

2月から税の申告が始まりました。私も年金生活者の方から相談を受けることがあります。扶養控除や配偶者控除をつけることによって非課税となり、高齢者なら医療費の限度額も変わりますし、介護保険料にも影響します。一般的に高齢者が課税世帯から非課税世帯になることで、どのような制度、料金等に影響してくると把握していますか。お答えください。

昨年、相談を受けた事例から質問します。

年金額が158万円以上であれば、日本年金機構から扶養親族等申告書が送られてきます。この扶養親族等申告書を送れば年金以外に収入がなければ確定申告も市民税申告も必要ありません。送り忘れた場合確定申告になりますが、確定申告の場合、申告会場に行かなくてもパソコン等で作成することができます。市道民税申告の場合は氏名を書く欄も狭く、高齢者には不向きです。例えば栃木県小山市のホームページには、「郵送による申告のお願い 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限りご自宅で申告書を作成していただき、郵送での提出にご協力ください。Web上から簡単に申告書を作成、印刷できるシステムをぜひご活用ください。」として、市県民税申告書作成システムのリンクを貼っています。確定申告と同様に市道民税申告書もパソコンで作成できるように変更してはいかがでしょうか。検討をお願いします。

年金額が158万円未満の場合、日本年金機構からの扶養親族等申告書は送られてきません。自分で扶養申告を行うことが必要です。それならば、毎年市道民税の申告をしても同じことになります。私が相談を受けた方も市道民税申告で対応しました。その際には、市民税課が丁寧に対応していただき、高齢者でしたが無事申告を終えることができました。

このように丁寧に対応していただけることはありがたいのですが、前年、扶養親族等の申請をした年金額が158万円未満の方には、小樽市から日本年金機構の扶養親族等申告書に類するものを送付することはできませんか。福井県福井市では前年度に申告した方で申告が必要と思われる方には窓口が混み合うの

で、何も書いていない申告用紙と申告の手引き、返信用封筒を送り、申告書の提出をお願いしています。扶養親族等申告書の送付が難しい場合には、前年度申告した方に対して扶養している方がいる場合には、申告が必要だと記載した市民税申告のお知らせを送るなどの対応を求めます。お答えください。

最後に、バス停の上屋についてです。

私は2012年第3回定例会で、バス停の上屋設置について質問しました。そのときは42基の上屋が設置されているとの答弁でした。ただ、この上屋はルーフ型上屋に限ります。さらに答弁では設置理由として、バス事業者が設置した場合には「利用客の利便性向上のため、利用者数の多い停留所を重点的に整備してきたとのことですが、近年は、地域住民の設置要望を受けたものについて、実態把握をして優先順位を考えて設置している」と答えています。その時点から小樽市も高齢化がさらに進みましたが、建設部によるとその後設置されたバス停のルーフ型上屋はなく、もちろん地域住民の設置要望を受けたものについてもありません。

現在、市内バス停にあるルーフ型上屋は41基で、そのほかにもボックス型の待合所もありますが、こちらも小樽市立病院前に設置されたぐらいで大きく増えていません。利便性向上のため重点的に整備とか、地域住民の設置要望を受け設置との答弁から10年たっても設置数が増えていない現状に対して市長の見解を示してください。

上屋がないために雪降る寒空の日や日差しが注ぐ真夏日に遮るものもなく、座るところもないまま買物袋をぶら下げて、バス停でバスを待つ高齢者を見て行政の長としてどのような思いを持っていますか。市長の思いを聞かせてください。

バス停への上屋設置について、他都市が行っている補助など把握してましたら紹介してください。

小樽市地域公共交通網形成計画の基本方針では、「市民生活を支え利便性の高い地域公共交通網の形成」として、バス停における上屋の設置が例として挙げられています。その方針を受け、「（施策1）地域公共交通網における利便性の強化」では、「④バス待ち環境の整備」で事業例1として、「乗車の多いバス停における上屋の設置」、事業例2で「バスロケーションシステムの導入研究」とあります。バスロケは導入済みですから上屋設置が残されています。また「（施策3）市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり」では、想定事業として「④民間企業のサポートによるバス停上屋設置の検討・実施」が挙げられています。この計画に照らせば、上屋の設置を市のイニシアチブで進めていくべきではないですか。お答えください。上屋設置の補助制度の実現を求めます。お答えください。

計画との関係で上屋設置の施策がどこまで検討、具体化されているのか、その進捗状況に対する市長の見解も含めてお答えください。

新たに築港に造るバス停には上屋が造られると期待してよろしいですか。お答えください。

再質問は留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マンホール蓋の断熱について御質問がありました。

まず圧雪道路におけるマンホール上の融雪で生じる段差の危険性の認識につきましては、圧雪道路では一般的にマンホール上は段差が発生する可能性が高くなりますが、雪が降り続いた場合など気象状況によってはマンホール上の段差の把握が困難となることもあるため、車両通行に支障を来す場合があるものと



認識をしております。

次に、市民の皆さんに対する情報提供の呼びかけや周知の必要性につきましては、現状はパトロール等を行い、冬期間の道路状況の把握に努めており、市民の皆さんにマンホール上の段差に対する情報提供の呼びかけや断熱内蓋の設置についての周知は実施しておりません。しかし今年度はマンホールの段差解消に対する市民の皆さんからの要望が全体で11件寄せられており、昨年度の件数を大きく上回っていることから、広報おたるや市のホームページへの掲載などにより情報提供の呼びかけなどを行ってまいりたいと考えております。

次に、省令上の台帳に記載されたマンホールの数につきましては、マンホールは人が中に入り維持管理できる大きさ75センチメートル以上のものとしており、水道局が所管する汚水のマンホールは1万4,552か所あります。

また、このほかに建設部が所管する雨水のマンホールが1,406か所あります。

次に、断熱内蓋の設置率の目標値や計画的な設置の促進につきましては、現状は現地調査を行い、車道部にあるマンホールを主体に断熱内蓋の設置を進めており、将来的には全てのマンホールに設置することを目標としております。

しかしながら議員の御指摘のとおり、断熱内蓋の劣化に設置が間に合わない可能性があり、現状の設置数では十分ではないことも認識をしておりますが、予算にも限りがあることから財政状況を踏まえた上で計画的な設置促進に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民税申告について御質問がありました。

まず高齢者が課税世帯から非課税世帯になることでの影響につきましては、議員御指摘のとおり医療保険では高齢者の医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院時の食事代に、また介護保険では保険料以外にも利用者負担が高額になったときの自己負担上限額や施設サービスに係る居住費・食費の負担限度額に影響が生じ、そのほかにはインフルエンザの予防接種費用などにも影響すると把握しております。

次に、自宅でインターネットを利用した市道民税申告につきましては、本市の現状は市道民税申告書の様式を市のホームページに掲載しており、それを印刷し手書きで申告書を作成した上で郵送にて提出するという仕組みはありますが、栃木県小山市で事例があるインターネット上で容易に申告書を作成できるシステムの導入には至っておりません。当該システムの導入は道内他市でも事例が少ないものと認識をしており、引き続き他市の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、市から年金受給者の方へ扶養親族等申告書に類する書類を送付することにつきましては、地方税法上では年金受給者が扶養親族等申告書を提出する際の提出先は年金支払者とされているため、市から送付することはできません。

次に、前年度申告した方に対して市から市民税申告のお知らせを送付することにつきましては、現在市のホームページや広報おたる、町内会等への回覧板などにより市民税申告について周知を図っており、個別にお知らせの文書を送付することは考えておりません。

次に、バス停の上屋について御質問がありました。

まずバス停上屋の設置数に対する見解につきましては、バス停上屋につきましては建設費用のほかにも修繕などの維持費も要するものと聞いております。市内の路線バス事業は10年以上前から苦しい経営状況が続いていることから、バス停上屋が増えていないことはやむを得ないものと考えております。

次に、上屋のないバス停に立つ高齢者に対する思いにつきましては、バス待ち環境の整備による公共交通網における利便性の強化の必要性を改めて感じているところであります。

次に、バス停上屋設置への補助につきましては、東京都町田市ではバス事業者を対象とする補助制度が、

鳥取県鳥取市では町内会を対象とする補助制度があります。

次に、バス停上屋設置についての市の進め方などにつきましては、現在市では市の主導によるバス停上屋の設置や補助制度、上屋設置に係る施策については検討しておりません。市内路線バス事業者現在新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けているため、まずはバス事業者の経営安定化を図ることを最優先に取り組んでいくべきと考えております。

次に、市営若竹住宅3号棟前に造るバス停の上屋につきましては、現在市と関係機関及び地域住民の皆さんで協議を進めているバス停や信号機、横断歩道の配置が具体的に決定した後に検討してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 20番、小貫元議員。

**○20番(小貫 元議員)** 再質問をいたします。

まずマンホールの周知については、結局呼びかけとかは市民に対して実施していないということでした。今後、広報おたるなどで呼びかけを行っていくということでした。それで、過去の答弁では2017年3月13日の予算特別委員会で酒井議員が聞いているのですけれども、市民の皆さんから情報をいただきながら効率よく進めているというふうに答えていたのですが、そしたらそこまではそうだったのだけれども、その後は特に情報提供の呼びかけを行っていなかったということによろしいのか確認をいたします。

次に、省令上の関係ですけれども、水道局と建設部がそれぞれ管理している箇所数についてはお聞かせいただきましたが、省令上が1万4,552か所ですけれども、市民の皆さんから情報をいただきながら効率よく進めているというふうに答えていたのですが、そしたらそこまではそうだったのだけれども、その後は特に情報提供の呼びかけを行ってなかったということによろしいのか確認をいたします。

次に、断熱内蓋の設置率の今後の話ですけれども、将来的には全てやっていきたいという話でしたが、その将来的というのはいつを目指しているのか、お聞かせいただきたい。

もう一つ、計画的に促進するという話でしたけれども、その計画とはどういう計画なのか、約200か所という話を本質問で言いましたが、それに照らして本質問で聞いたのはテンポを早める計画という話をしたのですけれども、それとの関係でどのような具体的な計画を持っているのか、説明をしていただきたいと思っております。

次に、市民税申告の関係です。

今、小樽市の場合はホームページに申告書載せているけれども手書きなのだという話でした。この手書きというのが名前を書く欄すら高齢者にはとてもではないけれども、老眼鏡だけでは物足りなくてルーペを持って書かなければいけないということで、しかもその扶養親族の欄などはもっと小さいですから、これで手書きでやれというのかというところで導入について注視していくということなのですが、栃木県小山市の例を取り上げたのはマイナンバーと連携していないということなのです。やはり、パソコンで容易につくるというシステムについては注視していくという段階よりももう一段早めたほうがいいのではないかなと私は考えておりますので、導入については注視していくというレベルなのか、検討するというレベルにはならないのかをお聞きしたいと思います。

それで課税か非課税かについてはいろいろ影響するというのが最初に答弁ありましたけれども、やはりそれでもう一つは扶養親族等申告書の関係では無理だという話がありました。それだったら例えば今年申告しに来た方に、来年も扶養状況が変わらなければ申告が必要ですよとか、場合によっては158万円以下であっても日本年金機構の扶養親族等申告書を取り寄せてやることができますよとか、そういう対応ができないかどうか、お聞きしたいと思います。

バス停上屋についてです。

維持費がかかって事業者の経営が苦しいという話で、バス停上屋が進んでいないことを肯定してしまっているという答弁でした。それだったら現状で利便性の高い地域公共交通網の形成と言えると思うか、お答えいただきたいと思います。

あと上屋の設置に対して補助によることは考えていないという話でしたけれども、ただ地域公共交通活性化協議会での事業計画案では「整備箇所、内容の検討」という形で載せていますが、これは市の補助ではない方法であれば何か検討を今しているのか、そのことを具体的にどういうことがあるのか、お示しいただきたいと思います。

最後に、小樽築港駅前のバス停の関係ですけれども、これからいろいろ関係者と議論、協議した上でのことだということなのですが、それはそうだと思うのですけれども、私はそのことについて期待していいですかと聞いたのですが、期待できないような状況なのでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 水道局長。

**○水道局長（加賀英幸）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

4点ほど御質問があったかと思えます。まず過去の答弁から市民から情報をいただきながら設置を進めていくという部分でございますが、現状を局内にいる職員に確認したところ、その部分については特に情報提供するというそういった処置は取って来なかったということで、過去においてはそういった形があったのかもしれませんが、現状では対応的には何もやっていないという、そういった状況でございます。

あと二つ目の質問の省令上のマンホールの数でございます。

これは市長が本答弁でも申し上げましたが、私どもが台帳図に載せているマンホールにつきましては、75センチメートル以上のものをマンホールとして位置づけており、これについては1万4,552か所あるという形になっております。

そのほかにマンホールよりは少し小さい口径が40センチメートルから55センチメートルくらいの汚水枡というものがございます。これも省令に基づいて台帳図に載せているものでございますけれども、これにつきましては現在2万8,560か所というマンホールの2倍程度の数が設置されているという状況でございます。

それと断熱内蓋の設置促進に係る部分で、将来的には全てのマンホールに設置するというところでいつを目指すのかということと、四つ目の質問の計画はどういうテンポで進めていくのかという部分でございますが、現状、その内容につきましては内部で協議をしております、その内容が固まり次第、改めまして促進計画の内容につきましてお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（上石 明）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

市民税申告について2点ほど御質問がございました。

まず一つ目ですけれども、ホームページ上に様式を掲載しているだけで手書きになっているという点でございますが、これにつきましては我々も道内他市を少し調べたのですけれども、きちんとしたシステムを導入してできているのが札幌市だけでございます。調べた中だと苫小牧市がエクセルに計算式を入れて入力できるようになっていましたけれども、ほか14市を調べたうち12市が小樽市と同じように様式だけをPDFファイルでホームページに載せているという状況になっているところでございます。

我々といたしましても、こうやってデジタル化が進んでいく中でどういった形でそういったことができるかという部分はやはり、検討はしていかなければいけないというふうに考えてございます。ただ、現在は正直言っていつまでできるかどうかもう少し分かりませんが、そういった部分についての検討はしていきたいというふうには考えているところでございます。

あと2点目でございますけれども、通知ができないのであれば何か対応できないかという御質問でございました。

今、小貫議員から御質問がございました例えば扶養申告のお話でしたら、これにつきましては電話さえいただければ市で申告の支援システムの中で全部記載をいたしまして、返信用封筒を入れ、署名だけをしていただいて返していただくという形は今でもやってございますし、新型コロナウイルス感染症の関係でも電話で問合せがあれば市で申告書を全部作りまして、返信で署名だけでやっていただけることをやっているというのを確認してございますので、我々といたしましてはまずはどうやってそういう方々に電話の問合せをしていただくかと、それさえしていただければ対応はできると思ってございますので、御質問がございました周知はどういった形がいいのかという部分は今後しっかり検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私は上屋について3点ほど質問がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、上屋の設置について、設置していない状況の中で利便性が高いのかということでございますけれども、当然ながら上屋があったほうが利便性が高いということで認識しております。しかしながら一方で市内においてバス停が239か所ございますけれども、全てに設置するのかということになりますとやはり用地的な問題ですとか、費用の問題、あと費用対効果、利用者数こういった問題がございますので、そういった状況に鑑みながら今後設置について検討を進めていくような形になろうかと思っております。

ただ、今の状況におきましては、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、事業者の経営の安定というのはやはり優先されるべきなので、そちらを優先していきたいと思っております。

二つ目に市の補助制度について御質問がありました。ここについては今すぐ補助制度を設けることはできませんが、引き続き他都市の状況などを調べながら進めていきたい、検討していきたいと思っております。

三つ目に築港のバス停について期待していいかどうかということでございますけれども、これにつきましても3月中に関係機関、いわゆる国やバス事業者ですとか、町内会の方々とまた協議会を開催する予定です。この中でそのバス停上屋について話し合いがなされるものと考えておりますので、レイアウトとともに検討していくということで今の段階で期待していいかということには少しお答えできませんので御理解いただきたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

**○20番（小貫 元議員）** 再々質問いたします。

まず、マンホール関係です。

計画のことについて固まり次第示すということで、今は示せないという旨の答弁でした。市長は本質問の答弁では、交通の支障になるというふうに答弁していました。先ほどは2017年の予算特別委員会という話を言いましたけれども、そのときは300か所という話をしているのです。だから、以前答弁していた

300か所にするということで検討していただきたいのですが、これは検討に値するのかどうか、お答えください。

次に、市民税申告の関係で、今、財政部長が非常に丁寧にやっているという話で電話をいただければ対応するのだということでお話がありました。確認しておきたいのはそういうやはり、相談があったとき、それなら私たちも電話してくださいと、そういうふうに対応しますと言っていますよと御紹介いたしますので、その場合には個別の事情に合わせて今言ったように丁寧に対応していただくということを確認しておきたいのですが、それについてお答えください。

次に、バス停の問題です。

私が再質問で聞いたのは、本質問で市の補助については考えていないみたいな言い方があったから、それだったら市が補助する以外の形で何か設置することを今計画とか考えているのですかという旨の再質問でしたので、それについてお答えいただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 水道局長。

**○水道局長（加賀英幸）** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

断熱内蓋の設置につきまして300か所というお話がございましたが、過去に300か所更新していたという時期があるのですが、これについては交付金事業でマンホールの改築事業が実施できたときにそれに合わせて、市の単費になるのですけれども断熱内蓋を設置したということがございます。近年、交付金については予算が、事業認可が減額されるというような状況にございまして、現状では100か所を設置するという形の計画になっております。

それで300か所の部分につきましては、今後予算の関係でほかにも下水道施設については維持管理をしなければなりませんし、その予算もかかります。それと調整を図りながら合わせて費用の平準化も検討いたしまして、設置できる個数については決定していきたいとそうように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（上石 明）** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私からは申告のことで丁寧に対応していただきたいという確認だと思いますけれども、これにつきましてははっきり丁寧に対応していきたいというふうを考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（松浦裕仁）** 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

市の補助以外のことを考えていないのかということでございますけれども、市といたしましては現段階においてはこういった補助以外のことは考えておりません。

しかしながら、この地域公共交通活性化協議会の中で、ほかの補助、こういったものを検討すべきといったときにはその中で協議していくものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第12号、議案第14号ないし議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第25号ないし議案第27号、議案第29号、議案第30号及び議案第34号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

松田優子議員、面野大輔議員、丸山晴美議員、高橋克幸議員、高木紀和議員、中村吉宏議員、佐々木秩議員、小貫元議員、濱本進議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号、議案第28号、議案第33号及び議案第35号につきましては、総務常任委員会に、議案第24号につきましては、厚生常任委員会に、議案第31号及び議案第32号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「議案第36号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。(拍手)

**○市長（迫 俊哉）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第36号令和3年度小樽市一般会計補正予算につきましては、除雪費において不足が見込まれることから所要の補正を計上いたしました。これに対する財源といたしましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

なお、この議案については2月下旬の大雪の影響もあり、早急に除排雪の対応を行う必要があることから先議をお願いするものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** ただいま上程いたしました議案第36号について、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号については可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「決議案第1号」を議題といたします。

決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

**○22番（濱本 進議員）** 決議案第1号「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議(案)について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

本決議案は、ロシアのプーチン政権に対してウクライナへの侵略・軍事行動を直ちに中止することを求めるとともに、政府に対しては、国際社会と緊密に連携して毅然たる態度でプーチン政権に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時無条件の撤退を求め、あわせて、ウクライナ在留邦人の安全確

保に努めることなどを要請するものです。

本決議案に対して議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

決議案第1号については可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月16日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時48分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 橋 龍

議 員 松 岩 一 輝





令和4年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

令和4年3月17日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	財政部長	上石明
教育部長	中島正人	総務部総務課長	中村弘二
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正樹  
庶務係 長 加藤 佳子  
調査係 長 柴田 真紀  
書 記 中村 知奈津

事務局 次長 佐藤 典孝  
議事係 長 深田 友和  
書 記 相馬 音佳  
書 記 松木 道人

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第12号及び議案第14号ないし議案第35号並びに報告第1号及び報告第2号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

**○22番（濱本 進議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、丸山委員外1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第12号、議案第14号、議案第25号及び議案第34号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、議案第1号に対して、丸山議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して議案第1号小樽市一般会計予算に対する修正案について提案理由を説明申し上げます。

日本共産党の修正案は、大型公共事業など不要不急の工事を削り、市民の暮らしを応援する予算へと組み替えるものです。

歳出では、石狩湾新港管理組合負担金や北海道新幹線推進費、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費などの予算、マイナンバー関係経費も削ります。

歳出減額は、9億3,951万7,000円。

歳入では、歳出で削った事業の国庫補助などを減額し、6億5,089万8,000円。

固定資産税や都市計画税の滞納繰越分を、過去5年分の収入済額の平均と同程度にするなど、8,682万円を増額します。

これらの修正を財源にして、子供の医療費の助成拡大、ふれあいパス事業費の負担軽減に取り組み、介護保険料や国民健康保険料の軽減、水道・下水道事業の基本水量未満の方々への減額として一般会計から繰り出します。

移住政策としての住宅取得助成にとどまらず、市民を対象にした若年者へのマイホーム取得奨励金を支給します。

保育の環境整備に保育士を正規職員で追加雇用し、保育士に保育士直接給付金支給事業費を実施します。

総合体育館と併設で建設が決まった室内水泳プールの基本構想の委託料を計上し、歳出の増額は3億7,543万9,000円となります。

以上、提案理由の説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、修正案を含め一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、丸山晴美議員。（拍手）

**○7番（丸山晴美議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号令和4年度小樽市一般会計予算、議案第2号令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計予算ないし議案第12号令和4年度小樽市簡易水道事業会計予算の各会計予算案、議案第14号小樽市一般会計補正予算、議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案及び議案第34号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案はいずれも否決を主張し、議案第1号修正案は可決を求め討論を行います。

2020年1月に初めて日本国内で確認された新型コロナウイルス感染症は、現在全国でオミクロン株が蔓延しています。感染拡大は第6波を数え、小樽市内でも陽性者が連日確認されています。まん延防止等重点措置は2回も延長された後、3月21日に解除するかと北海道では検討が続いています。確かにこの第6波で最も多くの陽性者が確認されていたころと比べれば、徐々にその数は減少しています。しかし、小樽市の検査数に占める陽性者数の割合を示す陽性率を見れば、連日20%を超え、高い水準で推移しています。新型コロナウイルス感染症の大きな特徴の一つとして、症状が出ない感染者が一定数いて、その人たちが気づかないまま周りに感染を広げてしまうことです。そうした無症状感染者を特定するには広範なPCR検査が必要であり、陽性率が20%を超える日が続いている現状は、PCR検査が足りていないと言わざるを得ません。たとえ第6波が収まったとしても、新型コロナウイルスが次にどんな変異をするか予測できません。いつでも誰でも無料でPCR検査ができる体制と、陽性者は入院あるいは宿泊療養施設に入れる体制の構築を引き続き求めます。

新年度予算案は、新型コロナウイルス感染症感染拡大とそれによる経済への影響によって疲弊する市民生活に、十分寄り添う内容とは考えられません。

この冬はガソリン・灯油が高値で推移しています。3月に入り、食料品や日用品の値上がりも続いています。4月からは年金が引き下げられることとなります。

市は新年度、8月から子供の医療費助成を小学校卒業まで拡充します。これにより小学生まで通院も入院も初診時一部負担金のみの実質無料化となります。しかし、他の自治体を見れば、中学校、高校まで助成を拡大している自治体があります。市は、北海道や国の責任に言及しています。その考えはもっともながら、市の医療費助成を小学生止まりにしてもいい理由にはなりません。さらに拡充すべきです。

国民健康保険料の18歳までの均等割軽減について、市は子供がいることをもって減免の対象にはならないと木で鼻をくくるような答弁を繰り返していますが、その間にも、小樽市の出生数は年々減少しています。あらゆる方法での子育て支援が急がれます。

日本共産党は定住促進政策として、住宅リフォーム助成とマイホーム購入の際の助成を求めてきました。2020年7月に導入された移住・定住促進住宅取得費等補助金制度の今年度の利用は2件で、計95万円でした。今年度、移住者が三世代同居あるいは市内の同地区あるいは隣接する地区に近居する場合に限っていたものを、来年度は三世代が市内に住む場合に補助金を出すと要件を緩和しています。しかし、それでも効果は限定的ではないでしょうか。せつかくの制度ですからもっと広く利用されるように、移住者だ

けでなく、市内在住者にも補助対象を拡大したらいかがでしょうか。

介護保険料は、現在、2021年から2023年の第8期の期間中で、保険料は第7期と比べて据え置きとした市の配慮は認めます。しかしながら、今年度の介護給付費準備基金の残高は15億円を超えると明らかにされました。過剰な積立は必要ありません。

ふれあいパス制度は、バスを使う制度利用者は今年度から、一人年間12冊の利用制限が導入されました。併せて、対キロ区間外の料金も利用者にとって新たな負担となっています。利用者からは回数券が足りない。加えて、対キロ区間外のバス料金負担が大変なため、外出はなるべく少ない回数で用事を済ませるように気を付けていると涙ぐましい生活防衛の工夫が寄せられています。しかし市は、ふれあいパス制度は変更したばかりで検証が十分ではないという理由で見直しは手付かずのままです。ふれあいパス制度の見直しを求めます。

石狩湾新港の大型事業を温存するべきではなく、約2億5,000万円の市負担金は市民生活の充実に当てられるべきです。

新幹線建設費負担金は新年度約2,800万円が計上されました。2014年度から来年度までの累計は約1億2,000万円になります。今、新型コロナウイルス感染症感染拡大は観光業に大きな打撃を与えています。また、世界情勢はロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻が続く中、その影響がいかほどになるのかいまだ分かりません。新幹線建設は今こそ立ち止まり、検討し直す必要があるのではないのでしょうか。

クルーズ船は新年度23件の入港を予定しているとのことですが、第3号ふ頭の再開発事業は今すぐやるべき事業であるとは考えられません。

簡易水道事業は、売れない水を受け入れ続け、水質を保つためには使い道がなくても流し続けなければならない、赤字体質は解消されません。そのために、毎年1億円を超える一般会計からの繰入れが続いていることは大変問題で、北海道の責任を問い、適切な対応を引き出す必要があります。

日本共産党の予算修正案では急ぐ必要のない大型事業費を削りました。

子育て支援策の一環として国民健康保険は子供の均等割5割軽減、医療費助成の拡充、若年者の住居所得の支援などを盛り込みました。小樽市高等学校卒業生雇用奨励金支給事業費として1,000万円をつけました。介護保険では低所得者の保険料負担を助成、ふれあいパス事業費を増額しています。

また、中小企業の支援策として、かけこみ緊急資金の貸付制度を限度額50万円、年度末に一括返済することとし、2,000万円をつけました。

議案第14号小樽市一般会計補正予算はマイナンバーカードに関わって、住民基本台帳システム整備事業費が計上されていることから賛成できません。

議案第25号は公設青果地方卸売市場を廃止すべきではありません。

議案第34号は応能割分を引き下げ、応益割分を引き上げることで所得の低い人ほど負担が重くなります。基金からの繰入れも十分ではないと考えます。低所得者にさらなる国民健康保険料の負担を生むもので賛成できません。

各党派、各議員の賛同をお願いし討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第25号について採決いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第2項及び小樽市公設青果地方卸売市場条例第7条の規定による特別多数議決の案件であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。

特別多数議決では、議長も表決権を有しますことから、この採決における表決権を有する出席議員数は25名であり、その3分の2は17名であります。

お諮りいたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) ただいまの起立者は20名であります。

よって、議案は委員長報告どおり決定されました。

次に、議案第2号ないし議案第12号、議案第14号及び議案第34号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番(濱本 進議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第35号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第21号、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表して、議案第35号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてはいずれも採択、議案第21号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択の立場で討論を行います。

議案第21号です。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関を対象とした行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律にそれぞれ一元化されることとなりました。これまで自治体は個人情報保護条例を設けて、国の個人情報保護法よりも厳しい独自の規制を行い市民のプライバシー権を守ってきました。しかし、国は各自治体の個人情報保護条例に基づく運用が官民や官同士での円滑なデータの妨げになっているとして、国として統一ルールを定め、個人情報の取扱いを国の個人情報保護委員会に一元化するとしました。また、自治体には個人情報保護の見直しを求めています。今回の条例改正はその布石です。そもそも日本共産党は個人情報の保護に関する法律に一元化する法改正に反対してまいりました。

議案第35号です。政府は核兵器禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です

陳情第8号です。津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。生涯学習プラザについて利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。塩谷小学校の存続は必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、中村誠吾議員。（拍手）

**○16番（中村誠吾議員）** 議案第35号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場から討論いたします。

ロシアのプーチン大統領によるウクライナへの侵攻に関連して、与野党の一部からアメリカの核兵器を同盟国として共有して運用する政策を議論すべきであるという事実があります。

こうした状況を受けて、全国の被爆者団体でつくる日本原水爆被害者団体協議会は「再び被爆者をつくらないという思いで運動を続け、核兵器禁止条約の発効にまでつなげた人々の努力を根底から覆すもので、心の底から怒りが湧いてくる」と述べ、一連の動きを強く批判しました。

私たちは今、民主主義と地方自治を根底から脅かされています。なぜなら、核兵器廃絶平和都市宣言はどうなりますか。小樽市民が平和を願い誓ったことなど、全く意味がないということになるのです。

小樽市民は、世界につながる港を誇りとして、世界平和を希求してきました。だからこそ今、この非核港湾条例の理念を市民とともに確認すべきであると考えます。

議員各位の賛同を求めて、賛成討論いたします。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、高木紀和議員。（拍手）

**○13番（高木紀和議員）** 自由民主党を代表し、議案第35号小樽市非核港湾条例案に否決の立場で討論いたします。

我が国は、アメリカ合衆国との間で安全保障条約を締結しており、その第6条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」と規定されております。さらに、日米地位協定が締結される中で、米国艦船が日本国内での港湾を使用できることが規定されているところであり、これら国家間の協議で決定された事項について、地方自治体がこれを拒むことは妥当ではありません。

さらには、近年頻発する我が国の領海・領空侵犯は、我が国の安全を維持する上で重大な懸念となっております。また、先日来、隣国ロシアのプーチン政権によるウクライナへの軍事攻略が行われ、世界を不安と恐怖に陥れる状況となっております。このように、不確かな国際情勢の下、我が国の安全保障を充実せしめる必要性が生じている中で、それを阻害するような条例を制定する必要は皆無であります。

また、小樽市では、外国艦船の寄港に当たって、関係国大使館及び外務省に文書で紹介を行うこと。そして、海上保安庁に外国艦船入出港時等の港の安全確認を求めていること。また、商業港としての港湾機能への影響の有無を確認すること。これらの3条件から寄港の是非を判断しており、現状で必要十分な確認ができることから、改めての条例制定は不要であります。

以上の事により、我々は議案第35号小樽市非核港湾条例案について否決の立場を表明し、各会派議員の皆様のお賛同をお願いして討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第35号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第21号及び陳情第11号第3項目の2について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張し、討論します。

陳情第1号ですが、陳情者が求める一定の面積を皆伐し、天然林に戻していくことは、これまで述べてきたとおり環境に大きな影響が懸念されるため賛成はできません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第3号及び陳情第28号につきましては、継続審査を主張する会派があり、採決を行った結果、

可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、いずれも継続審査は否決と裁決いたしました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成多数により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

（演壇の消毒）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、丸山晴美議員。（拍手）

**○7番（丸山晴美議員）** 日本共産党を代表し、議案第24号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は可決、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について第1項目の1、第3項目の1、第4項目及び陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方については採択、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方については不採択の立場で討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

新年度から子供の医療費助成が拡充されることとなります。8月から、市民税課税世帯における小学生の医療費について、通院時の医療費の自己負担が、現在の1割負担から初診時一部負担金のみとなり、このことで、ようやく小学生以下の医療費自己負担分は通院・入院ともに初診時一部負担金のみの実質無料化となり、本陳情の内容が実施されることとなりますので、採択を求めます。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。建設場所については、朝里十字街の市有地を想定されているところです。また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも、感染予防をしながら地域住民の活動が行われていることから、活動の拠点となるまちづくりセンター建設の要望は妥当と考えます。

陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてです。この陳情にある事業は、小樽市及び余市町にまたがる毛無山において、1基4,300キロワット、高さ200メートルの風力発電機27基を設置するというもので、最大で総出力11万6,100キロワットと、大変大規模な風力発電計画です。陳情者は、市に対して、次の3点を求めています。

一つに、計画を進めるに当たり住民生活に最大限の配慮をし、十分に影響低減に努めるように求めること。

二つに、地域住民の不安に応えるべく、広く周知し、住民との対話、説明の機会を求めること。

三つに、十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、事業者に対しこの計画を進めるべきではないことを提言すること。以上三つです。

住民生活への十分な配慮と影響の低減、理解を得るための周知と対話は風力発電計画を進める際に当然求められることです。また、住民生活への影響低減が十分ではない場合、あるいは、多くの住民から理解が得られない場合には、事業を進めるべきではないと事業者に提言をすることは、市民の生活を守る自治体の責任を果たすためにも当然、市に期待されることであると考えます。

陳情者が主催し、2月25日に都会館で行われた講演会では、風力発電の設置や、建設資材を運ぶ道路のために広範囲に森林を伐採する必要があると、計画された区域の地質では風力発電事業を行うことは問題ではないかなどの意見が注目されたところです。自然環境を損なう心配は解消されていません。日本共産党は、再生可能エネルギーへの転換は推進されるべきと考えますが、それには住民の理解が不可欠であるという立場から、陳情第28号の採択を主張します。

以上、各会派、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 自由民主党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第3号及び陳情第28号について継続審査を主張して討論いたします。いずれの陳情も今後の状況を慎重に見極めながら、審査を継続する必要があることから、現時点で判断することはできず、継続審査を主張するものであります。

以上、各議員の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、高橋克幸議員。（拍手）

**○11番（高橋克幸議員）** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について、いずれも継続審査を主張し、討論を行います。

まず、陳情第3号ですが、朝里十字街の共同住宅跡地にまちづくりセンターを地域住民の交流と生活・文化・教養向上のため、まちづくり活動の拠点として建設していただきたいとの願意は理解できる場所です。しかし、これまでの委員会質疑において、建設主体や方法、予算の考え方などについて、現状は未確定要素が大変多く、今後さらなる議会議論のために継続審査が必要と考えます。

次に、陳情第28号についてであります。環境影響評価法では事業者及び行政庁が環境に配慮することを目的とする環境影響評価が制度化されており、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業の実施に当たっては、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき環境への悪影響があるときは、その事業について、適正な環境配慮を行うこととされております。これまで道内各地の風力発電所事業についても、環境影響評価法に基づき、騒音、低周波音、自然環境や景観などの影響について調査等がありましたが、その際に住民等から様々な懸念が示されていたようでありませ

す。さて、本陳情について陳情者の心配や懸念は理解できる場所です。また、以前の本会議において、市長答弁の中に「市としましては、環境保全や眺望・景観上の影響を懸念している」との発言もあり、我々も同様の認識であります。ただ、陳情項目の3で、十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合という判断を求める内容がありましたが、本会議での市長答弁では「今後住民等の理解が得られているとは言い難い状況がある場合、あるいは環境保全や眺望・景観上の影響が大きいと判断した場合」と判断の内容に相違があり、また、委員会質疑でも陳情者からの判断内容について判断が難しいとの答弁がありました。今後、事業者からの情報確認と、これからも議会議論が必要と考えますので、継続審査を主張いたします。

各会派、各議員の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、継続審査について

採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、陳情第7号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

**○9番（秋元智憲議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

(演壇の消毒)

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。(拍手)

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論します。

陳情第4号「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。新年度予算でも、バス事業者への運行費補助が計上されています。公共交通を担う事業者として、市と協力し市民の声に答えることが必要です。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方について、安定的な水の供給を求める市民の声に答えるため、関係者との話し合いを進め、市が必要な措置を取るべきです。

いずれも願意妥当であり、採択を求め討論といたします。(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情はいずれも採択と、全会一致により決定いたしました。

次に、当委員会の設置目的であります「個別施設計画策定に当たり、公共施設の再編に関する調査」を終了することについて採決した結果、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。(拍手)

○13番(高木紀和議員) 自由民主党を代表し、陳情第11号第2項目公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方について、いずれも採択の立場で討論いたします。

まず、陳情第11号第2項目について、これまで議論してきましたが、今回の計画にプール併設が示されました。また、パブリックコメントの実施を行う中で、使い勝手の良さについて、市民の意見も取り入れながら、進められたことも確認できました。

陳情第14号についても、前述のとおりプールが体育館に併設する案が示されており、今後基本構想に移

行することも示されております。

ゆえに、いずれも願意に沿う進め方が確認できたので、これまで継続審査としてきましたが、願意妥当と解し得るので採択といたします。

各会派、議員皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 6番、高橋龍議員。（拍手）

**○6番（高橋 龍議員）** 立憲・市民連合を代表し、討論いたします。

陳情第11号第2項目公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方については採択の立場で討論をさせていただきます。

本陳情の内容といたしましては、小樽市総合体育館建設に当たってはプールを併設すること、使い勝手の良いものにするということとであり、私ども立憲・市民連合といたしましては、継続審査の立場をとってまいりました。

新市民プールの早期建設を求めるという点では、もとより賛成の立場でありましたが、総合体育館とプールの併設をするのか、あるいは別の場所に単独で設置するのか、その議論が深まり、方向性が示されていく時期を注視してきたからであります。

このたび、小樽市総合体育館長寿命化計画案が示され、その中で総合体育館とプールを併設することが具体に見えてきたことから、我々の会派といたしましても、本市の計画に賛同の意を示すということからも、本陳情に対し採択の態度を示すものであります。

以上、各会派、議員の賛同を求めて討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、丸山晴美議員。（拍手）

**○7番（丸山晴美議員）** 日本共産党を代表して、陳情第11号第2項目及び陳情第14号の採択を求めて討論いたします。

陳情第11号第2項目公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についてです。体育館新設に当たって、プールの併設と、使い勝手の良い施設とすることを求めています。小樽市総合体育館長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントが、昨年の12月21日から今年の1月19日まで行われました。年末年始を挟んでいましたので、件数が少ないのではないかと心配しましたが、全部で52人の方から138件の御意見が寄せられました。市民の関心が高いことが分かります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年の総合体育館利用者は激減しましたが、それ以前も利用者の減少傾向は続いていました。2006年の約14万2,000人から2019年の11万6,000人へと約18%の減少です。ただし、個人利用だけ見れば、2006年の約4万200人から2019年は約4万4000人へ10%ほど増加していることが分かりました。人口減少予測の中で将来的な負担への心配ばかりが取り沙汰されますが、老朽化した総合体育館の建て替えは市民の健康増進に利するものと考えます。また、先ほど申し上げたように、個人利用が増加している推移を見れば、計画にもあるトレーニング室の充実や水泳プールを整備することでより一層、総合体育館利用を促進することにつながるのではないのでしょうか。今後も、総合体育館の利用についての分析を利用促進につなげる努力に期待するところです。建設コストやランニングコストについても、体育館とプールそれぞれ単独で建設するよりも費用が抑えられる室内水泳プール併設の計画が示されたことから本陳情の採択を求めます。

陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。

今回示された計画によれば、新総合体育館は室内水泳プールを併設し、2027年度に竣工・移転の予定で

す。市民からはもっと早くしてほしいとの御意見もあり、2007年に駅前水泳プールが供用廃止となって以降も諦めずに長年プール建設を求めてきた市民にとっては、当然の要求と考えます。ただ、市の説明では来年度に基本構想を行うということですので、これ以上の先延ばしはないものと受け止め、計画どおりに進められるものと理解し、陳情の採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号第2項目及び陳情第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

委員長報告どおり、委員会における調査を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし意見書案第4号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、高野さくら議員。（拍手）

**○19番（高野さくら議員）** 提出者を代表して意見書案第1号ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書（案）の提案説明を行います。

国は、看護師、介護士、障害福祉士、保育士など公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げを行うことにしました。しかし、示されたその額や範囲は保育士等、幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に収入を3%程度、月額9,000円の引き上げ。看護師は収入1%程度、月額4,000円の引き上げを期間限定で新型コロナウイルス対応者とするなど、低額で限定的となっています。

2021年に、全国労働組合総連合国民春闘共闘が行った医療、介護、福祉労働者5万4,866人を対象にしたアンケート調査では、生活実感から賃金不足額平均4万285円となっていました。看護師や保育士などは全産業平均からみても、月6万円から月8万円も賃金が低く、看護師は夜勤手当などを含めて算出しており、実態を把握されておらず、生活改善を実感できるほどの引き上げとはなっていません。

ケア労働者は、コロナ禍の中で、自らの健康と生活を投げ打って国民の命と暮らしを守るために厳しい環境の中で必死に奮闘しています。使命感、責任感だけでは支えられないと、退職者も出ています。こうしたことから国及び政府においてはケア職場で働く全ての労働者の賃金を、全産業平均並みまで大幅に引き上げられると同時に、職員配置基準を抜本的に見直し、職員が安心して働き続けられるように改善することを強く求めるものです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 2番、松田優子議員。（拍手）

**○2番（松田優子議員）** 提出者を代表して、意見書案第2号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）及び意見書案第3号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意

見書（案）について提案趣旨説明を行います。

初めに意見書案第2号についてです。

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国家日本の繁栄を願うことを趣旨として制定され、平成8年7月20日から施行されていますが、ハッピーマンデー制度の導入に伴い、15年から7月の第3月曜日となり、日にちが毎年変動する祝日となってしまいました。確かに、これにより土曜日、日曜日と合わせて3連休となり、観光振興に一定の役割を果たしている事は否めませんが、国民の祝日に関する法律によれば、国民の祝日の趣旨を「よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日」としている事からも、法律が言う「国民がこぞって祝う日」として、広く認識されるには、特定の1日に固定するほうが効果的です。なぜならこれにより、地方自治体が行う海の日関連行事の位置づけが明確となり、行事が活発に開催されることにより、国民の目が海辺の町、海に関わる産業や、そこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されるからです。しかも、我が国は国連加盟193か国の中でいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。よって、「海の日」を当初の7月20日に固定化するよう政府に強く要望するものです。

次に、意見書案第3号ですが、地方自治体にとって、少子高齢化や人口減少が進み、あらゆる現場での人手不足や後継者不足が生じており、新しい地域社会の構築は喫緊の課題となっています。それに加え、新型コロナウイルス感染症など、感染症の蔓延を防ぐためにも、今後は人と人との直接的な接触を低減させることが必要であり、働き方、教育、医療や福祉現場など、日常生活の変容が求められています。そして今、社会のデジタル化への流れが加速する中、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての人がある恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しています。よって、国及び政府に対し、全ての子供たちが安心して学びを継続できるよう所要の措置を講じ、地域住民が安心して医療にアクセスできるよう取組を強化し、地域の新しい人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大など分散型社会の構築への総合的な取組の強化、持続可能な地域医療と介護のための体制の整備、そして地域住民の安全で安心な移動など、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第4号につきましては、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第1号は可決、意見書案第2号及び意見書案第3号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書（案）です。

コロナ禍の中の浮き彫りになったのが、介護や保育など、国民の命と健康を守るケア労働の待遇の悪さです。介護職員や保育士の平均給与は全産業平均より月10万円も低いなど劣悪な労働条件は長らく放置され、現場は慢性的な人手不足に苦しんでいます。そこに、コロナ禍が直撃。現場の疲弊は深刻さを増しています。今こそケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しが必要です。



意見書案第2号国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）です。

日本共産党は、海の環境や資源について考えたり、海に親しむ契機にしたりするために、国民の祝日として海の日を設けること自体には賛成でしたが、7月20日にすることには反対でした。しかし、7月20日から7月の第3月曜に改める改正には賛成しました。7月20日を海の日とすることに反対した理由は、この日が戦前の海の記念日に由来しているためです。戦前、海の記念日を設けたのは、真珠湾攻撃で対米英戦争を開始した1941年で、徹底的なる戦時体制を必要とし、何よりも国力を充実すべき、海の記念日はかように堅実なる国力の充実を図るための契機たらんとするためでした。戦争の遂行上、海上輸送で船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけではなく、国民こぞって支援の雰囲気をつくる狙いでした。そのため、通信省官船局は軍艦ではなく汽船明治丸で、1876年7月16日に青森、北海道方面に巡行し、7月20日に横浜に帰った明治天皇の行動に着目し、7月20日を海の記念日に決めたのです。明治天皇のこの巡行の目的は、明治新政府の地租金納制や徴兵制に関する不満が強かった東北の民衆の感情を抑えるためだったと言われます。こうした日を戦後に引き継いで国民の祝日とすることはふさわしくありません。

意見書案第3号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）です。

本意見書案は、デジタル化の推進だけを強調しており、個人情報保護について触れられていません。1月7日に教育データ活用ロードマップが発表されましたが、子供たちの生活、学習に関わる活動履歴がデータとして蓄積・活用されるなど、デジタル化によって様々な個人情報が一部の企業の利益のために利用されようとしています。オンライン診療については、原則として診療は対面であること、対面診療を補うものとしてオンラインによる診療が位置づけられるべきです。診察の基本は触診であり、慢性期で安定している患者ならともかく、急性の患者も含めて、初診からオンライン診療というのは適切ではありません。介護及び看護における機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制というのは、政府が進めようとしている配置基準の緩和そのものであり、人員削減で職員1人当たりの負担が増すことにつながりかねません。

以上を申し上げ討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 1番、横尾英司議員。（拍手）

**○1番（横尾英司議員）** 公明党を代表し、意見書案第3号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）について可決の態度を表明し討論を行います。

少子高齢化や人口減少が進み、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっています。今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められています。そして今、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代となりました。地方創生に資するデジタル・トランスフォーメーションは従前のような効率化によるコスト削減やデータを単に分かりやすく可視化するようなものだけではなく、一定の分析・マッチング機能を備えながら、新しいサービス・活動を実現することに主眼を置くことが必要になります。また、従前の行政デジタル化の取組は、成功確度の高いシステム開発等を慎重に選別して開発ステップを進めるものでした が、これらの地域課題解決に資するリノベーション創造に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進では、たとえ打率は低くとも試みしてみる価値のある取組を数多く、機敏に進めていく視点、そして失敗を恐れずに小さな取組を数多く試行錯誤しつつ進め、その中で輝く取組を選別し、育てていく発想が重要となります。そこで、政

府に対して、子供たちの学びの継続、医療への適時・適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について、特段の取組を求めるものです。

以上の理由により、意見書案第3号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)については可決の態度を表明し、各党派、各議員の賛同を求めて討論といたします。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第4号について、採決いたします。

可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、各常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 2時17分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 酒井隆裕



○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○令和4年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和3年12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

(2) 監査委員から、令和4年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月17日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

デジタル庁が行政のデジタル化を進めるにあたり、書面や対面手続を義務付けている法令・通達を見直し、規制緩和を行うことに伴い、本市でもデジタル化を推進するという。

しかし、安易な規制緩和は個人情報保護の観点から市民の安全・安心を脅かすことや、デジタル化を口実とした窓口の削減などにより、これまで行われていた対面サービスの後退につながるものが懸念されることから、利用しやすいデジタル化は進め、その一方でアナログも残していくことが大切であり、デジタルを利用できる人と利用できない人との間に行政サービスの格差があってはならないと思うがどうか。

また、自治体情報システムの標準化・共通化については、効率的であると認められなければカスタマイズできないため、こども医療費助成などの本市独自で行っている施策が守れるのか懸念されるがどうか。

本市におけるDX推進の取組については、窓口キャッシュレス決済導入事業費のように、新年度当初予算に関連予算が計上されるなど、評価できるものとする。

キャッシュレス決済については、10月頃の稼働を目指しているというが、機器等の整備や職員の研修という過程があり、間に合うのかが懸念されており、現状について、市はどのように認識しているのか。

また、DXの推進体制について、新年度から情報システム課を改編し、デジタル推進室として人員も増加するというが、DXの推進は、特定の部署に全てを任せて成功するものではないことから、市には、デジタル推進室を中心として、全庁的に取り組むことができる体制づくりをしてほしいと思うがどうか。

市は、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」をスローガンに掲げるこのプロジェクトは、移住と創業支援をパッケージ化することであり、今後に大変期待するものである。

この事業では移住のターゲットとして、小樽市で起業したい方を対象にするというが、移住を呼びかける地域によっては移住先の選定に際し望むものが違ってくる考えられ、また、起業の意向がある方の年齢層や業態によっても響き方には差異があることから、異なる属性の方に対して十分効果が得られるようなPR方法を検討してほしいと思うがどうか。

また、創業してから軌道に乗るまで、行政からの支援があるのとないのとでは、経済的にも心理的にも全く違うと思うが、市は、こうしたスタートアップ期の支援について、ひと旗プロジェクトにどのように位置付けているのか。

市外からの転入者の中古住宅の購入や増改築等に要する経費を補助する移住・定住促進住宅取得費等補助金は、三世代での同居または近居を補助要件としており、令和3年度の利用実績は2件で95万円であるという。

市は、来年度に向けて近居の要件を緩和するなどの制度改正を行う予定だというが、市には、近居の要件を緩和するだけでなく、三世代同居や近居の要件をなくした上で、親が四十歳未満で子供がいる家庭が家を立てる場合に補助金を出すなど、市内に住みたい世帯へ補助金制度を拡充することを検討してほしいと思うがどうか。

令和4年度当初予算では、旧第3倉庫維持管理経費や旧第3倉庫ライトアップ事業費など、旧北海製罐第3倉庫を保全・活用するための事業費が計上されており、この事業を実施することにより、市民や各団体等が内部観覧や活用等を希望する可能性も考えられるが、市は、これらの希望があった場合、どのような対応をするのか。

また、第3倉庫の活用策は全国的にも注目されており、検討の時間も限られていると考えるが、保全・活用のための検討組織の枠組みや方向性などの状況はどこまで進んでいるのか。

避難所に指定されている忍路中学校の除雪の相談窓口は、中学校の通路としての除雪は市教委で、避難所としての除雪は災害対策室になるとのことだが、状況に応じて担当が変わるというのでは、市民にわかりにくいことから、市民の立場に立って、わかりやすくしてほしいと思うがどうか。

また、忍路中学校には札幌側にある正門から校舎までの通路のほか、余市側にも国道と学校敷地を結ぶ通路があるが、蘭島の住民の避難経路を短縮するために余市側の通路についても、除雪を行うよう検討してほしいと思うがどうか。

市政施行100周年記念誌発行事業費について、市は、記念誌の編さんを、総合博物館、図書館、広報広聴課、総務課を中心に庁内の関係部局と調整しながら進めていくとのことだが、時間が限られているため、編さんについて市民との協働は考えていないという。

しかし、過去に市が発行した小樽市史等では、文学の知見がある市民なども含めて編さんしていた経緯もあり、幅の広さや深さなど、ある程度の内容の記念誌を作成するのであれば、庁内の関係部局だけではなく、市民も含めて編さんすることを検討してほしいと思うがどうか。

また、札幌市、函館市、旭川市など、他にも道内で市政施行100周年を迎える市があり、それぞれの市で記念事業を行うとのことだが、市は、共に100周年を迎えるこれらの市に連携したイベントの企画を提案することはできないのか。



職員提案制度関係経費は、市職員から自由提案や業務改善等を募り、優れた提案に対して褒賞を支給するものであり、令和4年度予算においては10万円が計上されている。

職員提案制度は、令和3年度から業務改善などの区分を新設し、提案推進月間を設けるなど、新制度となり、実績として、業務改善18件、自由提案30件と、多くの職員から提案があったとのことだが、今後どのような形で褒賞が支払われるのか。

また、優秀な提案により業務が改善されるのならば、当該経費は決して高いものではなく、市には、この制度を職員に広く周知し、業務改善がなされた場合には、どのような改善がされたのかを議会に報告してほしいと思うがどうか。

部活動指導員配置促進事業は、部活動指導員を配置することで教員の負担軽減と部活動指導の充実を図るものであり、部活動指導員には教育者としての側面もあると思うが、市教委は部活動指導員を配置するに当たり、その教育者としての側面をどのように担保していくのか。

また、文部科学省は、休日の部活動について段階的に地域の活動として取り組むこととしており、この事業も、今後地域型への移行を進めていく必要があると考えるが、このことについて市教委はどのように考えているのか。

稲穂小学校多目的ホールの中央に設置されているシラカバの人工樹木は、全体活動への支障や、ほこりが枝から落ちるなど衛生面の課題から撤去をする要望が学校からあり、改修を進めるという。

しかし、この空間は児童が「しらかばホール」と呼び親しんでいる特別なスペースであり、憩いの場となっており、全体活動を行うのであれば、体育館などほかの空間でもできることから、シラカバの木を撤去する特別な理由にはならないのではないかと。

また、コロナ禍により、学校へ入ることが制限されている中、しらかばホールは玄関前にあることからPTAの会合や学校行事の参集場所になっており校内の移動が少なく済むことも理由であるというが、コロナ禍はいつかは収束する上、一度このシラカバの木を撤去してしまえば、もう一度設置することにはならないことから、この空間を大切にしている児童へアンケートを取るなど意見を聞くことを検討してほしいと思うがどうか。

令和4年度の新規事業である立地環境視察費用補助金は、企業誘致の一環として小樽市に事業拠点を持たない事業者に対し、小樽市内への本社機能の移転やサテライトオフィス等開設の検討のための視察費用の一部を補助するものであり、この事業を活用して視察に来た企業との関係構築は誘致を図る上で非常に重要と考えるが、市は、どのようなイメージで実施する予定なのか。

また、この事業を企業に活用していただくためには、広く周知することが重要であると考えているが、市は、企業に対しどのようなPRを行う予定なのか。

市は、既存事業者を対象とする空き店舗対策支援事業について、これまで行っていた家賃助成に加え、店舗の内外装工事費用に対する助成を併用できるようにするなど制度を拡充するという。

これにより、新規創業者を対象とする創業支援補助金とともに、内外装工事費用に対する補助または助成が行われるようになるというが、創業時に消防法の規制により設置しなければならないスプリンクラー等の設備が高額で、創業の足かせになる場合があるとも聞くことから、これらの補助または助成について、こうした消防設備等にも対応できるようにすることを検討してほしいと思うがどうか。

森林環境整備事業では、経営管理が行われていない森林について、国は市町村が林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進することを目的に未整備森林所有者へ森林整備に関する意向調査を行うとしているが、昨年度、本市がモデル地区を対象に調査を行った結果、半数程度しか回答を得られなかったという。

回答を得られなかった方の追跡調査について、市は森林所有者数を一定程度把握した上で行うというが、他都市では意向調査前に相続人調査のような事前準備を行い、宛名不在の解消に繋げた事例などもあることから、これらの事例を参考に追跡調査を後回しにすることなく取り組んでほしいと思うがどうか。

また、森林環境整備事業資金基金の使途について、市はこれまで基金の活用を木材の利用促進や森林整備を中心に行ってきたものの、他都市では公共施設の建設に利用している事例もあるが、今後の基金の使途について市はどう考えているのか。

(仮称) 堺町駐車場整備事業は、現在賃借している観光バス駐車場用地を、将来にわたり重要なインフラであると見込まれることから市営駐車場として運営するため、令和4年度に取得するものであるが、供用開始までのスケジュールはどのようなになるのか。

また、観光税などの議論でもあるように、観光都市にとって「観光で稼ぐ力」は重要な視点であり、現在市が運営している当該駐車場では料金を徴収していないが、他都市では指定管理者制度を活用して利用料収入を得ている例があることに鑑みれば、当該駐車場においてもそのような視点をもつことが必要だと思うがどうか。

市は、多くの方に広く活動していただきたいとの理由から、ミスおたるの応募要件を未婚・既婚を問わないよう見直し、これに伴い名称を小樽コンシェルジュに変更したとのことだが、いまだに応募要件を女性のみ限定し、男性は応募できないという。

しかし、全国的に、いわゆる性的少数者への理解、人権擁護への取組が広がっている中、小樽コンシェルジュの活動内容を見ても男性を除外する理由が見当たらないが、そもそも応募要件を女性に限定しなければならなかった理由はなにか。

また、性的少数者への理解が進む社会の状況に対応するためにも、女性2名の選考ではなく、男性と女性を含めた3名選考にするなど、選考人数について検討してほしいと思うがどうか。

本市のふるさと納税の寄附額は、5年前と比較し5倍になっているという。

寄附額の増加の要因にはポータルサイトの増設や寄附額の設定額の見直しなど、市の工夫によるもののほか、新たな返礼品の掘り起こしが挙げられると思うが、本市の返礼品にはどのような特徴があるのか。

また、紋別市や根室市のようにふるさと納税で一般会計の半分以上を賄える寄附を集めている自治体もあることから、本市においても財源対策として更なる歳入増が見込めるよう強力に取り組を進めてほしいと思うがどうか。

本市の町内会は、年々加入世帯数が減少しており、役員のなり手不足や業務量の増加が課題であるという。

町内会は市の依頼による回覧物の配付や、市の委員会等への参加などの業務も行っているが、市の担当部署ではそれらの具体的な内容を把握していないことから、まずは業務量や経費を可視化するために、市から依頼している業務の実態調査を行う必要があるのではないか。

また、町内会は行政がカバーしきれない業務にも尽力しており、町内会そのものの減少は行政サービスの低下にもつながることから、人口減少の実情を直視して地域の活性化策や町内会を継続する方法を検討する必要があるのではないか。

市は、ふれあいパス購入チケットにナンバリングをすることで、購入チケットの管理や利用者を特定できるようにし、これにより、利用者の年齢別や地域ごとの回数券購入状況を把握し、より詳細な分析を行えるようにするというが、正確な利用動態を把握するためには乗車から下車までの動きを捕捉する必要があり、膨大な作業を伴うことから把握は難しいのではないか。

また、ふれあいパス制度の目的は高齢者の社会参加と生きがいの創出であり、分析によって居住地の違いによる使い方の差があることが分かったとしても、それをもって特定の地区を優遇することは新たな不平等を生みかねないことから、居住地と利用する路線数を結びつけるべきではないと思うが、市は、平等な行政サービスについてどう考えているのか。

市が補助している社会福祉協議会の除雪ボランティアは、高齢世帯など除雪に苦勞している世帯に対する支援として今後も継続的に運用してほしいと思うが、そのためには多くの方にボランティア登録してもらうことが望ましいと考える。

今年度からボランティアのポイント制度が導入され除雪ボランティアを行うことでポイントが付与されるようになったが、これにより、除雪ボランティアの登録状況に変化はないのか。

また、除雪を希望する世帯の中には、除雪ボランティアを知らない世帯もあり、周知を図る必要があると思われるが、このことについて市はどのように考えているのか。

生活保護の申請件数が、全国的には2年連続で増加していると聞くが、本市では、生活保護費に係る予算や決算は減少傾向にあるという。

市は、この状況についてどのように分析しているのか。

「小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究」における提言では、本市の人口減少に歯止めをかけるために政策的ターゲットを子育て世代として、この世代に対する政策を考えるべきとされており、この考えは市の政策にも反映されているという。

しかし、第7次小樽市総合計画基本計画の施策である「人口減少・少子高齢化への対応」における指標の「子育てがしやすいと感じている市民の割合」の基準値は22%と極めて低い上に、終了年度における目標値は、「基準値より増」と、極めて消極的な目標になっている。

市はこの指標を設定した理由について、現状改善をしようという思いを込めて設定したというが、人口対策や子育て施策に重点を置くというのであれば、来年度の計画見直しにおいて意欲が感じられる積極的な目標に改めてほしいと思うがどうか。

令和4年度のおたる子ども未来塾については、元々中学生を対象としていたものを、3年度に子ども未来塾に参加していた新高校1年生及び2年生まで拡大するという。

当該事業は、家庭の事情で可能性を限定してしまっていた子供を応援してあげられる大変期待の持てる施策であると考えるが、現在開催している勤労青少年ホーム以外にも開催場所を増やす考えはないのか。

保育士の処遇改善について、令和4年2月から9月まで保育士等処遇改善臨時特例事業が行われ月額9,000円の賃上げになるとの報道があったところだが、それでも保育士の平均月収は全産業平均に到底届かない状況であることから、市独自の処遇改善策として、例えば保育士が勤続3年、6年、9年となった際に給付金を支給するなどの事業を検討してほしいと思うがどうか。

また現在、市では保育士が確保できず入所待ち児童が発生していることから、保育士不足を解消するためにも、保育士の処遇改善について、引き続き検討してほしいと思うがどうか。

病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、病児の受入れに慎重にならざるを得ないと推測されるが、コロナ禍以前と比較して施設における作業内容・対応方法に変更はあるのか。

また、来年度も病児保育事業費補助金を拠出し、対象年齢を拡大するというが、今後は、様々な市民ニーズを把握して、事業展開してほしいと思うがどうか。

今年度も大雪による雪の重みで建物が崩壊する事例が散見されるなど、改めて空き家が問題となっており、現在作成している第二次小樽市空家等対策計画のアンケート調査においても、「遠方のため管理が行き届かず防犯、防災、雪の問題が心配」、「解体費が大幅にかかるので費用の捻出が困難」などの意見等があるように、課題が山積している状況である。

このまま空き家を放置すると、周囲にとって危険な特定空き家となり、結果として行政代執行が行われるという例を作ってしまうと、空き家は放置してもよいという意識が他の所有者に芽生えかねないことから、市には、特定空家等住宅除却費助成事業費や移住・定住促進住宅取得費等補助金などの制度を様々な視点で活用しながら、特定空き家にならないうちに、事前の防止策に取り組んでほしいと思うがどうか。

市では現在、小樽市橋梁長寿命化修繕計画の対象として136の橋梁を管理しているが、今後、市が独自に新たな橋を建設することは難しいと考えられることから、現在あるこれらの橋梁を維持管理して残していくことが全てになると考える。

令和4年度一般会計予算において、市は、橋りょう長寿命化事業費として1億5,000万円を計上しているが、その中に植物の伐採費用は含まれていないという。しかし、植物のつるは、橋梁のコンクリートに入り込んで隙間を広げるなど、橋梁に最も悪影響を及ぼすと聞くことから、市には、道路等の維持管理と併せて、橋梁周辺の植物の伐採や清掃を行うようにしてほしいと思うがどうか。

除雪について、市は市民に対し、除雪費のことをわかりやすく説明すべきであり、例えば、作業にかかる費用について、状況にもよるが、除雪が1キロメートルあたり2万3千円、排雪が1キロメートルあたり200万円と大きな差があることは、排雪の回数を増やせない最大の理由として、伝えていくべきと思うがどうか。

また、排雪を効率的に行うためには、雪を運ぶダンプが円滑に走行できる道路の確保が必要であり、市には、雪捨て場につながる道路の除雪や排雪の頻度を上げることで路面管理の向上や走行幅員の確保に努めてほしいと思うがどうか。

地域公共交通網形成計画が策定されてから約2年が経過するが、現在、市内の路線バスの収支はかなり厳しい赤字の状況になっているという。

今後、人口減少が進んでいく状況を見据えながら本市の公共交通を守っていく必要があるが、現在、市内の路線のほとんどの部分が均一区間料金となっており、路線バスの経費構造からすれば、長い距離を走るとその分、燃料代や人件費がかかっていくのだから、対キロ制料金の導入も検討する必要があるのではないかと思うがどうか。

また、塩谷、祝津方面から小樽駅を越えて利用する場合などには2路線乗り継ぐ必要があるため不満の声もあるが、乗り継ぎ料金を設定し、対キロ制料金で乗った距離に応じた金額を算定することで、こうした不満も少しは解消されるのではないかと思うがどうか。

並行在来線のバス転換について、新聞報道等を見る限り、これまでバス転換に同意した各自治体の考え方には開きがあるように思えるが、北海道新幹線並行在来線対策協議会では、並行在来線の代替バスについて今までどのような説明がされてきたのか。

また、仮に並行在来線をバス転換とするならば、継続性や利便性、経済効果などの観点から、都市間バスが最も理想的な代替バスになると考えるが、市は、今後バス転換の協議が始まった場合に、協議会でこのような提案をする考えはあるのか。

並行在来線の存廃問題について、市は、将来にわたる財政負担や、鉄道施設としてのインフラ保有に係る負担などを考えたときに、現状ではバス転換に優位性があるとしており、前提としている収支予測も妥当であることから、既に判断材料は揃っているとの認識だという。

しかし、この収支予測は並行在来線対策協議会が委託した民間のコンサルタント会社が試算し、道が精査したものであるものの、この試算については、例えば費用便益分析が行われていないことなど疑問や再試算を求める声があるが、市は、道に対し再試算を要望する考えはあるのか。

稲北地区第一種市街地再開発における株式会社アール・アイへの貸付けについては、同社の経営状況が厳しいことなどから返済を見込めず、以前から協議を続けているとのことだが、この事業は市が立案して進めたものであるのだから、市は、同社が返済していける経営体になるよう、知恵を出すなどソフト面での協力を行い、せめて元利合計額が増加しないようにすることが重要であると思うがどうか。

公園の管理について、市は、市内で活動している公園愛護会に、1公園につき基本額1万円と公園面積1平方メートル当たり8円の報奨金を交付しているが、愛護会から人手不足によって作業を外注するなど十分な管理をするのに苦慮しているという声があることから、市には、報奨金を増額して支援することを検討してほしいと思うがどうか。

また、例年実施していた花壇ボランティアも中止になるなど、今後も新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されるが、市は、来年度、どのような取組を行うのか。

・議案第7号について

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにより、令和4年10月から、現行の1割負担の方のうち、一定以上の所得のある方については2割負担に変更されることとなる。

一方、高齢者の生活の土台である公的年金は2年連続で引き下げられ、さらには灯油代や電気代なども大幅に値上がりしている中、現状で窓口負担割合を2割にすることは、高齢者の暮らしに大きな負担となり、ますます必要な医療が受けにくくなるのが懸念されるため、市には、国の悪政からの防波堤となり、独自で何らかの対応をするべきと思うがどうか。

・議案第12号について

簡易水道事業会計における収入の約半分が一般会計からの繰入金であり、来年度予算も今年度と比較すると繰入金が増加しているという。

本市の簡易水道事業の現状は総給水量が減少している一方、基本水量が年々増加しているほか、料金収入となる有収水量の割合は6割弱と低く、使わない水や売れない水を受け入れていることから、令和7年度以降の次期計画では基本水量を見直すべきだと思うがどうか。

また、この事業は北海道が主導して進めた事業であることに鑑みると、赤字解消に向けた道の責任は大きいと考えるが、道は石狩湾新港地域に特化した取組みは行っておらず、責任を果たしているとは言えない。

簡易水道事業における赤字は、道が負担すべきものであり、市は、道に対し赤字解消に向け、取り組むよう強く要求すべきと思うがどうか。

・議案第25号について

議案第25号は、小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案だが、市が青果市場運営委員会を開催せずに、廃止条例を提案したことを問題視している。

運営委員には個別に経過報告したとのことだが、内容がよくわからなかったという話もあり、今後の運営に関する心配の声が上がっていたことから、事前に経過報告も含めて運営委員会を開催し、委員の意見を聞く必要があったと思うがどうか。

また、今後は市場施設を青果物の流通拠点として活用するため、市場関係者との調整は必要不可欠であり、市にも流通に支障が出ないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

議案第25号小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案について、公設青果地方卸売市場は、市場廃止後、引き続き物流センターとして利用されるという。

物流センターへの移行に伴い、流通の仕方が変わることから仲卸業者や小売業者の組合等には状況説明を行っているものの、移行にあたっては、いろいろな課題や疑問が出てくると思われるが、それらはどのように解消していくつもりなのか。

また、市は、市場の廃止に伴い、公設青果地方卸売市場条例を廃止するというが、引き続き当該施設に関係していくにあたり、条例を廃止することで何か支障が生じることはないのか。

・その他の質問

代表質問で令和4年度の予算編成方針について、一部具体性に乏しいこと、マンネリになっていること、各部長や職員に響く内容になっていないことなど、もっと市長の考えを明確に示すべきとただしたのに対し、市は、令和5年度当初予算編成方針までに改善に向けて検討していくというが、具体的にどのようなことを検討していくのか。

人口減少対策として、住みやすい魅力あるまちづくりを行い、中心市街地が活性化していくことは重要であるが、少子化対策を行い、若者に定住してもらうことも必要であると考えます。

例えば、活気ある若者の定住につなげるため、予算を計上していわゆる婚活イベントを行っている市があるが、本市でも将来に向け、このような若者の応援企画を行うなど、鋭意研究し、取り組んでほしいと思うがどうか。

市が作成するパンフレットなどを見ると、情報が非常に伝わるものがある一方、伝わるか疑問に感じるものも見受けられるが、情報発信は伝わるように伝えることが基本であり、どの部署でも情報を正確に発信できるよう、作成技術向上のための研修を行うことが必要と思うがどうか。

また、パンフレットなどを設置できる場所についても庁内で情報共有されていないというが、情報を一元化することは、市民により確実に情報を伝えられることになり、ひいては業務改善にもつながると思うがどうか。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、高校生でも親の同意なしでローンなどの契約ができるようになったり、若者の消費者被害防止の防波堤でもある未成年者取消権が使えなくなるなど、若者の消費者被害の拡大が懸念されるが、市は、高校生などに向けた消費者教育の拡充・啓発についてどのようなことを検討しているのか。

厚生労働省は、2040年度には介護職員が全国で約69万人不足すると公表しており、介護職員の人材不足が改めて問題となっている。

実際、80歳代でもいまだ介護職員として従事している方がいたり、定年退職した方がかつての職場から再雇用をお願いされる事例があるなど、大変厳しい状況であることが伺える。

国は介護職員の処遇改善を実施しているものの、まだまだ不十分だと感じるが、市は、このことについて、どのように考えているのか。

また、介護職員の確保は、市だけで解決できる問題ではないことから、国にしっかりと働きかけていくなど、全力で取り組んでほしいと思うがどうか。

空家等対策の推進に関する特別措置法により本市でも空き家対策が講じられ、倒壊のおそれがあるなど近隣へ危害を加える可能性のある空き家の解体が進められてきたが、市には、管理が不十分な空き地についての相談があるという。

しかし、空き地については、相談があったとしても法に基づく所有者調査や行政指導ができないことから、市は、登記簿謄本で所有者情報を確認し、所有者に対応を依頼しているというが、所有者が変わっても登記簿が変更されていないことで所有者が不明となる場合もあり、市のみでは対処することができないため、国に対し、対策法の整備などを行うよう働きかける必要があると思うがどうか。

また、空き地に対する適正な管理を所有者に義務付ける条例を制定している自治体もあることから、本市においても条例の制定を検討するとともに、空き地にも管理責任があるということを周知してほしいと思うがどうか。



## ○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

## ・議案第21号について

議案第21号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、いわゆる個人情報保護法に一本化されることに伴い、用語の定義の引用法令を変更するものである。

このような改正は、これだけであれば問題ないようだが、実際には、国が個人情報保護の見直しを自治体に求め、市民の個人情報が守られなくなってしまうデジタル改革関連法の一連の流れに沿った改正であり、極めて問題と思うがどうか。

## ・その他の質問

FMおたるについて、市は、難聴地域解消のため、桂岡町、張碓町、オタモイなどに中継局を設置した結果、約5,800世帯で受信状況が改善されたとのことだが、いまだに星野町や蘭島など市の東西の両端の地域は聞こえづらい状況であるという。

このことについて市は、中継局をさらに設置しても山間部などでは電波の到達範囲が狭く、また、札幌市西区に拠点を持つFM局の周波数がFMおたるの周波数と近接しており電波干渉を引き起こすおそれがあるとの理由により、中継局を新たに設置する考えはないとのことだが、当該難聴地域に対する災害情報伝達手段についての代替策は考えているのか。

いざ災害が発生したときのためにも、市政番組や防災訓練放送など、日頃からFMおたるとの協力体制を強くして、しっかりとサポートしてほしいと思うがどうか。

小樽市防災会議は、特別な案件がない限り年1回の開催で、小樽市地域防災計画という重要な案件が議論される会議であるにもかかわらず、令和3年度においては書面会議で開催されたとのことだが、コロナ禍で大変な状況であったのは理解できるものの、今までより広い会場で開催するなど、ソーシャルディスタンスに配慮して対面での開催はできなかったのか。

また、以前から女性ならではのきめ細やかな意見が防災計画に反映されることを期待し、防災会議への女性委員登用について指摘してきたところだが、現在、防災会議委員29名のうち女性委員は2名であり、令和4年度には一般公募で女性委員をさらに1名増やすというものの、内閣府が定める目標にはまだまだ遠いことから、市には、今後目標に近づけるように取り組んでほしいと思うがどうか。

収支改善プランの取組の一つとして掲載されている(仮称)職員定数適正化計画について、市は、必要性は十分認識しているものの、事務事業の見直しを行った上で職員数の適正化を図る必要があることから、いまだ策定の段階に至っていないというが、将来を見据えてやはり策定すべき計画だと思うがどうか。

また、職員定数適正化計画の策定と並行して職員配置適正化計画の策定も進めるべきと思うがどうか。

住ノ江の火の見やぐらなど、1992年に行われた歴史的建造物に関する実態調査では対象外とされていた戦後の建物について、市は、平成31年3月に策定した歴史文化基本構想において戦後の建物なども含めた体系的な調査を行ったことから、現時点では改めて調査を行うことは考えていないというが、今まで顧みられなかったそれらの貴重な遺産がこのまま朽ち果てていくことがないように文化遺産として加えられ、保存活用する仕組みを作ってほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

第3号ふ頭及び周辺再開発事業の新たな観光・商業施設の計画を見直すというが、この見直しによって、第3号ふ頭に整備する緑地の整備期間への影響はあるのか。

また、本市は滞在型の観光を目指しているが、夜や朝の観光が課題であると言われており、この緑地でのイベントだけでなく、新たな観光・商業施設の中でもイベントを行うことができるようにすることで、夜の賑わいを創出していくことが重要であると思うがどうか。

市は、34号上屋の跡地に観光船乗り場とチケット売り場を作ること考えているというが、現在市内に18社ある観光船事業者は、同じ目的地であっても、発着地が違ふことでオリジナリティを発揮し、競争している面もあり、第3号ふ頭に発着地を集約することで同じ目的地の事業者が複数集まってくるとなれば、顧客の取り合いのような状況が発生するのではないか。

また、この事業を進めるに当たっては、観光船ターミナルといいながら観光船事業者がほとんど集まらないなどということにならないよう、市長が掲げる政治姿勢のとおり対話を重視し、各事業者との協議の場を作るなど、各事業者の希望をしっかりと聞き、説明を繰り返しながら作業を進め、充実した施設にしてほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業について、市は、マリン広場に建設を計画していた新たな観光・商業施設の規模を4階建てから平屋又は一部2階建てに縮小し、機能を観光案内所と物販、トイレ等に限定するという。

規模の縮小により、建設費は当初の予定より少なくはなるものの、コロナ禍による影響は先が見通せない状況であり、駐車場や物販施設の利用者が増えなければ、経営に支障が出てくるのではないか。

また、新たな観光・商業施設の機能を観光案内所と物販等に限定するのであれば、既存の観光物産プラザや観光案内所の機能をより充実させるだけで十分であり、新たな観光・商業施設を建設する必要はないと思うがどうか。

この度市が受理した小樽市中小企業振興会議からの答申書では、観光消費の地域内循環について、観光消費と地域経済とを一層関連付ける取組が必要であると示されているが、本市で行った観光基礎調査による産業連関表などの調査結果を、この振興会議の議論にあたり活用してほしいと思うがどうか。

また、振興会議からの提言や答申が来年度の具体的な事業の予算化につながった事例もあることから、振興会議には、引き続き効果的な提言等をもらえるよう、取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、「ここが、ひと旗あげる場所。小樽市」をスローガンに掲げて創業支援を拡充していくという。

斜面や坂が多く、平坦な土地が少ない本市においては、場所を使わなくても経済効果を生み出すことができるIT関連分野の事業等が創業に適した事業として考えられると思うが、支援策として、市は、サテライトオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペースなどの施設を整備する取組を検討したことはあるか。

また、共働きの時代にあって、せっかく起業して小樽に働く場所を作ったとしても、女性が違うところで働き始めるとそちらに転居してしまうということもあるため、女性の働く場所を確保することが、住む場所として選ばれることにつながると思うが、例えば市内のショッピングモールで物を作って売っている女性がいるように、企業とまではいかないような小さな起業を支援する仕組みや、副業をしやすいように支援を充実させるなど、小樽ならではの、市民の目線に立った細やかな支援を行うことで地域経済を活性化させていくということも、市にはぜひ検討してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第28号について

（仮称）小樽余市風力発電所による自然環境や生活への影響を懸念して発足した住民団体が、事業者に対し法定外の住民説明会の開催を要望したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になったというが、市はこうした住民の動きをきちんと把握しているのか。

また、この住民団体は小樽余市風力発電所の建設に反対するものの、再生可能エネルギーの推進すべてを否定しているのではなく、迷いながら活動しているのだから、市は、その思いを尊重し、住民に寄り添った対応をとってほしいと思うがどうか。

・その他の質問

不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺は、近年、手口が巧妙化しており、SNSなどでやり取りし、現金を振り込ませるなどの被害が発生しているという。

また、コロナ禍により通信販売の利用が増加している中、有名ブランドのロゴを盗用した偽の通信販売サイトによる被害も増えているというが、市は、市民への注意喚起をどのように行っているのか。

公共施設長寿命化計画では、塩谷児童センターは令和4年度に塩谷小学校に移転する予定であったが、施設の複合化によるメリットを活かし、地域にとってプラスになる施設づくりのための検討に時間を要することから、移転を延期することにしたという。

本来であれば、長寿命化計画のスケジュールどおり移転を進めることが理想だとは思いますが、学校施設と異なる用途の施設による複合施設の運営は、本市にとって初めてのケースであり、せつかく検討の時間をとるのであれば、今回の移転が今後の本市における地域と連携した複合施設の先例になるよう、しっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

5歳から11歳の小児における新型コロナワクチン接種については、SNS上で真実かどうかわからないようなことから信憑性が高いものまで、いろいろな情報が出回り、保護者は混乱しているというが、市にこういった保護者の声は届いているのか。

また、他市では子供の新型コロナワクチン接種について、市長がメッセージを動画で公開している例もあるが、本市でも、接種するか否かの判断材料となる情報を保護者に対してわかりやすく伝えることが必要だと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第9号について

陳情者からの訴えである入船川が敷地を分断している場所における土地使用交換について、進捗状況はどうなっているのか。

・その他の質問

海水浴場の違法建築物について、市街化調整区域内では、期間が限定され簡易な仮設建築物でなければ建築できず、基礎があり、固定された建築物は指導対象になるという。

過去には違法建築物を市が11年間も黙認していた事例があるが、海水浴場は本市にとって大事な財産であることから、市には違法建築物に対する指導・監督をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

歩道の除雪について、市では出動基準によりA、B、Cの3種類に分類し、歩道除雪Aについては連続した降雪があり、出動の判断時に10センチメートル以上の降雪が見込まれ、除雪が必要な状態と判断した際に除雪作業を行い、歩道除雪B、Cについては排雪時における除雪や雪山の高さを低減するのみだという。

市内にはバス路線であるにもかかわらず、これらの種別が混在する歩道もあり、歩道の途中でできた雪山を避けて狭くなった道路を歩く人の姿が散見され、大変危険であることから、このような通行人の安全を担保できない歩道については、種別を検討する必要があると思うがどうか。

また、店先とそれ以外の部分で生じる歩道の段差は、高齢者が歩く際に苦勞しており、高齢化が進む本市にとっての課題であるが、行政だけで段差を解消することは難しいことから、市民との協働により課題解決に取り組んでほしいと思うがどうか。

先月、国土交通省は、JR北海道が運営する在来線の92%が廃線水準であることを公表し、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」において、持続性・利便性の高い地域公共交通の構築を掲げ、不採算路線のバス転換などの提言に向けた関係自治体への意見照会を行うという。

こうした国の動きは、道内の公共交通機関すべてをバス転換せよ、というに等しいと言わざるを得ないと思うがどうか。

本市は北海道鉄道発祥の地として120年余りの歴史があり、歴史・文化の観点でも高い評価を受けているところであり、本市将来のまちづくりには、鉄道が必要不可欠なものであると思うがどうか。

また、国から意見を求められた際は、鉄道事業者に開発を任せるのではなく、国の全面的な支援のもと、IT技術の開発拠点を本市に置き、新たな100年の鉄道モデルとなるよう意見を取りまとめ、取り組んでいってほしいと思うがどうか。

水道管で発生するピンホールについて、ピンホールが原因による漏水被害が先月末時点で30件弱起きているが、硫酸イオンと重炭酸イオンの比率であるマトソン比が1を超えていることが発生の一要因であることから、水のpHを上げることにより、ピンホールの発生を抑制できる可能性があるという。

しかし、pHを上げることにより、水自体の味に影響を与えることから、市にはおいしい水でありながら、ピンホールが発生しないような水質改善に取り組んでほしいと思うがどうか。

## ○公共施設の再編に関する調査特別委員長報告（質疑の概要）

## ・陳情第11号第2項目及び陳情第14号について

本庁舎及びプールを含めた総合体育館の長寿命化計画が策定され、いよいよ公共施設の再編が本格的にスタートすることとなる。

しかし、財源を見てみると、例えば本庁舎については概算事業費60億円のうち15億円が一般財源と想定しているが、庁舎建設資金基金が現時点で1億円にも達しておらず、今後毎年1億円ずつ積み立てたとしても建設工事の着工までには間に合わない状況であり、必要な額を積み立てることができるのか非常に懸念されるが、市は、このことについてどのように考えているのか。

また、本庁舎については令和4年度から6年度の間、規模・機能に影響する内容の検討をし、令和7年度に基本構想を策定するとのことだが、検討に当たっては、従来の考え方にとどまらず、DXの推進を見据え、基本構想の策定に取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、プールの在り方について、道内の人口が10万人以上の都市を比較し、整備の方針を決定したというが、今後、人口減少が進めば竣工時には本市の人口が10万人を切ることが想定されるにも関わらず、現時点を軸にして比較をしていることや、建設後の予防保全型管理を徹底し80年に渡り供用していくとしていることは、将来を見据えた計画ではなく、人口減少問題に対する危機感や緊張感が感じられず、市民に対し不安を抱かせるのではないのか。

また、若い女性の減少が人口減少に直結する実態が明らかになっていることから、今後、基本構想を策定する際には、利用者だけではなく、普段施設を利用しない人や若い女性の意見を取り入れ、市民のニーズを把握し、施設を目的に小樽市に住みたいと思ってもらえるような施設を作してほしいと思うがどうか。

小樽市総合体育館長寿命化計画に掲載されている総合体育館の利用者数と人口の推移に関するグラフによれば、本市の人口は2006年から2019年にかけて約18パーセント減少しており、総合体育館の総利用人数も同期間に約17パーセント減少しているが、その内訳をみると、専用利用が約29パーセントと大きく減少している一方で、個人利用は反対に約10パーセント増加している。

トレーニング室やプールなどは個人利用を期待できる施設だと思うが、どのような方がどのように使っているのか、利用状況を分析して工夫し、使いたくなる施設にすることで、これから人口が減少していくことによるマイナス要因を緩和する可能性があると思うがどうか。

新総合体育館に併設するプールの建設にあたっては、その必要性を市民にしっかりと説明することが必要であり、特に、既存の民間プールではなぜ代替できないのかを市民に理解される必要があるが、市は、民間プールの状況を把握するために、情報収集していく考えはないのか。

また、今回保健所と水道局を統合せず、単独で本庁舎を建て替える計画が策定されたことにより、老朽化した保健所の在り方について検討が必要となるが、その際には、ウエルネスタウン計画を進めるウイングベイ小樽に保健所を移転することも合理的だと思われることから、そうした観点でも検討してほしいと思うがどうか。



札幌市は2030年のオリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催に向けた招致活動をしており、決定すると前年にはプレ五輪もあり、多くのアスリートが近隣地域を訪れることになるが、本市の総合体育館の建設は、現行のスケジュールでは、これに間に合わないという。

仮に受け入れできれば、経済効果や五輪関係経費等が近隣都市の設備投資等にも配分があり、本市にとって大きなチャンスであるため、この機会を損失すべきではないと思うがどうか。

また、総合体育館は、単に「体育の館」として前時代的なものではなく、日常のスポーツ振興はもちろんのこと、将来的なニーズに対応できるよう、様々な可能性を考慮した機能を付加することが望ましく、庁内からアイデアを募るべきであり、今後は産学官金、そして市民も含めて連携し、それぞれの役割を果たしてまちづくりを行うことが重要だと思うがどうか。

新たに建設する総合体育館と体育館に併設するプールについては、競技が行えることはもちろん、市民が楽しみ、憩える施設にすべきと考えることから、誰もが利用しやすい施設となるよう、維持管理職員や監視員等のほかに利用者ニーズを踏まえた運営を専門に行う職員を配置する必要があると思うがどうか。

また、そうした人材は急に民間などに求められるものではないことから、市が市民ニーズを理解できる人材を育成していかなければならないと思うがどうか。



ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎  
同 高 橋 龍  
同 高 野 さくら

医療、介護、障害福祉、保育など、公定価格で規定されるケア労働者等の強い要望に押された政府は賃金引上げを行います。保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に「収入を 3%程度（月額9,000円）」、看護師に「収入を 1%程度（月額4,000円）」の引上げを 2月から 9月の期間で「コロナ対応者限定」として実施されるものです。介護士や保育士は、全産業平均から見ても月 6万円～8万円も賃金が低く、看護師は、夜勤手当などを含めて算出しており、実態を反映していません。10月以降は、「診療報酬、介護報酬等において」引上げを継続するとしています。

ケア労働者は、コロナ禍の中で自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために厳しい環境の中で必死に奮闘しています。しかし、「使命感・責任感」だけでは支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態に陥っている職場もあります。現場からは「生活改善にならない」「職場に分断を持ち込むもの」との声が上がっています。いずれの職場でも様々な専門職や事務、現業職の労働者がチームとなって仕事をしています。パートタイム労働者など非正規労働者を含めて、同じ職場に働く全ての労働者の賃金引上げがなければ、労働者間の分断を招き、仕事の質やチームワークに大きな悪影響を与えることとなります。職種やコロナ対応者などに限定せずに、全ての労働者の賃金引上げが求められます。女性労働者が多いだけに、ジェンダー平等実現にとっても重要です。

また、ケア職場の共通する願いは、人手不足の解消です。低すぎる職員配置基準の改善、医師・看護師・保健師の大幅増員による新型コロナウイルス感染症の再拡大への備え、新たな感染症への備えが欠かせません。政府が提唱する機動的対応では、十分にカバーできないことは明らかです。また、医療、介護、福祉の職場では、1人夜勤・長時間労働が今も続いています。患者や利用者に十分なケアが行えないばかりか、安全が担保できない不安が常に付きまとう状態です。

よって、国及び政府においては、ケア職場で働く全ての労働者の賃金を全産業平均並みまで大幅に引き上げると同時に、職員配置基準を抜本的に見直し、職員が安心して働き続けられるように改善することを強く求めます。

また、10月以降について、サービス利用者の新たな負担増にならないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 17 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和4年3月17日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松田優子  
同 濱本進  
同 前田清貴

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

しかし、我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、政府においては「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月17日  
小樽市議会

議決年月日	令和4年3月17日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	高木紀和
	同	中村誠吾

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっています。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められています。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

よって、国及び政府においては、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求めます。

記

- 1 全ての子供たちの学びの継続のために  
全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
- 2 医療への適時適切なアクセスのために  
地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取組を強化すること。
- 3 新しい分散型社会の構築のために  
地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。
- 4 持続可能な地域の医療と介護のために  
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。
- 5 地域住民の安全で安心な移動のために  
政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18か所で実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月17日  
小樽市議会

議決年月日	令和4年3月17日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	-----------	------	----	----	----

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	高 橋 克 幸
	同	佐々木 秩
	同	川 畑 正 美
	同	山 田 雅 敏

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況です。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められています。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を 3% 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和 4 年 10 月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっています。

よって、国及び政府においては、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則 3 年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求めます。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和 4 年 10 月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の 2 つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則 3 年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 17 日  
小樽市議会

議決年月日	令和 4 年 3 月 17 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋克幸
	同	佐々木 秩
	同	川畑正美
	同	濱本 進
	同	前田清貴

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの軍事行動・武力攻撃は明らかに侵略行為である。

この侵略はウクライナの主権・領土の一体性を侵害し、かつ武力の行使を禁ずる国際法の重大な違反であり、国連憲章に反し、これを否定するものである。

この事態は法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。

小樽市議会は、このようなロシアのプーチン政権による軍事力による侵略行為は断じて認められず、強く非難し断固抗議するものであり、プーチン政権に対し、ウクライナへの武力攻撃による侵略を直ちに中止し、即時に撤退を求めるものである。

政府においては、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でプーチン政権に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

併せてウクライナ在留邦人の安全確保に取り組むとともに国民生活への影響を最低限に抑えることを要請する。

令和4年3月2日  
小樽市議会

議決年月日	令和4年3月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------





# 令和4年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 令和4年2月22日～令和4年3月17日

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和4年度小樽市一般会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
第1号 修正案	令和4年度小樽市一般会計予算に対する修正案	R4.3.17	議員	—	(予算)	(R4.3.10)	(否決)	R4.3.17	否決
2	令和4年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
3	令和4年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
4	令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
5	令和4年度小樽市住宅事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
6	令和4年度小樽市介護保険事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
7	令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
8	令和4年度小樽市病院事業会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
9	令和4年度小樽市水道事業会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
10	令和4年度小樽市下水道事業会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
11	令和4年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
12	令和4年度小樽市簡易水道事業会計予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
13	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R4.2.22	市長	—	—	—	—	R4.3.1	可決
14	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
15	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
16	令和3年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
17	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
18	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
19	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
20	令和3年度小樽市水道事業会計補正予算	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
21	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	総務	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
22	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
23	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
24	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	厚生	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
25	小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
26	小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
27	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
28	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	総務	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
29	工事請負変更契約について〔重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事〕	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
30	小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
31	市道路線の認定について〔朝里東46号線、朝里東46号分線、樽川西循環連絡線〕	R4.2.22	市長	R4.3.2	建設	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
32	市道路線の変更について〔樽川西循環線〕	R4.2.22	市長	R4.3.2	建設	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
33	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	総務	R4.3.11	可決	R4.3.17	可決
34	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	可決	R4.3.17	可決
35	小樽市非核港湾条例案	R4.2.22	議員	R4.3.2	総務	R4.3.11	否決	R4.3.17	否決

36	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R4.3.2	市長	—	—	—	—	R4.3.2	可決
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算(感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算)]	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	承認	R4.3.17	承認
報告2	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算(除排雪関係経費に係る予算)]	R4.2.22	市長	R4.3.2	予算	R4.3.10	承認	R4.3.17	承認
決議案第1号	「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議	R4.3.2	議員	—	—	—	—	R4.3.2	可決
意見書案第1号	ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書(案)	R4.3.17	議員	—	—	—	—	R4.3.17	否決
意見書案第2号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書(案)	R4.3.17	議員	—	—	—	—	R4.3.17	可決
意見書案第3号	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)	R4.3.17	議員	—	—	—	—	R4.3.17	可決
意見書案第4号	介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種拡大を求める意見書(案)	R4.3.17	議員	—	—	—	—	R4.3.17	可決
陳情第29号	JR小樽駅前広場再整備の中止方について	R4.3.2	議長 付議	R4.3.17	建設	—	—	R4.3.17	継続 審査
陳情第30号	小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について	R4.3.2	議長 付議	R4.3.17	総務	—	—	R4.3.17	継続 審査
その他会議に付した事件	委員会における調査の終了について(公共施設の再編に関する調査特別委員会)	—	—	—	公共	R4.3.14	可決	R4.3.17	可決
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R4.3.11	継続 審査	R4.3.17	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R4.3.11	継続 審査	R4.3.17	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R4.3.11	継続 審査	R4.3.17	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R4.3.11	継続 審査	R4.3.17	継続 審査

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
陳情第11号	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第2項目]	R2.1.24	議長 付議	R2.2.27	公共	R4.3.14	採択	R4.3.17	採択
陳情第14号	新市民水泳プールの早期建設方について	R2.2.18	議長 付議	R2.2.27	公共	R4.3.14	採択	R4.3.17	採択

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R1.11.20	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2(生涯学習プラザなど)]	R2.1.24	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2.2.3	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2.4.6	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
30	小樽市役所のウイングベイ小樽移転方について	R4.3.2	—	—	R4.3.17	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R1.5.13	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R1.6.7	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1.6.10	R4.3.11	採択	R4.3.17	継続審査
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R1.11.19	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2.1.24	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1(勤労女性センター、勤労青少年ホーム)]	R2.1.24	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]	R2.1.24	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
28	(仮称)北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について	R3.12.6	R4.3.11	採択	R4.3.17	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ばるで築港線」塩谷までの延伸方について	R1.8.9	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域(星野町71・172地域)の上水道整備方について	R1.9.5	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R1.9.6	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査

9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目）	R1.11.22	R4.3.11	継続審査	R4.3.17	継続審査
29	J R小樽駅前広場再整備の中止方について	R4.3.2	—	—	R4.3.17	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第2項目]	R2.1.24	R4.3.14	採択	R4.3.17	採択
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2.2.18	R4.3.14	採択	R4.3.17	採択

# 小樽市議会会議録

令和4年 第1回定例会

令和4年6月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111